最惠國條款には種々なる區別がある。先づ條件の如何によつて見る場合には無條件最惠國條款・條件付最惠國條款・單なる最惠國條款の三種に分たれ、適用範圍の如何によつては一般的最惠國條款・特定的最惠國條款に分たれる。また義務の双方的たると一方的たるとに依つて、双務的最惠國條款・片務的最惠國條款に分つことも出來るのである。

無條件最惠國條款とは特別の報酬の有無に拘らず、締盟國の一方が第三國に與へたる一切の權利利益は、當然相手國が均霑し得ることを約定するものであり、條件付最惠國條款とは特別の報酬を得ずして第三國に與へたる權利利益は、相手方たる締盟國も均霑し得るのであるが、特別の報酬を受けて交換的に第三國に與へたる權利利益は、同一の報酬を提供せざる限り、他の締盟國も均霑し得ざることを規定するものである。また單なる最惠國條款とは單に最惠國と同一の待遇を與ふる事を規定するに過ぎず、條件の如何を明示しないものである。此の場合に無條件最惠國條款と解す可きか、條件付最惠國條款と解す可きかは、常に疑問となる所であるけれども、歐羅巴主義においては前者と見做し、アメリカ主義においては後者と解するのが普通である。

最惠國條款なるものは、最初單純最惠國條款であることを原則としたものであり、其後對國家間の問題が複雜となるに伴れて、有條件のものと無條件のものとの區別が生じたのである。從つて其の解釋に疑問を生じ易い國家に對しては、單純最惠國條款を約定することが無いが、その憂のない國家との間には今も尙行はれるのである。

また一般的最惠國條款とは、條款適用の範圍を限定しないものであり、特定的最惠國條款とは特定の事項に對してのみ該條款を適用するものである。双方的最惠國條款は、締盟國の双方に於いて、第三國に與へつゝある利益に均霑せしめることを約するもので、今日一等國間に行はるゝ最惠國條款は常に此種のものである。之に反して片務的最惠國條款なるものは、締盟國の一方のみが最惠國としての利益を享受し得ることを約するもので、多くの場合優劣の差異ある國家の間に締結されて居る。

斯くのごとく諸種の最惠國條款が行はれるのは、通商條約によつて規定される通商航海の自由・住居・旅行・營業の自由等に關して、他國との間に區別待遇を受くることを防止せんが爲めである。殊に關稅の賦課等に就いて他國と差別待遇を受くる場合には、自國のみ不遇の地位に立ち著しい損害を受くるとゝなるので、最惠國條款の締結によつて、他の諸國同樣の權利を自國に留保して置かんとするに至つたのである。

故に最惠國條款なるものは、何等積極的の効果を擧げ得るものではないが、相手國が他國の爲めに利益の讓歩を爲す場合には、自國も共に均霑し得ると云ふ消極的効果を齎らすものである。殊に相手國が自國に對して、輸出少く輸入多き場合に、稅率協定を爲さないことがあつても、最惠國條款を約定して置くならば、相手國が他國の稅率協定に應ずる以上自國も亦同樣の稅率に均霑し得るのであり、若し其の協定稅率中に自國の産物が包含されてゐる時には、自國に對する稅率協定を承諾せしめたと同樣の効果を擧げ得るのである。最惠國條款を適用する國家においては斯くの如き利益あるものであるが、適用される國家においてはそれ丈け不便なものである。然し一等國間に於いては双務的條款が行はれるので利益・不利益は相殺され得るのであるが、片務的に劣等國が之を適用される際には、自國の自由を束縛されるのみであつて、甚だ不利益なものである。

歲入（サイニュー）

歲入とは國家又は公共團體の、一會計年度に於ける金錢の總收入を言ふのである。帝國憲法によれば、國家の歲入は每年豫算を樹てゝ議會の協賛を經ることとなつてゐる。而して歲入の中に加へられざるものは、政府が單に處分權を有するのみで、所有權なきもの即ち吏官の身元保證金、裁判所の管理する未成年者の財産供託金、郵便貯金等のごときものと法律上所有權ありとしても特別の目的の爲めに收納されるもの、即ち官吏の退職及び遺族扶助料資金、大藏省の預金、官營保險の掛金等の如きものとである。

尙歲入の種類は經常歲入と臨時歲入に分たれる。經常歲入は規定の權利または確定した財源より、一定の期間に規則正しく國庫に收納する自動的收入を言ふので、經濟收入と臨時收入とに大別される。經濟的收入としては、官有財産の收入、官業の收入・租稅・手數料があり、臨時的收入としては、罰金・科料・沒　等、及び國庫補助金・下付金・地方分擔納付金等の補塡の爲めに收納されるものが屬する。臨時歲入とは財源が不定であり、且つ不定時に收納せられるもので、官有財産・不用品の拂下代金・償金・貢獻・分捕の如きもの、及び公債等のごときものが之に屬するのである。

歲出（サイシュッ）

歲出とは國家又は其の他の公共團體における一會計年度內の經費の總支出を言ふ。國家又は他の公共團體はその存續發達を計る爲めに、適當なる機關を設備し、これを維持經營する等多くの經費を要する。なかんづく國家の歲出はその金額最も大きく、且つこれを爲し得ざる場合には國家の活動を休止せざるを得ない爲め、豫め憲法その他の會計法規により豫算の調製、議會の協賛等の手續を經此の豫算に基いて法令の定むる機關から支出されるのである。然し乍ら此の經費は國家が自己の計算に入る可きものにのみ限られるのであつて、國家が他人の爲めに保管し、單に受渡をなすに止るもの、即ち貯金の拂戻、供託金・保管金・管理財産の拂渡等のごときものは、全然歲出と區別される。

我國に於て國家の歲出は種々なる區別と憲法上の區別とが行はれて居り、豫算上の區別と憲法上の區別とがある。豫算に於ては經常歲出・臨時歲出の區別がありそれ〳〵經濟の異るに伴れて細別されてゐる。憲法上の區別には、豫算の議定に際して自由に討議し得るものと、然らざるものとがあり、自由討議を許さざるものとしては皇室經費、憲法六・七條の歲出、憲法上の大權に基づける既定の歲出、法律の結果による歲出、法律上政府の義務に屬する歲出、繼續費等が數へられてゐる。憲法はまた支出の方法に依り、豫算に依る支出と豫算に依らざる支出とを認め、豫算に依らざる支出としては豫算超過の支出、豫算外の支出の二者に分ち共に準備金又は歲計剩餘によつて補足充當し得可きものとしてゐる。

最低賃銀法（サイテーチンギンホー）

【概說】最低賃銀法は勞働階級の極端なる窮乏と、賃銀に關する勞働者及使用主間の紛爭とを防ぐ爲めに行はれる一の社會政策的施設である。勞働力の取引が當事者の自由契約のみに委せられてゐる結果、使用主は能ふ限り低廉な賃銀を以つて勞働者を雇ひ入れんと努むる事となり、勞資兩階級の間には、種々なる掛け引きが行はれ、鬪爭が行はれる事になるのである。而も勞働者は無力な場合が多く結局低廉な賃銀に泣き寢入らねばならぬので、益其の困窮を增加することとなる。最低賃銀法なるものは、斯かる弊害を未然に防がんとして行はれるもので、豫め一定の賃銀率を制定し、法律を以て强制するものである。

これはまた『法定賃銀法』乃至『低限賃銀法』とも呼ばれてゐる。

【沿革】 最も早く最低賃銀法が行はれたのは濠洲で、英米諸國は何れもこの濠洲の制度に倣つたのである。卽ち十九世紀の中葉に、始めて歐洲の機械工業が輸入された濠洲では、勞働者が工場勞働に對して驚異を感ずる程無知であつた爲め、驚く可き勞働力の濫費が行はれたのであつた。故に勞働者酷使調査會等が屢々開催される事となり、其の結果、一八九四年にニュージーランドに勞働爭議仲裁法が設けられ、此の法律に依つて勞働爭議地方和解所は、最低賃銀率を制定する權能を有するものとされた。超えて一八九六年には、ヴィクトリアに勞働者の酷使を禁ずる法律が布かれ、四ケ年間を限つて試驗的に實施される事となつた。これは各地方に勞働局を設け、特定の產業に對して最低賃銀率を指定する制度であつたが、試驗の結果が非常に良かつた爲め、一九〇〇年には更に擴張され、一九〇四年からは永久法とされるに至つた。其他サウス・オーストラリアは一九〇〇年、クインスランドは一九〇八年、タスマニアは一九一〇年に何れも最低賃銀法を設ける事とした。英國では一九〇九年に、始めて最低賃銀法が制定された。この法律に依れば、勞働局はある產業部門の賃銀率が、他の產業部門の賃銀率に比較して、低廉な場合などに其の最低賃銀を指定する事が出來るのである。一九一三年には更に此の法律の適用範圍が擴大されたが、而も尙全體の勞働者に對して行はるゝ迄には進んでゐない。米國では一九一二年マサチューセッ州に行はれたのを始めとして、一九一三年に二州、一九一五年更に二州に採用され、漸次各州に普及しやうとしてゐる。

【實例】 最低賃銀法を行ふ場合に、最も問題とされるのは、何に依つて最低賃銀を決定するかと言ふ事である。勞働者が普通の生活を營み得る程度の賃銀を、最低限度とすると言ふ主張は、かゝる場合に最も多く起るのであるが、普通の生活なるものが既に複雜な且つ明かならぬ事柄である。此の最低賃銀率決定の方法は大體二種に分たれてゐるが、一をフラットレートと言つて直接に法律を以つて規定するものであり、一は勞働局乃至特別の委員會に依つて、產業の實狀を調査の上隨時に規定する方法である。以下濠洲・英國・米國等の實例に就いて、最低賃銀率の決定法とその適用範圍とを述べて見る。

(1)濠洲　濠洲に於ては大抵の州がフラットレートに依つて最低賃銀を決定してゐる。而て此の最低賃銀は單に勞働者の肉體を維持せしむるに足るものではなく、可成り豐富に諸種の費用を見積つたものである。且つその法定賃銀は、勞働者の熟練程度に依り、男女の差別に依つて、それ〴〵差等が設けられてゐる。郵會に於ける主なる製造業・鐵道電車等の交通機關・鑛山・商店等に屬する賃銀勞働者は、何れも皆この最低賃銀法の適用を受けるのであるが、幼少年工・見習工・徒弟等も往々無報酬で使役され、報酬を要求する時には解傭される場合があるので、特別に低廉な最低賃銀率を定められてゐる。

(2)英國　最低賃銀法の適用される範圍は、裁縫業・紙箱製造業・レース仕上業・鑛類製造業・菓子製造業・食料品保存業等、一般勞働者の賃銀に比して特に賃銀率の低い部門に限られてゐる。而して最低賃銀率の決定は、賃銀調査會の調査に依つて行はれ、其の地方に於ける最良の使用主が仕拂ふ賃銀率まで引上げる事を目的としてゐる。然し是れは必ずしも必要生活費に足りる賃銀と言はれない。何故ならば最良の資本主が支拂ふ賃銀と言つても元來賃銀率の低い產業部門の事であるから、他の產業部門の一般的賃銀に比べて、特に高

い賃銀である筈もないからである。かくして決定された賃銀率は、勞働局に依つて三ヶ月間廣告され、其の間に異議の申し立てをする者がなければ確定率とされる。此の確定賃銀率は多數の勞働者を包括契約に依つて雇ひ入れる場合、勞働者が書面を以つて確定率以下の賃銀を支拂はれる事に同意した場合の外は必ず適用せられるのである。最低賃銀率を嚴重に遵守せしむる爲めには、特に監督官を置き、使用主の犯則に對して罰金を課し、且つ勞働者が請求する場合には、最低賃銀率に準ずる不足額を支拂はねばならぬこととしてゐる。

(3)米國　賃銀率の決定は、多くフラットレートに依つてゐるが、中には英國の如く調査會の調査に依つて決定してゐる州もある。そして調査會の調査によりて決定する州では、勞働者が調査會に於いて硬論を吐く爲めに、解雇されることを防ぐべく、一定の保護を加へてゐるのが普通である。適用範圍は多く婦女及幼少年工に限られてゐるが、徒弟・見習工等にも相當の給與を爲さしめる規定が設けられて居る。また能力の不十分な勞働者に對しては、監督官廳の認可を有する場合に限り、最低賃銀以下の賃銀で使用することを認められてゐるのである。

【效果】 勞働者に支拂はるる賃銀額は、經濟上の理由に依つて決定せられるものであるから、かゝる法律上の干涉は大して效果のないものであるが、然し嚴重にさへ行はれゝば、幾分賃銀の低落を防ぎ得ること丈けは確かである。また最低賃銀法の實施に依つて、賃銀率が一體に昂騰した事實もある。卽ち英國の織物業に最低賃銀法が行はれた場合に、勞働組合の標準賃銀が數割騰貴した事もあれば、ヴィクトリア州に於いて、矢張り織物業に適用された時、織物業勞働者の一般賃銀は、最低賃銀率の二割以上高まつた事もある。

最低賃銀法の制定に依つて、企業家の利潤が減少するといふ非難は、屢起る處であるが、然し此の制度は左程彼等に打擊を與へ得るものでもなく、却つて勞働組合等の運動を阻止せしむることゝなる場合が多いものである。また此の制度を實施すれば、勞働能率を低減する事も多くの企業家によつて懸念される處であるが、濠洲・英・米等の實例によれば、却つて反對に一般の勞働能率が增進したと云ふ事實があり、これも大した問題ではない。要するに最低賃銀法の實施は勞働階級に對する濫耕的搾取を減じ從つて勞働階級の極端なる窮困を緩和し得るもので、これによつて資本家階級は格別の負擔を得るものではない。故に賃銀勞働階級の存續と、現在の生產制度の維持とを計る爲めには最低賃銀法は相當の效果を擧げ得るものであると云つて差支えないであらう。

左傾（サケイ）
『右傾』を見よ。

搾取階級（サクシュカイキュー）
『階級』を見よ。

產業革命（サンギョーカクメー）
【概說】 產業革命とは產業組織の急激なる改革、卽ちその產業的發達の上に新紀元を劃す可き事件の發生を言ふのである。今日の產業組織は、何れも幾段階かの改革を經て現はれたものであるが、多くの場合その改革は漸進的に行はれたのであつた。然るに十八世紀の中葉以後英國に行はれた處の產業革命は、全く急激なものであり、且つ英國のみならず、各國の產業界をして急進的發達を爲さしめたのであるから、產業革命と言ふ場合には主として此の英國のそれを指すやうになつてゐるのである。十八世紀中葉の英國に於ては、產業狀態は尙甚だ幼稚であつた。農業は中世の

マノーア(『マノーア』參照)が滅び、土地は多くの所有者に分割されてゐた爲め、小農的經營法が用ひられて居り、工業は兼業的小生產者に依つて營まれてゐた。卽ち今日の如く資本家と勞働者の對立もなく農民と工業者の區別も明かではなかつた。一方に小區劃の耕地を耕しつつ、一方には紡績機械を備えて置き老幼男女の別なく各自が適宜の業に從ふと言ふが如き有樣であつた。また商業も交通機關の發達が遲れてゐた事と、生產と消費が敏活に行はれてゐなかつた事との爲、未だ小規模に行はれてゐた。每週日時を定めて各地に市を開くことゝ、行商を爲すことゝによつて、僅かに商品の交換が行はれると言ふのが此の當時の狀態だつたのである。

然るに十九世紀に至ると、種々なる新機械が發明され生產力が急激なる進步を遂げる事となつたので工業は勿論農商業上の狀態も全く一變するに至つたのである。

【生產方法の發達】 十八世紀後半以後、機械の發明、生產方法の改良は實に著しいものであるが、その中の最も重要なものはジェームス・ワットの發明した蒸汽機關である。これは全く英國產業史上に一新紀元を劃したものであつて、英國の生產業者が他國のそれを壓倒するに至つた原因は主として玆に存するのである。蒸汽機關に次いで特筆す可きものは紡績及び織物機械の發明であつた。卽ちハーグリーブスの紡績機、アークライトの水力紡績機械、クロムプトンの紡績機等のみならず、從來の手工業者に對して、致命的打擊を與へた動力使用の織機が、一七八五年カートライトに依つて發明されたのであつた。

其他製鐵方法の改良、及び製鐵機械の發達が行はれ、製鐵業の面目が全く一新されたのみならず、蒸汽力の應用は交通機關の上にも及んだのである。卽ち一八〇七年フルトンに依る汽船の發明、一八一四年ステフェンソンによる機關車の發明が行はれた結果、海上及陸上の交通は著しい發達を遂げ、諸機械の發明による生產の增加發達を完成せしめるに至つた。此の交通運輸機關が發達した事は甚だ注意す可きことで、之に依て英國の產業界はその多量の生產物を容易且つ低廉に運搬することゝなり、內外に於ける販路の擴張を見るに至つたのである。

【產業革命の影響】 產業革命は從來の手工業を覆つて、今日行はれるが如き機械的大工業卽ち資本制工業を建設した。此機械工業は、その後各國に輸入され今日の如く世界的となつて來たのである。故に今日我々が當面してゐるところの資本主義の特長と禍害とは一切この產業革命に淵源してゐるものと言はなければならないのである。大量生產の發達、資本集中の傾向は、貧富の懸隔を甚しからしめ且つ一切の生產物を商品化して來た爲めに、遂に勞働階級對資本階級の對立を促し、その反抗爭鬪を招來せしむるに至つたのである。かゝる經濟的變革はまた社會上政治上の關係をも動かす事となり、資本主義思想を發達せしめ、資本家階級をして政治上社會上の支配階級たらしめるに至つた。今日に於いては一切が資本主義の支配下に置かるゝ有樣であるが、かゝる現象を生ぜしめたものは產業革命による新生產方法の確立であることを思ふとき、產業革命の影響の實に大なることを感ぜしめられる(『資本主義』參照)。

產業組合(サンギョークミアイ)

產業組合とは、組合員の產業又は經濟の發達を期するため、(一)組合員に產業に必要なる資金を貸與し、及び貯金の便宜を得せしめ(信用組合)(二)組合員の生產したるものを加工しまたは賣却し(販賣組合)、(三)產業又は生計に必要なる物を購買してこれを組合員に賣却し(購買組合)、(四)組合員の生產したものに加工し、又組合員をして產業に必要なるものを使用せしむる(生產組合)目的を以て設立する社團法人をいふ。從つて產業組合の法律上の性質は私法人に屬する營利的社團法人であつて水利組合・商業會議所の如き公共團體と異り、重要產物同業組合・農會等の如き公共組合と異り、また民法上の公益法人とも異なり、民事會社・商事會社等と其法律上の性質を同じうするものである。產業組合はその目的とする業務の異同により、大別して信用組合・販賣組合・購買組合及び生產組合の四種に分たれる。而してこれら大別された四組合は、更にまた各部門に於ける加工・販賣購買・貸付等業務の異なるにより、更に幾多の小部門に分類さる(『信用組合』『販賣組合』『購買組合』『生產組合』參照)。

產業組合の組織には無限責任・有限責任・保證責任の三種の區別が存する。無限責任組合にあつては組合財產を以てその債務を完濟することが能はざる場合に於て、組合員の全員がその出資額の外、一定の金額を限度として責任を負擔し、有限責任組合にあつては組合員の全員がその出資額を限度として責任を負擔し、保證責任組合にあつては、組合財產を以てその債務を完濟することが能はざる場合に於て、組合員の全員がその出資額を有するのみならず その種類性質の如きも連帶無限の責任を負擔し、有限責任組合にあつては組合員の全員がその出資額を限度として責任を負擔し、保證責任組合にあつては、組合財產を以てその債務を完濟することが能はざる場合に於て、組合員の全員がその出資額の多少の相違のあることはいふ迄もない(『コ・オペレーション』參照)。

產業豫備軍(サンギョーヨビグン)

【生產力と資本組成の變化】 資本の組成、卽ち放下資本における可變部分と不變部分との

比例は、勞働生産力の變動するごとに變化する。蓋し勞働生産力の增進は、ヨリ發達せる機械の採用乃至ヨリ大規模なる協業の實施に依つて行はれ、從つてヨリ大なる不變資本を必要とするものであり、同時に同一商品の生産に要する人間勞働量を、從つて可變資本を減少せしめるからである。一定せる程度の勞働生産力の增大は、一定の資本蓄積を豫備條件とする。卽ち勞働生産力の增大は、高價なる勞働要具、廣大なる工場、多量の生産原料等を前提とするものであり、かくの如き大なる生産機關の所有は一定の資本の蓄積があつてはじめて可能となるものだからである。然るに資本制生産のもとにおいて、勞働生産力の增大は、同時にまた剩餘價値生産の增大となるものであり、剩餘價値生産の增大は、資本の蓄積を大ならしむるものである(『剩餘價値』參照)。而して資本蓄積の增大はまた當然生産規模の擴大を誘起し、生産規模の擴大は生産力の增大を促すことゝなるのである。かくの如くして、社會における勞働生産力は絕えず增大し、資本の總額は不斷に增加されて行くのであるが、而も可變資本の相對的減少は資本の絕對的增加以上の速力を以つて進むのである。卽ち資本の蓄積によつて新たに生ずる資本は、其の大さに比例して、益少數の追加勞働者を雇ひ入れることとなり、同時に舊資本の組成が變化して來るからである。資本の蓄積及びその生産技術上の革命が急激なるに從つて生ずる可變資本の絕對的減少、卽ち雇傭勞働者數の減少を防ぐ爲めには、その蓄積が迅速に行はれなければならぬ。然るに蓄積の進行が迅速であればある程、生産技術上の革命も促進され、資本の組成は變化して來るのである。

『總資本の增大につれて、それよりも急激に速度を加へる可變資本部分の相對的縮少は、資料に對するヨリ急激なる絕對的增殖として現はれる』とマルクスは言つてゐる。マルクス論者が人口過剩を說明して、生活資料(嚴密に言へば可變資本)が一、二、三、四の算術級數を以つて增殖するに對し、他方において人口は、一、二、四、八、の幾何級數を以つて增大する、と爲したのは、卽ちかゝる現象の皮相的觀察であつた。然しマルクスに依れば、『實際はそれと反對に、資本蓄積は絕えず相對的の、卽ち資本の價値增殖慾に超過する、或は追加的の勞働人口の如く各勞働者に對して一臺十マルクもすの機械を使用せしめる場合、勞働者數の增加は勢ひ不變資本の增加を招來することゝなるのである。故に資本の蓄積と共に、企業家は出來る限り勞働者數の增加なしに勞働の增加を計らうとする。而も可變資本の減少によつて生ずる產業界の過剩勞働者、卽ちマルクスの謂ふ『產業豫備軍』の增加はかゝる傾向に對する就業勞働者の反抗力を減退せしめるのである。更に就業勞働者の過勞は、過剩勞働者の增加を招くに至り、資本組成の變化と相俟つて、產業豫備軍を、卽ち資本の自由支配に屬する勞働者を、一般人口の增加率に比して、遙か以上に增大せしめる。

【勞働の單純化と農業の資本主義化】 產業豫備軍の增殖を盛ならしめる原因には尙、勞働の單純化と農業の資本主義化とがある。近世の機械工業が發達するに從つて、勞働は次第に單純となり、勞働者の見習期間は最低限度に切り縮められる。勞働者の再生產期間は短縮された。婦人及び兒童は多くの產業部門に流入して男子の成年勞働者と地位を爭ふに至つたのである。而も婦人及び未成年者の經濟的獨立と、彼等が共稼ぎし得ることと、子女をも早くから勞働に從はせ得る可能とは、必然に早婚を促し益々勞働者の再生產期間を短縮するに至るのである。

更に、資本主義生產が農業を征服するに至ると、勞働軍の激增、從つて過剩勞働者の激增は一層急速な勢ひを以て行はれる。農業に於いては生產力の增進は最初から可變資本の、卽ち勞働者の絕對的減少を惹き起すのである。それは農業が土地を基礎とする爲め、勞働者數の絕對的減少を防ぐに足る可き、新資本の投下が不可能だからである。されば農村において過剩となつた勞働人員は、國外に移住するか、然らざれば工業地に流入して、其處で資本家の下に職を求むることゝなるのである。

かゝる諸種の原因の外に交通機關が發達する爲め、產業の發達の後れた國々から、資本は新勞働群を引寄せることも出來るので、勞働人員は非常なる速力を以つて增加するのである。その結果は過剩人口卽ち產業豫備軍の出現となり、而もそれは勞働力の增進によつて益甚だしくなつて行くのである。然し乍ら、此の過剩人口卽ち產業豫備軍の存在は、資本の發達を阻止するものではなく、却つてその前提條件となるものである。若し隨時に必要なる追加勞働者を供給すべき源泉となる此の豫備軍が無いとすれば、資本制大工業の飛躍的發達は不可能となるであらう。而して又、此の豫備軍は單に資本の突發的伸張を可能ならしめる計りでなく、勞働階級一般の賃銀を壓迫するものである。此の豫備軍が全部收容されると云ふことは、滅多にないので、賃銀は生產界の最も活氣を呈した時にも尙一定の限度を超えて增騰することが出來なくなるのである。

要するに產業豫備軍の不斷の存在、勞働生產力の增進に附隨するところの、過剩勞働人員の增加は、資本制生產の行はれる限り避くる事の出來ぬ現象である。一般の經濟學者が此の現象を目して、勞働生產力の增進よりも、人口增加の勢が急激である爲めに生ずるものであるかの如く說くのは現實の眞相を看破せざる謬想といふべきである。

サンヂカリズム

【概說】 サンヂカリスム(syndicalisme)なる佛蘭西語は比較的近年に至つて生じたものである。サンヂカー及びこれに派生した言葉は久しく勞働團體について使用されてゐた。卽ち保守的勞働組合をサンヂカー・ジョヌー(黃色組合)、急進的勞働組合をサシヂカー・ルージュ(赤色組合)と呼んでゐた如きはそれである。然るに十九世紀の終末に至つてサン

デカー・ルージュの主張をサンヂカリズムと稱することゝなつて來た。サンヂカリズムなるものを廣義に解し、黃色・赤色の兩勞働組合を以つてサンヂカリズムの一部を爲すものであると說くものもあるが、普通には急進的勞働組合の主張のみを指してゐる。

佛蘭西の急進的勞働組合は英國流の勞働組合と頗る趣を異にしてゐる。卽ち英國の勞働組合が主として職業的團結を爲し、多數の組合員と多額の資金を有してゐるに反し、佛蘭西のそれは比較的小規模であり、資金に乏しく且つ職業的ではなく產業的團結を爲してゐるのである。斯かる相違は英佛兩國に於ける工業上の發達程度が異つてゐた事と、一般の社會思想が相違してゐる事とから生ずる。英國に於ては工業の發達が最も進んでゐる爲め、勞働賃銀も亦從つて高く、勞働階級の中には餘裕のある者が多い。從つてかゝる熟練勞働者に依つて爲される團體は、資金をも豐富に集めることが出來るのである。此の資金が豐富である事と、職業的團結であり、賃銀の低廉な不熟練勞働者を含まないといふ事が、英國の勞働組合を保守的ならしめてゐるに反し、佛蘭西の勞働組合は一般勞働階級の賃銀率が低い爲め、資金に乏しい事と、且つ不熟練勞働者をも含む產業的團結である事との爲め、甚だ急進的で、非合法的な傾向を示すに至つたのである。

斯かる相違が著しくなつたと言ふ事には、產業發達上の理由のみならず他にも種々なる理由があつたであらうが、兎も角、かくして急進的となつて來た勞働組合は、英國流の勞働組合とは全く異つた主張を有するに至つた。これが卽ちサンヂカリズムなのである。

【理論】 サンヂカリズムは理論よりも實行を尊び、理論主義を極端に排斥してゐる。從つてサンヂカリズムには獨創的なる理論はない。あるものは唯實行の哲學のみであるとサンヂカリストは稱してゐるのである。彼等は一切の合法的政治的運動を避け、現在の經濟組織を改革する爲めには、總同盟罷工に依る外はないと唱へてゐる。卽ち階級鬪爭を完了せしめる者は、勞働階級の經濟的直接行動たる總同盟罷工の外にはないと言ふのである。然し此の非論理主義のサンヂカリズムも、全然特殊の理論をも有してゐないわけではない。殊にその實行運動としての地步が漸く堅固となるに伴れて、その行爲を是認す可き理論が必要となつて來るのである。ソレル及びベルト等は、實にその理論の建設者となつたのである。彼等は現在社會が二個の敵對的階級に分たれ、常に鬪爭を餘儀なくされてゐる事を主張し、國家制度・軍國主義等が全く資本階級の利益に出發するかの如く說いてゐる。そして此の鬪爭を完成せしめる爲めに經濟的直接行動を執ることを高唱してゐるが、彼等の階級鬪爭論は全くマルクス派社會主義の主張と同樣であり、經濟的直接行動に就いては無政府主義と同一の步調をとつてゐるのである。彼等サンヂカリストの中には、自らマルクス說の繼承者であるが如く唱へカウツキー、リーブクネヒト等のマルクス派社會主義者が、マルクスの敎義を混濁せしめ且つ不透明ならしめたかの如く說く者もあるが、マルクス說が社會進化の自然法則的基礎の上に立つものである以上、サンヂカリズムとは全然相容れないものであるは言ふまでもない。而もサンヂカリズムは階級論に於て社會主義の流れを汲んでゐるに反し、國家觀の上では無政府主義を模倣してゐるのである。卽ちサンヂカリズムは現存の國家を否認し、將來社會に於いてはサンヂカーとその聯合組合の外に、何等の政治的團結をも認めないのである。故にサンヂカリズムは非議會的となり、非愛國的・非軍國的となつて來てゐるのである。

且つ又サンヂカリズムは知識階級を排斥する。彼等に依れば知識階級なるものは、不生產的寄生蟲であり、無用の長物である。知識階級なるものは、何れも資本階級の扶養を受けてゐるものであるから、學問技術の發達も勞働者自身の手に依つて爲すべきであり、知識階級を排斥するは寧ろ學問發達上に必要であると云ふのがサンヂカリストの見解である。我國の勞働階級の間に一時高唱された知識階級排斥論は、實に此のサンヂカリズムの主張に出でたものである。

【將來社會觀】 サンヂカリズムの將來社會觀は、必ずしも一定してゐる譯でない。然し最も普通に行はれてゐる見解に依ると、政治的國家組織の代りに、サンヂカー組織を以つて行政をなすといふのである。卽ちベルト、ブージェー等の述べる處に依ると、恰も中世に於けるギルドの如く、サンヂカーをして行政の擔當者たらしめるのである。將來社會のサンヂカーは生產團體として働くと共に、生產の組織を造り、消費を整理し、また一般的社會利益を管理する機關として働く可きことは、一九〇六年のC・G・T（勞働總同盟）協議會に於いても公認されたところであるが、然しかゝる主張はかつてプルドーンやオーエンに依つても提唱されたものであつた（『シー・ジー・ティー』參照）。

サンヂカリストが描くユトーピアに於いては、何等の經濟的特權も存在せず、支配的政治制度も存在しないのである。搾取者及び被搾取者もなく、總ての人々は生產に從事しなければならぬものであり、また萬人共に消費し得るのである。此のユトーピアは無政府主義の人々、及び理想的社會主義の人々の說くそれと、甚だ似通つたものである。これは勞働者の理智に訴へ、其冷靜な判斷に待たんとするよりも、寧ろその想像に訴へ感情を昂奮以つて不合法的活動に出でしめんとするサンヂカリズムにとつては、寧ろ當然の行き方だと言はなければなるまい。

【沿革及び現狀】 サンヂカリズムは佛蘭西に發生し、佛蘭西を始めとして、伊太利・西班牙等の拉丁系諸國に主として發達して來たものである。サンヂカリズムの主張、及び運動方法たる總同盟罷工策が、初めて勞働組合の採用する所となつたのは、一八九四年のことである。卽ちナントに開催された勞働組合員及び社會主義者の聯合大會に於いて、總同盟罷工政策は三十七對六十五の多數を以つて採用されることに決したのである。その翌年にはナントの大會に於いて、總同盟罷工策に贊成した勞働組合を聯合したる勞働總同盟（C・G・T）が生れた（『シー・ジー・ティー』參照）。

此の勞働總同盟は佛蘭西に於ける勞働組合の全部を網羅したものではないが、然し總同盟の活動は佛蘭西勞働運動の全內容を爲すほどであつて郵便・電信・電話事務等に從事する政府の下級官吏を網羅して、一九〇九年の春に起した運動の如きは、國家の存續をも脅かさんとする勢ひであつたのである。當時の巴里は、一切外部との通信を遮斷されん計りでなく、食料品の供給をも杜絕されんとする有樣であつたので、政府の狼狽は一通りでなかつたのである。此の外に、一九一〇年の鐵道從業員罷工等は勞働總同盟の活動として特筆す可きものであつた。かくして勞働總同盟は種々なる同盟罷工の直接間接の創案者及實行者となり、かゝる同盟罷工をしてサンヂカリズム運動の終極的目的である總同盟罷工に導かんとして來たのである。

サンヂカリズムは伊太利に於いても甚だ盛んである。然し拉丁系の諸國以外には一向勢力を得てゐないのである。それは民族性や生產

界の狀態が全く異つてゐるからで、勞働運動の旺盛な英國等にも殆んど浸潤してゐない。勞働運動が大規模的となるに從つて、同盟罷工等の戰鬪手段は全國的となり超職業的となつて行く爲め、すべての勞働組合運動がサンヂカリズムに接觸して行くかの如く見えるが、然しこれ等の運動は本質上サンヂカリズムとは全く異なるもので、單に目的遂行の手段をサンヂカリズムの實行方法に藉るに過ぎないのである。サンヂカリズムの現狀に就いては『佛蘭西の勞働運動』の項を參照せよ。

産兒制限（サンヂセーゲン）

産兒制限とは生兒の出産を調節するため、人工的に避姙の方法を講ずるをいふ。而して産兒の制限を必要とする理由は、經濟上からと女性解放の必要上からと、優生學的見地からと、而して多産そのものゝ生む間接的悲劇、卽ち人口過剩の生む悲劇からと、大體此の四つの方面から說かれてゐるのは、經濟上の理由からである。單純な理論として、父が支持し得る範圍と、母に世話の出來る範圍を越すならば、その多少に係らず父母の重荷になることはいふまでもない。重荷となつた結果は父母自身が經濟的に困難を感ずるばかりでなく、その結果生兒に對しても充分なる保護を加へる事が出來なくなるを以て、範圍を超過するは親子に取つての不幸である。故に人工的方法を以て受胎せざるやうにし、以て産兒を制限すべしといふ理論が出だされたのである。而も事實は重荷であるべき筈の勞働階級に出産率が多く、資本家階級の出産率は遙かに少なくて、その兩率の比例を採つても勞働階級が甚だしいのである。バルテロン博士の調査によれば勞働婦人の一一六の出産率に對して三四を示し、死亡率は一九・八%に對して八・八%といふ數字を示してゐる。この事實は益々貧乏人卽ち勞働階級を增大せしむる所以であつて、その結果は賃銀の低落を來たし、幼少年勞働者、婦人勞働者を激成せしむる原因を作り、多産によつて父母自身の直接の負擔を重くする外、一方では自己の競爭者を出して間接に勞銀を低廉ならしむる如き結果を招いてゐるのである。この意味に於て産兒制限の問題は勞働階級と最も密接な關係を有するものである。のみならず多産によつて母體を傷つける事は甚だしく、殊に姙娠に耐えざる健康の者が姙娠して、それがため生命を失ふといふが如きは數多の實例が示す所である。のみならず生兒の死亡率は第一子より二子三子と相次いで增し、第十子以下の死亡率は非常に增してゐる故に、死産・流産等の不幸を招かざる前に、避姙によつて母體の健康を圖ることが重大だといふのである。

第二の女性解放の必要といふことは一般の女子は多く子供の保姆として時間を奪はれ、自ら職業に就くとか讀書修養するとかの時間をもたないため、文化生活に浴する機會を失ふが常である。故に生兒の出産率を適當に制限するは女性解放の目的に添ふものだといふ。

優生學上の立場は精神的乃至肉體的に病患あるものに對して、その子孫を殘すことは一個の社會惡なりとする根本の見地に基くものである（『優生學』參照）。産兒制限が起されたのはマルサスの『人口論』が發表された事に由來する。尤もマルサス自身は出産制限論者となす事は出來ないが　制慾と晩婚を以てこれが調節をなすべき事を主張した（『マルサス主義』『人口論』參照）。これに對して更に一層その理論を高調したのはジェームス・ミルであつた。彼は人生の本能を無視せず、科學的方法を以つて姙娠を避くるは罪惡でない事を說き、新マルサス主義の戰鬪を開始したのである。この運動はブースによつて更に一層明白となり、リカルド、カーライ、ジョン・

ミルに至つて新マルサス主義の理論は大成されたのである。

三權分立（サンケンブンリツ）

三權分立は三權獨立ともいふものでモンテスキューによつて唱へられた學說である。卽ち彼は一七四八年に一書を著はし、當時の英國の政治狀態を基礎として立法・行政・司法の三政務乃至は三國家機關が、相互分立せざるべからざることを說いたのである。彼は英國の政治が自然の發達によつて、その美果を收めた所以を說き、他の國民がこれに遵ふべきことを慫慂した。然るにその推理の巧妙なる事と、時勢に適應した事との爲に、遂に一世を風靡し、北米合衆國獨立及佛蘭西革命以來大陸諸國は皆その學理を擧ずるに至つた。今日各國に於ける議會制度の如きは、皆此モンテスキューの說に準じたものである。

然らば彼の學說の內容は如何なるものかといふに、國家の政務は頗る多岐多端なるものなるが故に、これを分割して一定の機關をして擔當せしむべしとなすものである。卽ち國家は單一にして分割すべからざる實體である事いふまでもないが、其政務を分割し、分割せる各部をして獨立せしめ、各獨立の高權を享有せしむるは、却つて國家の存立を完全にするものだとの根據に出でてゐる。かゝる解釋は決してモンテスキューの創見に係るものではなく、既にアリストテレース、シセロ、ポリビアス等の古代學者によつて唱へられ、十四世紀に至つてはマルシグリオによつて政務の分配すべき所以を明らかに說かれてゐる。十六世紀に至り、ボーダンは行政と司法とに分割を說き、ロックは立法・行政・國際政務に分割すべきことを主張してゐる。たゞモンテスキューはかゝる先人の主張に依り、分割さるべき政務をば、行政・立法・司法の三權と解せるに過ぎない。然し彼が國家機關をこの三權に分割すべきを說いたことは、政權分立の主張を完成せしめ立憲政治の本義を闡明したる意味に於て、政治學上及び政治史上に特記さるゝ所以である。然るにモンテスキューの三權分立の說は種々なる非難を受けた。その最も大なるは國家の高權そのものを分割するの意義と解するにあつた。國家の高權卽ち主權は不可分のものであつて、これを分割するは幾多の危險を伴ふといふにあつた。然しながらモンテスキューの論據は、決して高權そのものを分割すべしといふのではなく、これに發動する政務を分立せしめよとなすのであつた。又國家機關の獨立といふことも、獨立せる機關が相互に抗爭し侵害するといふ意義ではなく、多端繁雜なる政務をば三個の機關に分立して處理せしめ、共同共助の目的を以て、高權を伸張せんとする外ならなかつた。蓋し、近代の大國家組織が樹立されるに及び、その政務も複雜を極むるに至つたので、國務の圓滿なる進行を期するため、立法・行政・司法の三部門に分ち、獨立せる三個の國家機關によつて遂行せしむべしとなすに外ならない。都市國家や小國家に於ては、政務が單純であるだけにこれを分配するの必要を認められなかつたが、大國家に於ては、圓滿に義務を遂行せんとするには、どうしてもかゝる分配を必要とせざるを得なかつたのである。かゝる自然的必要に準じて立論されたものであつただけに、各國の立憲政治の理論的基礎は、この三權分立に端を發することになつたのである。

産婦保險（サンプホケン）

産婦保險とは婦人勞働者に對して、その出産を保護する爲めに行はれる一種の勞働保險である（『勞働保險』參照）。生産方法の發達と共に家庭より狩り出されて、工場の中に流れ込む婦人の數が次第に增加して來たので、斯かる婦人に對して出産に依り經濟的損失を補ふ

爲めに營まれるに至つたのが、此の産婦保險である。然し現在に於いては一般に普及してゐず、唯伊太利に於いのみ一九一〇年以來强制保險として行はれてゐる。この保險法に依れば、保險の經營者は國家であつて、國立産婦保險金庫をその保險體としてゐるのである。これに加入すべき義務ありとされてゐる者は、『女子及小兒勞働法』の適用を受ける工場に就業する十五歳以上五十歳迄の婦人の全部である。そして、保險料は十五歳から二十歳までは一リール、二十歳から五十歳までは二リールで、國家はその二分の一宛を補助して居り、出産の際には、平等に四十リール宛の保險金を交附することゝなつて居るのである。

サン・シモン（クロード・アンリ・コント・デ・サン・シモン Claude Henry Comte De Saint-Simon）はオーエンやフリエーと等と共に初期の社會主義者として最も有名である。彼は一七六〇年十月十七日巴里の一伯爵の子として生れた。十六歳の時より軍隊に入り、一七八〇年アメリカに渡りワシントンの下に戰爭に參加した。一七八四年佛國に歸るや陸軍大佐に任ぜられたが間もなく軍職を退いた。メキシコに渡り、太西洋と太平洋を連絡する運河の開鑿を企てたが、革命の勃發に會して歸國し、自分は貴族の出であるに係はらず人民に味方し、而して其所有地のある地方のコミューンの代表者となつた。彼は其爵位を放擲してゐたのであつたが、尚貴族黨と見られて殆んど一年近く禁錮の憂目に逢つた。投機によつて若干の金を獲、婚約を取結んだが不幸にして破婚となつた。それより熱心に學問に耽り初めた。資産を使ひ果し、健康を損ねるに至つて、一日九時間勞働一年約二百弗の給料をもつて寫字事務員となつた。彼が社會改良家として現はれるやうになつたのは、四十九歳の時からである。一八二五年五月十九日病をもつて巴里に歿す。

彼の死後門弟アンファンタン及びバザールによつてサンシモン黨なるものが建設され一八三〇年代には非常な勢を得た。サン・シモン黨の著書はかなり多いが、社會主義的見解を吐露したものは一八一七年に公にした『産業論』が初めて、其後、『産業問答』、『新基督主義』其他を著はした。

サン・シモン黨（――トー）

サンシモン黨とはサン・シモンの學説を繼承してゐたところの、十九世紀前半における佛國社會主義者の一派を云ふ。サン・シモンは其著『新基督教』に於いて、人は相互に同胞である可きことを說き、「社會は貧民階級の道德的及び物質的向上改善に努めねばならぬものであり、而して社會はかゝる目的を達するに最も善き方法を以つて組織しなければならない」と述べてゐる。

サン・シモン黨に屬する社會主義者は、この說を金科玉條とし、貧困者と貧困者の勞役によつて生活する富者との不公平を矯正する爲めには、私有財産制を廢して國有財産制とすべきことを主張してゐた。而して遺産制度を覆し、富の分配を平等にする爲めに軍隊的組織のもとに一の共同社團を造るべきことを說いた。此の社團は僧侶・勞働者・産業者の三階級より成り、各階級の長を統治の主體とし、全財産は國家に屬するものであるとの見地から、社團の所有とすべきであると考へてゐた。

サン・シモン黨の起るに至つたのは、サン・シモンが死亡してからの事である。即ちサン・シモン歿後三年なる一八二八年に、サン・シモン門下のバザールは、巴里に於いて先師の學說教義に關する講演會を開いた。而して一八三〇年に至り七月革命が行はれてからは、多數の名士が此の派に加つたのである。ブッシ

エ、ローラン、ミカエル・シァヴァリエ、バロール、フォーリエ、アドルフ・ブランキ、ピーア・ルルー、デ レセップ等が即ちそれであつた。

斯くてこれ等の同志は、一の社團を組織して共同生活を營み自らサン・シモン黨と呼んでゐたのである。然るに首領たるバザール及びアンファンタンの兩人が、婦人問題に關する意見の相違を來した爲め、同志の間も亦二派に分れ、遂にバザールはフォーリエ及びピーア・ルルー等を率ゐて退黨した。

此の分裂後暫くしてアンファンタンは同志と共にメニルモンタンに退去して僧院生活を送ることとなつた。然し此の靜寂なる僧院生活も永續せず、一八三二年には各自分散するの外ないことゝなり、且つアンファンタンは不正の團結を企てたとの理由を以つて投獄されたのであつた。アンファンタンが出獄してからは、アンファンタン及びデ・レセップ等によつて地中海と紅海とを連絡する大工事が計畫された。彼等は社會より種々なる非難を受けつゝも、人道の爲め人類の爲めになさるゝ勞働は總て神聖であるとの信念のもとに努力してゐた。そして遂にデ・レセップによつて工事は完成されたのである。即ちスエズ運河がそれである。

スエズ運河の大工事を完成する爲め遠征してゐた同志は、その後續々巴里に歸つて來たけれどもサン・シモン黨は再び組織されることなく、その教義も亦次第に忘れられて來たのである。

生物學（セーブッガク）

生物學とは生活物または有機體を研究するところの學問である。即ち生物の構造・成長・發達・分布及び機能の形態と、此等の現象の生起する原因等を研究するものである。而してこれ等を研究するものを構造生物學といひ、構造と引離せし生物の性質を研究するものを、組織生物學といふ。構造生物學の關する範圍は（一）單に一個の物質の整合せるものとしての見たる機關、または有機組織の形態の關係及びその變遷を究むる形態學、（二）生命を有するものとしての有機體を取扱ひ其營養・生長・生殖等を論ずる生理學、（三）地理學的及び地質學的に地球史上の時代と地方的相違より生ずる生活狀態の變化・氣候・風土と生物との關係、それらの相違より生ずる變化の比較研究等を究むる分布學、（四）これら一切の事實の生起する原因を推定する推原論等である。而して組織生物學にあつては（一）動物學、（二）植物學、（三）人體構造上の分類學的研究等がある。その他人類學的人體構造學の一部分としての生物學には、榮養と氣候とによつて生ずる變化の研究と人類の解剖學的分類をも含むのである。尚ほ此解剖學的分類には、（四）比較生理學及び病理學、（五）犯罪上より見たる人類學等の、更に小なる區別も設けられてゐる。

政府（セーフ）

政府とは畢竟するに行政府の謂である。モンテスキューの三權分立の思想に立脚せる文明諸國の憲法は、一方に於ては所謂國家の三作用を統一する機關又は方法を設けつゝ、他方に於ては作用の種類に從ひ、各異なれる機關をして是に參與せしむる立法作用を行ふ機關を總稱して立法府といひ、司法作用を行ふ機關を總稱して司法府といひ、行政作用を行ふ機關を總稱して行政府といふ。政府とは此行政府の略稱と解していい。日本に於ては天皇が總ての國家作用を統括せらるゝが故に、立法府といひ、司法府といひ、行政府といふもその最高の決定點に於ては、同一の機關に歸屬してゐる。故に政府とは天皇の名に於て司法權を行ふべき裁判所たる司法府、及帝國議會の協贊を以て天皇が立法權を行はるべき機

關系統卽ち立法府に對して、行政大臣が天皇に隷屬して行政をなし、國務大臣として天皇を輔弼する機關の系統を指稱するに外ならない故に、又所謂政府はそれ自身一個の權限主體として一定の意思を有するものにあらず、唯行政機關の系統を總稱せるに過ぎないのであるから、それが如何なる機關であるかは、官制その他の規定において決定せらるべき問題である。憲法にいふところの政府の意義も單に司法府及び立法府に對して一定の意義を有することを規定してあるが故に、頗る漠然たるものである。從つて政府の意義に關する學者の意見も一定せず、或は天皇なりとし、或は天皇及び内閣なりとし、或は單に内閣なりとし、或は國務大臣及び樞密顧問なりと說くものもあるといふ風である。これ畢竟するに行政機關の内容に就て不動の定義を與へんとするが故に生ずる相違であるが、元來政府なるものは他の官制の關係に於て、相對的に決定せらるべき行政機關の系統そのものを指すものであることに注意を要する。若し政府と天皇とが相合致する觀念であるとすれば、天皇に對する上奏文以外政府に對する建議を認むる必要はなく、又内閣なる合議體が政府であるとすれば、緊急勅令を發する權が天皇に存せざる事なるのである。更に政府を以て國務大臣と解する事、諮詢機關たる樞密顧問と解する事も、共に同樣の矛盾に陷らざるを得ない筈である。要するに政府とは立法府及司法府に對する言葉としての行政機關の系統と解すべきものであつて、その系統中如何なる機關が實際上の事務を取扱ひ、又は決定するかは、他の相對的な關係によつて決すべきである。而して若し他に何等例外とすべきものがない限り、系統中の最高機關たる天皇又はその旨を奉じて執行する國務大臣と解するをもつて、最も正鵠を得たる解釋となすことを得る(『三權分立』參照)。

政治學(セーヂガク)

政治學とは人類の生活の一方面たる國家の本體及び作用について總括的說明を試むる學問である。人類の生活狀態は多方面に亙り、或は個人的狀態・家族的狀態・民族的狀態といふ風に分れてゐるけれども、政治學は特に人類が國家を形成し、政治を行ふ狀態に關して研究する學問である。而してその研究に關しては、一部分に就て分析的研究をなす爲ではなく、國家の本體とその作用に對し總括的な研究をなすを以て特色とする。詳言すれば國家機關の組織と、その運用方法とを兼ねて研究する學問である。玆に於て政治學は國家の分析的攻究なる國法學・法律學・國家學等とその趣を異にする所以である。

政治學が一個の學問として研究されるやうになつたのは、東西共に諸般の學問中最も古き歷史を有する。卽ち希臘時代には旣にプラトンによつて理想國が談ぜられ、アリストテレースは『ポリチーク』なる一書を公にし、玆に政治學なる名稱は生れたのである。爾來學なる名稱を附すると否とに係らず 國家の本體並に作用を總括的に研究するやうになり、殊に十九世紀に入りて學問の分科が漸やく立てられ、學者は各自の立場から專門的に研究する風が生じたが、その結果、法律家は公法學上より國家の體形を組織して國家學を樹立し、社會學者は人類の社會生活の見地から演繹して政治國體の理法を說くに至つた。然しながら一方にかくの如き分析研究方法が進むにつれ、他方には一層これが總括的研究の必要と可能性を認め、玆に總括的研究としての政治學が、獨立の學問としての必要を認められるやうになると共に法律學等を貫通する基礎研究たる事を許されるに至つたのである。斯くして政治學なるものゝ位置は確立されることになつた。

元來政治なるものは學問たるべきか否かといふ事は問題とされてゐたところである。その理由とするところは政務は一の事實であり、政治家は一の天才であり、その成敗は天命であつて、豫め原則理法を以てこれを正す事が出來ないといふにあつた。のみならず政治に關する研究の範圍は、社會學・法律學・經濟學等の理論を以て覆はれてゐるが故に、政治學なるものの存在すべき餘地がないとされてゐた。然し乍ら現在的意味に於ける政治學は政治的事實、政治家の成敗、國民の盛衰等を研究の對象として起された學問であつて、而も社會學・法律學・經濟學等を總括したる上に、獨特の目的と範圍を定め、獨立の地步を開拓して來たのである。然らばかゝる對象を以つて生じ來たつた政治學の研究範圍卽ちその研究の順序は如何なるものであるか。卽ち第一は各國家の種類階級を分つ事、第二は一定の國家の構成を分析し、その諸機關の作用を區分する事、第三はその發達進步の原因を探究し、常則によるものと、異例的なものとを區別する事、第四はこれを人類國家生活の通則に歸納し、廣く事實を綜合して、その一貫共通せる理法を發見する事である。從つて政治學はかゝる總括研究であるだけに他の學問と不可分の關係に置かれるものが頗る多い。イエリネックによれば地理學・人類學・心理學と最も密接なりとし、ジアネーは經濟學・法律學・哲學・史學と離るべからざる關係を有すと說いてゐる。蓋し此等何づれの學問も甲乙なく關係は密接であるが、歷史は政治學の研究に最も必要とされてゐる。

關(セキ)

關とは所領の境界點乃至防衞上の重要點に設けられ、平時に於いては通行人の檢查、戰時に於いては敵軍の防禦を行つてゐたものであつて、關の門又は關所とも言はれ、江戶時代には俗に番所と言はれてゐた。關の起源は頗る古く、日本民族の原始生活時代にも旣に存在してゐたものゝやうである。その當時に於いては、築造法は極めて單純であり、且つ軍防の必要が止めば直ちに撤去するやうな、極めて臨時的のものであつた。然るにその後帝都の位置が一定するに至つて帝都の近傍には警衞の目的を以つてする定置的の關が設けられ、又邊境にある關も次第に定置的となつて來たのである。

王朝時代の末に至ると、多くの關が荒廢して來た爲め、權門・社寺等は自衞の爲めに關を設け、自ら警固するやうになつた。鎌倉時代に入つては湖海の港、河川の要津等に關を設くるやうになり、これ等の關は『河平』『津料』等と稱する通行稅を徵收するに至つた。これは必ずしも通貨のみに限らず、關を通過する材木・米穀等をも徵收したのであつて、かかる收入は社寺の用途に宛てることになつた。卽ち幕府は社寺に關を設置する許可を與へ、それによつて收入の途を許らしめたのであるかくて關の意義は全く一變して來たが、德川時代となつてからは、これ等私設の關は一切嚴禁されることとなつた。

卽ち幕府は、自ら國內要地に直轄の關を設けて、防衞及警察上の必要を充すこととした。此の時代においては、關所・番所等の名稱が專ら行はれてゐたので、陸上のみならず、渡船場等にもこれを置いた。關所には守衞を置いて嚴重に通行人を檢查せしめ、一定の資格乃至は關所手形を所有する者の外は、固く通行を禁じたのである。殊に寬永十九年參勤交代の制が定つて、諸侯の妻子を人質として江戶に定住せしむるに至つてからはその逃亡を防がんが爲め婦女子の檢查は一層嚴重となつたのである。夜中に關所を通過することは上使及び御飛脚等特定の者に限られてゐたが、書間は手負・亂心者・病人・鐵砲携帶者等を

除く男子は、手形を要せずして通行を許されてゐた。然し女子は一般に手形を必要とし、且つ守衛の妻女をして髪を解いて改めさせてゐたのである。關所に對する犯則の處罰は極めて嚴重であり、暴力又は詐僞を以て通過し又は間道から密かに迂回する者は關所破りとして磔刑に處した。此場合には案内者も同罪とされ、男に誘はれて罪を犯した女子は奴とされたのである。また忍んで關所を通つたものは重追放とし、女子は奴とされるのであつた。然し實際には間道を迂回する者も多かつたが、犯罪者でない場合には幕府も一々定通りの處罰はしてゐなかつたやうである。此の防衛上・警察上重要な職分を帶びてゐた關所も、明治二年に至つて全然廢止されることゝなり、總ての道路が自由に交通し得るに至つたのである。

赤衛軍（セキエーグン）

『ボリシェヰキ』を見よ。

責付（セキフ）

責付とは未決監に拘留されてゐる被告人に對して、一時その拘禁を解き拘留狀の効力を停止せしめる處の、裁判所の職權上の處分であるが、保釋が保證金の納付を條件として許可されるに反し（『保釋』參照）、これは被告人の親族乃至知人に對して、一定の保證を爲す責任を負はせ、其者に被告人を付託するものである。即ち責付は、裁判所の呼出しに應じ必ず被告人を出頭せしめる旨の證書を、親族乃至知人から受け取る事によつて、被告人を是に付託して出獄せしめるもので、裁判所が檢事の意見を聽いて行ふのである。而して、責付中の被告人が正當の理由なくして呼出しに應じない場合、拘留すべき必要が生じた場合等には、また檢事の意見を聽く事によつて裁判所から責付取消の命令が發せられるのであるが、かゝる事情の發生せざる限り、被告人が禁錮・懲役等の刑に服するまで繼續する事を普通とする。若し無罪・免訴・罰金以下の言渡しを受ける場合には、責付とされてゐる原因が消滅するのであるから、責付も亦當然消滅して終ふのである。

赤十字條約（セキジュージジョーヤク）

赤十字條約とは「戰地軍隊における傷病者の狀態改善に關する條約」のことで、一八六四年ジェネヴァに於いて調印され、一九〇六年に改正されたものである。これは出來る限り戰爭に伴ふ慘害を輕減せしむることを目的とし、戰地における傷病者に對しては、國籍の如何に拘らず尊重看護し　戰鬪後は互ひに遺棄されてゐた傷病者の引渡しを爲すこと等を規定する國際的の慈善事業は、博愛平等の宗教的思想に發足するものにして（『博愛主義』參照）クリミア戰爭當時に英國のフロレンス・ナイチンゲール女史が、同志と共に傷病兵士の救護に從事したことを、最も古き歷史とするものである。その後一八五九年に伊太利統一戰爭が起り、ソルフェリノの野に墳國軍とサルデニア佛蘭西聯合軍とが鬪つた場合に、瑞西人ヘンリー・デュナンが戰中にあつて、四萬の負傷兵が會戰後三日を經て猶救護されなかつた實狀を目擊し、大に感憤して之が救護機關を造る可く、各國の王公貴顯を訪問し、瑞西の公協會を動かして其目的の完成に盡力せしめてから、始めて此の條約が結ばれるに至つたのである。即ち公益協會は瑞西政府に謀り各國政府と交涉して一八六四年、瑞西ジェネヴァにこれが爲めの會議を開き、遂に各國をして條約に調印せしむる事となつたのである。これ即ち赤十字條約の嚆矢である。その際瑞西政府の盡力を記念する爲め、同國々旗が赤地に白十字を劃したものである處から、之を反轉して白地に赤十字を染めたるものを、同條約によつて行ふ事業の記章と

したのである。これが赤十字の初めであり、且つ同條約を赤十字條約と呼ぶ所以である。此の赤十字條約は丁抹戰爭・墺普戰爭等に應用した結果、多少の缺點があつた爲、一八六八年に修正された。また其後普佛戰爭當時海戰の上に大變革が行はれた爲、一八九九年には『ジェネヴァ條約を海戰に應用する條約』なるものが調印された。これ即ち『海上赤十字條約』と呼ばれるものである。其の後一九〇六年に改正されたものが、現行の赤十字條約であつて、各國には此の條約に基く救護團體が設けられてゐるのである。

我が國に於ては、日本赤十字社なる名稱のもとに、政府の保護を受けて戰時における赤十字事業の完成を期してゐる團體がある。日本赤十字社は病院を經營して、平時に於ても貧窮罹病者の救護に從事してゐるものであり、且つ歐洲大戰終熄後（一九一七年）全世界の赤十字團體が聯合し、健康增進・疾病豫防・苦痛輕減といふ三大事業に從事することゝなつたので、戰時における救濟のみならず、平時における救護事業にも大に努力することゝなつたのである。

赤十字社（セキジュージシャ）

『赤十字條約』を見よ。

節儉の令（セッケンノレー）

節儉の令とは奢侈を戒め、消費を制限せんとする法令を云ふ。斯る法令によつて個人經濟の平準を保たしむることは、一種の仁政であると云ふ思想は、東洋において古くより存在してゐたものであつて、我國でも古代から行はれてゐたのである。即ち古代に於いては之又は御儉約條令等と呼んでゐた。

節儉の令が國史に現はれた最初は、天武天皇の十年に、親王以下朝官庶民に至るまでの一般服制を定められた事にある。これは唐の制度を輸入したものであるが、同時にその政策をも模倣したものであることは言ふまでもない。その後も朝廷から、屢々衣服・宴會等に對する取締令が發布された。これは消費を制限すれば財貨の缺乏を見る事がないとの思想に基くものであり、王朝時代の末に至つて、節會・諸社の祭禮等が華美に流れるやうになつてからは、祭禮法會に對してもそれ〴〵過差の制を定めたのである。

鎌倉時代に入つてからも、節儉の令を下した事が多く、殊に龜山天皇の弘長元年には、次第に華美の風に染んで來た處の武士に對して最初の節儉令が發せられたのである。室町時代に入つてからは、國民の生活が一般に向上し、將軍家においても義滿・義政の如き豪奢を爲す者が現れ、一般に奢侈を競ひ、幕府に於いても何等の取締りを爲さなかつた爲め、遂には經濟狀態の平準を保持することが出來ず、社會の恐慌を惹起するに至つた。

德川家康は個人としても、大いに質素を守り之を家訓としてゐたので德川時代に入つてからは幕府は極力節儉の鼓吹に盡力したのである。即ち元和元年に武家法度を定めて諸侍に儉約を專らとす可き事を敎へたのみならず、公家法度にも服制等を定めて之を嚴守せしめたのである。其後に於ても、屢々儉約令を發して武士及び一般人民の消費を制限し、且つ一方に於いて生產の奬勵を行つた。然し其の結果は、生產の過剩となり、米を以つて唯一の收入と爲す旗下其他の武士は、却つて生活の困難を感ずる事となつた。幕府は是に對して武士の節約を奬勵し、米價の釣上げ策を講じたが十分の効果を表はすことがなかつた。

德川時代ほど節儉の令を頻繁に發した事はなかつた。それは當時生產力の進步して來た結果一般人民の生活が向上し、華美放逸の風が流れて來、また武士階級が是に刺戟されて華美を競ふに至つたからである。一般市民

の華美は彼等の生活が富裕になつて來た爲めであるから、決して不自然なものではなかつた。然し乍ら武士階級の收入は、一定の米俵に限られてゐた。故に彼等が華美を競ふと云ふ事は、甚だ多くの弊害を生じたのである。それ故に、幕府は武士の節儉を勵行す可く焦慮したが効果は甚だ薄かつた。諸侯を始め旗下等の武士は、何れもその身分不相應な生活を續ける爲めに、町人から借入金をする外はないと云ふ狀態であつた。即ち武士階級は、かつては經濟的支配階級でもあつたのであるが、當時に至つては、事實上、經濟的實權を握るものは新興町人階級であつた。德川時代の中葉以後に於いては、かくして武士階級の封建制度を崩壞す可き萠芽が生じつゝあつたのである。かゝる社會的傾向を阻止せんとする試みが、即ち德川時代に於ける儉約令となつて表はれて來たのであつた。

生命保險（セーメーホケン）

生命保險はまた生存保險と死亡保險の二種に分けられる。生存保險とは被保險人が一定の年齡まで生存する事を條件として、保險金の支拂を爲すものである。即ち就業資金保險・教育資金保險・結婚資金保險等の如く、年少の子女を被保險者として、一定の年齡まで生存すべき資金を提供するものと、年長者を被保險者として、老後の生活を保護する爲に行はれる長壽保險等がそれである。

死亡保險は生命保險の本體とも云ふべきもので被保險者の死亡に對して保險金の支拂を爲すのである。これには被保險人が何時死亡するにしても保險金を交付する終身保險と、一定期間に死亡した場合にのみ保險金を交付する短期保險とがあり、また被保險者の數によつて分たれる單獨保險・連合保險の別もある。單獨保險とは被保險者が一人である場合を云ひ、日常最も普通に行はれるものであるが、連合保險は相手が一人以上の場合を指す。たとへば共稼ぎをしてゐる夫婦等の場合には、何れの一方が死亡しても甚大な苦痛を蒙らねばならぬので、連合して加入し得る死亡保險が現はれたのである。

なほ生命保險には、死亡保險と生存保險とが結合して行はれる養老保險（『養老保險』參照）がある。これは混合保險とも云はれ、一定年限內に死亡するか、又はその期間以上生存する場合に保險金を交付するものである。その他兵士となつて人營する者の爲めに保險金を支拂ふ徵兵保險や、簡易保險などもある（『保險』參照）。

セーニアー（ナッソー・ウィリアム）

セーニアー（Nassau William Senior）は一七九〇年英國バークシーア州のオッフイングトンに生れ　イートン及びオックスフォード大學に學んだ。一八二六年オックスフォード大學經濟學教授に擧げられ、救貧法改正委員會、及び力織機採用の手織業者に及ぼす影響調査委員會の委員に選ばれた。一八三六年衡平裁判所長官に任ぜられ、倫敦大學評議員を兼ぬたが一八四七年再びオックスフォードに歸つて一八五二年に至る迄經濟學を講じ、一八六四年六月四日ケンシントンに歿した。

彼の著書は左程多量ではないが、その交換價値論、工業に於ける收穫遞增論、理論的抽象的演繹的科學としての經濟學研究方法の闡明の如き何れも良く正統經濟學派の長短を明にせるものとして注目せられる。就中彼の利子制慾說及び貨銀基金說は最も有名にして又同時に彼の秀拔なる學究たるを證するものである。著書としては、『經濟學概論』『經濟學講演』が有名である。

選擧（センキョ）

選擧とは一定の團體において、一定の目的の爲めに少數の適任者を選出することを言ふ。少數の適任者を擧ぐる爲めには、必ずしも選

擧による必要が無く、或は任命により或は指名に依つて行ふ事も出來るのである。然し任命は監督權を有するものが、命令服從の關係に基いて行ふものであり、指名は團體より委任された權利に基いて行ふものであるに反し、選擧は團體員多數の意見に從ふものであり、二三の團員の意思のみの遂行を許さぬものである。

選擧の方法は通常投票によるものである。それは投票に依つて行はれる場合には、其の結果が明瞭であり、誤謬を生ずる危險が最も少いからで殆んど總ての場合に投票が選擧方法として行はれると言つても差支えない。故に選擧なるものは投票によつて少數の適任者を擧ぐるものであると言ふも大した誤がない。又選擧の結果は多數決によつて適任者を決定することゝなるので、團體員全部が一致して同一適任者を選出すると云ふが如き事は、殆んど稀有なる例外的現象である。

選擧の行はれる範圍は極めて廣く、大は國家より小は少數者の集會に至るまで、殆んど選擧の行はれぬ事はないのである。此の選擧の種類は、目的の異るに從つて二樣に分つことが出來る。議員選擧と役員選擧とが即ちそれである。議員選擧には、國會議員の選擧を始めとして、府縣會議員、市町會議員等の選擧があり、役員選擧には大統領選擧を始めとして、公私各種會議の議長、市町村長等の選擧があるのである。またその行はれる團體の相異によつて、公共團體選擧・私的團體選擧と云ふ分類を爲すことも出來る。

選擧の方法が主として投票に依つて行はれるといふ事は、既に述べた通りであるが、投票が如何なる數に達することに依つて多數であることを決定するかと言ふ事は、一般に論斷することが出來ない。選擧の目的如何によつて、之を決定する方法にも種々なる種別がある。然し比較的多數であると言ふ如き場合には、團體員の意思決定手段として根據が薄弱であるから、絕對多數の投票を得る者がない場合には、其の最高點者に對して決議投票法を採り、改めて團員の意思を徵するを最も完全な方法とするのである。

選擧權（センキョケン）

選擧權とは選擧を爲し得る權利の一切を指すものであるが、一般には主として衆議院議員の選擧を爲し得る權利を指してゐるので、此處には先づ衆議院議員の選擧權に就いて說明する。

選擧權は選擧資格を有する者が、選擧人名簿に記入されると同時に生ずるもので、我國の衆議院議員選擧權は、次の如き資格を備ふるものでなくては附與されない。

(1)帝國臣民たる男子であること

(2)年齡滿二十五歲以上なること

(3)選擧人名簿調製前一ヶ年以上同一選擧區に住所を有し、且つ引續き居住すること。

(4)選擧人名簿調製前滿一ヶ年以上地租三圓以上收むる者及び滿二ヶ年以上直接國稅三圓以上收むる者乃至地租直接國稅を合計して三圓以上收むる者。

(5)缺格者たらざる事。

以上の要件を具備する者でも次の諸項に該當する時には選擧權を與へられない。即ち、(イ)禁治產者及準禁治產者、(ロ)身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者、及び家資分散又は破產の宣告を受けて復權せざる者、(ハ)剝奪公權者及び停止公權者、(ニ)禁錮以上の刑の宣告を受け裁判確定せざる者、(ホ)華族の戶主、(ヘ)陸海軍の軍人にして現役中の者戰時又は事變に際し召集中の者、(ト)官公私立學校の學生及び生徒、(チ)選擧に關する犯罪により刑に處せられ、刑期後二年以上八年以下の間選擧人たる事を得ざる宣告を裁判所より受けたる者等がそれである。衆議院議員

の選擧權に就て財産上の制限を撤廢せんとするのが所謂普通選擧であつて、佛蘭西・獨逸・米國等多くの西洋諸國においては行はれてゐるのであるが、我國では第五十議會に初めて其第一の實現を見た(第六八六頁追加參照)。尙我國における市町村制によると、市町村公民はすべて其市町村會議員の選擧を爲し得る資格を有することとなつてゐる。然し公民權を停止されてゐる者、陸海軍々人中の現役に服してゐる者及び戰時、事變の爲め召集されてゐる者等には選擧權を與へられぬこととなつてゐる。又市町村の公民でない者でも、直接市町村稅を公民中第三位の多額納稅者以上に納むる者は選擧權を與へられるのである。其の他郡會議員選擧權は郡内の市町村公民であり、府縣會議員選擧權はその府縣内の市町村公民であつて、何れも一定の直接國稅を納むるものに附與されるのである。

選擧制度(センキョセード)

立憲國の立法部は國民の代表者を以て組織するを通則とする。二院制度を採る國にあつては、一院は必しも選擧によつて其議員を選擧するとは限らないが、他の一院は必ず公選によつてこれを組織する。公選には公民の自由意志によつてなされるところの投票を以て、議員を選定することになつてゐる。即ち一定の法規による選擧權有資格者により投票によつて選擧さるゝものである。選擧制度とはかゝる選擧に關する一切の規定並に方法を總稱したるものである。選擧制度に關しては幾多の種類に分つことが出來るけれども、その最も多く行はるゝ分類法は、一定の財産上の資格を有するか否かによつて分つ方法である。卽ち財産の有無によつて選擧權を有する制度を制限選擧制といひ、然らざるものを普通選擧制といふ。

然し以上は單に國會議員に對する場合の、而も最も通俗的なる分類に就ての記述に過ぎないが、國民代表の選出に關する理論、卽ち選擧制度に關する理論は更に根底的なものであることはいふまでもない。卽ちその立場より解すれば、國民代表の體樣卽ち選擧制度はこれを三個に分別するのが妥當とされる。その一は委任代理によるところの代表方法である。各團體・各地方・各階級の委員等は、この範圍に屬する。聯邦組織の諸國、例へば獨逸の聯邦參事會員、合衆國の元老院議員等はそれである。その二は一般人民中よりその代表的人物を擧げ、之れを以つて、人民一般を代表するの法規による選擧權有資格者により投票によつて選擧さるゝものである。選擧制度とはかゝる選擧に關する一切の規定並に方法を總稱したるものである。選擧制度に關しては幾多の種類に分つことが出來るけれども、その最も多く行はるゝ分類法は、一定の財産上の資格を有するか否かによつて分つ方法である。卽ち財産の有無によつて選擧權を有する制度を制限選擧制といひ、然らざるものを普通選擧制といふ。

然し以上は單に國會議員に對する場合の、而も最も通俗的なる分類に就ての記述に過ぎないが、國民代表の選出に關する理論、卽ち選擧制度に關する理論は更に根底的なものであることはいふまでもない。卽ちその立場より解すれば、國民代表の體樣卽ち選擧制度はこれを三個に分別するのが妥當とされる。その一は委任代理によるところの代表方法である。各團體・各地方・各階級の委員等は、この範圍に屬する。聯邦組織の諸國、例へば獨逸の聯邦參事會員、合衆國の元老院議員等はそれである。その二は一般人民中よりその代表的人物を擧げ、之れを以つて、人民一般を代表するの標本となす制度であつて、裁判所の陪審官・租稅評定委員・土地評定委員等はこれに屬する。その三は一般人民の意志能力を代表するものとなす制度で、國會議員・地方議會議員等がそれである。茲に意味する選擧制度とは、單に第三の場合のみをな指すのであるが、然らば如何なる範圍の人民が、如何なる投票形式によつて選擧するかといふ問題がある。要するに選擧制度の分類は、その範圍を決定するための選擧區に關する規定と、選擧投票に關する方法との二者となすべきである。

いふ迄もなく、國會議員の場合にその例を採るならば、各人が全國民を代表するを以つて原則とするが故に、純理を以つてすれば全國を一選擧區となすが當然である。然し選擧事務・地形・交通狀態等の關係により全國を細分して多くの選擧區を設くるは立憲國の通例とされてゐる。この場合原則として一選擧區より一人の議員を選出するを小選擧區制とし、數人を選出するを大選擧區制とする。わが國においては中選擧區制なる名稱を用ふる者があるが、これは嚴密なる意味に於ては、許されざるものである。以上は地理的に見たる區劃であるが、これを人事に求むる方法もまた少數ながら行はれてゐる。獨逸・日本等の自

治體に於ける三級(又は二級)選擧法、嘗ては墺太利に於ける國會議員の五級選擧法等の如きがそれである。かゝる方法を稱して、階級的選擧制といふ(『階級選擧制』參照)。この意味に於て、白耳義の智識代表制の如きも選擧區劃といふ方面より見れば、これまた一種の階級的選擧と見做して差支へない(『知識代表制』參照)。投票選擧の形式に就ては先に述べた如く普通選擧制と制限選擧制との區別が求められるが、普通の選擧投票によつて選擧人を選定し、この選擧人によつてその目的とするところの選擧投票をなさしむる二重選擧の方法がある。佛國の元老院議員選擧、合衆國の大統領(及び副大統領)の選擧は、卽ちこの方法によるものであつて、かゝる方法をば選擧制度の上より複選擧制といふ。これに反してかゝる二重の方法を採らず、公民たる選擧人が、被選擧人を直接に選擧投票をなすものは直接選擧制といふ。

これは主として投票行使に關する直接か間接かの區別であるが、その投票を行使するに當り、被選擧人を只一人だけになすか、或は二人もしくは數人となすかによつて、單記制と連記制とに區別される。單記制の最も單純なものは、小選擧區の場合に認められる所であるが(大選擧區も同じ)、これは選擧人がただ一人の被選擧人を選ぶ方法である。然るに大選擧區にあつては、少くとも二人以上の議員を出すことになつてゐるが故に、政黨の大少によつて投票の分配が公平を缺くことあるを以て、二人以上を連記して多數黨に獨占せられざる方法を採るのである。例へば五名を出すべき選擧區に於ては、三名の連記を許すといふ風である。然るに連記投票の場合は、選出さるべき議員數全員の連記を許すことはなく、必ず二名乃至數名に制限さるゝを以て(この例によれば二名が制限人數)、連記投票制はこれを制限投票制ともいふ。然るにかゝる連記制もまた少數代表の方法を完全になし得ないとの理由の下に立案されたものは、所謂集積投票制なるものである。集積投票制とは五人の名を連記する選擧區の選擧人は、五人の議員を出すべき選擧區の選擧人が、同一の候補者に五票を投じ得ることを許す規定である。この意味に於て、集積投票制とても一の連記投票制に相違ないが、一人の選擧者が一人の候補者に對して、五票を集積し得るを以て、これを連記投票・集積投票の如きも、等しく多數黨と少數黨に於ける投票分配に不公平を來たすとの見解の下に、新に創められたのが所謂比例代表制に外ならない。比例代表制にも種々の種類があり、その何れも方式が煩瑣を極むるものであるけれ共、投票の分配を可及的に公平ならしむる方法としては、現在行はれつゝある諸種の選擧方法中、上乘の成績を擧ぐる制度である(『比例代表制』參照)。これに反し知識代表制の如きは、資本階級や知識階級にのみ幾多の特點を認め、この階級が勞働階級に比して公正なりとの獨斷論に出發し、而も投票行使の上に公正を期することを說いてゐるが、これは決して多數代表の方法に達し得たものとなすことは出來ない選擧制度に關しては、その他選擧人が投票に際して、自己の名を記入するか否かにより、記名投票制と無記名投票制との區別を設くるが如き方法もあるが、これらは選擧制度の根本問題に關しては、寧ろ枝葉末節の分類方法といはねばならない。

戰鬪員(セントーイン)

戰鬪員とは交戰國の兵力を構成する人員の中で、實際兵器をとつて鬪ふ者を言ふのである。卽ち幹部將校・隊附將校・一般下士卒等がそれで、衞生部員・經理部員・通信部員・陣僧・通譯

官等は職闘員ではないのである。

製錬業（セーレンギョー）

製錬業とは鑛石の中から化學的方法を以つて金屬を收取する産業を云ひ製錬の方法には鎔鑛製錬法、蒸氣及び揮發製錬法、濕式製錬法等があるが、何れの方法に依るにせよ、含硫鑛物を製錬する場合には亞硫酸瓦斯を生じ、砒鑛を製錬する場合には亞砒酸瓦斯を發散する。故に製錬業には礦毒問題なるものが生じ易いのである。

亞硫酸瓦斯はその量少くとも、遠隔してゐる植物等に對して多大の慘害を及ぼすものであり、又發散した金屬的蒸氣殊に含鉛化合物、含砒化合物は動物及び植物に對して有害である。また收銀法及び收銅法を施す際方鹽化物を生じ、食鹽を使用する時には有害なる鹽硫素及び鹽化水素瓦斯を齎し、蒸氣及び揮發製錬法に於いては有毒な鑛煙を吐き、濕式製錬法例へば銅を鹽化體・硫酸體として濕式に出す場合には、之れが爲め鑛滓と酸性の廢液を出し金屬を含む酸性液は河流を化して不淨のものたらしめる等、製錬に附隨する慘害は實に甚しいものである。

故に獨逸では製錬業者をして、かかる礦毒による損害を賠償すべき責任に就き、種々なる規定が設けられてゐる。即ち自己の所有地に對して他の土地から、蒸氣・瓦斯・煙等が侵入する際には、一定の限度まではこれを認容すべきものであるが、その限度を超ゆる時には所有權侵害の訴を起し、營業の停止乃至は侵害防禦設備を爲すことを請求し得るのみならず、故意又は過失に因りて他人の生命・身體・自由・所有權その他の權利を不法に侵害したものは、之に依つて生じた損害を他人に賠償すべきこと等が規定されてゐるのである。我國に於いては、製錬所の爲めに生ずる害毒問題に就いて、屢紛爭が起つてゐるにも拘らず今日に至るまでも此等の規定がない（『礦毒問題』參照）。

セリグマン（エドヰン・アール・エー）

セリグマン（Edwin R. A. Seligman）は一八六一年紐育に生れ、コロンビア大學に學び、歐洲に遊學してハイデルベルヒ・伯林・巴里・ゼノアの諸地に三年の間經濟學を研究し一八八五年コロンビア大學經濟學講師となり、後經濟學財政學教授となり現にその職にある。セリグマンは『米國經濟學會』の創立者の一人で又暫く會頭であつた。一八八六年後、年四回發行の『經濟學雜誌』を發行してゐる。著述としては『歷史の經濟的說明』は說明平易要領を得たる點に於て聞えてゐる。尙租稅其他一般經濟に關する著書多く、ことに『經濟原論』は獨逸のシュモラーの學風の影響を受け、最新の立場を代表し、統計並に圖解の豐富なる點に於て米國經濟書中の白眉といはれてゐる。

生産（セーサン）

【意義】 生産とは自然の提供する材料に人間の勞働を加へて、人間の欲望を充足し得る能力（即ち使用價値）を附與し、若くは增加せしむることである。而して生産と云ふことは無より有を生ずることではない。宇宙間の物質は、人が之を消滅せしめ得ざると同樣に、創造することも爲し得ないものであつて、人の爲す所はただ或る物質を分離し、若くは集合若くは移動せしめるのみである。生産の對象となる材料には、自然が提供したままに存するもの（單なる勞働對象）と、一旦人間勞働を加へたもの（原料）とがある。生産を爲すに當り、勞働を助けて生産を容易ならしむるものを勞働要具と云ふ。故に家畜として買却する爲めに飼養する牛馬は勞働對象であるが、耕作の爲めに使用する牛馬は勞働要具である。勞働要具と勞働對象とを總稱して生産機關と云ふのである。

【種類】 生産の方法より分類すれば次の四種となる。即ち（一）自然に存在するものを採取する採鑛狩獵の如きもの。（二）一定の植物又は動物を生産若くは蕃殖せしむるもの、即ち農業・牧畜・植林等。（三）以上二種の生産の結果を原料として或は之を變形し、或は之を結合するもの、即ち諸種の工業。（四）以上三種の生産により生じたるものを消費者に接近せしむる運輸業（並に普通商業と稱するものの含む運輸的機能）。以上の（一）及び（二）は原始生産と稱せられる。（四）の商業に就ては賣買によつて商品移動の行はれることを常とするが、最も發達した商業に就ては必ずしも商品の移動が賣買に伴ふことを要せぬ場合がある。即ち單なる所有權の移動のみに止まる賣買である。この種のものは生産と稱し難いのである。

次に生産の形態より分類すれば次の如くなる即ち（一）自家生産、（二）註文生産、（三）商品生産（若しくは市場生産）である。第一の自家生産とは一家族の內部で生産されたものがその家族の內部で消費され、生産者は同時にその生産品の消費者たるものである。即ち自足經濟であつて、之れは今日尙一部的には存してゐるのである。第二の註文生産は、自家生産よりも發達せる形態であつて、他よりの註文を待つて生産し、註文以外のものは生産しないのである。歐羅巴でも日本でも中世永く行はれ、今日の工業は概ね此種の生産より發達せるものである。第三の商品生産は、他よりの註文を待たず、また自己の消費をも目的とせず、市場の需要を目的として生産し、之を商品として市場に送り出す。註文生産と消費との間には直接交涉を有するが商品生産では、兩者の間に複雜なる商業が發達し、消費と生産との調節はたゞ市場の景況によつて決定される。而して生産の動機となるものは營利であつて、貨幣價値の無限の增大がその生命である。現今生産界を支配する資本制度はその最も發達せるものである。

生産過剩（セーサンカジョー）

生産過剩とは市場に於ける生産物の供給過剩を言ふ。即ち供給過剩・商品過剩等と同一の現象を指す言葉である。生産過剩と言へば、全社會の消費慾を越えて生産されることを意味するやうであるが。斯くの如きことは殆んど絕無である。個人の消費慾は常に購買力によつて制限されてゐるのであるから 價格の低落は消費慾の發現を促進することになる。然るに生産者の方は利潤の獲得を唯一の目的としてゐるのであるから 生産物の價格が極端に低下する場合には生産を中止するに至るのである。故に絕對的なる生産過剩と云ふ事は實際上に現はれることが無い。

即ち今日の生産は、消費慾の充足そのものを目的とするのではなく、購買力を目標に行はれるものである。生産者は市場に於ける價格の高低を標準として、その需要を豫測して、生産を行ふのである。市場に於ては需要供給の理法が敏活に働らいてゐるので、市場價格が高價な場合には、商品の供給量は購買力に比して僅少である。從つて其の生産は多くの利潤を齎らすのであるから、生産業者は多量の生産を供給する事になる。然るに生産業者はそれ〴〵かかる利潤の多い商品の生産を希望してゐるので、同一商品の生産が一時に輻湊する事も有り勝ちである。即ちかかる場合には生産物の供給はその購買力を超越することゝなり、生産過剩と言はれる處の現象を生ずることとなる。尙また生産が市場の購買力を目標とする以上、購買力の減退によつて供給過剩となる事もあるが、これも亦生産過剩の一現象である。

生産過剩は以上のごとく或る特殊の商品のみに限られるものではない。全社會的なる生産

過剰もある。それは資本蓄積量の増加に伴ふ生産の隆興に對して、全社會の購買力が增加しない場合、及び生産量は同樣であつても社會の購買力が減退した場合等に生ずるのである。所謂恐慌なるものは、かくの如き意味の生産過剰を指すのである(『恐慌』參照)。

生産過剰なる現象は、決して永續的なるものではない。生産過剰が世界の現象として現れる場合に於いても數年にして止むことを常とする。それは生産過剰の爲め一般物價が低落する事によつて、勞働賃銀及び利子等が低下して來る結果、低落した價格を以つてしても十分に利潤を收め得る程生産費が低下して來るからである。また特殊の商品のみが生産過剰に陷つた場合には、一般生産者がその商品に對する生産を避ける爲め需要は再び供給に超越して來るからである。卽ち生産界に於いては、生産過剰と生産不足とが絶えず循環してゐるものであるが總ての生産と消費とが無秩序無統制に行はれてゐる以上、かゝる現象の表はれることもまた避け難い事である。

生産組合(セーサンクミアイ)

【概說】 生産組合は勞働者が、自ら生産を行ひ一切の利益を組合員の手に收めんとする所の組合組織を云ふのである。卽ち生産者たる勞働者が團結して、本來企業家の任務に屬してゐた生産業經營の衝に當り、企業家の所得に歸す可き利益を、組合員たる勞働者相互の間に分配しようとするのが、生産組合の目的である。然るに生産組合は、往々消費組合(『消費組合』參照)の職分が擴張されたものに過ぎぬと解せられてゐる樣である。之れは全く誤りで、消費組合と生産組合との間には本質上明かな相違があるものである。卽ち消費組合は、商品の購入に際して中間に立つ商人の搾取を防ぐ事を本來の目的とするもので若し消費組合が生産を營む事があるとしても、その場合には生産組合と全く異つた關係に立つのである。消費組合は生産の爲めの結合ではないから、組合員が全部勞働者であるにも等もなく、また全組合員が勞働者であるにもせよ、組合員のみに依つて生産が行はれるといふことは消費組合自身の性質に反してゐる故に消費組合が生産を營む場合には、必ず組合員外の勞働者を使役して、組合自身は資本家の立場に立つ事となるのである。卽ち消費組合は組合員の必需品を可及的低廉に買入れる事を目的とするもので生産を行ふ場合には純然たる資本家となるのであるが、生産組合は之に反し、或種の商品を組合員の手で生産し、これが利益をも亦組合員自身の手に收めようとするものである。また普通に生産組合と云はれてゐるもの〻中でも、本來の意味の生産組合と、明白に分たなければならないものがある。それは賃銀勞働者を使用して生産を營むもので、勞働者は同時に組合員ともなる事が出來るのであるが、然しそれは必然的でなく組合員と勞働者とが同一でない事が原則とされてゐるものである。斯かる組合では組合員は企業家の役目を演じ、組合員以外の勞働者は、普通の資本家の下に於けると同樣全く隷屬的關係に立つのである。これは大資本家の代りに、小金を持つてゐる勞働者が互に資本を出し合ひ、資本を有せざる勞働者を搾取しようとするものである。卽ち一人の企業者に代つて、多數の小企業者が利益を獲得しようとするものである。

然し本來の生産組合は 個々の組合員が各々資本家と企業家と勞働者とを兼ねるものでなければならない。從つて其處には、特殊の資本家なる者もなければ、何等の搾取も行はれ得ない。尤も生産組合が、組合として銀行から資金の借入れを爲す場合があるが、これば世間の小企業者が借入れ金をするのと同樣のもので 一定の金利以外に何物をも搾取され

る事がないのである。これが爲めに生産組合に依る生産者が、一面には企業家として立ち、企業利潤を平等に分配すると云ふ、組合本來の目的が損はれる筈はないのである。

【組織】 生産組合は多く、小規模のものである。從つて投機的性質のない、販路に動搖の少ない、比較的確實な工業にのみ限られてゐる。而して組合員は相互の選擇した指導者の下に勞働することになつて居り、指導者は勞働者に對し任意の權利を有してゐる事が普通である。

(1)資本 組合の資本金は、全部組合員たる勞働者に分有されてゐる。一部分の資本を他から借入れると云ふが如き事はあつても、全部の資本を他から借入れると云ふが如き事はない。

(2)分配 企業利潤の分配は全組合員に對して、卽ち全勞働者に對して爲されるのであるが、その率は勞働の多少によつて決定される場合と、出資額の多少によつて決定される場合とがある。然し純粹の意味に於ける生産組合では、勞働の多少を分配率決定の最大條件とし、出資金に對しては低廉な銀行利子に相當するものを分配するのを普通としてゐる。勞働の多少を基礎とする事なく、出資額の如何に依つて分配を定めることは、組合員外の勞働者を使役する場合などに行はれるものであつて分類する時には、次の如きことゝなる。卽ち建築業・木材業等三十二、機織業二〇、製靴・皮革業等一七、農業一九、印刷業一四、金物業一三、其他一七、合計百三十二であつた。

【沿革】 生産組合が始めて行はれたのは、一七七七年に英國バーミンガム市で、被服職工が同盟罷工を起した場合に企畫した生産組合である。其後現在に至つて全く失敗して終つた。それはあまりに政府の保護が寬大であつた事と業務擔當者が無經驗だつた事などが原因となつたのである。然しその後次第にまた發達して來て一九〇五年には三百三十八の組合が活動してゐる程となつた。これを職業に依つて分類すれば、

(2)佛國 佛蘭西では一八四七年に三百萬フランの國庫金を貸與して、政府保護の下に生産組合を組織せしめたのであるが、一八五一年頃に

(1)英國 バーミンガムに生産組合が發生して以來、至る處に表はれて來たが、一八八四年には生産組合の普及發達を計り、その設立及び經營を扶ける所の勞働共同作業協會が組織されるに至つた。これは生産組合と、かゝる運動に對する同情者とを會員とするもので、加入組合數は一八九三年には七十七、一九〇六年には百三十二に上つた。その內の百二十三は英吉利、七は蘇格蘭、二は愛蘭であつたが、これ等の中には消費組合と結合して

書籍紙類・印刷業等三三、金物業三六、木材業二八、建築業一二、石類・硝子業一二、運輸・移轉業等二五、機織・衣服業等二四、皮革・製靴業二五、食料品・釀造業九、農・工・林業一五、化學生産品七、其他一一、合計三三八であつた。

生産組合の連絡機關としては、勞働組合協會があり、低利の資金を供給する機關としては生産組合銀行もあつた。また政府からも無利

子の特別資金を借出し得る便宜を與へられて居り、その他種々なる特權も與へられてゐたのである。

(3)伊太利　伊太利では一八八〇年に始めて生産組合が設けられ、その後次第に發達して來たが、多くは勞働者自身によつて設立されたもので一體に急進的色彩を帶びてゐる事が特色とされる。今日行はれてゐる組合は、大體麵麭組合・產業製造組合・勞働者公益組合の三種に分類する事が出來る。產業製造組合とは印刷業・陶器業など種々なる部門の熟練職工が組織するものであるが、勞働者公益組合は不熟練勞働者に依つて行はれるもので、市街鐵道、雪拂ひ等の如き勞働をする爲めに設けられたものである。

生産力學說(セーサンリョクガクセツ)

生產力學說とは利子の存在する理由を資本の生產力を求めんとするもので、また生產力利子學說とも呼ばれてゐる。此の學說に依れば資本は價値造出力を有するものであり　從つて餘剩價値を生むものである。而して資本に對する利子は當然資本そのものが生むことゝなるのである。

ボエーム・バヴェルクに依れば生產力學說は更に粗笨生產力學說と究理生產力學說とに分たれる。粗來生產力學說とは、資本それ自身價値を創造する力あるものとなす說と、資本を以つて單に物理的生產力より過剩價値が生ずると爲す說とを總稱するものである。即ち粗笨生產力學說に屬するものは、資本に生產力ある事を主張し、而もその理由及び餘剩價値生產に至る過程について何等の說明も與へないものである。シェーン、リーデル、クラインヴェヒター、シュルツェ・デーリッチ、ガルニエ等は此の粗笨生產力學說を奉ずるものとされてゐる。

究理生產力學說とは資本の物理的生產力を立論の基礎とし、物の數量的增加が何故に價値の餘剩を生むかを說明し價値論の範圍に及ばんとするものである。即ち前者が資本の生產力を認め、餘剩價値の發生を以つて、說明を要せざる當然の現象となすのとは全然反對のものでバヴェルクによれば、マルサス、ケレー、ベシァイン、スミス、チューネン、フィリッポヴィッチ、ゲーツエル、キーザー等がこれに屬することゝなる。

バヴェルクは又利用學說なるものを生產力學說と區別して說いてゐる。これは資本を生產する場合を、單に資本の實體を犧牲する資本の效用をも犧牲とするものであるとし、生產物の價値なるものは、資本の實體と效用との價値の合計であるとするのである。此の說に於いては、餘剩價値は即ち生產物に表はれた資本の效用價値であると云ふのであるが、資本の實體と效用を區別することは全く誤りである。これは始めジァン・バチスト・セーに依つて唱へられ、ストルヒ、ネベニウス、シェフレー、クニース等に繼承され、後メンガーに依つて大成されたものである。何れにもせよ、生產力學說に屬する主張は餘剩價値の源泉を資本にありとするもので、甚だ主觀的な、且つ詭辯的なものであると言はなければならぬ。資本は本來その價値を生產物に移轉するに止るもので、決して價値を造出するものではなく、從つて餘剩價値を造り得るものではない。即ち價値の、從つて餘剩價値の源泉はたゞ勞働力のみにあると言はねばならぬのである(『價値論』『剩餘價値』參照)。

生存保險(セーゾンホケン)

『生命保險』を見よ。

生存權(セーゾンケン)

生存權とは組織されたる社會內に生れたる何人も、その社會內に於て生存するため　己れ

の欲望を充足するに必要なるものを、その社會內に於て獲得する權利を指していふ。換言すれば、社會の各成員が自己の生存を保持する上に必要缺くべからざる財貨及び勤勞に對して、これを請求し得る權利といふことである。從つて生存權なる觀念の基礎をなすものは、個人の必要を以て分配の原則と認むるものである。生存權の主張は法的社會主義が、基本的なる經濟的權利の一として樹立せんとするものであるが、最初にこの觀念を主張したものはゴッドキンであつた。彼は必要に應じて財貨及び勤勞を分配するといふ原則に立ち、この權利の觀念を明らかにした。これと同時にフィヒテもまた『合理的國家』の中に於て、財產の分配は先づ第一に總ての人々が生存し得るがごとくに行はれねばならないことを說いてゐる。彼によれば、人間の活動の目的は生きるといふことであつて、この生活の可能に對しては自然によつて生命を與へられた各人は、同等の權利を主張し得るといふのである。佛蘭西に於てもロベスピールは生存は個人の不可侵權に屬するものであつて、他人の財產權を以て侵害することは出來ないものだとなした。生存權に關する稍明白なる主張はジァコビン黨員にすら承認されなかつたが、一七九三年の佛國憲法には、これとは似て非なるものを規定した。然し救助權なるものは生存權の單純なる形態として、法理學上に承認さるべきものではなく、嚴密にいへば、救助權は權利とは言ひ得ないものであつて、貧窮とか疾病と同時にフィヒテもまた『合理的國家』の中に於て、財產の分配は先づ第一に總ての人々が生存し得るがごとくに行はれねばならないことを說いてゐる。彼によれば、人間の活動の目的は生きるといふことであつて、この生活の可能に對しては自然によつて生命を與へられた各人は、同等の權利を主張し得るといふのである。佛蘭西に於てもロベスピールは生存は個人の不可侵權に屬するものであつて、他人の財產權を以て侵害することは出來ないものだとなした。生存權に關する稍明白なる主張はジァコビン黨員にすら承認されなかつたが、一七九三年の佛國憲法には、これとは似て非なるものを規定した。然し救助權なるものは生存權の單純なる形態として、法理學上に承認さるべきものではなく、嚴密にいへば、救助權は權利とは言ひ得ないものであつて、貧窮とか疾病と同時に

原始的形態として、法理學上に承認さるべきものではなく、嚴密にいへば、救助權は權利とは言ひ得ないものであつて、貧窮とか疾病と同時に

自然法論者のいふ原權は、人間の本具的權利であつて、人性の最も根本的な必要を滿たさんとするものである。その內容を分析して、生命及び身體の保全權、乃至は平等の權利といふやうな觀念が抽出される。この觀念を理論的に展開して行くと、自ら生存權の觀念に到達し得ることは明瞭である。然し乍ら、何れの自然法論者もかゝる結論に到達することを巧みに避け、今日の法理學者もまたこれを救助權と結びつけて說くを常とするのである。然し救助權とは救助法によつて生ずる特定の個人の利益を意味するばかりであるが故に、各人が國家に對して救助を請求することを認めないばかりか、國家もまた何等の法律上の義務を課せられてをらない。從つて理論上、生存權と救助權とは全然異なる立場に立つたものである。即ち生存權を完全に實現せんとすれば、今日私有財產制度が地主や資本家に與へる所得の大部分を、租稅その他の形式に於て國家の手に吸收せねばならないが故に、結局は公有財產制度を實行せねばならない事となる。少くともこれがために私有財產制度の意義と重要とは甚だしく減殺され實際上公有制度の實行と大差なき社會を實現することゝなる。法的社會主義が革命的手段を避けると稱しながら、生存權の實現により、實質に於て社會革命を達成せんとするはこの故である。に外ならない。

生存競爭(セーゾンキョーソー)

【概說】生存競爭とは元來生物學上の一學說であり、有名なる生物學者ダーヰンが提唱したもので、人類社會に於ても同樣の理法が働いてゐるものであると說かれるに至つた。ダーヰンの說によれば、生物の增殖率が極めて著しいものであるに拘らず、食料の增加は之に伴はないが爲め、食料に超過する丈けの生物は、當然淘汰され、死滅しなければならないと言ふのである。生物は自己保存の本能を

有する。故にかゝる淘汰を免れんが爲め、意識的無意識的に鬪爭を續け、之に勝利を得た者のみが、生存し得ることゝなるのである。ダーヰンは此の勝利者と慘敗者との區別を生物の先天的差異に求めた。卽ち各個體の間には、生存に適するものと適せざるものとが、いづれも先天的に決定されてゐると說いたのである。

生物界に於いて生存競爭が行はれる爲めには生物の出產超過と適不適の差異の外、更に固有性の保存と言ふ一條件が必要である。卽ち生物は其の有する固有的特質差異を、飽く迄維持しそれ〴〵その特徵を增大するが爲めに既存の變種と原種とが交合し得ざるか、又は受精し得ざることゝなつて來る。かくて生物はその特徵を增大せしめることによつて益々自然的裝備を完全にするのである。自然的裝備、卽ち或る生物に於いては羽翼の堅固なる事等の武器は、直接競爭の手段となるものであつて、かゝる固有性の發達せるものは適當となり、その發達の遲れてゐるものが不適當となることは當然の現象である。卽ち生物界の進歩はかくして行はれると言ふのが、ダーヰンの說である。

【自然界と人類社會】 自然界に行はれる此の法則は、また人類社會の中にも行はれるものであると言はれてゐる。卽ちダーヰン說を奉ずる者は社會の各成員の間に於いても、生活資料の獲得、子孫の繁殖の爲めに鬪爭が行はれ、適者は生存し不適者は淘汰されると言ふのである。マルサスの如き、またアダム・スミスを始めとする正統派經濟學者の如き、何れも此の生存競爭說を人類社會に適用せんとしたのであつた。卽ちマルサスが社會に於ける人類の出產過超を高調し、食料增加の範圍を超ゆる人類に對して、『自然の饗宴は去れと命ずる』事を說いたのは、實にダーヰンの影響を多分に受けたものであつた。

またスミス一派の經濟學者が、人類社會の基調となるものを個人主義的思潮であると爲し今日の社會に於いては一切が自由競爭に委せらるる可き事を說いて、以つて適者は富み不適者は貧乏の淵に沈淪してゐることを避け難き此の生存競爭說をそのまゝ人類社會に適用せんとしたものであつた。

かゝる企圖に對し反抗を試みる學者もある。彼等のあるものは、人類社會においても生存競爭の理法が當然働く可きものであることを承認しつゝも、今日の社會が完全なる生存競爭を妨げる事を說いて居り、また或るものは人類社會に於いては、他の事情が加つてゐる爲め、生存競爭なるものが行はれ得ないことを說いてゐる。

人類社會には生存競爭が行はれないことを說くものは、大體次の如き理由を擧げてゐる。卽ち(イ)人類は他の生物のごとく、本能の動くがまゝに增殖するものではなく、子孫に對する配慮及びその養育に要する苦痛負擔を考慮する爲めに、自ら產兒を制限する場合も多いこと、且つ食料の過不足に拘らず私有財產制度が確立され、富の分配が平等でない爲め購買力缺乏の爲めに食料を得られないこと、(ロ)人類社會に於いては刻々に生產力が增進する爲め、生產物卽ち食料も亦絕えず增加しつゝあること、(ハ)また適者不適者と云ふが如き才能の相異も、敎化の如何によつては緩和され得ること、(ニ)各人はそれぞれ階級等生れながら有する條件に依つて、才能の如何を働かす餘地のないこと、等がそれである。

【現代社會の競爭】 生存競爭に對する是非樣樣なる論議の中、生物學上の專門的立場よりするものに就いては、門外漢たる我々が批評し得る限りでない。然し乍ら生存競爭說の生

物學的價値如何に拘らず、現代の人類社會に同樣の理法が働らいてゐるといふ事は、絕對に認めることが出來ぬのである。何故かと言へば、今日の社會に於ける食料は人口の增加に伴はないものではなく、却つて反對に人口の增加率を遙かに超過してゐるものだからである。此の點において生存競爭の根本的條件が缺けてゐるのである。

人類は他の動物と異り、自然に生ずる食料のみを獲得してゐるものではない。人類は實に機械を造り、自ら食料を生產する所の特殊の動物である。故にその生產力が進むに伴れて、人類社會に於ける食料の增加は著しく進むのである。從つて其處には他の下級生物の間に於けるが如く單に肉體を支へる爲めのみの食料競爭をなすが如き事はあり得ないのである。もとより今日の社會には、極端なる貧困に惱まさるゝ者がある。然し乍ら彼等の中にも單なる食料を競ひ、敗れて淘汰されると言ふが如きものは、殆んどないやうである。また一方より考へれば、幾十萬・幾百萬の巨財を積み、尙財貨の獲得に狂奔する者を、生存の不安の爲め子孫の保育の爲めであると言ひ得る筈はない。然し乍らこれは人類社會に於いて生存競爭が全く行はれなかつたと言ふことではない。かつては生存の爲めの競爭が人類を動かすところの最重大なる衝動であつたかも知れない。然し社會の生產力が一定の必要範圍を超えて進むと共に、人類は生存競爭の支配を免かれることを得たのである。

【優勝の競爭】 然らば今日の社會を貫ぬくところの、根本的動力は何であらうかと言ふに、それは優勝誇示の欲望である。今日に於ける社會の競爭は主として此の優勝誇示の爲めに行はれるのである。人類社會に於いては、一見生存の爲めに狂奔してゐるかに見える下層の階級すらも、何等かの優勝を示さんとする欲望に動かされてゐないものはないのである。多くの財貨を得んとする競爭、それに附隨して生ずる今日の私有財產制度等は、何れもかゝる衝動が生む現象の一であると言はねばならぬ。然し乍ら優勝誇示は單に財貨を積む事に依つて充されるものではない。人類が生存の競爭を免かれ得た當初に於いては、多量の食料を貯藏すること、卽ち多くの財貨を積む事のみが優勝を誇り得る唯一の道であつたかも知れない。然し今日に於いては、單なる貯藏のみが優勝ではないのである。マルサス、スミス等の學者は、財貨を積む事を優勝者たり社會の適者たる唯一の手段であるかの如き辯護を爲をなす傾向があつた。

然し富者たること必しも優勝慾充足の唯一手段ではない。人類が生存の不安を免かれること大なるに從つて、富者の權威は益々地に墜ちる計りである。近世に於ける富者の煩悶は實に此處に生ずるのである。財貨を手段として、種々なる名譽を購はんとする現象はかくして生じたのであつた。また近世資本家が次第に政治的支配權を握つて行く事にも、一面にはかゝる衝動が働らいてゐるものであらう。生存競爭從つて食料の獲得財貨の蓄積が人類社會を動かす不變の理法であるとするならば、人類社會に於いては永劫に私有財產制度が存在しなければならない。然し今日の社會に於ける競爭の根本的衝動が、優勝誇示にある以上、優勝慾の對象が變動し行くに伴れて、社會における競爭の形態もまた從つて變化し行かなければならないのである。現代社會に於ける競爭と生物界の生存競爭とが全然異る事を信ずる者は、また當然今日の競爭狀態が消滅し行くこと、而して更に新たなる競爭が表はれ來たることを豫想し得ると信じるのである。

生存最小限度(セーゾンサイ・ショーゲンド)

【概說】 生存最小限度とは勞働者がその勞働

力を支持し、且つ後繼者たる子孫を扶育して行くに必要な生活資料の最低限度をいふ。かかる觀念の生じた當時、卽ち近世工業の創立當時に於いては社會の一般的生活程度が甚だ低かつた爲め、單に生理的なる存在を續ける爲めのみに要する生活資料を意味してゐたのであるが　其後生産力の發達が著しく進み、一般的生活が豐富になるに從つて、多少習慣上の必要品が加味されるに至つた。卽ち生存最小限度なる概念は、時代及び場處の異るに從つて、常に變動してゐるものである。

英國の經濟學者マーシァルは今日に於ける不熟練勞働者及び農業勞働者が、その勞働力を不斷に維持する資料の最小限度として、(1)數室を有して通氣宜き住宅、(2)暖衣及び清潔なる襯衣、(3)飲用良水、(4)牛乳及び肉類若干、(5)十分の穀食、(6)茶若干、(7)一定限度の教育及び娯樂費、(8)養育上・家政上の義務を履行するに必要な餘裕を妻に與へ得る事等の八箇條を擧げてゐる。この外には酒精飲料・煙草・季節服等のごときものも習慣上必要品とされてゐるので、男女一般に他の純必要品を一部分犧牲としても尙之を得んとする場合が多い事を說き、これまた生存最小限度の中に加ふ可きことを說いてゐるのである。

生存最小限度の中には單なる食料のみならず人間らしき生活を續ける爲め一般的に必要なりとせられる要件を含む可き者であると言ふのは、決してマーシァルのみでなくリカルドを初め種々なる學者が唱道してゐる所である　マルクスが賃銀決定の根本的標準であるとなした生活資料の價値の中には、かくの如き純然たる生理的必要以上に、社會に於いて一般的に必要とされる資料も悉く加へられてゐる。(『賃銀』參照)。

【生存最小限度の不安】　生存最小限度が勞働者の生活を安固ならしめる爲めの、人道的必要であることは言ふまでもない。而も此の最低限度を完うせしむる事は、勞働者をして勞働力を十分に養はしめ、勞働力の使用價値を十分ならしめることとなるのである。卽ち生存最小限度を確保することは、勞働効程を確保する事にもなるのである。然るに今日の社會に於いて勞働者は勞働力の需要がある場合にのみ、生活資料を得る事が出來るのであるが相對的に減少して行く爲めに、假令社會の總生産量が增加して行くにしろ、勞働人口は絕えず超過し勝ちだからである。失業者の群は常に此最小生存限度を求めて彷徨しなければならないのである。失業者の救濟なるものは、卽ち彼等を此の苦痛より救はんとするものである(『失業者問題』參照)。

生存最小限度の不安は、勞働の機會を得ることに依つて必ずしも消滅するものでない。それは今日の勞働賃銀が、必ずしも最小限度に達してゐるものでないからである。生存最小限度の確實を期することは、單なる道義的必要のみではなく、資本家にとつて勞働階級の不斷の存續を計り其の勞働力を十分ならしめ以つて資本の增殖を計る爲めにも、缺くべからざる事なのである。價値の生産は勞働力なしに行はれ得ないものであり、價値の生産なくして利潤の獲得は行はれ得ない。然るに資本家は往々にして生存最小限度以下の賃銀を支拂つてゐる。

これは彼等が利潤の增收に熱中する餘り、勞働力の正當なる價値、卽ち生存最小限度の支拂を爲さないのであつて、かゝる賃銀が持續するならば、勞働者は消費する勞働力を充分に恢復することが出來ず、遂にはその肉體

を衰弱せしむる事となるのである。此の事は勞働人口が需要に超過してゐる場合、資本家にとつて何等の苦痛ともなるものでない。然し乍ら斯かる勞働力の濫耕が繼續し勞働階級が疲憊するに至り、生産上の必要をさへ充たすに足らぬ場合が表れるとすれば、資本家階級自身も甚だしい苦痛を感じなければならなくなる。卽ち利潤の增加が停止して終ふ。かかる現象はもとより、容易に起り得るものではない。然し乍ら生存最小限度に關して、何等の保護干渉も爲さないならば、而して資本階級の自由に委かして置くならば、必ずしもかゝる不安なしとは言ふ事が出來ない。

そこで一面には勞働力の濫耕を戒め他面には之によつて勞働階級の反抗を防がんとする主張が生じ、生存最小限度の確保を計る可しと高唱されるに至つたのである。

【生存最小限度の確保】　今日社會政策的施設として表はれてゐるもの〻中で、最低賃銀制度の如きは生存最小限度の確保の爲めに行はれるものとして、最も出色のものである(『最低賃銀法』參照)。其他失業者の救濟に關する施設、勞働者の幸福增進に關する施設の如きは、何れも皆生存最少限度を確保するものであると云ふ事が出來る。また各國ともに一定の最小生活費を得ることの出來ぬものに對して、納稅の義務を免じてゐる事の如きも、亦これ等の施設と同樣の目的に出づるものであると言ふ可きであらう。

かくの如き施設のみならず、近來提唱されてゐるところの、種々なる社會政策的施設は何れも、此の生存最少限度の確保を計るものであるが、然しこれ等の種々なる施設は必ずしも生存最小限度を確保し得るものであるとはいふことが出來ない。如何に、社會政策が發達すればとて、萬人の生存最小限度が保證されると言ふことは豫想を許されないことである。何人も一樣に生存最小限度を保證されるのは、今日のごとき自由競爭が消滅し、私有財產制が撤廢された曉にのみ期待さる可き事である。

政黨(セートー)

【概說】　政黨とは國家の政務に參與する目的を以て結合するところの、自由團體の謂である。この意義を更に解說すれば、國民がその國憲の定むるところによつて、その公權を行ひ、その政治上の意見を表示するに際し、多數が共同してこれをなすを利便とするが故に團體として結合せるものである。この意味に於て、政黨は何等の拘束をも有せざる自由團體である。尤も政黨の內規に就てこれを見れば、首腦部たる幹部があり、支體たる支部があり、黨員たるものは一定の規律の下に共同一致の運動をなし、各人の自由行動を許すものではないけれども、然しこれは便宜上に定められたる內規に過ぎないものであつて、何等命令服從の權力關係をも含まざる自由契約に基く團體である。故にある黨員かその黨議黨則に合致せざる時は、その黨を去つて他の黨へ轉ずる事は自由である。斯くの如く政黨は一個の自由團體であると共に、また相對的の結合をなすものである。故に國民の團體とはいつても、國民の中で政治意見政治行動を同じうするものか、相對立して始めてその意義を有するものである。英語に於て party といふが如く、その性質は部分的なものである。卽ち二個以上の政黨が存在してをつて、相互に異りたる意見、行動を執り、各黨派が各々その意見を貫徹し、その行動の効を擧げんとするものである。これが爲めに、政黨がその所屬議員をして議院の過半數を得せしめ、それを基礎として內閣を組織するの必要が生じてくるのである。故に政黨は先づ議員選擧に於て優勢を占め、國家機關の編制を爭ふを以て、生命となすもの といはざるを得ない。

を免れんために、議院に席を得んとして運動せるに求められる。爾來君主の特權を維持せんとするものと、これに反抗せんとするものとの兩派が生じ、一六八〇年に至り前者を繼ぐものがトリー黨、後者を繼ぐものがホイグ黨となり百五十有餘年間の抗爭を續けた。然るにハノーヴァー朝廷に至り、兩派の位置は轉倒し、ホイグ黨が朝廷派トリー黨が反抗派となり、十九世紀に入るに及びて、前者は自由黨と改めて改革進歩を主張し、後者は保守黨と改めて秩序保安を求め、政權爭奪の時代に入つたのである。これ英國に於ける二大政黨の對立であるが、その間幾多の變遷を經て歐洲戰爭が開始され、ロイド・ヂョーヂが聯立內閣を組織せる時に及びて、從來の歷史的關係が覆されたばかりでなく、產業上の進歩に伴ふ當然の結果として十九世紀後半より勞働階級を代表する議員が出で、勞働黨・社會黨の議員も多くなつた。

二大政黨對立を以て、立憲政治の正形とすれば、米國の如きは、正にその理想的なものとせざるを得ない。米國の政黨は一七八七年、國民政府が成立して憲法が施行された頃、フェデラリスト及レパブリカンの二派が存し前者は聯合政府を强大ならしめることを以て主義とし、後者は各州の權力を保持せんがためにフェデラリストは間もなく權力を失ひ、その反對黨はデモクラチック・レパブリカンとして政界を獨占して居た。ところが一八二九年アンドルー・ジャクソンが政局に立つに及び、新面目を開いて、民權論を鼓吹し、選擧權を擴張し、從來の同黨の政策に逆行した。ここに於てジャクソン一派とその反對派の二派が生じた。間もなく奴隸問題が起さるゝに及び、後者は非奴隸論（奴隸廢止反對者）を糾合して、新にレパブリカン黨なるものを組織した。南北戰爭以來、奴隸が廢止さるゝに至つても、此兩派はデモクラット黨、レパブリカン黨として對立し、一は自由主義を採り他は保護主義を主張し、今日の民主黨・共和黨と呼ばるゝところの二大政黨が對立せるに至つたのである。而して米國の兩派の單位は選擧區を範圍とする、カウカス又はプリマリーと稱する選擧團體であつて、その地方黨派に屬する一切の事務を處理する。この單位の上に國會選擧區・州會選擧區等によつて分布されたる團體があるけれども、その事務は似たものである。英米二國の政黨は大體以上の如きものであつて、何れも二大政黨が對立し、立憲政治の正形を作つてゐるが他の歐洲諸國の政黨關係は、多く小黨分立の狀態を呈してゐる。その勢力の消長を示せば次の如くである。佛蘭西は一九二四年五月の總選擧の結果、共和左黨五二人、民主左黨七五人、急進黨及び急進社會黨一三九人、共和社會黨三五人、社會黨一〇二人、共產黨二九人、保守黨二〇人、共和黨一一七人、伊太利は一九二四年四月の總選擧の結果、國粹黨四二六四四五四票、人民黨六四五〇九〇票、ユニテリアン社會黨四四八〇四四票、リフォーミスト社會黨三五一〇八〇票、マキシマリスト黨三四八五四〇票、共產黨三〇四六八票、民主自由黨二四一六八五票、立憲反對黨一四六一二二票、共和黨一二四九七八票、社會民主黨一〇四九六二票、スラヴ黨六一二五八票、ラジニ黨五八九〇二票、分離派三〇三一九票、獨逸帝國議會の一九二四年十二月に於ける黨派別は、社會民主黨一三三人、中央黨六七人、國權黨一〇四人、人民黨五〇人、共產黨四五人、民主黨四三人、バイエルン人民黨一九人、農民黨一七人、國粹黨一四人、農民組合派八人を示してゐる。尙ほポリシェキーキが政權を取らざる以前の露西亞の事情を參考のために記せば、右黨六一人、國民黨八六人、十月黨

政黨の存在理由はかゝる不斷の抗爭をなすにある。蓋し國家の最高統治機關たる內閣は、政黨員を以て組織せらるるか、又は政黨と一定の連絡を保ち得て、初めて國政を擔當し得るのである。これ政黨が立憲政治に於て、少くとも立法部に取つては基礎的必要となつてゐる所以である。

元より純理の上からすれば、政黨がなくとも立憲政治を行ひ得ないといふのではなく、政黨あるがために生ずる弊害も存するところであるが、特に政治上に於ては數人が共通なる利害關係を有し、共同なる目的に終始する事が便益であり、且つ人間の本能性はかかる政治的團體たる政黨をば、自然的必要として生ぜしめたのである。

【利害】政黨の存在は一個の自然的事實であるだけに、その利益とする所がある代りに、弊害もまた多いことは否定し得ない。

先づ政黨の利益として數ふべきものは、政黨が輿論によるを原則とする點にある。卽ち立憲政治は公議輿論に由るを原則とするものであるが、國家の政務と個々人の間の間隔は甚だしく、これを融合すべき機關がない以上、この原則も單なる空文に終るは當然である。政黨はその機關とも目すべきもので、輿論を基礎とする政黨が存して初めて國民意思を形成するを得る。卽ち立憲政治は國會による議院政治によつて始めて行はれ得べく、國會議員を公選することは、政黨を待つて始めて完全に行はれ得るものである。且つ國會に於ける議員にして黨派を形成せざる時はその主義政策に統一性を缺き、繼續性を缺き、權勢を成さず、責任を負はず、議院は遂に事實上政務に參與する能力を喪失する事となり易い。然るに政黨は團體としての責任を負ひ、統一を加へて政務の運用に資する事が大である。これ政黨が議院政治と分つべからざる密接な關係を有する所以である。のみならず、政黨は實際政治に訓練せる團體なるを以て、內は政治家を養成するための好個の試練場であり、外は公議輿論を形成するに便である。而して二個以上の政黨が相對立し、相互に、至美至善を以て責め、その優勝を競ふところに憲政の不斷の進歩があり政局の開展を期し得るのである。斯くの如く政黨の存在は純理上よりは否定し得ない節もあるが、事實上にはまた幾多の弊害を有するは否まれない。黨派勢力が多數勢力である限り、その多數を贏ち得んがために利益を以て好餌となし、黨利黨益を計つて、國民の全體的利益を疎闕することになり易い。殊に小黨分立せる國にあつては、所謂策士なる者が險謀詭計を用ひ、以て國政を玩弄する結果を招く。小黨分立せずして二大政黨が對立する所にあつても、かかる事實が生じ得るはいふまでもないが、殊にかゝる國にあつては、政權爭奪を事として政府以外に政府を成すの現象を見るものも少なくない。米國の如きはその適例である。が、英國の如きは二大政黨對立の狀態をなすが、一黨が政權を把持したる場合、議院に過半數の頭數を得んがため、第三黨、第四黨、に追隨して、自ら困危を招きつゝある事實を見る所である。故に政黨排斥の空氣はこれらの諸國に釀され、米國の如きは『無黨同盟』と稱する運動さへも起されてゐるほどである。然しながら前述の如く、政黨は一個の自然的事實として存在するものであるが故に、その利害の如何に係らず立憲政治の骨幹たるの位置を有することは、何人も否定し得ないところである。

【各國の政黨】立憲政治に關して最も古き歷史を有する英國は、政黨の發生及び發達を研究する上に看過し得ない所である。英國に於ける政黨の濫觴はエリザベス朝時代、ピューリタン信徒が政府の壓制に苦しみ、その桎梏

八五人、進歩黨四一人、立憲民主黨五五人、勞働黨一一人、社會民主黨一二人、波蘭黨一三人、無所屬一九人の數字となつてゐた。これは一九一五年の總選擧の結果を略示したものである。

正統學派(セートーガクハ)

正統學派(orthodox school)とは廣義に解すれば、すべて一學說の鼻祖の說ける所を忠實に傳へる學徒を指すことゝなるが、一般に英國のアダム・スミスの經濟學說を遵奉する人々を指すのが常となつてゐる。スミスの思想は根本に於て重農主義(其項を見よ)に負ふ所多大であるが、これに當代の英國の經濟現象を研究したる結果論理上の誤謬に校正を加へて大成したものである。彼は富の基礎を勞働に置き、且つ各人は自己の利益に就き最も鋭敏なる判斷を有するが故に、各人をして自己の利益を正當に保存せしむべし、さすれば社會は全體としてまた利益を享くるものであると說いた。此點よりして彼は自由主義・自由貿易主義を唱へた。殊に彼は生產上に於ける分業を說き、生產・分配・交換の各方面に亙つて精細なる說を立てたのである。スミスの學說を繼承し、更らに論理に統一を與へ明確ならしめたのはリカルドであつた。リカルドは穀物關稅の廢止を主張して、後年マンチェスター學派の淵源となつたのである。而して彼の論理は全く演繹的にして、後年の正統學派は皆この演繹法を採つたのである。其主なるものをミル、セニアー等となす。茲に於て、英國の經濟學は、大成せられたのである。之にはスミス、リカルドの說を基礎とし、更に研究範圍を擴張し、歸納的研究法をも採り入れた。ミルの後に出でた人で有名なのはマーシアルで、彼れは正統學派に屬すると雖もミル以來歐大陸に現はれた各學說を參酌して必ずしも從來の學說のみに捉はれなかつた其他アメリカのケリー、佛蘭西のバスチア、獨逸のフォン・チューネン、英國のフォーセット、シヂュウキック等は正統派學者として有名である。正統學派が英國に於て斯くの如く發達しつゝあると同時に、獨逸に於ては所謂『歷史學派』が發育しつゝあつた。而してまた社會主義經濟學も新たに起るに及んで、正統學派の權威は大いに落ち、その社會の實情と合致せざる演繹的學說は最早や行詰りの狀態となつてゐるのである。

正統派社會主義(セイトーハシャカイシュギ)

正統派社會主義はマルクス說を忠實に遵守する所謂マルクス派社會主義の異稱である。即ちスミスの學說を遵奉する經濟學派を、正統派經濟學と稱するが如きものである。現今その派の代表的人物と目されてゐるのは獨逸のカウツキーである。レニンも亦自ら正統なるマルクス派をもつて任じてゐる。併しカウツキーとレニンとの間には一の抗爭が續けられてゐる。レニンは勞働階級の獨裁といふ新形式の獨裁政治を是なりとして實行し、カウツキーは、正眞なる社會主義實現の道途に於ては、政治形態は民主的ならざるべからずと主張してレニンを攻擊してゐるのである(『社會主義』參照)。

節慾(セツヨク)

次の『節慾學說』を見よ。

節慾學說(セツヨクガクセツ)

節慾學說とは、資本の蓄積を資本家の節慾の結果であると爲し、資本より生ずる收入を節慾に對する當然の報償であると云ふ學說のことである。此說の代表的主張者たるウィリアム・ナソー・セニアーに依れば、生產の根本要素は自然力及び勞働力であるが、然し他に節慾(即ち資本家が剩餘價値の全部を消費せずして其の幾分を節慾する資本家の蓄積)なるものがあつて之を補助しなければ、十分にその效果を發揮することが出來ぬと云ふの

である。

此の資本家の節慾が外部に表はれる場合に一應資本の形態を經るのであるから、如何なる資本も、節慾なしには成立し得ないのである。故にかゝる節慾に對しては一定の報酬を爲す必要があることは道德上當然のことであり、從つて總ての資本から報酬なるべき利子が生じなければならないと言ふのが、此の學說の骨子である。

資本を節慾の賜と見る傾向は、十八世紀の末葉に於て、既に佛蘭西の學者ガルニエから見出すことが出來るのであるが、かゝる傾向が學說としての體系を有するに至つたのは、一八三六年セニアーの說が發表されて以來のことである。續いて一八五五年にはバスチア及びヂーツェルが一八六二年にはセルビュリエが、一八六四年にはケルンズが、何れも利子は節慾の報償であるといふ說を發表した。然し其後、此の說に對しては種々の修正說が表はれて來た。卽ちマーシアル、カーヴァー、ランドリー等は、節慾の外に資本の生產力をも利子の原因に加ふ可き事を主張しその他ガルニエ、ジェヴォンス、ボーリュー等もそれ〴〵の折衷說を說くに至つたのである。

此の學說は、資本に對する道德的辯護を爲し、剩餘價値の掠奪に道德的權利を與へんとするものであるが、然し資本の蓄積が節慾のみに依つて爲される筈はない。事實に於て勞働者が如何に節慾すればとて資本の蓄積される筈はなく、相當に豪奢な消費生活をしてゐやうとも資本家の手には資本が蓄積され得るのである。卽ち資本の蓄積は節慾の有無に拘るものでなく、剩餘價値の搾取量によつて決定されるのである。個人の消費し得る量には略限りがある。如何に節慾を好まぬ資本家でもその莫大な不拂勞働量を悉く消費して終ふと云ふ事は、殆んど不可能である。これを全部消費すると言ふ事こそ、却つて苦痛な問題なのである。勿論、彼等はその不拂勞働量の中から消費する部分を僅少にして、ヨリ大なる剩餘價値の獲得を計らうとする。然しそれは節慾が資本蓄積の唯一の要素であるからではない。それは只蓄積を多からしめんとする方法の一つに過ぎない。

資本家のかゝる節慾が苦痛であり、報償さるべきものであるならば、剩餘價値を提供して自身はヨリ以上の節慾に甘んずる勞働者に對しても、資本家に對するヨリ以上の報償を與へたければならぬ譯である。經濟學の範圍の中に、かゝる倫理學を持ち込んで詭辯を弄し資本主義に對する追從的一面を示した外に、全く一顧の價値もないものである。

社會地理學(シャカイチリガク)

社會地理學は地理學の一分科ではない。社會學的人種の特性の現はれるのは地理的差異に基くのであると云ふ一部の研究に附與した名稱である。其說明によれば自然卽ち物質的外圍が個人の性格に及ぼす影響は、直接に行はれずに、或過程を經なければならぬ。先づ自然は、勞働とその報酬に一の規定を與へる。自然によつて規定せらるゝ勞働は又生活の習慣を規定する。生活の習慣は傳統の基礎であつて、土地所有者・住居家族・遺產・團體等の諸形式を作り、此等の諸形式は人民の思想・習慣等を決定し、その性格を作る。社會地理學は、この原因より結果に至る過程を具體的に研究するのである。

社會學(シャカイガク)

社會學とは情意を有するものゝ結合たる社會を研究對象とする學問である。卽ち複雜なる社會現象の中より社會的關係を支配するところの普遍的法則を發見し、これを研究するところの合理的・總合的・統一的なる科學を社會學と呼ぶのである。

社會學なる一の科學を建設したのはオーギュスト・コントであり、社會學なる名稱も亦コントによつて與へられたものである。コントはその實證哲學の歸結として社會學を建設したもので、之を社會靜學・社會動學の二種に分つてゐる。靜學とは社會における秩序の理論であつて、動學は其の自然的進歩の理論である。然しコントの社會學は、社會學の體系として尙不完全のものであり、社會靜學は社會の秩序の記述、動學は社會進歩の自然史に終つた傾きがある。即ちコントは社會學を記述の學に非ずして理法の學であると說いてゐたにも拘らず、事實において記述に終つた觀があると言はねばならぬ。コントに次いでスペンサーが出たが、彼の社會學はその綜合哲學の體系の一で、宇宙的理法を以て社會現象を說明したのである。而して彼の社會に關する中心思想は、社會が有機體であると云ふにあつた。此の社會有機體說は其後の學者によつて攻められるに至つたが、兎も角も彼の意見によつて社會が統一體であり、之を支配する理法が存在し、從つて社會學の存在することを公認されることゝなつたのである。スペンサーの長逝以後社會學の研究は鬱然として起つた。即ち佛蘭西においては模倣說の研究で有名なタルドを始め、フーイエ、ルボン、デュルケーム、ヲルムス等の著名な學者が出で獨逸においてはシェフレー、ラツエンホーファー、グンプロキツ、シュタイン、ジンメルテンニス等を始め、國家學・經濟學・人類學文明史の方面から社會學の研究に參加する多くの學者が出でた。また米國においては、スモール、ウヲード、ギヂングス、ボールドキン、ロッス等が出で、英國においてはマッケンヂー、ド・モルガン、マクレナン、ラボック露國においてノギコフ、ド・ロベルチー、白耳義にはド・グレーフ、伊太利においてはロンブロソー等が出でたのである。

社會學は研究の立場より見て生物學的社會學・心理學的社會學・人類學的社會學の四種に分つことが出來る。また社會學の本質を生物學的でありとし、又は心理的であるとする相違によつて、生物學的社會學と心理學的社會學とに分類することも出來るのである。此の外歷史哲學及び文明史を基礎とするものと、國家學を基礎とするものによつて社會學的社會學と國家學的社會學との分類を爲す等、社會學の分派は頗る複雜になつてゐる。

社會學の研究方法は、歸納的及び演繹的の二種に分たれ、前者はまた此較的研究・歷史的研究・統計的研究に分たれ、後者は物質的研究・心理的研究・綜合的研究に分類される。綜合的研究とは社會は生物の集團であるが多數生物の集合は個々の生物における全然異つた現象を呈することが多いものであるから生物學的物質的研究と、心理學的研究に依つて得來つた所の原理原則を綜合し、純粹の社會的法則を建設せんとするものである。而して社會學研究の目的は結局此の部分にあると云ふ可く、從つて心理學・生物學・人類學・統計學を初め、歷史哲學・文明史等の如き諸科學は何れも社會學の基礎を爲すものである。換言すれば、社會學はかゝる諸科學の上に立つところの、綜合的・統一的なる科學であると言はねばならぬのである。

社會學的國家觀（シャカイガクテキコッカカン）

今日、社會學的國家觀（Die soziologische Staatsidee）と稱せられてゐる學說は、在來の國家學說に對する異端說である。十九世紀後半の大社會學者グンプロキツが之を創唱し、次いでラツェンホーファーが繼承して一層深刻にし、更に現代では獨逸の大學者オッペンハイマー教授が獨自の見地より同種の見解を發表してゐる。

社會學的國家觀は國家の發生及び本質を經濟

に說明するものである。國家の形式は統治であり、その內容は經濟的搾取であつて國家はその發生より見るも、その本質より見るも優勝の人種群が經濟的搾取の爲めに劣敗の人種群を統治する一社會制度に外ならぬと論ずるのである。即ち國家は征服に起原するのみならず、その本質も征服關係であつて、その根本動機をなすものは經濟的搾取だと謂ふのである。

かくの如く、國家を永遠不動の實在と見ずして、一つの社會制度として取扱ひ、これに現實的な分析を試みる思想は既に古代より斷片的には現はれて居たのであるが、かゝる考察に一の系統を與へ、社會學的國家觀なる名稱を附したのはグンプロキツが初めである。グンプロキツは一元論者であると同時に宿命論的で、彼の學說には一種の深酷な厭世味が滲んでゐる。彼は歷史とは自然過程であつて、歷史學は人類の自然史に外ならぬと考へる。彼れによれば、人類の初期には無數の血族的集團が個別的に存在し、此の異質の群が膨張し、接觸し、衝突することによつて歷史が初まるのである。而して此人種群は元來獨自の言語・道德・宗教を有し、他群に對して絕對的な嫌惡感情を有して永遠に融和することが出來ぬ。群の人口が膨張し、相互間に衝突を起すに至り、爭鬪に勝つた群が統治階級となり、劣敗群は被治階級となる。國家の構成要素は個人でもなく、家族でもなく人種若くは人類の集團である。總ての上級の地位や身分は文化財と共に人種的起原を有するる優勝群が獨占し劣敗群は永遠に自由を求めてもがき續けるのである。この群なるものは極めて利己的であつて、個人は常に根本に於ては群の意志感情によつて動く。英雄なるものはその從屬する群の意志を實行する操り人形に過ぎないのである。而して道德なるものは極めて無力なものであつて、不斷に變遷し永遠に法律の奴隷たるものである。國家は本質的に不平等であり、不自由である。グンプロキツの所說は以上の如くで、極めて決定論的であり、悲觀的である。彼に從へば群の鬪爭が歷史の內容であつて、人種的鬪爭若くは階級的鬪爭が人類社會の內在的範疇なのである。グンプロキツの後にはラツェンホーファーが出で、グンプロキツと同じく國家の起原は征服に在りとし劣敗者は奴隷若くは勞働階級となると說いた。而して彼は征服の發生については、原始人が勞働を嫌惡し、從つて他人の勞働を搾取するに至るといふ事實をもつて說明した。

現時に於て此の社會學的國家觀を明瞭に且つ新しき見地より說くものはオッペンハイマーである。彼はグンプロキツの根本思想を繼承するものであるが、兩者の間には著しい相違が存する。オッペンハイマーはグンプロキツの如く階級鬪爭をもつて人類の內在的範疇と認めず、歷史的範疇と考へる。また彼に至りてはグンプロキツの唱へた先天的の嫌惡感、ラツェンホーファーの前提したる絕對的な敵對感情なるものは餘程緩和されてゐる。また人類の社會が永遠に群の鬪爭を免がれないといふ先人の論に反し、彼は將來に於て階級的國家が消滅し、自由市民團體なるものが出現するであらうと論じてゐる。

オッペンハイマーも人間の行爲の根本的動機は意識的理性的なものではなくして、生存の欲望であると考へる。而して、生存慾を滿足せしむる方法は二種あり、一は他人の勞働を掠奪することであり、他は全く己の勞働によるか、已れの勞働をばこれと等價なる他人の勞働と交換することである。彼れは第一のものを『政治的手段』第二のものを『經濟的手段』と稱してゐる。而して彼れは國家を以つて『發達したる政治手段』となしてゐる。換言すれ

ば國家とは發達した勞働掠奪の組織化なりと云ふのである。

國家の起原に關するオッペンハイマーの所說によれば、國家以前の人類の集團には牧畜種族・狩獵種族・農業種族が存した。而して狩獵種族は本來無政府的であつて財產上大なる差別もなく、種族內部は平等である。彼等は食物の餘剩を有しないから戰爭に際しては敗者を屠殺して仕まふ。農業種族は常に、各村落に孤立して住まふ。年一回ほど種族共同の祖神の祭りに集合するに過ぎずして、彼等の間には鞏固な連絡なく、强烈な戰鬪的精神もない。しかるに牧畜種族には、所有家畜の頭數による財產の差異があり、乳と肉とに豐富で筋骨も逞ましく、人口の增加も急激である。天幕を携へて曠野を移動する彼等の間には自ら遠征氣分が湧き集團的行動も巧となる。かくの如き特質を有する牧畜民と狩獵民とが衝突すると、狩獵民は山岳や草原の奧深く逃げ込むか、降服して一種の隷屬關係を作る。しかし狩獵民は正規の勞働には堪えられないから久しからずして滅亡してしまふ。然るに牧畜民と農業民とが衝突した場合は後者は戰鬪に弱く、又その產業の性質上狩獵民の如く逃亡するを得ない。

かくて衝突が頻繁に行はれるにつれて、最初は單に產業の掠奪のみを目的とした牧畜民の襲擊は、終には恒久なる農業民支配を目的とするに至り、農業民の土地に君臨して、征服國家を生ずるに至るのである。

オッペンハイマーは國家の起原は以上の如くであると論じ、而してその後に大土地所有制度の發生と共に發達する封建國家の特徵を論じてゐる。原始國家に於ける官僚貴族はやがて土地貴族に變化して小さき地方的君主となる。中央權力は崩壞し、專制主義の外觀は存するが、絕對主義は行はれない。ジンギス汗や帖木兒の絕對的權力は最早見られなくなる。土地貴族は土地世襲權・租稅徵收權・司法權・道路通行料・商業權・貨幣鑄造權・賦役强制權・兵士徵發權を掩有して事實上の獨立をなすに至る。この時代に入ると中央權力の沒落と併行して自由民が沒落する。自由民の共有地は土地貴族に奪はれてしまふ。一面に於ては、奴隷は土地貴族と結合する傾向を有し、下落する自由民と向上する奴隷とは相合して『臣民』となり、茲に人種的融合がなし遂げられる。封建國の廢墟の上に生れた近世立憲國家と雖も、その外延が統治であり、その內包が經濟的搾取であることは同一である。國家の利益を代表すると稱する官吏群は、支配者と被支配者との戰鬪の埒外に立つ抽象人たり得ずして、常に支配者群の傀儡に過ぎなかつたのである。

オッペンハイマーは以上の如くして人類の生存欲望を充足する手段の一たる『政治的手段』が發達して國家を成すと同時に、他の慾望充足手段たる『經濟的手段』の發達が行はれると說く。彼れは、國家と社會との概念を峻別し、社會とは『發達したる經濟手段』を意味するものであつて、『經濟的社會』の略稱に過ぎないと云つてゐる。彼は原始社會以後見られたる火の交換、女の交換、一般生產物の交換、市の發達、近世商工都市の發達、貨幣經濟の發達等より推して、經濟的手段の發達が遂には政治的手段を崩壞せしめて人類は『國家』より『自由市民團體』に移る。卽ち社會の內容は財と財、財と勞働との等價的交換なる純粹經濟となり、その形式が自由市民團體になると謂ふのである。かくて人類は鬪爭より平和へ、群の敵對的分裂より、人類同志の平和な統一に赴くと、彼は說いてゐる。

オッペンハイマーは自ら一元論者を以て任じてゐるに係らず、グンプロヰッ程に直截鮮明ではない。彼の自由市民團體說はマルクス

の社會主義社會到來の必然性を證したほど精鋭な論理を有してゐない。しかし彼の『國家論』はレニンの『國家と革命』と共に社會主義的なる國家學說の優秀なものとして一般に承認されてゐる。

尙ほ附言したいのは、社會學的國家觀はグムプロヰッやラッツェンホーファーやオッペンハイマーのみの說でなく、スペンサー、モルガン、メーン、ウオード等の思想にも現はれてゐる。殊にアメリカの大社會學者たるウオードの『純正社會學』に含まれてゐる此の種の思想は十分研究さるべき價値のあるものである。

社會保險（シャカイホケン）

社會保險とは一般の勞働者階級、及び下層の俸給生活者、小企業者等の爲めに、その生計の安固を計り、不時の災害に依る經濟的損失を補償する爲めに設けられた保險を總稱するもので、我國ではこれを勞働保險と呼んでゐる。これは西洋でも初めは勞働保險と呼ばれてゐたものであるが、嚴格な意味に於ける勞働者のみならず、その他の少額所得者も亦包容される事を常としてゐるので、近來は社會保險と言はれる事となつたのである。

然し乍ら此の保險の中心とされるものは勞働者であり、勞働者以外の下層階級と言へば、何れも無產階級であり、且つ肉體的精神的勞働に從事する事を生活手段としてゐるものであるから、廣き意味での勞働階級と言ふ事が出來る。故に之を社會保險と云ふも、勞働保險と呼ぶも結局何等の相違もない訳である。本書では之を我が國に於ける一般的稱呼に從つて、勞働保險と呼ぶ事とする（『勞働保險』を見よ）。

社會意識（シャカイイシキ）

社會意識とは社會の各個人によつて互に共通せるものと意識されつゝある意識を云ふ。從つて社會意識は個々の個人において內在するものであるが、而も個人意識とは異れるものである。今玆に輿論の例を以て社會意識の說明を試みる。輿論は一個人の意見でも思想でもなく、社會中における多數の思想で一の社會意識である。而して此の輿論は、一度び勢力を得るに至ると各人の意志に對して强制力を持つて來るものである。輿論と全然反對の意志を有するものは、輿論を社會において多數の意志と見做すが故に社會の多數に反抗する事なく、是に服從することとなる。卽ち强制力のあるところは、各人の意志以外の或る意志的勢力のあるところで、かくの如くして各人の意志が統一され社會の各人に共通なりと認められる意志が成立すれば、卽ち社會意識が成立するのである。

社會意識の存在が論議されるに至つたのは、民約論者が現はれてからである。ホッブスは人民の意志なるものを認め、ロックは共通意志なる語を用ひ、ルッソーは一般意志なるものゝ存在を說いた。ルッソーに依れば、主權は一般意志であり、法はその發表である。而して一般意志は各人の自由契約によつて成るものであり、契約者全體を一體として考へられるところのものであると云ふ。ヘーゲルは純正哲學の見地より汎理說を說き、理性を以つて世界の原理とし理性發現の一階段として客觀的精神を說いた。客觀的精神は卽ち社會精神であり、第二に法の形において第三に道德として現れると云ふのである。此の說はプラトンの世界精神說と同樣、社會意識なるものを全然個人意識以外に根柢を有するゝ爲すものである。

シェフレは社會の意識活動に、個人的方法と總體的方法とがあるとし、又社會的威權に能動的・被動的の二種があるとした。卽ち議會において勢力を有する人々が、心的に社會を

統制するものを能動的、多數の是に對する服從、または同意を被動的であると爲したのである。故に彼は社會意識は個人意識の調和であり、多數の服從及同意であると爲したものと見做すべきであらう。ノヴヰコフは社會にはエリートなる腦髓を有する生物に相當するものがあり、政府はその一部であり一機能を司るものであると爲した。されば社會意識は社會の全員によつて形成せらるゝことなく、かくの如き一部の有力者によつて形づくられると云ふのである。ル・ボンも亦これと同樣の意見を述べてゐる。

スモール、タルド、ギジングス、ジンメル、ロッス等の學者は、何れも皆社會意識を以て個人意識の調和であり、合奏であると見做した。即ち社會における各個人の心的交通は相互に作用することゝなり、漸次に變化して社會的となり、結局調音的統一を爲すに適するに至つて、社會意識が生ずると云ふのである。然るにグンプロヰツ、シュタイン等は、社會の本質は心理的なるものとし、社會の心理的研究の必要を說いてゐるが社會意識なる言葉を用ひてゐないのである。またスタッケンベルグの如きは、社會において意識するものは個人のみであるとして、社會意識の存在を否定せんとしてゐる。然し一般の社會學者は大抵、社會意識の統一的存在を認めてゐるのである。

個人意識に智情意の三方面があるごとく、社會意識にも智情意の三方面がある。民約論者のごときは、即ち此の『意』の方面のみを說いてゐるもので、從來社會意志なる言葉が多く用ひられてゐたのである。智の方面即ち分析的判斷力は、主として社會的選擇となつて現はれる。社會的選擇は或種類の風俗習慣の採用のごとき、無意識的合意によるものから始まつて、社會意識的淘汰即ち理想に至るまで種々なる種類がある。また知識は社會中に發生し、社會的意識によつて容觀的確實性を得るのであるから、科學的知識のごときは悉く社會的智識であるとも言ふことが出來る。社會的感情は純粹なる形において特別に發表されるものではないが、其の社會に存在することを普通とする傳說及び道德的情操に現れることを普通とする。

社會意識が特別の事象に對し一時的に現はれるものを輿論と云ひ、また一定の時代において、社會の多數個人を左右する思想的結合として現はれるものを時代精神と云ふ。由來風俗・習慣・制度・宗教等のごときものが社會に發生するのは、人類の社會意識に作用されて徐々に定まつて來たものである。然るに輿論のごときものになると、古來の習慣制度と合體するものではなく、心理的に結合したる一國の人々により、急激の間に社會的決意を左右することが多いものである。かゝる場合に現はれる心理的現象が群衆心理であり、多くは群衆指導者に導かれ、十分なる個人的・意識的判斷を經ることなく、暗示が猛烈に働き、無意識的模倣によつて結論が生ずることが多いのである。即ち社會意識は群衆心理的であるか、社會心理的であるかと云ふことはその意識內容が長時間的に決定されたものであるか、或は一時に決定されたかと云ふことに依つて分れるのである。尙、社會意識に就いては觀察點の異るに從つて、人種的意志・民族意志等の名稱が附せられることもある。これらは人種又は民族等の社會的結合の內部における共通の意識である。

社會改良主義（シャカイカイリョーシュギ）

【概說】 社會改良主義はその實行に關する特色により、或はこれを社會政策主義ともいふ。即ち社會主義の急進的なるを厭ひ、自由主義の保守的なるを排し、兩派の特長を折衷し漸進的に社會問題の解決をなさんとする主義で

ある。然し社會改良主義の主張は、從來種々の學派系統に分離してゐて、これを一言にして盡す事は出來ないが、兎に角く現代社會組織の二大支柱たる自由競爭と私有財產の制度を維持し、然る上にその弊害を匡正せんとするものである。蓋し、此派の理論に從へば、自由競爭と私有財產とは、現在社會に於ける經濟發達の前提であり、社會組織の根底をなすものであつて、これを廢止する新社會は架空の妄想なりとなす前提に立脚してゐる。即ち現社會に於て、貧富の懸隔より生ずる諸種の弊害は、自由競爭及び私有財產そのものが直接に招致した結果ではなく、ただこれを無制限に擴張した結果であるに外ならぬと觀る。故に貧富の懸隔より生ずる諸種の害惡は私有財產と自由競爭を直ちに否認する事によつて解決し得るものではなく、これを特定の範圍に制限するを以つて足りとなすのである。自由主義學派の論據を採れば各人の經濟的欲望を無制限に放置せしめ、自由競爭を極端に遂行せしめ私有財產を無限大に擴張せしめんとするものであるが、これを或る程度の範圍を限定して制限し、社會問題の生起するを緩和すべしとなすのである。例言すれば資本家と勞働者との關係に於て、自由競爭を絕對的に承認する場合には、本來弱者の位置に立つ勞働者は、強者の地位に立つ資本家と對抗する力なき故に、多くの場合殆んど資本家に壓肘されざるを得ない。殊に勞働契約を提起する場合の如き、貸銀によつて勞働力を賣る立場に置かれたる勞働者は、いづれの方面からするも、幾多の不利を忍ばざるを得ない事となる。然る場合この中間に政府の權力が加はれば、一方には强者たる資本家の權能を制し、一方には弱者たる勞働者の力を伸張せしめ得るが故に、兩者の關係は對等の位置となり、勞働契約より起る諸種の弊害を防止し得る筈である。工場法の如きはこの國家的見地より施設された者に外ならない。またこれを私有財產の方面に於て觀察するに、社會改良論者は全ての產業乃至財產に對し、悉く私有を許す事が、諸種の社會問題を惹起する所以となるを認むれど、私有財產主義そのものゝ根本原理を否定せよといふのではない。ただ或る特定の私人に經營せしむれば、その事業の性質として勢ひ獨占的傾向を帶ぶる所謂獨占事業のみに對しては、これが私有を或る程度に於て限定して制限するか、然らざれば一步進んで國家又は公共團體の經營に移すことによりその害惡を防ぎ得るものと認める。鐵道國有・電車市有といふ如き施設は、この論據に立脚して編案されたものに外ならない。斯くの如く社會改良主義の立場は、資本主義經濟組織の二大柱石たる自由競爭と私有制度を理論的に承認し、ただその無制限なる伸張によつて醞釀される弊害を認め、これを緩和匡救せんとして國家また公共團體の干涉により、または自主的解決方法により、ある程度の制限を設けんとするものである。略言すれば自由主義の社會主義的修正とも斷ぜられる。

【實行方法】 社會改良主義は前述の如き、無制限なる自由放任主義は認めないが、社會主義を一個の空想として排斥する。社會改良主義者の說明によれば、現社會には社會主義者のいふが如く、產業集中の結果として、少數資本家の手に資本が集中すると云ふ事實がなく反つてその反面に產業分散の傾向もあり、且つ產業が集中したとしても資本が集中するといふ事實は認められない。蓋し株式會社の如き大規模の產業經營の場合について見るに小資本家又は勞働者も株主として、その事業經營に參畫し得るのみならず、純益の分配にも與り得るを以て、產業の集中必ずしも資本の集中と斷じ得ない。斯くの如く社會改良主義の見解は、產業が必ずしも集中化的傾向を

有するものでなく、且つその傾向が、よしあるとしても、必ずしも資本の集中を隨伴するものとは認めないが故に、社會主義の豫言は、これを一個の空想として排斥する。その意味に於て、自由競爭及び私有財産の二制度を原則とし、ただこれに多少の制限を加へ、適當なる方法を設けて、諸種の害惡を緩和せしめんとするに外ならない。この方法に關しては、その性質に從ひ三方面から種別する事が出來る。卽ちその一は國家的方針であり、二は慈惠的方針、三は自主的方針である。國家的方針とは社會問題の解決に就て國家の權力に訴へ立法行政の手段によつて社會改良の目的を達することであつて、所謂社會政策主義と呼ばるゝところのものである。第二の方針は富豪資本家の慈惠事業を奬勵して貧民勞働者を擁護し以て社會問題發生を緩和せんとするもので、所謂溫情主義なるものはこれである(『溫情主義』參照)。第三の自主的方法の目的とするところは、勞働者の獨立自營の念に訴へ、相互救助の設備をなし、團體的結合の力によつてその利益を維持し、その地位を改良せんとする所に出でゝゐる。職工組合・消費組合・共濟組合等各種の團體を組織し、政府及び資本家の權力に訴ふる事なく、各自の自營心によつて問題を解決せんとするは、その代表的な方法である。

斯くの如く社會改良主義の實行方法は、以上の三種に分類する事が出來るが、然しその方針は實行上、各別に行はれるものではない。三者が同時に行はれて、始めて實効を擧げ得るものとされてゐる。加之、勞働保險の如きに就て見るならば、獨逸は國家的方針によつて行ひ、佛蘭西は主として慈惠的方針によつて行ふが如く、多くは實行する方法の如何によつて分岐するものである。

蓋し、社會改良主義は理論よりも先づ事實の解決を重視するが故に、社會改良の計劃の如何よりも、これを實行する方法の如何によつて起されるからである。故に各國の社會改良の事蹟を實際上より見れば、社會改良主義的な實際政策に俟つところ最も著しきものがあるも事はいふまでもない。

社會契約說(シャカイケーヤクセツ)

『契約說』を見よ。

社會民主主義(シャカイミンシュシュギ)

民主的の政治形態の下に社會主義を行はんとする主義である。この主義は社會主義が空想的共產主義より覺め實際的となつて、運動上政治と結合するに至つて生じたものである。現今各國にこの主義を唱ふるものがあるが、最も勢を得てゐるのは獨逸の社會民主黨である。獨逸の社會民主黨は、マルクスが萬國勞働者同盟を組織したときに初まり、主義としてマルクスの說を奉じてゐる。その綱領とする所は、マルクスの共產主義的見地に基き、勞働者を社會の本位とし、生產機關の公有、分配の平等、一切の特權の廢止を理想とし、此目的を達せんが爲めには、政權の獲得を必要なりとするのである。この主義を奉ずる社會主義者は、現今露國民を支配してゐる勞働獨裁主義に對して、反對の叫びを揚げてゐる。獨逸に於ける同主義の代表者と目さるゝカウツキーの如きは、種々なる方面から獨裁政治の非を擧げてゐる(『社會主義』『民主主義』參照)。

社會問題(シャカイモンダイ)

【概說】社會問題なる言葉を最も廣義に解釋すれば、社會面に浮沈する一切の問題は、悉く一の社會問題といひ得る。然し社會問題の現在的な意味に從ふならば、現存經濟組織に由來する諸般の社會制度の誤謬缺陷が原因となつて生起するところの問題に對してのみ、その名稱が附せられるものである。尤も

社會面に浮沈する一切の問題は、勞働爭議・萬引事件・心中沙汰等その何れも、直接か間接かの意味に於いて、現在の社會制度の缺陷に由來せざるものはなく、而もその社會制度なるものは、必然的に、現在の資本主義的經濟組織の謬陷を根柢とするものであるから、社會上の如何なる問題も社會問題としての性質を有せざるものはない筈である。茲に於て社會問題なるものは、直接に經濟組織そのものゝ缺陷に由來せられたるか、もしくは間接に影響されたるかの差異により、廣狹の二義に分類し得ることとなる。故に廣義の場合には婦人の解放運動・普通選擧の要求の如きは元より、賣淫婦の存在、暗殺の流行、乃至は家出事件・姦通沙汰の末に至るまで、悉くこれ社會問題の一として見られる。これに反して狹義の場合には、直接に經濟組織そのものゝ謬陷によつて誘發されるものにして、且つその謬陷に對し、漸進的か、急進的か、改良的か、革命的かに、破壞又は緩和せんとする要求を有するものである。故に狹義の場合の社會問題とは謂ふ所の勞働問題と、その範圍を一にするものと見做して差支へない。蓋し、全ての勞働問題は社會問題なりとの命題は、反對に全ての社會問題は勞働問題なりとの命題となり得るのである(『勞働問題』參照)。而して今日に於ては、一般に社會問題を狹義の意味に解釋し勞働問題の同義異語として使用してゐる。しかし社會問題そのものは勞働問題以外更に幾多の諸問題を含むものであつて、たゞ勞働問題に於て最も明瞭にそれを代表せしめ得ると解すべきである。故に社會問題なるものを便宜上狹義に解釋して、その由來並に解決策に就て研究する事は、やがて廣義の社會問題を間接的に說明する事となるのである。

【由來】社會問題の性質は前述の如く、直接間接に、その時代の經濟組織の缺陷に發したものである。此缺陷は貧富の懸隔に依つて表現されるものであるから、社會に資本家と勞働者の區別がある限り、社會問題は必至的に生起せざるを得ない。これを歐洲の歷史に見るも、希臘時代・羅馬時代に既にそれが現はれてゐた。中古時代に入ると共に富者と貧者との衝突は著しきものがあつた。然し當時に於ては、多く農業上の階級的軋轢であつて、今日に見る工業上の軋轢の如く、激甚なる社會問題は見られなかつた。然るに、十九世紀に於ける產業革命の結果、工場制生產が大規模に行はれるやうになると共に、茲に資本を投下する企業家と、勞働力を賣る賃銀勞働者との二大社會階級が生じた。而してこの企業家たる資本家階級と、賃銀勞働者たる勞働階級とは、相互に利害關係を異にせる存在として、衝突の度も多くなり、且つ劇しくなつて來たのである。斯くして近世の工業時代に於ける勞働者と資本家との間の社會問題は、質的にも量的にも重大な關係を持つやうになつたのである(『工業社會問題』參照)。蓋し、農業時代にあつては地主と小作人とが種々の情誼によつて結ばれ、且つ階級的にも工業に於けるが如き劃然たる區別なく、從つてその社會問題もさして重大なものではなかつたのである。然るに今日に至つては貧富の懸隔が著しく、勞働者は子孫の代に至るまで、その窮乏狀態を脫出し得ない程度となつたのみでなく資本家との關係の如きも、單なる勞働力の賣買以外に存しないため情誼も薄くなり、從つて兩者の衝突も劇しくなつたのは當然である。斯くの如く貧富の懸隔が甚だしくなればなる程、それに伴ふ社會的に不健全・病的なる事象を增すは當然である。過貧なる者は元より、過富なる者に於ても、幾多の弊害は起り易いものであり、かゝる顯著なる謬點に對して根本的に批判せんとする思想が生じ、諸

種の社會的問題は提供され、論議される事となつたのである。

【解決策】 社會に諸種の問題が生起すると共に、これを如何に解決せんとするかは、各人の等しく關心するところである。卽ちその解決策に對しては、それらの諸問題が悉く直接か間接かに現在の經濟組織に影響されてゐるものである限り、經濟組織そのものゝ根本に觸れ、如何にこれを改良すべきか、如何にこれを革命すべきかの差違により、自ら二種の區別が生ずる事となる。卽ち現在の經濟組織を改むべきか撤廢すべきかの區別である。前者の立場を採る解決策が社會改良主義であり後者の立場を採る解決策が社會主義である。尤も社會主義にせよ、社會改良主義にせよ、尙ほ細別すれば幾多の區別をも設けられるが、少くとも現在の私有財産と自由競爭とを二大柱石とする資本主義經濟組織に對し、これを全然否認して新なる組織を建設すべきか、或はその二原理は正當なるものとして是認し、たゞその無制限なる擴張に附隨する弊害を認め、ある種の干涉を加へて、寧ろその弊害を緩和すべしとなすかによりて區別が設けられる。略言すれば現存の經濟組織を認むるか否かによつて決せられる。社會主義に於ては人類の經濟的平等を絕對に實現せんとし、その方法として自由競爭と私有財産の二大條件によつて成立する現社會を破壞し、生産を國營に移し、土地資本を國有とする新社會を建設せんとするものである。尤も何れの社會主義も同斷といふ事は出來ないが、兎に角く現存の社會組織を變更して新社會を建設せんとする理想に於ては共通である（『社會主義』參照）。これに反して社會改良主義は、社會主義の計畫を架空の妄想なりとし、自由競爭と私有財産の二大條件を是認する。ただ自由放任主義の如く自由競爭を極端に遂行し、私有財産を無制限に擴張する事は弊害を伴ひ易いので、國家はこれに對して強者たる資本家に或る程度の干涉をなし、弱者たる勞働者を保護し、可及的にその弊害を緩和せんとするのである。尤も社會改良主義にも諸種の分派はあるが、何れにもせよ、現在の經濟組織の根本を是認し、漸進的にそれによつて生ずる弊害を緩和せんとするのである。而してかゝる解決策の相違は、單純に經濟組織そのものに對する態度ではなく、やがては全般の社會問題の解決に對する態度ともなるのである。

社會連帶（シャカイレンタイ）

社會連帶とは佛蘭西語の solidalite social の譯語で、社會思想上の新しい觀念論である。元來ソリダリティーなる文字は法律上の言葉であつて、羅馬法以來金錢の貸借に於ける連帶責任を意味してゐる。例へば甲が乙より借金をなす時、丙なる者が保證人になるとする。然る時債權者甲に對して保證人丙は、乙の債務に就ての責任を連帶的に負ふとすれば、丙は乙に連帶責任を負ふことゝなるのである。ソリダリティーとはつまり此連帶責任を意味する言葉である。而してこれを社會生活の上に適用したのは、佛蘭西の民主主義者であつた。彼等の見る所によれば、個人の生活は決して個々に獨立して存在するものではなく各人の相互的協力によつて支持されるものである。從つて個人は恰も草木が大地より榮養を吸收して生活してゐる如く、社會全體から思想を得てゐることを知らなければならない。然るに社會は各個人の相互的協力によつて成立するものなるが故に、各個人は社會の良否に對して連帶的の責任を有するものである。換言すれば社會は個人の連帶責任の下に成立するものだといふのが、社會連帶說の起された理由である。從つて社會連帶の思想は決して新發見でもなく、また特別に人心に訴ふるところもない平凡な理論であつた。然る

に社會連帶說はデモクラシーの主張と結び、其主張に新しい根柢を與へるやうになつた。卽ち社會連帶說によれば、各人は社會に對して連帶の責任を有するが故に、これを逆理的にいへば、社會はまた各人にその責任を完全に果たし得るやう、道を開かなければならない責任があるといふ。換言すれば全ての個人に平等な權利を與へ以て社會奉仕の義務に參ずべき機會を、均等に分與せねばならないといふのである。一例を選擧權に求めれば、ある個人がこれを有し、或る個人がこれを有しないとする時、社會奉仕の責任の分擔に公平を缺き、それがために個人の連帶責任の上に成る社會の基礎を薄弱ならしむるものだとなすのである。社會連帶の理想は歐洲戰爭以後國際主義の思想が擡頭すると共に、世界は各國家の連帶責任の上に成立するといふ意味に於て、更に新なる發展をなした（『民主主義』參照）。

社會政策（シャカイセーサク）

【總說】 社會政策とは階級間の衝突を防ぎ、その調和統一を計らんとする理論及び實行方法を總稱するものである。されば社會政策なる語に包括さるゝ內容は、階級の發生と共に生じてゐるものであつて、必ずしも近世社會の特產物ではない。然しながらかゝる理論及び實行方法に就いて、社會政策（sozialpolitik）なる名稱が與へられるに至つたのは、一八七三年に獨逸社會政策學會が成立して以來のことである。

當時歐洲に於ては資本制企業が漸く盛となり從つて資本階級又び勞働階級の分離及衝突も著しくなつて來たのであつた。獨逸においても普佛戰爭後の經濟的發達によつて、階級の隔絕及びその衝突が現はれて來てゐた上に、階級鬪爭が避け難き傾向であることを主張する社會主義が勃興して來たので、この社會主義に對抗して、階級の調和統合を主張する社會政策說が生じたのであつた。獨逸社會政策學會は、シュモラー、ワグナー、ブレンタノ等有力なる經濟學者によつて創立され、獨逸學者の大半を網羅したものであるが、其の目的は社會主義說に反對すると共に、マンチェスター派經濟學說にも反對し、一つの新なる學說を建設するにあつた。卽ち獨逸に於ける社會政策は、純然たる哲理に基くものであつて、單なる階級調和の政策のみにとゞまるものではないのである。

今日において、社會政策と言へば、經濟上の優勝階級を保護發達せしめる爲め、經濟的劣勢階級の反抗を防ぐものであるかの如く解せられてゐるが　然し本來何れの階級を保護し何れの階級を消滅せしむると云ふが如きものではない。各階級間には必ず共通の要素があり、從つて一切の階級は調和統合され得るものであらねばならず、且つ社會の發達と進歩とは、此の調和統合によつてのみ果されると云ふのが、社會政策の理論的根據である。

尤も社會政策の內容は、今日頗る擴大されて居り、新カント派の流を汲む社會主義說やベルンシュタイン一派等の社會主義修正說をも社會政策の中に含む事が出來る。卽ち階級鬪爭による突變的革命が、社會の進化を齎らすことを否定し、社會の漸進的變化を主張するものは、これを社會政策の中に含め得るのである。社會政策の母國は獨逸である。社會政策に學問としての體系を與へたのは全く獨逸學界の功績である。今日においても、獨逸における社會科學者の大半は社會政策を奉じてゐるのであつて　獨逸の社會政策は、實に經濟學・社會學・哲學等すべての學科を包容するところの一科學と見られるのである。

單なる實行政策としての社會政策の意義に於ては社會改良主義とまつたく同樣である（『社會改良主義』參照）。卽ち社會政策なる言葉が一般に

用ひられて以來階級調和に關する一切の實際政策が、社會政策なる言葉によつて表はされるに至つたのである。此の社會改良主義(social reform)なる言葉は、主として英米に行はれてゐたもので、社會政策の如き學理的根據を有するものではなく、單に階級間の調和を計る施設の實行、及びその實施を主張するところの、極めて通俗的な言葉である。我國に於ては、社會政策即ち社會改良主義、社會改良主義即ち社會政策であるかの如く解してゐるものもあるが、社會政策なる言葉の全內容は頗る複雜であり、社會改良主義は社會政策中の一派の實行方面に包括されるに過ぎないものである。尙、近來しきりに用ゐられる勞資協調主義・溫情主義等の如きものは、何れも社會政策中の一派の通俗的實際的なる部分に包容されて終ふものである。

【實行的方面】 社會政策の實際的施設は、大體公共的施設と自助的施設との二種に分たれる。公共的施設は階級的調和を計らんが爲めに、公共團體が行ふところの施設であり、國家の行ふものと國家以外の公共團體即ち主として都市の行ふものとの二種がある。自助的施設とは、對立し爭鬪しつゝある當事者が自らその兩階級の調和統合を計らんとするものであつて、これには資本階級の行ふものと、勞働階級が行ふものとの別がある。

國家が實施する社會政策には、產業の國營乃至國家管理・勞働保險・救貧事業・工場法最低賃銀法等の如きものがある。これ等は何れも、資本階級に對して極端なる搾取を防ぎ勞働階級を保護しその生活を向上せしめんとするものである。國家自身が行ふものでなく都市等に依つて行はるゝ社會政策施設には市町村經營の住宅・公設浴場・公設市場・職業紹介所・簡易食堂の如きものがある。我國に於ける大都市乃至その府の社會政策施設には、重要なるものが多い。職業紹介所・簡易食堂等のごとく、專ら勞働階級の貧困を緩和するものは勿論、公設市場・公營住宅等中流以下の都會人の生活を容易にし、階級的衝突を防止して行く機關は、主として市又は府の營むところである。

公共團體が行ふもの〻外には、資本家階級の行ふ職工住宅・無料診療所等のごときものがある。これ等は主として自己の使用勞働者に對するものであり、溫情主義的施設、勞働者の幸福增進設備とか呼ばれることが多い。而してかゝる資本階級の施設は、階級的調和を計ると云ふよりは勞働階級の信賴を强めて、一層多くの搾取を爲さんとするものであるとも云へるのである。溫情主義的施設と云ふ場合には、常に此意味の罵倒が含まれてゐる。共濟組合・生產組合・消費組合等のごときものは、勞働階級の自ら行ふ社會政策的施設である。これ等のものは、何れも勞働階級自身の生活を安易にし、且つ向上せしむるもので延いては、勞働階級及び資本階級の衝突を防ぎ、その調和を得せしめるものであるからである。この中でも、共濟組合は傭主側において强制することも多いが、他のものは多く自發的に行はれてゐる。而してかかる施設の多く行はれるのは、勞働階級中の此較的高給者の間であり、我國に於いては尙頗る發達が遲れてゐるのである。

社會政策の實際的施設には、以上の如き諸方面がある。然し以上概述せるものは、實際施設中の一部に過ぎず、公共的乃至自助的施設の中には、尙種々なるものが存するのである。現代社會においては、階級の懸隔及び其の衝突が、益甚だしくなつて行く爲め、階級の調和を計らんとする思想も亦次第に盛となつて行くのである。されば、國家・都市等の公共團體施設、國家の立法、實際資本家の事業經營方針等の中に、社會政策が加味され

て行く事は、次第に多くなりつゝあると言はねばならない。尙、社會政策の實例に就いては、『勞働者保護法』『工場法』『勞働保險』『法定賃銀法』『勞働者植民』『消費組合』『生產組合』『共濟組合』『公設市場』『簡易食堂』等の各項を參照せよ。

社會政策學會(シャカイセーサクガクカイ)

社會政策學會とは、獨逸において社會政策を主張せる一派の學者により組織せらるゝ一の學術的會合である。一八七二年ロッシアーの發意によつてアイゼナッハに開かれたる會議に基き、一八七三年より永久的組織となつたもので、會員にはロッシアーの外、ワグナー、シュモラー、アドルフ・ヘルド、ザムター、ランゲ、ブレンタノ、ギュールング、シェール、ナッセ、ヒルデブランド、クニース、コンラッド等知名の經濟學者を始め、獨逸における學者の大部分を網羅してゐた。その後、社會政策派の學說が各國に行はれるに至り、他の諸國においても同樣の會合が起された。我國においても、明治四十一年以來社會政策學會が起り、經濟學者を中心とする會合が行はれ、書籍の發行・講演開催等がなされてゐるのである。

社會進化(シャカイシンカ)

社會は生物や天體の如くに進化する。進化とは一切の事物が單純同質より複雜異質へ(低級より高級へ)と變化することである(「進化說」參照)。今社會現象中の一二に就て說明すれば、社會組織に於ける進化の階段は群團(ホルド)時代・氏族時代・大家族時代・封建時代・集權國家時代に分つ事を得、夫婦關係に於ては自然物採取・牧畜・農耕・手工・商業・工場工業等の段階を認め得る。器具の製作に關しては石器・土器・靑銅器・鐵器等の階段があり、其他統治關係・血緣同胞の關係・敎化等總ゆる方面に社會進化は認められるのである。而して社會退化は、社會進化を進行せしめる上に必然隨伴することを免れぬものであつて、同一現象の表裏たるものである。

社會心理學(シャカイシンリガク)

社會意識を研究する學問である。社會心理學の概念を得んとするには、先づ『心理學的社會學』と『社會心理學』との相異を調べる必要がある。多くの學者が認める如く、社會現象の主要なる部分は多數人の心理的相關より生ずるものである。故にタルド、ジンメル等の如く心理學的社會學者と呼ばれる人は社會現象の心理的過程の研究をもつて 社會學の任務となして居る。然し社會は心的なると同時にまた物的存在にして、假令社會現象の主要なる部分が心理的なりとするも、心理的說明のみをもつて社會の完全なる說明をすることは出來ないのである。社會の心的物的兩方面を合一的に研究するのが社會學當然の任務である。然るに心理學的社會學はその一部たる心理的方面のみを研究せんとするものなるが故に、その學問的脚點は自ら他の社會學と異る。例へば社會の物的基礎、人口問題などは、心理學的社會學の任務とは見做されぬ。若しこれに言及する事ありとするも心理的現象の基礎として論ずるに止まるのである。

心理學的社會學はほゞ以上の如きものであるが、然らば、社會心理學との關係は如何なるものか。通常、この兩者は同一と見做されてゐる。されど兩者の間に區別を認めることは不可能ではないのである。何となれば、兩者とも多數意識の相關的現象を研究する點は同じであるが 前者は意識の聯合としての社會現象を研究するを目的とし、後者は、特にその統一せられたる狀態即ち社會現象の一部たる社會意識のみを研究の對象とするのである。勿論實際上にはこの兩者の區別は甚だ不

明瞭なことがある。例へば社會心理學も心理學的社會學も共に社會體制及び社會制度に論及する。されど心理學的社會學は、この制度及び體制に關する一切の心理的關係を研究せんとするが、社會心理學は單に社會意識的現象が關係する限りに於てのみ是に論及するのである。この點より見れば、社會心理學は社會の心理的研究の一部のみである。

次に個人心理學との關係は何うであるか。塡太利の哲學者リンドネルはその先覺ヘルバルトが、個人は相互作用によつて社會を生じ、多數成員の意識より一の大なる社會意識を生ずる。而して社會中の個々人と個人精神中の多數の觀念との聯合は同一關係にありとした思想に基いて、社會心理學の體系的研究を企てた。彼は社會の心理を說明するに當つては心理學の研究法より類推して內部聯合と外部聯合とに分ち、それがヘルバルト一流の統覺によつて統一せられるものとして研究した。されど彼は、心理學の問題及範圍を、社會心理學のそれと同一に見たのでなく　只研究の方法と、體系の組織に心理學の分野を轉用したに過ぎないのである。彼は社會心理學が固有の領域を有する一つの獨立科學なることを信じてゐた。リンドネルは、その社會心理學の體系的研究をする爲めに以上の如き方法に基づいたのであるが　通常心理學は其研究を個人的現象に限るのであつて、多數意識の盟合の統一狀態を研究する社會心理學とは當然區別せらるべきものである。尤もヴント及びボールドキン等の如く、社會意識の現象を客觀的に見ず、主觀的に個人の意識の內容として研究する一派もあるが、社會現象としての意識は、その活動に於ては客觀的に考察するを至當とし、且つその具象化、卽ち道德及び法律の社會的成立の如きは、客觀的意義を附與さるべきものと認めらるゝが故に、兩者の區別は正當と云はねばならぬ。約言すれば、個人心理學は觀念その他の心理學要素の、一つの意識內に於ける聯合を研究し、社會心理學は多數意識の間の聯合を研究する點が異るのである。社會心理學の研究題目は、(一)社會中に於ける個人は如何にして、又何故に聯合するか、(二)社會意識成立の過程、(三)社會意識の活動、(四)社會意識としての活動の社會に現はるゝ形式、(五)活動の社會意識は如何なる形式で個人の意識の中に存するか、(六)社會意識の發達及び活動の法則如何等をその重なるものとする。

社會主義（シャカイシュギ）

【意義】　最も廣く普及してゐる社會主義の定義は、生產機關の私有私營を廢し、一切の生產機關、若しくは主要なる諸生產機關の公有公營を基礎とする社會制度の實現を主張するといふことにある。然し生產機關の公有といふことは、社會主義の重大要素ではあるが、必ずしも社會主義の全部ではない。社會主義は生產機關の公有によつて一定の目的を達成せんとするもので　その目的まで含んだものが卽ち社會主義である。目的を問はざる單なる公有は、社會主義的と云ひ得るかも知れないが、社會主義そのものでない。然らばその目的とは何か。曰く人が人を搾取するといふこと、詳しく云へば勞働する人と勞働せざる人とがあつて、後者が前者による勞働の果實を收納すると云ふ關係を廢することである。何故一方の人が自ら勞働せずして、他人の勞働の果實を收納し得るかと云へば、それは卽ち一方の人が生產機關(今日に於ては資本)を私有する結果である。そこで搾取を廢するには、生產機關の私有を撤廢して公有たらしめねばならぬ。故に社會主義の定義は簡單に次の如く云ふことが出來る。

『社會主義とは人に依る人の搾取を廢し、萬人をして勞働に從事せしめ萬人をして其勞働の果實を享樂せしめんがために、生產機關の公有を實現せんとする主義である』

此目的、此手段は單なる理想に止つてゐても宜しい。それでも社會主義と云へる。然し今日最も重きをなしてゐる社會主義は、之れが單なる理想たるに止まらず、社會進化の必然その者が生產機關の公有、及び搾取の廢止を齎らすと云ふ風に見るのである。

以上定義する如き社會主義を分類すれば左の如くになる。

【分類】　社會主義はその目的とする社會制度の上より見れば經濟上には集產主義と共產主義とに分れ、政治上には民主主義と無政府主義とに大別される。然し一定の社會組織を豫想する以上は、その社會組織の制度的屬性として、同時にその政治的制度と經濟的制度との兩方面を含むべきことは云ふ迄もない。故に經濟的方面に於て集產主義なり共產主義なりを取るものは、又同時に政治的方面に於ては民主主義なり無政府主義なりを採るべき筈である。かくて左の如き分類が生ずる。

一、民主的集產主義（若くは集產的民主主義）。

二、無政府的集產主義（若くは集產的無政府主義）。

三、民主的共產主義（若くは共產的民主主義）。

四、無政府的共產主義（若くは共產的無政府主義）。

凡そ社會主義のあらゆる傾向は、集產主義と共產主義に分れる。而して兩者の區別は先づ分配制度の理想に於て現はれる。

資本主義撤廢後の分配制度に於て、集產主義は貨幣經濟を主張し、共產主義は自然經濟を主張する。集產主義は何等かの方法によつて各人の收入を調節することを主張する。卽ち各人が自己の消費の爲めに支出する價值量を以つて正確に秤量することを主張する。是に反して共產主義の分配制度は、一定の社會組織の制度的屬性としての政治的制度と經濟的制度との下に於ては、物資の收入なる概念をも除外して、只だ直接に消費のみを調節し、又は消費さへも全然調節しないのである。從つて集產主義の分配制度に於てのみ消費することが出來る。各人は自己の所有する價值限度に於てのみ消費することが出來る。消費するには收入の一部を支拂はねばならぬ。故にその制度の下に於ては、物資は總て一定の價格を有し、價格に總て一定の價值單位によつて秤量されることを要するのである。これに反して共產主義の分配制度は、收入に關係なく直接消費のみを調節し或は消費でさへも調節しないのであるから、貨幣の必要がない。謂ゆる自然經濟の分配法である。されば集產主義も共產主義も共に分配の平等を主張するものであるが、集產主義の平等は收入に關係し、共產主義の平等は直接消費に關係する。然し共產主義の平等には更に、分配の客觀的平等を主張するものと、分配の主觀的平等を主張するものとがある。前者は年齡及男女の差異の限界內にて、各人に同量同質の物資を分配すべしと說く。カベー、バブーフ等はその著名な代表者である。後者は、フリエー、クロポトキン等の無政府的社會主義が代表する所の說であつて、各人の必要に應じて直接物資を使用すべしとするのである。各人の消費を客觀的に平等ならしめると云ふ說は、社會主義の最も原始的な形であつて、個性の尊重と自由の追求を生命とする現代人の要求に添はない。これに反して、無政府的社會主義者の唱へる消費の主觀的平等は、自由・平等・正義の理想から見て、現代人に最も望ましきことである。ただ此種の分配制度を實現するには、社會の生產力が總ての產業部門を通じて、殆と無限に發達してゐるか、

然らずんば各人の道德心が極度に發達し居ることを要する。然らざる限り、無政府的社會主義の實行は不可能である。

共產主義が斯く二派に分類される如く、集產主義も又大體に於て二派に分れる。一は各人の收入を客觀的に絕對に平等ならしめると同時に、その收入の消費を各人の自由に委せることを主張し、他は各人の技倆に應じて收入に差等を附すべきことを主張する。マルクス派社會主義は大體に於て前者を代表し、ルイ・ブラン、サン・シモン、ロドベルトス等は後者を代表する。

以上は分配上より見たる集產主義と共產主義との區別であるが、生產の上からも兩主義を區別する事が出來る。一口に言へば、集產主義の生產組織は集中的であり、共產主義のそれは分散的である。集產主義は原則として生產機關を國家の手に移すことを主張する。是に反して共產主義は、中央權力の破壞を主張すると同時に、又一切生產機關を種々なる自治體(地方的自治體・勞働組合等)の所管に委ねることを主張する。かくて共產主義的生產方法の最大缺點は、生產力の均衡を維持することが出來ないことである。集中的權力なく自由競爭なき社會に於て、如何にして各職業或は各地方の間に生ずる生產力の不均衡を調節することが出來るであらうか?

社會主義はまた方法論上より分類すれば、科學的社會主義と、空想的社會主義とに分れる。科學的社會主義は、必ずしもマルクス派社會主義のみならず社會主義の理想及實現を科學的に支持せんとするものを指し、是に反して空想的社會主義は、社會主義の理想及實現を單なる信念若くは興味によつて支持せんとするものである。科學的社會主義は更に革命的と進化的との二種に分れる。

革命的なる科學的社會主義は、社會進化の必然によつて舊社會が崩壞し新社會が生れるとき形骸とを含む 形骸は徐々に亡び胚種は除く見ゆる新制度を生ぜしむることゝなるのである。資本主義制度と社會主義制度とに就て云へば後者は前者の崩壞により、其發展的胚種の否定によつて生ずるものではなく、寧ろ肯定に依つて生ずるものであると說く。ベルンシュタイン一派の修正說は、此部類に屬するものと見ることが出來る。資本主義の下に形成せる勞働組合をば將來に於ける新社會の胚種と見るサンヂカリズムの如きも、或る程度まではこの派に入れることが出來る。

さて、單なる信念若くは興味に立脚する空想的社會主義は、これも又兩分されて、人道主義的と、政策主義的との二派となる。人道主義的の空想的社會主義は、キリスト教社會主義新カント派社會主義の一部を含む。キリスト教社會主義は、神より與へられた人性の尊嚴平等を主張し、神の愛を如實に現世に實現せんとするものである(『キリスト教社會主義』參照)。次に新カント派社會主義の中にはカントの人格至上主義を基礎とし、その目的のために資本主義の撤廢、社會主義の實現を主張する一派がある(『新カント派』參照)。空想的社會主義の他の一である政策主義は、方法論上には科學的根據を有せず、單なる比喩的常識的說明に止まるものである。

最後に、現實に於ける運動政策の上より見た

る社會主義の分類を述べることにする。先づ解り易くする爲め左に分類表を揭げる。

運動政策の上より見たる分類(甲)

一、議會的社會主義(社會政策主義)

二、組合的社會主義(トレードユニオニズム、サンヂカリズム)

同 上(乙)

一、ボリシェキズム(獨裁主義)

二、中間派(セントラリズム)

三、メニシェキズム(レヴィ)(ジョニズム) } 民主的社會主義

右に揭ぐる(甲)の 一、議會的社會主義とは代表者を議會に送り、議會の力によつて社會主義を實現せんとする主義である。組合的社會主義は前者に反して、政治運動を排斥し勞働組合の力によつて社會主義を實現せんとするのである。サンヂカリズムは其著しい代表で經濟運動派と稱する者が是れである。然し勞働組合主義は必ずしも議會主義を排斥するものでなく現に英國の勞働組合は政黨としての勞働黨の母體であり、獨逸の社會民主黨は組合主義的勞働運動と全く同一線上にある。

次に分類(乙)の 一、ボリシェキズムはレニン等の唱ふる主義で、革命後の社會を勞働者の獨裁政治によつて維持すべしと主張する。

マルクスの說ける所に從ひ、世界革命によつて世界共產主義を樹立すべしと主張する第三インターナショナルと相通ずる主張である。第二の中間派はカウツキー、ロンゲー等の立場を包含し、社會革命を信ずるも獨裁主義を排し、民主々義に依らんとするもので政治方面に於ては從來他派との提携を避け、社會黨獨行主義を固守するのであつたが、近來は必ずしもさうでないやうである。次に第三のメニシェキズムは革命に依らず、專ら勞働組合議會運動等の實際的手段によりて徐々に社會主義に到達せんとするものである。組合的社會主義と全く同じく民主的社會主義も辭せない。中間派とはカウツキー、ロンゲー等の立(社會民主主義)の下に包括し得る。

【沿革】 社會主義的思想は紀元前四百年の間に於て理想國を說けるプラトンの思想の中に之を發見することを得、また下つては、一五一六年『ユトーピア』を著はせる英國のトーマス・モーアや、モーアに後る事一世紀伊太利に於て一種の共產主義を唱へたカムパネラの思想中にも發見せられるのであるが、近世社會主義はその本質に於て、是等の人々の抱けるものとは異るものである。近世社會主義は、勞働階級と資本階級との階級鬪爭を基礎條件とし、この條件なくしては考へ得られぬものなのである。別言すれば、近世社會主義は資本制社會の生める子である。社會主義運動は勞働階級の現社會組織に對する反抗運動であつて、それは、現社會が勞働階級にとつて堪え難き桎梏たることを前提條件とする。されば、資本制社會の起原は十六世紀の頃に溯ると雖も、近世社會主義運動の出現は左程古るいものでない。社會主義も亦他の諸思想や運動と同じく、現今の狀態に達する迄には幾段階かの過程を經た。初期の社會主義は人道主義に基くものであつて、其政治的意義は左程重要でなかつた。初期社會主義者は社會の缺陷を非難するに急にして、その原因の實際的研究には餘り深い注意を拂はなかつた。彼等は當時の社會の惡の原因を、社會が永遠の眞理、自然の原則に反して組織せられて居るといふ理由に歸し、理想的社會を空想的に組立て、これを實現せん爲めに人間の道德心を呼び醒さんとしたのであつた。共產團體及び一八三・四〇年代の暴動一揆はその結果として生じ、初期社會主義の特徵を爲すものである。社會主義初期の人物として第一に擧げらるゝはバブーフである。彼はフランス大革命の立物であつたが、また革命の結果の非難者でもあつた。彼は曰く、革命は自由と平等

とを旗印として起されたが、社會的・經濟的方面を伴はざる單なる政治的平等は畢竟屈辱的平等に過ぎぬ、と。彼は同志を集めて政府を覆さんと謀つたが、實現を見るに至らずして挫へられ、死刑に處せられた。十九世紀に入つてからフランスには續々として社會主義を唱ふる者が現はれた。そのうちにてサン・シモン及びフリエーは最も著名である。サン・シモンは實際運動よりは思想家として卓越した。彼の思想の中心は、社會組織の基礎たるべきものは政治にあらずして產業でなければならぬといふ觀念である。彼れの名著『新基督敎』は、彼れの思想を最も明瞭に表現し、その中には、後世マルクスによつて大成せられたる經濟的必然論の萌芽が藏されてゐる。彼の死後、バザール、サン・アマン等を中心とする『サン・シモン黨』なるものが興り、當時の佛國思想界に大なる影響を及ぼし一八三〇年の革命には勿論からぬ活動をした。サン・シモンが一方に於て社會の權利と重要とを認め、秩序と制度を說きつゝあつたとき、他方には個人の權利を主張し、調和を唱へるフリエーが在つた。この二大空想家の示した二傾向は、現代社會主義の集產派と共產派との二大潮流に照合するものである。フリエーの弟子コンシデランは師の死後フリエー黨を率ゐて可りな勢力を振つた。一八四二年に、カベーの『イカリアの航海記』が出版された。この書は數十萬の讀者を得、共產主義思想を普及せしむること勿からざるものあり、その結果『イカリア共產團』なるものの出現となつた。一八四八年米國テキサスにその最初のものが建設された。一八四〇年、ルイ・ブランは『勞働の組織』と稱する書を著はして有名となり、一八四八年の佛國革命には重要なる活動をなし革命政府に重要の地位を占めた。次いでプルドーンは『所有とは何ぞや』『經濟的矛盾』等を著はし近世無政府主義の始祖と稱せらるゝに至つた。十九紀の前半期に於ける佛國の社會主義がかゝる狀態にあるとき、英國の社會主義はロバート・オーエンによつて開拓されつゝあつた。オーエンの思想は、英國民が有する國民性及び經濟上及び政治上の特殊の境地によつて佛國の社會主義とは自ら異る所があつた。オーエンの運動は元來革命的でなく、實際的であつた。社會主義者としての彼の生涯は一八一七年頃より初つた。當時產業革命の結果として生じた貧民問題に關し彼は個人的自由競爭主義に基く貧困は絕滅し得るものでないと考へ、而して組合的社會主義を提唱したのであつた。彼は自分の所有する工場にその理想を實行せんとしたが失敗に終つた。オーエンの活動は約四十年に亙り、英國社會主義の始祖たり、後世大いに發達したる消費組合運動の母であると稱せられる。されど彼の學說及び運動は、彼の死と共に中斷し之を承け繼ぐものがなかつた。オーエン存命當時の英國は勞働階級の暗黑時代を表現したものであつた。政府はしきりに救貧策を講じたが一向効がなく、一揆が諸方に起つた。一八三八年に勞働者等は『勞働協會』と稱する結社を組織し有名な『祭狀黨運動』（チャーチスト運動）を起した。此運動は表面一種の急進的政治運動に過ぎなかつたが、其實は社會制度の根本に對する不平の發露で、屢々暴動を起し全國勞働者の同盟罷工をさへ企てた。一八四八年に至り牧師モーリス及びキングスレー等は『基督敎的社會主義』を唱へ、チャーチスト運動に對する反抗運動を起したが結局成果を見るに至らず、一八六〇年頃よりチャーチスト運動が下火となると共に消滅した。然るに一八八〇年代に至り社會運動は再び英國に起り、一八八四年に『社會民主同盟』が生れ『フエビアン協會』も同年に組織された。一八九

二年に至つては、社會主義的色彩を有する勞働組合が聯合して獨立勞働黨が組織され、社會黨の勢は年々增加した（『英國社會主義運動』參照）。

獨逸に於ける社會主義思想の濫觴はフィヒテの『封建的產業國家』中に發見せられると雖も、ウヰルヘルム・ワイトリングこそは、近世社會主義と、その前期の思想との中間を繼ぐものであつた。ワイトリングは旅行中佛國で得た共產主義を信奉し、その宣傳に一身を委ねた。彼れはまたオーエンの如く、當時知り得たあらゆる改革事業に携はり、勞働組合生產組合その他を組織した。されど彼の思想には未だ階級鬪爭の觀念が生じてゐなかつた。空想的社會主義に代つて鞏固な現代的な基礎に立つ社會主義の出現すべき時期は、產業の發達科學の進步に伴ひ、十九世紀の半頃に到來した。マルクス及びエンゲルスはこの新しき社會主義の父であつた。マルクス派社會主義即ち所謂『科學的社會主義』は現社會主義の最も主要なる部分を占めてゐるのである。マルクス及びエンゲルスと並んで獨逸初期の社會主義者として有名なるはロドベルトスである。フェルヂナンド・ラッサレはロドベルトスの學說を主として襲用し、マルクスの說をも採つて、實際運動に活躍した。一八六三年三月一日ラッサレがライプチッヒに『一般勞働同盟』が組織された。これが獨逸に於ける勞働團體の創始である。この團體は一八六八年に至つて、一八六四年に創立されたインターナショナルの政綱を採用するに至つた。その政綱はマルクス及びエンゲルスの起草にかゝり一八六七年に公表された共產黨宣言に示される所のものであつた。

【社會主義鎭壓策（シャカイシュギチンアツサク）】【概況】社會主義鎭壓を目的として各國が採つた政策のうちで最も有名なのはビスマルクの社會主義鎭壓令である。最近日本では、此のビスマルクの鎭壓令に類して、更に苛酷な罰則を含む『治安維持法案』が政府によつて議會に提出されて通過した。社會主義・無政府主義に對する斯種の取締を勵行した例は、大戰中歐洲に若干あつたが、就中模範的と稱せられるのは一九一四年十一月二十七日の英國の『國防法』と、米國の『敵國間諜取締法』であらう。兩者とも名目は戰時非常法として制定されたものであるが、其實全く社會主義者の取締を目的とするものである。英國のは其後幾回かの追加修正並に施行細則を加へてゐる。一九一九年版のデーリ・メール年鑑は評して曰く『英國現行の諸法律中最も徹底的にして廣汎な權力を有する此法律は、戰時中、英國民の最も貴重なる自由を凡て蹂躙した。少しでも疑ひあるものは容赦なく監禁又は追放され、少しでも軍事に妨げありと認められたものは躊躇なく長期の懲役に處せられた』と。米國の敵國間諜取締法は、表面獨逸人を取締る爲めに作つたのだと稱してゐるが、事實はこの法律によつて處罰された外人は一人

もないのである。其反對に、此法に觸れたものは急進主義者並に平和主義者ばかりでも一千名はあつた。大抵の社會主義者は、この法に依つて極刑に處せられたのである。バーグマンやゴールドマンなども、これがため、國外に追放された。

戰後は主としてボリシェヰズムの宣傳者や、I・W・Wの會員などが續々この法に依つて處罰されてゐる。檢事總長グレゴリーは、この法律を縱橫無盡に振り廻したので有名である。

【ビスマルクの壓迫法】 ビスマルクの社會主義壓迫法は一八七八年に發布された。當時の獨逸には社會主義が年々勢力を加へてゐたのである。一八七五年ゴータ大會に於てラッサレ派とマルクス派とが合同を遂げて獨逸社會民主黨を作り、一八七四年の選擧には帝國議會に九人の代表を送つたのが、一八七七年には五十萬の投票を得、十二人の議員を選出したのである。時の宰相ビスマルクはこの形勢を見て何とか社會黨を抑壓しようとしてゐたのであるが、恰も一八七八年に至り、その機會が到來した。同年の五月十日、一勞働者ヘーデルは皇帝を狙撃した。ビスマルクはこの事件を社會黨の責任に歸し直ちに議會に社會主義鎭壓法を提出した。併しその議案は僅々二名の贊成者を得たばかりで否決されて了つた。然るに翌六月には、皇帝は再びノビリングなる者に狙撃され負傷した。ビスマルクはいよ〳〵社會黨の罪を鳴らし、十一日に議會を解散し凡ゆる選擧干渉を行つた揭句新議會を招集し、同年十月二十一日終に該法を成立させたのである。

鎭壓法は全三十箇條より成り、發布の日より一八八一年三月末日迄を施行期限とするものであつたが、多少の修正を經て一八九〇年迄持續した。其內容の大要を示せば、(一)結社社會主義的、共產主義的目的及方法の下に現國家又は現社會制度の根本の崩壞を目的とする結社は之を禁止する。崩壞を目的とせざる迄も其傾向を有し、公安を害し、殊に各階級間の和合を害する樣な結社も又同じである(第一條)。これは我が治安警察法の、內務大臣は安寧秩序を保持する爲め必要と認める場合には結社を禁ずることを得る(第八條第二項)規定と同樣である。(二)は集合自由の制限である。社會主義的・共產主義的なもので現在の國家又は社會組織の破壞を目的とする集會は之を禁止する。目的が明示されてない場合でも事實上右同樣な性質を有するものは又同じ(第九條)。日本でこれに該當するのは治警第八條第一項であらう。安寧秩序を保持する上に必要なる場合警察官は屋外の集會、又は多衆の運動若くは群衆を制限禁止若くは解散することを得、また屋內の集合を解散することも得るのである。(三)は出版の自由に關するものである。社會主義的な出版物は禁止する。繼續刊行物は續刊を禁止する事を得としてある(第一〇條)。日本新聞紙法第二十三條には、安寧秩序を紊す新聞紙に對して發賣頒布を禁止する規定があり、第四十三條には發行禁止の規定があり、出版法第四十九條にも發賣頒布の禁止をなす規定がある。(四)は寄附金募集に關する規定である。社會主義の促進の爲めに寄附金を集めること、及び公然寄附の勸誘を爲すことは警察上禁止される(第十六條)。日本には直接是に該當する法律は從來なかつた。されど治警第十六條には、街路其他公衆の自由に通行する場所に於て、文書・圖畫・詩歌の揭示、頒布・朗讀・若くは放吟又は言無形容其他の作爲を爲し、安寧秩序を紊すものと認めたときは之を禁じ得ることになつてゐる。今回議會を通過した治安維持法案には、社會主義宣傳の目的をもつて寄附を受け、又は情を知つて之を與へたる者を罰する條項を含んでゐる。

以上述べたる所は公然法律上よりする社會主義鎭壓策であるが、隱然として暗々裏に行はれる鎭壓策は勿論種々ある。社會主義者が目して最も陰險なる强敵とするのは、社會政策である。社會政策は資本制度の原則を擁護するために、勞働階級に種々なる恩惠的政策を施し、勞働者の階級的反抗心を懷柔するものだといふのである。殊に、賃銀の價上げ、勞働時間の短縮等を目的する純然たる勞働組合を保護奬勵する社會政策は、未だ日本の如き後進國には餘り行はれてゐないが社會主義の勢力旺盛なる國家に行はるる所であつて、これも社會主義者によつて有力なる社會主義防壓策と目せられる。が、之は鎭壓策といふよりも寧ろ回避策といふのが妥當であらう。

借家借地人保護問題(シャッカシャクチニンホゴモンダイ)

【概說】 地代及び家賃の騰貴によつて困難する借家借地人をば如何にして保護救濟す可きかといふ問題を指すのであつて、一般に住宅問題と稱せられて居る。近世產業の發達の結果、工業地商業地たろ都會は尨大なる人口を吸集し土地及び家屋に對する需要無限に增大し行くに對して、地域の擴張家屋の增設といふが如きは甚だしき制限を蒙り居れるが爲め供給は需要に伴ふこと能はず、斯くて地代及家賃は一般收入の增加に比して法外に騰貴し都會居住者の生活を脅威すること甚だしきに至つた。例へば東京市に於ける借地借家契約なるものを見るに、地主家主專橫の眞相は實に思ひ半ばに過ぐるものがある。卽ち土地契約に於ては、所謂地震賣買なるものの行はるる度毎に、新地主は必ずその地代價上げを斷行するを常とするのみならず、地代引上げの利益を唯一の目的として土地を賣買する無主拗からず、甚だしきに至つてはその實これ無くして賣買の行はれたる如く裝うて地代引上げを要求し、借地人若し是に應ぜざるときは直ちに借地契約に從ひ立退を命ずるを常とする。借家契約に至つては弊害更に甚だしくも忽せにすることを得ざる底の重大なる社會問題を形成して居る。家主が借家を新設する場合必ず兩三年を出ずして建築費を回收することを目的とするが故に、家賃は常に家屋價格の二分乃至五分に上り、加之家賃以外に六ヶ月乃至一ヶ年分の家賃に相當する保證金(所謂敷金)の積立を要求するのである。月給取の如きはその收入の大部分を家賃に充つるも、而も猶僅に雨露を凌ぐに足る如き住宅をだに選ぶこと能はざる狀態にある。借地借家人の保護の重要が社會問題として提唱さるるに至れる理由は、正に斯くの如くである。

【解決策】 この問題の解決が何人によつて講ぜらる可きかに就ては、最初私人又は私的團體の保護に一任されてあつたのである。卽ち工場主が自己の工場經營上その工業勞働者に低廉なる家賃を以て住宅を供給することは、斯くすることによつて工場主も亦自ら利する所あるとの理由によつて屢實行され來つた。その他組合の自給的救濟、例へば住宅組合を組織して低利資金を融通しこの資金を返還すると同時に住宅を各自の所有に歸せしむるといふが如き方法も往々にして行はるゝ所であつた。然し乍ら私人的救濟に與り得る範圍は至極狹少に制限せられてあるが爲めに、住宅困難の大勢を緩和する力なく、今日では國家公共團體の關與を俟つに非れば到底目的を達し難しとの見解が勢を占むるに至つた。以下公共的救濟策の各種を略說しよう。

(一)借家借地契約法改正及び地代法定——その要旨とする所は賃貸者及び賃借者相互の利益を標準として、相當の賃借料及び契約條件をば法律を以て決定し、是に從はざる時は其契約を法律上無效となし或は進んで重き制裁

を加ふるにある。賃借料の法定といふことに就ては、借地借家料が時の進行と事情の如何によつて甚だしき彈力性を有するものなるが故にその適當の程度を決定することは甚だしき困難である。假に著しき高利と見做さる可きものを處罰するとするも、實際には斯る高利を拂ふも猶其必要を認めて契約の行はれる場合が多い。斯る場合に契約自由の見地より見て是に干渉することを不當とせらるゝが故に、法定借地借家賃貸料の制度を斷行し、相當の効果を收めたる實例は、何れの國にても之を見出すことが出來ぬ。只契約條件の改正に至つては、地主家主が自己の利益を擁護する必要上借地借家人に對して立退を要求し物件を取得する權利が認められてゐるけれ共、一方借主に對して契約解除の十分なる豫告期間及び契約改更の充分なる保證を附與する必要が認められるに至つた。借家借地法の改正はこの豫告期間の延長及び土地賃借契約改更の場合に於ける借主に對する保證の二點に存するのである。現行日本の新借家法案によれば借家立退の豫告期間は六ケ月とされて居る。

(二)借地借家供給制度——借家供給は國家又は公共團體が直接家屋を建築し之を低廉の家賃を以て一般に貸與するものと、一定の住宅組合を指定して是に低利資金を融通する間接的のものとを含んで居る。東京大阪等の市營住宅は前者に屬し、全國各縣に亙つて行はれてゐる住宅組合又給低利資金制は後者の實例である。その他國費又は公費を以て一定の宿泊所を設置し、無料又は低廉の泊料にて宿泊せしむる宿泊所供給制も、住宅難緩和の一方法であつて、東京市大阪市の經營にかゝる低廉宿泊所の如きそれに屬するものである。借地供給に關しては、公有地國有地を無料又は低廉に貸附ける借地制度があつて、住宅組織に對する資金融通と結び付けて行はれる場合が多い。市有地を私人に貸與しつゝある著例は戰前の墺太利及び露西亞に之を見るべく、維那では一ヶ年の地代三十萬圓に上り、聖彼得堡では百二十萬圓に達したと稱されてゐる。

(三)都市分散——市街地には自然的土地制限がある故に萬人が市街地に居住せんとする限り住宅困難は必然不可避の現象たり、之を緩和する根本方針は勢ひ郊外住宅地の擴張を以てするより他はない。一般の要求よりするも低廉なる住宅を求め、新鮮なる空氣と田園の風景とを享樂せんとする希望から、俸給生活者の如きは續々郊外に轉居しようとしてゐるのである。但し此傾向の障害となるものは交通の不便といふことであるが爲めに、この喜ぶべき土地分散の現象を助長せんが爲めには、國家その他の公共團體の手を待つて、交通機關の設備を完全ならしめなければならぬのである。

奢侈稅(シャシゼー)

【概說】生理的必要と、國民の文化的生活に於ける習慣的必要とを超えて、單に誇示の目的を以つて行はれる高價たる消費を奢侈と云ひ、斯る奢侈的消費に對して課せらるゝ直接消費稅を奢侈稅と稱す。自轉車の使用は現在に於ては習慣的必要とされる。而も文化程度の低かりし半世紀前の我國に於ては、それは習慣的必要以上のものと見られたが故に、奢侈とせられて居つた。而してこの種の消費に課せらるゝ稅が、直接的たるべしといふ所以は、同じく煙草の消費に課せられる稅も我國の如く生產者が國家にして、納稅者が直ちに消費者たる場合はこれを奢侈稅と稱す可きも、諸外國に於けるが如くその生產者が個人的會社なるが故に、國家は一應此等の私的生產者に課稅し、然る後、一般消費者に轉嫁さるゝが如き間接の場合は、これを奢侈稅とは稱すべきでないからである。但し煙草の消費を以て直ちに奢侈と做す可きや否やに就て

は異論がある。禁煙の見地よりして喫煙一般を奢侈と見做し、それに過大の稅を課す可しといふものも少からざれ共、現在に於て喫煙は一般の習慣としてやむを得ざるもの、唯高價なる喫煙は一種の奢侈たるべければ、是には累進稅を課す可しと說くものが多い。

奢侈稅の典型的なるものとしては自動車稅がある。最初英佛の諸國には馬車稅・自轉車稅等の諸稅もあつたが、それらのものが地方稅に移さるゝと共に、自動車稅が新しく國稅として現はれて來た。現在に於ける奢侈稅のうち、稅額最も大に財制上相當に重要なる意義を有するものは、これ丈けである。その他玉突稅・集會所稅・犬稅といふが如きものは、その收入微少にして、國稅としての重大なる効果を期待することは出來ぬ。

【効果】奢侈稅の効果に關しては、古來禁慾思想の立場よりして大いに之を利用す可しとなされてゐるが、其徵收の範圍が狹く制限されてあるのみならず、徵收の手段が複雜多岐に亙り隱蔽等のことが行はれ易い爲めに、その實際的收入は決して多くを望むことが出來ぬ。加之それによつて到達せんとする實際的目的の大部分は、之を他の方法によつて一層有効に容易に實現することが出來る。卽ち社會政策上の立場よりして富者の奢侈的生活を制限せんとする場合には、所謂所得稅の累進率を增加する方法を採る可く、又は間接の消費稅、例へば飮料煙草等の場合、その高價なるものに特に、重稅を課するといふ方法がある。世俗の用語で斯る所得稅間接消費稅を奢侈稅と混同するのは、それが奢侈稅と同一の効果をヨり有効に實現し得るからである。但し之を地方稅殊に市町村稅の財源として見る時は相當の價値を認む可きである。卽ちその收入少しとは云ふものの、市町村の財源として見れば、相當の補助たるべく、加之伸張力大ならずといふ點は、偶々以て大なる減少を來し、財政を混亂するが如き恐れ無からむる長所ともなるのである。

紙幣(シヘー)

【意義】紙幣とは國家が强制通用力を與へて發行者に信用なくとも其實硬貨の代用をなさしむる流通貨幣をいふ。金屬貨幣を硬貨と呼ぶに對して、軟貨とも呼ばれてゐる。硬貨は發行者に信用なくとも其實價によつて、貨幣乃至地金として國外に流出するが、紙幣は紙片に價格を表示し、國家が强制的に通用せしめるものであるから、國外に流通することはない。且つ、發行者に信用がない場合には、表示する價格と實際上流通する價格との間に著しい差異を生ずる。露西亞革命後のルーブル紙幣、歐洲大戰後のマルク紙幣の下落は卽ちそれである。紙幣は本來國家の强制通用力に依つて硬貨の代用をなすものであるから、狹義に解すれば、政府發行の不換紙幣及び兌換紙幣と銀行紙幣とを國家が借上げて不換紙幣としたもののみを指す。しかし廣義には、此外に兌換銀行券をも包含される。理論の上においては、狹義の紙幣が眞の紙幣の性質を有する譯であるが、實際には主として銀行兌換券が紙幣の實績をあげてゐる。これは各國ともに見る現象であるから、紙幣といふ場合は銀行兌換券を含めて廣義に解すべきである。紙幣はすべて國家の信用に依つて流通する代用貨幣であるから、これを有効に流通せしむる爲、國家は保護を與へる必要がある。又公債とは性質を異にするものであるから、利子を附せられることがない。國家は法律に依つて、一切の公共金庫に對し紙幣の無制限なる支拂力を認めてゐる。卽ち納稅は勿論、鐵道・郵便等に對する賃錢・料金の如きすべて紙幣を以つて支拂ひ得るのである。また政府發行の兌換券の如き、將來必ず一定の金庫において償却すべきことを豫約するものもある。銀行兌換券は、發行額に等し

き正貨を準備して、之が償却をなすのであるが、政府の兌換券は正貨を準備せず、その實際上の償却も全部を盡さず、發行額の一部分に止るのを常とする。獨逸帝國國庫證券が全然正貨の準備を有せざるが如き、即ちそれである。

【種類】紙幣には正貨と引換をなすものと爲さざるものとの二種、即ち兌換紙幣と不換紙幣とがある。而して、これ等の紙幣も發行者の別によつて、政府紙幣と銀行紙幣の二種に分れる。(1)兌換紙幣　これは發行者がその紙幣の所持人に對して、請求に應じ何時にても正貨と引換ふ可きことを約するものである。(2)不換紙幣　これは全く正貨と引換を爲さざるものである。(3)政府紙幣　國家自身が發行するものを指す。(4)銀行紙幣　國家が紙幣發行の特權を附與したる銀行の發行するものをいふ。この政府紙幣は兌換紙幣たることを常とするが、しかし、政府發行の兌換紙幣、銀行發行の不換紙幣の如きものも其例がないではない。即ち一八二四年新兌換券として發行された獨逸帝國國庫證券、一八二四年以後ルーブル紙幣を引上げるために發行された露西亞信用紙幣の如きは、兌換政府紙幣であり、一八四八年五月以後地金引換を停止し、これに强制價格を法定した墺太利銀行券の如きは不換銀行紙幣である。しかし此等は殆んど例外的な現象で、最も普通に流通してゐる紙幣は、兌換銀行券である。然らば如何なる銀行が紙幣發行の權能を有するかといふに、國家の設立した銀行、若しくは國家の指定する銀行がそれである。多くの國家は、自國の中央銀行に之が發行權を附與してゐる。英蘭銀行・獨逸帝國銀行・佛蘭西銀行・日本銀行の如きは、何れもそれである。しかして、兌換銀行券は兌換の義務があるので、發行額及び正貨準備額に制限を附することが多い。これを制限發行法といふ。反對に、何等制限を加へざるのもあり、之を自由發行法といふ。現在歐米諸國においては、主として制限發行法が行はれてゐる。

司法(シホー)

司法とは立法及び行政と對立する國權作用である。立法を司法及び行政と區別することは著しい困難を伴はないが、司法と行政の觀念の區劃については種々異なれる學說がある。或者は司法は法律を適用するもので行政は法律を執行するものだと云ひ、或者は司法は裁判の形式で法律を適用するのだと稱する。或はまた司法は法律を適用するものであるが、行政は法律に背かざる範圍内において活動するを目的とし、これが準備のために法律の適用をなすことがあるが、しかし司法の如く法律の適用を要素とせざるものであると爲す者もある。然し、國權作用を立法・司法・行政の三に分つ場合には、立法は法律の制定行爲、司法は民事・刑事を裁判する行爲、行政は其他の行爲として觀念すべきである。(『三權分立』參照)

私法(シホー)

私法とは公法に對する觀念である。從つて公法に非らざる法はすべて之を私法と呼ぶ。私法はこれを實質的に見れば、非統治關係を規定する法である。非統治關係の當事者は必ずしも私人のみではない。一方乃至は双方が國家乃至公共團體たることもある。故に法律關係の主體が私たることを意味するわけではない。たゞ、その法律關係の性質が私たることを云ふのである。而してその性質の公たると私たるとは、實に統治關係であると否とに懸る。この私法の法源は成文法と不文法(即ち習慣法)の二に分れる。成文法は更にまた、法令・自治法規・條約の三種に分れ、法令中最も重要なものは民法・商法の二法典である。

これに次ぐものは、私法的特別法令であつて民事特別法令と商事特別法令の二つに分れる。民事特別法令には、民法施行法・利息制限法・著作法・特許法・意匠法の如きものが、商事特別法令には商法施行法・銀行條例・保險業法・私設鐵道法・鐵道營業法・取引所法商標法等の如きものが含まれる。自治法規とは市町村が設けた條例及規則をいひ、その中には私法的規定が包含されてゐる。條約に就いても種々異れる說がある。條約は國家間の契約で當事者たる國家を拘束するに止り直接國民を拘束するものでないとすれば私法の法源たり得ないが、國家間の契約であると同時に、一方公布によつて國内法たる効力を生ずるとすれば、通商條約・著作權條約・工業所有權條約等の如きものに包含される。私法的規定は又私法法源の一たるを失はない。不文法には又、民事習慣法と商事習慣法とがあり頗る錯雜してゐるが、これが適用に當つては大體次の原則が守られてゐる。即ち、成文法は不文法に優り、特別法は普通法よりも重く法律は命令よりも强いとするのである。

資本(シホン)

【意義】經濟學上の資本なる語は、歐洲語のカピタール(Kapital 獨) キァピタル(capital 英)に當り、元來利子に對する貸附元金を指したものである。日本では昔この貸附元金を『母銀』といひ、利子を『子銀』といつた事がある。これは資本の性質をよく現はした語で、資本は即ち利子の母、利子は資本の生む子である。然るに西洋では中世紀に、金を貸して利子を取ることを、初めは敎會が非難し後には法律で禁止した(『ウヅラ』參照)。この禁制を誤魔化す爲めに、借手が貸手から名目上物品を買入れ、後に之を元價より安い値で賣戻すといふ樣な方法が行はれ、自ら資本の意味が廣くなつた。資本は貨幣ばかりでなく、貨幣價値を有するものといふことになつた。斯くて佛國經濟學の鼻祖チュルゴー(其項を見よ)は、資本は蓄積されたる價値より成るといひ、その蓄積は貴金屬によつて爲され樣と他の物品によつても爲されるといふに至つた。チュルゴーは又、人は勞働又は土地の收穫により生活し得ると同樣に、資本によつて、或は寧ろ資本から生ずる利子によつて、生活することが出來ると唱へた。斯くて資本は利潤の本源と考へられるに至つた。これ今猶ほ普通に行はれる觀念であつて、『資本とは收入を齎す所の富である』と多くの人は考へる。併し貨幣貸附(ウヅラ)を禁止した人々が、金は金を生むものでないと考へたと同樣に、如何なる形の蓄積された富でも、更に一層多くの富を生產する爲めに利用されない限りは、生殖不能である。のみならず、貸した金は生產に用ひられないで、借手が直ちに消費してしまふこともあり、それでも利子は期限毎に拂はれる。外國人に貸す場合は別として、斯樣な貸附資本で國民全體が生存して行く譯には行かぬ。この考は多くの經濟學者殊に英國の經濟學者に、「將來の生產の爲めに取つて置かれた富」といふ、資本の根本觀念を與へた。然るに玆に生產といふ意味を擴大して廣義に解さなければ資本の意味も亦甚だ狹いものとなる。そこで生產の意味が擴げられた。而して「資本は將來の必要を直接間接に充すべく用意されたもの」といふ考を生じた。斯くして資本の意義は樣々な方面に發展して、經濟學上最も混雜した問題となつた。アダム・スミス以來の重なる說を擧げると(一)單に物質的貨物のみならず、苟も生產及び營利に資する以上は、知識才能の如きも資本であるとの說、(二)生產及び營利に資する凡ゆる外界の貨物、即ち土地をも併せて資本とする說、(三)生產又は營利に用ひらるると否との別なく、永續的の使用、また或

は將來の使用に供せられる一切の蓄積された貨物を資本とする說、此等が重なるものである。

然るにマルクスは、是等の紛糾した諸說を排し、明確透徹した資本の概念を與へた。彼は資本をもつて剩餘價値を生む價値、一切の利潤の源泉となした。資本は利子の母であるといふ資本本來の意義が復活したのである。併しマルクスは、利子を生む資本即ち貸附貨幣を以つて、近代に於ける典型的な資本とは見ず、商品生産に投ぜられる資本をもつて最も發達せる資本となした。マルクスに依ると、單純なる商品流通では、商品の所有者は他の商品を買ふために其所有商品を賣る。所が發達した商品流通では、賣る爲めに買ふといふ形式が行はれる。即ち單純商品流通の法式は W—G—W であるが、發達した商品流通の法式は G—W—G' である。前の場合は自分のものと異つた商品を得て、消費するのが目的、後の場合は貨幣に出發して結局貨幣を得るのが目的である。而して得られた金で又商品が買はれ、再び賣られて貨幣に還る。貨幣は斯くして無限の循環運動を續けて行く。この循環運動の原動力は何かといへばこの運動によつて、貨幣額が段々增えて行くといふことである。貨幣が商品に變り又貨幣に變る、其最後の貨幣額が最初の貨幣額より多くなければ、手數を掛けて循環させる必要はない。最初の貨幣額と最後の貨幣額との差を ΔG とすれば、その法式は G—W—(G+ΔG) (即ち新たに附加へられた價値)である。此 ΔG 即ち剩餘價値は、右の循環運動の終點に於て、最初に放下された價値の餘分として現はれるもので、マルクスは之を餘剩價値と呼んだ。この餘剩價値こそ G—W—(G+ΔG) たる循還の決定的特徵をなすもので、之あるが爲めに、此循環に於て活動する價値は一箇の特徵を附與される。即ち資本となる。されば資本は剩餘價値を生む價値である。剩餘價値を考へずに資本を考へることは出來ぬ。古來の資本の觀念が利子と引離し得なかつたと同樣である。而して剩餘價値なるものは、利潤・利子・地代等の形となつて顯現する。剩餘價値及び其顯現態の說明は、當該各項に讓る。

資本は剩餘價値を生む價値で、資本の一般的法式は、G—W—(G+ΔG) である。この法式によつて、總て資本の運動は貨幣の形式をもつて始ることを知る。又資本は、最初の貨幣形態から種々の商品形態に轉化し、それから再び元の貨幣形態に轉化する事實を知る。又この法式によつて、總べての貨幣、總べての商品が必ずしも資本でなく、只それ等が一定の運動を爲す時始めて資本となることを知る。しかも此運動は、一の特殊な史的條件を必要とする。即ち勞働力が商品として存在することを必要とする。何となれば剩餘價値といふものは、賃銀勞働者を使用することによつて、資本家が獲得するものだからである(『剩餘價値』參照)。然るに多くの經濟學者はこの條件を沒却して、資本を靜止物として考へ、その歷史的意義を忘れてゐるので、資本の概念は混雜を來し矛盾を招く。例へば或學者は勞働器具を資本と見たが、此筆法で行けば石器時代にも資本家が存在したことになる。又或學者は資本を蓄積勞働と定義したが此筆法で行けば蟻やモグラも資本家である。又或學者に至つては人の勞働を促進し、其生產に資するものを總て資本に算入したが、然りとすれば國家も人智も靈魂も資本である。勞働器具、蓄積された富其他は、確かに資本の實質をなすものである。けれども夫れが資本となるのは、一定の事情の下に限る。即ち剩餘價値生產の手段として用ひられる場合に限る。

【資本の種類】 マルクスは資本に『可變資本』

と『不變資本』の區別を與へた。『可變資本』とは勞銀に充用する資本の事である。之れを何故可變資本と稱するかといふに、生產に使用される原料・補助原料・勞働要具等の價値はその儘生產品に移轉されるのであるが、勞働賃銀は生產中に於てその價値を增大し、剩餘價値を發生せしめるからである。マルクスは斯う云つてゐる。「生產機關たる原料・助成材及び勞働要具に轉化される資本部分は、生產行程内に於て其價値の大さを變ずることなきものであつて私は之を不變の資本部分、又は簡單に不變資本と名づける。」「然るに勞働力に轉化される資本部分は生產行程内に於て其價値を變化する。それは自己の等價を再生產する上に尙一つの超過たる剩餘價値を生產する。そして此剩餘價値は又、それ自身變化し得るものであつて、大きくもなれば小さくもなり得るのである。此資本部分は絕えず不變量から可變量に變化してゆく。そこで私は之を可變の資本部分又は簡單に可變資本と名づける。かくして勞働行程の上から見れば、客觀的及び主觀的兩因子として、即ち生產機關及勞働力として區別される資本成分は、之れを價値增殖行程の上から見れば、不變資本及び可變資本として區分される。」

資本はまた、一生產期間内に全部の價値が生產品に移轉されるか、一部分づつ徐々に、數生產期間に亙つて移轉されるかにより、『流通資本』と『固定資本』とに區別される。原料・勞銀の如きは流通資本であり、機械・建物の如きは固定資本である。マルクスは特に『商業資本』及び『金利資本』を區別し、之を以て資本が未だ完全に發達しなかつた時代から存する資本としてゐる。『商業資本』は商品が生產者の手から消費者の手に渡る中間期に資本として商人の手に保有されるものであり、『金利資本』は單に他人に貨幣を貸附け、夫れに對して利子を收めるものである。

資本家階級(シホンカカイキュー)

自己の所有する資本に依り、資本家階級とは自己の所有する剩餘價値を得、以つて何等かの形態に顯現する剩餘價値を得、以つて一定時代に於ける標準的生活(乃至はそれ以上の生活)を營みつゝある人々の總稱である。故に獨立自由職業者(例へば醫師・辯護士等の如きもの)にして、資本所得に依らず、自己の勤勞所得のみを以つて生活しつゝある人々は、如何に豪奢な生活を營んでゐても、これを資本家階級といふことが出來ない。しかし乍ら、勤勞所得を貯蓄して、株式會社の株主となり、或は銀行預金とし、これに依つて得る收入が主要生活費を辨じ得る程度に至れば、彼等もまた資本家階級として觀念されねばならぬ。株主の得る配當が剩餘價値たるは勿論、銀行利子も亦剩餘價値の一顯現態である。自由職業者としては、何等搾取を行ふことも、行はるゝ事もないのであるが、かゝる場合には彼等は明かに資本所有者であり、直接乃至間接に勞働階級に對する搾取を行つてゐるのである。故に、かゝる狀態にある自由職業者を假想すれば、彼等を資本家階級の副次的成員と見なければならぬ。資本家階級の基本的な成員は、資本所得のみに依る人々であり、副次的成員は、資本所得と、他より搾取されることなき勞働所得とに依つて生活する人々である。農村における自作地主の如きは、一面地主として、勞働所得並びに資本所得に依つて生活し、他より搾取されることなく、反對に他を搾取しつゝある者で、此等は資本家階級の典型的副次成員である。要するに資本家階級なるものは、何等かの形態において勞働階級を搾取しつゝあるもので、產業革命が行はれ、現在の資本制生產が成立するとともに生じて來た經濟的搾取階級である。資本制生產成立の當初、資本家階級たる地位を占むるに至つたのはブルヂョア即ち封建都

市の市民であつて、これが今日商工資本家階級となつてゐるのである（『ブルヂョア』參照）。

資本集中說（シホンシューチューセツ）『集積說』を見よ。

資本主義（シホンシュギ）

【概說】資本を運用して利潤を獲得すること、乃ち資本の增殖を以て唯一の目的とする經濟的欲求を意味する。更に客觀的に解すれば資本そのものが利潤を生み、この利潤が一部又は全部元金に添加さるゝことによつて資本が膨張し行く所の、循環的傾向と、斯る傾向を可能ならしむる經濟組織及び社會制度を包括する。後者の場合には明確に資本主義制度と稱せらるゝ事もある。此二つの意味に於ける資本主義は、互に因となり果となつて助長し合ひ、現代の社會生活を强く特色づけるのである。この言葉が普及したのは、マルクスの資本論中に於ける『資本主義的生產方法』といふ用語から始つてゐる。而してこの場合資本主義といふことは、「勞働者が資本家によりて剩餘價値を搾取さるゝ所の」といふ意味に解せられる。この解釋は制度としての資本主義に對する決定條件を示して居る。これを今少しく詳細に說明せんに、勞働者の剩餘勞働生產物はそれが資本家によつて掠奪される場合の他は、地主乃至君主から掠奪されて居つた。斯る武力の脅迫による一方的納附を防止せんが爲めには、所有權の一般的確立を必要とし、一切の貨物が双方の等價提供によつて交換さるゝことを必要とする。斯る條件は十六・七世紀に於て、貨幣制度が經濟生活のあらゆる分野に普及すると共に實現せられた。然し乍ら更に一步を進め、他によつて掠奪されざる剩餘勞働が特に資本家の手に歸せしめらるゝ條件如何を考ふるに、それには勞働者の勞働力が商品として市場に出現する事が必要である。既に所有權の確立を見たる上は、何人も對價なくして他人の勞働生產物を持ち去ることは出來ぬ。從つて勞働者が自己の經營により自己の勞働力を以て生產したる貨財に對しては、資本家は手を下す術がない。故に先づ勞働者の自己經營が不可能となり而して彼の勞働力が相當の代價を以て資本家の手に買ひ取られなければならぬ。勞働力の買取とは、一定の代價に代へて彼の勞働に對する拘束權と彼の勞働生產物に對する所有權とを獲得することである。斯くて勞働者に長時間の勞働を强制することによつて、資本家は先に代價として拂ひ出したる價値以上の所謂剩餘價値を、當然の權利として取得するのである。只何が故に勞働者が斯る不利の條件に甘んじて自己の勞働力を商品たらしむるかに至つては特殊の條件を必要とする。手工業が廢止されて機械工業起り、それが益々大規模となり行くが爲めに、苟くも生產に從事せんとすれば、多大の資力を有せざる可からざることがそれである。十六世紀より十八世紀の初めにかけ、機械の發明が相ついで起りしこと及び新世界の富が當時の金融業者の手を通して歐洲に流入したることの爲めに、少數者に依る大資金の運轉が可能とされたことがそれである。斯る條件に出發して、資本主義の制度と欲求とは、今日見るが如き多岐複雜の體容を呈するに至つたのである。

資本集積說（シホンシュウセキセツ）『集積說』を見よ。

シー・ゲー・テー

【概說】C・G・T（Confédération Générale du Travail）の略で、通常『勞働總同盟』と譯される。サンヂカリズムを代表する佛國の大勞働團體であつて、約二千九百七十に及ぶ各種の組合を網羅してある。近來左傾黨と右傾黨に分裂の形勢を示しつゝあるが、兩派とも創立以來傳承せるサンヂカリズムを主張する點

に於ては變りはない。

C・G・Tの起原は、一八八四年第三共和政時代に、ワルデック・ルーソー法なるものが發布されて『サンヂカ』即ち勞働組合が國法によつて公認された時にある。當時佛國の諸所に存した『サンヂカ』は、一方には居住地を中心とするサンヂカの聯合團體『勞働聯合組合會』（又は『勞働取引所』）を組織すると同時に、他方には、同一職業に從事する多數の組合が聯合して『地方聯合會』を起し、全國の同業の組合が聯合して、『全國聯合會』を組織した。一八九二年にサンテチエンに開催された全國聯合會の會議で『勞働取引所聯合會』設立の議を決し、次いで一八九二年のリモージュ會議にては、全國聯合會の聯合即ち一切の勞働組合を總括すべき聯合團體を設立することを決し、其名稱を Confédération Général du Travail と定めたのである。次いで一九〇二年のモンペリュー會議で『勞働取引所聯合會』をC・G・Tに合併することに決し、玆に於て佛國勞働者の一大統一團體が成立したのである。斯く合同を遂げたC・G・Tは『勞働取引所部會』と『聯合會部會』の二部に分れ、一九〇六年には、前者は百三十五の地方團體を包括してゐた。而して會費を納むる義務を有する組合員總數は二十五萬五千人以上、納入の義務を有せざる勞働者を合する時は、總數三十五萬人に達したといふことである。又一九〇八年には、約六萬の會員を有する『全國鑛夫同盟』がC・G・Tに參加して、C・G・Tの勢は益々增大した。一九〇九年の春起された大運動には郵便・電信・電話事務に從事する政府の下級官吏が參加し、巴里の食料供給は將に杜絕せんとし、市內と市外の交通は殆ど遮斷された。次いで翌一九一〇年には鐵道從業員の大同盟罷工を惹起した。

C・G・Tの中央機關としては七名の委員より成る『ビューロー・コンフェデラル』なるものが存する。中六名は書記役に當りその二名は聯合會を代表し、一名は勞働取引所を代表し、殘りの三名は各々新聞係り、庶務係りを分擔するのである。而して一名は會計を管掌する。此等の委員は勞働者、又は嘗て勞働者たりし者のみより成り、所謂知識階級なるものを加へないのを特色とし誇りとするのである。

【最近の狀勢】サンヂカリズムは純粹なる革命主義であつて、C・G・Tは表面主としてその革命主義を標榜し來つたのであるが、實際は必ずしも然らず、歐洲戰爭の久しい以前からC・G・T一般の態度が右傾を示して居つたことは事實で、一九〇四年のブールジュ大會では、改良派の三六一票に對し八二二票を得たが、一九〇八年のマルセイユ會議では革命派は改良派の四二一票に對し六八一票を得たに過ぎなかつた。一九〇九年には革命派のジュオーが改良派のニールを排して幹事長となつたが、ジュオー自身の政策は極めて穩健着實なるものであつた。歐洲戰爭が勃發するや、C・G・Tの年來唱へて來た非軍國主義も一切の妥協を排斥する階級鬪爭說も、何處へか吹き飛ばされ、また一切の政爭に關與することを排斥して、社會黨との協力をも拒否して來たものが國民的防禦を名としてブルヂョア政府を支持するやうになつたのである。そこで開戰後間もなくC・G・Tの內部には金屬工組合の幹事メンエムの率ゐる少數左傾派が現はれ右傾幹部を攻擊し出した。一九一八年の巴里大會及び翌一九一九年のリヨン大會では、少數派は慘敗したが翌一九二〇年には鐵道從業員聯合會が全く少數派の勢力に歸し、同年七月オルレアンの大會を期しC・G・Tの內部に『革命的サンヂカリスト委員會』（C・S・R）なるものを組織した。所が大會後有力な組合が續々としてC・S・Rに加盟し初

めたので、C・G・T中央委員會はC・S・R加盟組合の除名を決議したが、實行さるるに至らず、一九二一年七月のリール大會では中央幹部派は苦戰に陷つたのである。幹部派はこの形勢に驚いて同年九月再びC・S・R組合の除名を宣言した。是に對しC・S・Rの方では十二月に巴里に全國大會を開催した。この大會は非常な人氣を呼び一五六四組合の代議員の參加を見た（この數は事實上全C・G・Tの過半數を占めると稱せられる）。大會は除名宣言の撤回要求を決議し幹部派に通達したが、幹部派は之を受附けず重ねて除名宣言を發した。そこで左傾派は止むを得ず臨時委員會を組織して舊幹部と相對峙することゝなつた。もとの少數左傾派は今や少數派に非ず少數右傾派が多數の左傾派を除名したと云ふ奇現象の下に、C・G・Tは全く二派に分裂し、巴里市内に別々に本部を置き、別々の機關紙を發行してゐる。（『サンヂカリズム』參照）。

市場（シジョー）

市場（marché）なる語は極めて多樣なる意義を有し、その使用せらるる場所によつて、各意義を異にするのみならず、その關係を有する學科及び學者により、種々異なれる意義の下に用ひられてゐる。然し經濟學上に於て普通市場といふは、或る貨物に對して自由競爭が行はれ、その價格を均一にし又は均一に歸せしめんとする傾向を有する地理的範圍・貨物範圍を指していふ。例へば國内市場又は外國市場といふが如きは、この意義によつて用ひられたものである。然し乍ら市場なる術語の特に注意を要すべきは取引所の性質たる市場の意義と、取引所の設備としての市場の意義に關してである。本來取引所なるものは、公開の市場より漸次に發達して來て、遂に團體的性質を有するやうになつて來たものであるから、經濟的見地より觀察すれば、一個の大市場である。

經濟的發達の幼稚な時代には、販賣者と購買者とを一定の時期及び一定の場所に於て集會せしめ、その賣買取引を周旋する制度が設けられてゐた。これが所謂市場なるものの起源であるが、この市場は週・月・年の一定の日に開かれるを以て、週市・月市・年市と呼ばれてゐた。然るにこの中でも年市は、多くの宗教的祭典に伴つて開催せられ、外國の販賣者及び購買者をも誘引するに至り遂にこの市場は地方的價値をも有するやうになつて來た。而して此處に於ては市場に現存する商品のみならず、見本によつて賣買を契約し、その履行を即時になさず、通例次期の開市まで延期するやうになつた。殊に大都市に於ては市場の發達に促されて商業進捗の新制度が發生し、小商賣のみならず大商賣の用にも供せられ、遂に取引所の制度にまで發達するに至つたのである（『取引所』參照）。故に市場なるものは、需要と供給とを接觸せしめ、生產と消費の權衡を保たしめる設備として、自然的に發生して來た商業取引の機關である。而も市場が多く宗教上の祭典に伴なつて開かれたのは、祭典に際し多數の人士が各方面から集合して來たからに外ならなかつた。即ち祭典は一定の時期及び一定の場所に於て、地方の人士の集合を誘引し、販賣者並に購買者の接觸に便利が多かつたために、市場發生の動機を與へたからに外ならない。故に、歐洲語に於ける市場の意義は、宗教上の祭典の言葉に因んでゐる。日本語の所謂市場は宗教上の言葉と何等の關係もないやうであるが、市場そのものが終日・祭日と密接なる關係を有することは勿論である。

これを要するに經濟的發達の初期に於ても既に商業進捗の制度として市場が存在したが、漸次經濟活動が發達するにつれて、個人的分業のみならず國際的分業が行はれると共に、

これらの需要供給を反映せしめ、且つこれを調節すべき必要に驅られて新なる經濟的機關として發生したのが取引所である。

私刑（シケー）

私刑とは國法にも依らず司法機關の手も藉りず人民自身が習慣によつて刑罰を行ふ事である。國法未だ完備せず官憲の威力普ねからぬ社會に行はれるもので、昔は各國に存在し、米國には最近まで存在してゐた。私刑は一般激昂せる民衆によつて行はれるから性質慘虐であり、往々不當の刑罰を加へることとなるので、今日の國家は皆之を禁止してゐる。米國に於て最近迄私刑が盛に行はれたのは、同國が土地廣大にして警察力薄弱なると、黑人に對する反感蔑視に由る。黑人にして白人の婦人に凌辱を加へ、白人の權利を害したる時必ず私刑を行ふ事は米國民の風習であつた。黑人犯罪者が警察官廳に收容せられた時、私刑を行ふ爲めに之を奪ひ取らんとして官憲と民衆との間に爭鬪を起したことが屢々ある。

死刑廢止論（シケーハイシロン）

死刑廢止論は、伊太利の犯罪學者チェザレー・ベッカリア（Cesare Beccaria）が其著書『犯罪及刑罰論』（Die delitti e delle pene）に於て、ルッソーの社會契約説に據り當時の刑事制度上の弊害を摘發し死刑の廢止を唱へたるに創まる。廢止論の要旨は、（一）刑罰權は社會契約に基くものであつて個人の利益を保護するのが任務である故、其の最大利益たる生命を奪ふのは社會契約の本旨に反する。（二）生命は神の與へたものである故、之を人間が奪ふのは不當である。（三）死刑は終身の苦痛を以て犯罪の分量に應じて輕重を分つことが出來ない故、罪刑の權衡を失はしめる。（四）裁判には誤斷なきを保證し難い、然るに一旦死刑に處すれば後に誤斷を發見しても回復する途がない。（五）國家自ら生命の不可侵を認めずして殺人罪を罰するが如きは甚だ矛盾してゐる。（六）死刑を存置した所で犯罪を減少する實益がない、實益のない刑を課するのは不必要事で、不必要な刑を課するのは不當である。（七）死刑は要するに野蠻時代の復讐刑の遺物で、今日の文明國に存置すべきものではない、といふのである。法律上早く死刑を廢止した國は伊太利（一八八六年）、和蘭（一八七〇年）、ポルトガル（一八七六年）、ルーマニア（一八六四年）、スウヰス（一八七四年、但し一八七九年以來二十二州のうち七州は死刑を回復した）、北アメリカ諸州のうちウヰスコンシン（一八五三年）及びメーン（一八八七年）の二州、ノルウェー（一八七六年以來死刑を宣告せず、一九〇五年實施の新刑法を以つて之を廢止す）等である。勞農露國では革命政府の樹立と共に死刑廢止が宣言された。

島田一郎（シマダイチロー）

石川縣の人、金澤藩の足輕であつた。戊辰の役には、藩軍に從ひ北越に轉戰して屢々佐幕黨と戰つた。藩の兵制改革と同時に拔擢されて大尉に進んだ。後に金澤の忠告社の同志となり頗る激越なる政論家として鳴つた。明治十年、西南の役勃發するや、遙かに擧兵して、賊軍に應ぜんとしたが、間もなく平定したので果たさなかつた。茲に於て君側の大奸を除くを名として、西郷隆盛を殺したる主謀者とも目すべき內務卿大久保利通を狙ひ、杉木乙菊以下四人の同志と謀つて、明治十一年五月十四日、利通が參朝の途を喰違門內紀尾井町に要して狙撃した。斬姦狀を懷にして官に自首し、從容として刑場に赴いたといふ。

新聞紙法（シンブンシホー）

新聞紙法によれば、新聞とは單に所謂新聞紙のみならず、一定の題號を用ひ、時期を定め又は六月以內の期間に於て時期を定めずして發行する著作物、及び定期以外に著作物と同一題號を用ひて、臨時發行する著作物を總稱

するのである。然し新聞紙は一の著作物ではあるが、出版法によつて直接支配せられるのではない。新聞紙法なる特別法によつて支配を受けるものである。また新聞紙は一定の題號を用ふる著作物なるを以て、その題が新聞といはず××雜誌、△△公論と呼ぶも自由であるのみならず新聞紙は定期・不定期・臨時に發行し、定期には月刊・週刊・旬刊・日刊等、一定期間内の一定期日に發行せられる。而してそれが定期刊行物と異なる所以のものは、定期刊行物は例へばこれを漱石全集に求むるに全集に收めらるべき内容は既に一定せるものであつて、自らその限界が定められ、永續的な性質を有せざるものである。即ち新聞紙は内容の限界が一定せず、且つ永續性を有するものでなければならない。かくの如く新聞紙は普通の刊行物と異なり、發行の回數及び部數も多くそれに揭載するところの著作物の傳播も迅速なるを以て、その取締には特別の注意を要する。新聞紙法なる出版法の例外が設けられ、特に新聞紙の形式を以て發行せらるる著作物の出版を取締るは、かかる必要に出でたものに外ならない。即ち新聞紙法は新聞紙の出版に就き責任主體として、發行人・編輯人・印刷人の三者を認め、出版の自由を制限し、これに違反する者は、行政上及び司法上の二種の制裁を加へることになつてゐる。法律上の責任主體としての發行人は、新聞紙の發賣頒布を擔任するもの、編輯人は出版すべき著作物を蒐集し又は自ら著作するもの、印刷人は出版の印刷を擔任するものである。而して新聞紙法が諸種の規定を設けて、出版の自由に制限をなすは前述の如くであるが、その規定は三種の責任主體に對し、發行所及び印刷所・發行屆出・保證金納付・納本等に關するものが主となつてゐる。尙ほ新聞紙が法律によつて制裁を受くる行政上及び司法上の制裁は次の如くである。行政上の制裁は地方官廳が發行差止及差押をなす外内務大臣が直接に發賣頒布の禁止、差止及差押をなし得るのみならず、既に發行したる新聞紙の揭載事項が風俗を害し、安寧秩序を紊すと認むる時は、これが發賣頒布を禁止し、必要の場合にはこれを差押へ、同一事項の揭載を差止めることが出來るのである。司法上の制裁とはいふまでもなく、最後の制裁であつて、新聞紙法の命ずるところを確實に遵守せしむるために、違法行爲者に刑罰を加へ、發行・禁錮・罰金に服せしむるものである。

新ダーキン說（シン——セツ）

ダーキンは生物の進化に關し、自然淘汰の外人爲淘汰・雌雄淘汰・用不用等を研究し、これらを以て何れも生物進化の一原因を形成するものと認めたが、ダーキン說の中心はいふまでもなく適者生存、即ち自然淘汰を以つて生物の進化を說く主なる要素となしてゐる。故にダーキン說に對する贊否の論は悉く自然淘汰說に注がれてゐた。これに反對するものは、生物が進化して或る生物、殊に人類に至るの經路は自然淘汰の結果でもあるが、尙その他に種々の原因もあることを指摘した。即ちラマルク說、ド・フリース說等は其最も代表的なものであるが、これに反して他の一派の人々は、ダーキンの說に從ひ、主として自然淘汰によつて生物の進化することを指摘し主張した。この一派の主張を新ダーキン說といふ。ワイズマン、ワレース、ハックスレー、グレー・ブルックス、ランケスター等の如きはその最も代表的な戰士である。

新ヘーゲル學派（シン——ガクハ）

ヘーゲルの辯證法の思想を復興せるものを稱して、廣く新ヘーゲル學派と呼ぶものもあるけれども、一般には十九世紀中葉米に發展せるヘーゲルの影響を指していふ。即ち英國の唯心論は僅かにヒュームによつて說かれ

てゐるけれども、その思想は偏狹なる現象論に囚はれてゐたるを以て、それに滿足せざる研究者は、カント、ヘーゲル等の獨逸哲學に唯心論の體系を求めんとした。即ちスターリング、グリーン、ケーアード等がその代表的な學者である。その中グリーンはカントの認識論より出發してヘーゲルの形而上學に進み、以て兩者の調和を計り、世界を以て絶對理性の體系なりとするヘーゲルの思想を移植したのである。これは哲學界に於て一般に新ヘーゲル學派として認められる一派であるが更にヘーゲルの辯證法的思考法を取つて、これと唯物論を結びつけたるマルクス、及び同じく其立場から絶對個人主義に入つたスチルナーの如きも、等しくヘーゲル派と呼ばれることがある（『唯物史觀說』參照）。

シンヂケート

シンヂケート(syndicate)なる言葉は種々なる意味に用ひられる。即ち個人乃至法人が協同して企業を行ふ場合を指すこともあり、又トラスト、カルテルの如き市場の獨占を目的とする合同を指すこともあるといふ有樣であるが、然し最も普通に用ひられるのは有價證券引受に關する組合に對してである。

此の意味に於けるシンヂケートは、國債・地方債・社債等の形式を以て資金を募集する場合に組織されるものであり、其發行を引受け募集を完成するを目的とする。かゝるシンヂケートは今日の金融狀態の下において、多額の資金を集むる爲めに極めて便宜なる方法であるとされて居り、我國でも社債募集の手段として近來盛んに行はれて居るのである。此のシンヂケートを組織するには、引受人・發行銀行・仲買人の三要素が必要である。この中樞となるものは發行銀行であつて、證券發行に關する一切の實務を處理するものである。發行銀行は必ずしも銀行に限らず、個人乃至組合がこれに當ることもあり、その數も亦一定してゐない。即ち發行銀行に債券發行の希望者が、その意志を傳へた場合に、一團體を形成して金融上の狀態を考へ、その時期を計つて發行引受の契約に調印し、募集金額・利率等の發行條件を記載した目論見書を發表し、その募集に當り、相當の發行手數料を受けるのである。又引受人は募集が定額に充たぬ場合を豫想し、その場合には一定の應募を引受けるものであり、引受高の多少によつて一定の引受料を得るのである。仲買人も亦缺く可からざるものであつて、應募の勸誘を爲すことに依り、シンヂケートの目的を達成せしめるのである。これも勸誘募集額の多少に從つて手數料を受けるこれ等の機關の活動如何は、シンヂケートの成功・不成功を決定する重要な條件であるから、これが選擇は、シンヂケートの組織上に頗る重要な條件とされてゐる。

新カント學派（シン——ガクハ）

十九世紀の初頭に於て哲學界を風靡したのはカントであつたが、やがて中葉に近づくと共にその地位をヘーゲルに侵され、一時學界から忘れられるやうになつた。然るに一八六〇年代に到ると共に、再びカント哲學を研究せんとする學者が出で『カントに歸れ』の運動が起された。その先鞭をなしたのはランゲの『唯物論史』に外ならなかつた。かくしてカント哲學は又も學界の大勢力となり、その祖述者を新カント學派と呼ぶやうになつた。彼等はカントの批判哲學を高調して思辯哲學に反對したる故に、その最初の問題は單純に認識論に關する研究に止まつてゐたが、やがてその實踐哲學をも究むるに至つた。從つてカント學派の範圍は頗る廣く、歐洲全土にその祖述者及び修正者を見るに及んだのである。然しながら、狹義に新カント派といふ時は、特にマールブルヒ派學者即ちランゲ、コーヘン、ナ

トールプ、シュタムラー、スタウヂンガー等をいふ。此中ラングは學問の研究法として缺くべからざる唯物論もカントの形式的觀念論を以て補ふを要すと說き、コーヘンはその純粹理性批判の經驗批判たるを主張してカントの觀念論的方面を說き、ナトールプはその主張せる社會敎育學に於てカントの倫理學を基礎とせざるべからざるを說き、更にシュタムラーはマルクスの歷史觀念を取つて、これにカントの批判的方法をも適用して批判的社會哲學を創始し、スタウヂンガー及びフォルシンゲルもカント說とマルクス說の調和を企てた(『法的社會主義』參照)。

新カント派は以上のマールブルヒ派(祖述派)のみならず、半カント學派の諸學者、卽ちリープマン、フォルケルト、キンデルバンド、ヘルムホルツ等を數へ得るのみならず、更に英國に於てケアード、ブラッドレー、ボサンケー等を始めその他佛伊等の諸國にも幾多のカント祖述者及び修正者を出した。

進化說(シンカセツ)

【概說】進化とは生物たると然らざるを問はず一切の事物が低級より高級へ、單純同質より複雜異質へと變化することを云ふ。古來よりの、宇宙の萬象成立に關する說には、創造說・流出說・進化說がある。創造說とはかの古風な宗敎家達の唱へたものであつて一切の存在は神の手によつて個々に創造されたものであると云ふのである。流出說とは、新カント派などの說く如く、至高絕對なる神靈が根本に存し、それより漸次に低級の物質に至ると云ふ主張である。次に進化說は、流出說とは反對に、低級のものより高級なものに一切の事物は變化して行くものであると考へるのである。進化の思想をもつとも早く現はしてゐるのは西紀前第五世紀頃のギリシア哲學者エムペドクレスであると云はれる。彼れは生物の初は植物で、植物より動物が生じたと考へたのである。同じく西紀前百五十年頃のギリシア哲學者、デモクリトスの流を汲む原子論者は矢張り進化の思想を有し、近世佛蘭西の唯物論派哲學者は皆進化說を唱へた。哲學的思索の方面でもアリストテレース以來進化說は存した。スコラ學派が殘落してからは、進化說は益々重要なる地位を認められ、十八世紀より十九世紀に亙り、種々の方面より進化の思想が起つた。カント、ラプラースは星雲說によつて太陽系統の進化を說き、ゲーテ、オイケン、ラマルク、ダーキン、ワレース等の學者は生物學の方面より、ライエルは地質學の方面より進化を說いた。殊にダーキンの進化論は、進化說に鞏固な基礎を與へ、これを大成した。斯くて進化說によつて宇宙觀を建設せんとする哲學者を生じた。フイヒテ、シェリング、ヘーゲルの論理的進化論スペンサー、ヘッケル クラウゼの機械的進化說、ハルトマン、ヴント、バウルゼンの目的觀的進化說等がそれである。機械觀は一切の活動及變化を物理的に說明し、盲目的にして機械的なる原因結果の法則によつて支配されるとなし、別に何等の精神的要素を認めないのである。目的觀は自然界の活動及進化をば一種の精神的原理に從ひ、卽ち意識的若くは無意識的なる目的活動より生ずるとし、之と同時に機械的因果關係の必要を承認し、前者の補助として必要缺くべからざるものとするのである。論理的進化論はヘーゲルに至り大成せられたもので、ヘーゲルの辯證法と稱するものは卽ちこれである。ヘーゲルによれば、一つの思想は必ず其反對思想を伏藏するもので、此反對思想が顯在的になると共に矛盾せる思想の對立を生ず。此等の兩思想は、更らに高級な思想によつて綜合せられ、茲に初めて矛盾は解決せられるのである。然るにこの綜合せられたる思想の

うちに又矛盾が生じ、再び高級の思想によつて綜合せられるのであつて、この反覆により、思想は漸次に進化するのである(『辯證法』參照)。

【生物學上の進化論】進化論と云へば直ちにダーキンの進化說を聯想するのであるが、進化論は生物學上のみに限られたものでないことは前段に說ける如くである。然し進化論に確かな基礎を與へ、進化論を大成したのは實にダーキンであつて、ダーキン以後にダーキンなく、ダーキン前にダーキンなしとは今日なほ承認せられる言葉である。ダーキンはその多年に亙る實驗的研究によつて、生物は凡て進化する事、その進化は自然淘汰によつて行はれる事を主張したのである。彼の說に依れば生物は決して一定不變の形式に當嵌めて作り上げられたものでなく、個々の生物が何れも特殊な點を備へて生れて來るのである。この特徵の著るしいのが卽ち變種であつて、變種の特徵が更らに遺傳によつて積み重ねられ益々際立つて來れば、遂には一の全く新しい種屬を生ずるに至るものである。然らばこの過程は何故に行はれるのであるか。それは生存競爭に最も適した特徵を備へた個體が生き長らへて子孫を遺し、其子孫のうちでも、この特徵をもつとも多く承け繼いだものが、生存して子孫を遺すからである。卽ち生存競爭によつて其特徵が子孫に傳へられるからである。(『生存競爭』參照)。

『進化』の原語は evolution であつて、元來『展開』詳しく云へば隱匿されてゐたものが顯れ出で、包藏されてゐたものが展開されると云ふことで、今日云ふ『進化』の意味とは大分異ふのである。然し生物學の幼稚期にはこの『展開』に意義があつたので、その時代にはイヴの卵巢内にはあらん限りの人類を生ずべき要素を含むものと思はれ、顯微鏡が發明されるや、精蟲の中に將來人となるものを含むとして、頭部や四肢を畫いた學者もあつた。然し今日は斯樣な說が信ぜられないのは勿論の事である。また生物學上の『進化』なる言葉には『向上』とか『改良』とか云ふ意味はない。生物は自然淘汰によつて異種を生ずるといふだけの意味である。

神權政治(シンケンセーヂ)

神權政治を簡單にいへば、政權は神の子孫又は神の使者もしくは代表者のみが、これを把持すべしとなす主張である。この種の主張は政治學說として最も原始的なものであることはいふ迄もないが、最も永く人類の政治思想を支配した意味に於いて注意すべきものである。

神權政治に關する說が起された所以は、人類の政治生活が家族生活に出でたことに由來してゐる。萬能家長は元首で家族は血族を以て連結する永久的團體であつた。茲に於て家族團體に祖先崇拜の風が生じ神事と政治とを包合して統制を完成した。所謂祭政一致の狀態であつて古代にあつては多く僧侶宗敎家が政治を司つてゐた事實は、これを證するに足るものである。一八一五年墺太利・露西亞・普魯西間に締結された神聖同盟なるものは、神權說を採つて國際間の原則となしたものである。今日に於ても各國の元首は、自ら稱して天佑に依り 神惠に依りその神聖なる政權を擴張する事を宣してゐるが如き、これまた神權說の名殘りとも見られるものである。斯くの如く神權說なるものは、何等科學的なる檢討を經ざる原始的な思想であるにしても、最も永く人心を支配して來たものであり、且つ現在もまたある程度まで支配しつつある主張である。蓋し、今日の文明を以て誇る歐洲諸國に於ても、政府と寺院との關係を決定する事は、至大の勞苦を注ぎつつある問題である。十九世紀より二十世紀にかけての政敎分

離の煩悶は、這般の關係を明らかにしたるものといはなければならない所である。この意味に於て最近世に至るまで、各國はことごとく神權政治の說に依據して來たものであることは注目に値する。

然し乍ら今日一般に神權政治または神權國と呼ぶところの言葉は、これを國體の上より區別して呼ぶところのものであつて、國家の元首が宗教の首長たるものを意味する。謂ふ所の Theocracy と呼ぶのは此狀態を指すのである。古代の埃及・波斯・猶太諸國を始め、中世の囘教諸國、近代の土耳古・露西亞の如きはこれに屬するものと見られる。然しながら現在に於ては、かかるセオラシーの政治を純粹に行ひつつある國はないが、政治と宗教との區別を認めて兩者を併行せしめつつ、相互に補助せしめ、以て二元的に政治を行ふ國は、未だ多數存してゐる。これ神權政治の說が、十九世紀の科學時代を經て振據を失ひ 宗教または神學と科學及び哲學とは獨立せる領域を有するものと考へられた結果である。たゞ僅かにその名殘りを留むるは、祖先崇拜の感情が、未だ牢固として拔くべからざるものとなつてゐるがためである。

新マルサス主義（シン――シュギ）

マルサスはその著『人口論』に發表したる原理に基づき、その原理の必然的結果として人口過多の現象が起り、而してまたその必然的結果として貧困その他の種々なる社會的弊害が起るものと見做し、かかる社會的弊害を防止するには、各人がその結婚期を遲からしめ、かかる道德的制限即ち制慾によつて、人口過多の現象を豫防すべしと說いた。（『人口論』『マルサス主義』參照）然るにマルサス以後彼の道德的制限による防止說に對しては、新に一つの疑問が投ぜられた。それはマルサスの道德的制限說の如きが、果たして有效に人口の過多を防止し得るか否か、防止し得るとしてもそれが人體に惡影響を及ぼすことがないか否かといふ點に存してゐた。而して新マルサス主義の最初の主張は、かかる疑問によつて發せられた。つまりマルサスのいふ道德的制限の如きを以てしては到底人口の過多を豫防し得るものでなく、從つて貧困その他の社會的弊害を救濟し得るものではなく、且つ制慾は人體に幾多の惡影響を及ぼすべしとなし、それがためには有效にして比較的害惡の少ない避妊の方法を用ふるに如かないといふ修正說である。而して此說を最も熱心に說いたのはミル父子であつた（『ミル・ジェームス』『ミル・ジョン』參照）。この說が唱へられると共に、新マルサス主義なるものは、人口の過多を豫防し得る唯一の手段として考へられるやうになつた。然るにての後マルサスの人口原則は、マルクスの出現によつて根本的に動搖せらるゝこととなつたが、新マルサス主義そのものは、更にユーゼニックスやその他の新思想の主張を加味し、當初の內容に比して複雜高級なものとなつて來た（『優生學』參照）。殊に勞働階級を中心とする小家族主義の產兒制限運動が起されるやうになるとともに、新マルサス主義は社會的に重要な位置を占めるやうになつた『產兒制限』參照）。

新プラトン說（シン――セツ）

新プラトン說とは第三世紀に於いてアレキサンドリアに起り、第六世紀の初めまで繼續されてゐたところのギリシア哲學最後の體系である。即ちプラトンの哲學を祖述し、これに東方の思想を加味した一の宗教哲學で、アンモニウスに依つて創められたと稱せられてゐる。アンモニウスが此の說の創唱者であつたか否かは、幾多の疑問の存するところであるが、その門下生プロチヌスが大成したことは確かな事實である。

新プラトン說は宗教的世界觀として實踐的方

面を有し、後世の思想に著しい影響を及したものである。而してその發達變遷は大體三期に分れてゐる。第一期はアレクサンドリア派と稱せられるもので、プロチヌス及びその門下のポルフィリオスが代表してゐた時代であつた。第二はシリアに住んでゐたポルフィリオスの門下ヤンブリクスが代表してゐた時代で、通常シリア派と呼ばれてゐる。ヤンブリクスはプロチヌスの說に修正を加へ、且つ一層通俗の宗教に接近したので、一時頗る盛であつた。間もなくキリスト教の勢力に迫はれて、ヤンブリクスの一派はアテネに引退せざるを得なくなつた。

第三期はアテネ派と呼ばれ、アテネ人プルタルコス、プロクロス等が此の說の代表者となつてゐた。彼等は主としてプラトン、アリストテレース等ギリシア在來の思想を研究しこれをプラトン說に綜合し、以つてギリシアの國民教を復活せしめんと企てゝゐたのであるが、西曆五二九年ユスチニアヌス帝によつて其教校を閉鎖せしめられ、且つ彼等はアテネより迫はれるに至つたので、新プラトン說は全く跡を絕つに至つた。

新プラトン說はかゝる學派の變遷と共に、幾分その內容をも變へつゝあつたが、然し其中心思想として終始一貫してゐたのは、流出說であつた。彼等の主張する所に依ると、世界は中間の階級を經て、神より流出せるもので、ヌース、ロゴス、理性、精神等が中間者である。此の中間者は後に東方的儀禮における天使や鬼神の觀念と結合して甚だ人格化されたが、要するに流出說は神を世界の彼岸にあるものとして崇拜し、これと合一せんとするものとして、中世紀基督教及び近世哲學に多大の影響を與へたのは全く此の點であつた。

新ラマルク說（シン――セツ）

新ラマルク說とは生物學上に於けるラマルク說とダーキン說とを折衷する一派の進化說である。卽ち生物の環境に起る總ての變化は、その生物に對して新しき必要を喚起し、これらの新しき必要の結果として、その生物は若干の新しき習慣を取り、若干の古き習慣を棄てる。そしてこれらの新必要・新習慣は、その生物の身體に新しき器官を造出する。器官の發達もしくは萎縮消失は、器官の使用または不使用に起因する。生物がその一生涯の中に獲得したる使用もしくは不使用の結果は、遺傳によつてその子孫に傳はるといふラマルクの進化說を基礎とし、これにダーキンの自然淘汰による變化說をも取入れて主張する一派が新ラマルク派と呼ばれるものである。ヘッケルはその代表的な戰士である。彼等はダーキン說を批評していふ。ダーキン說は變化を假定するのみで、その起原を說明しない。自然淘汰では適者生存の理を說明することは出來るが、適者の起原を說明することは出來ぬ。淘汰の行はれる前に既に變化がなければならないのであるが、此變化はどこから來るか、その起原を說明してをらない。もし新ダーキン派のいふごとく、かかる變化は二つの全く異れる胚種原形質が受胎によつて混一合體する結果、新個體が生ずるといふならば、もし總ての變化が先天的性質のみにより、兩性生殖に基く雌雄胚種原形質の合體によりてのみ可能だとすれば、斯くの如き合體の行はれぬ單細胞生物には變化が生じないことになるといふのである。新ラマルク說は單細胞生物に於ても、確かに變化の行はれ得ることを說明した。然し細胞生物個體はその一生の間に獲得したる性質特徵を、果たして子孫に遺傳するかどうかに關しての、新ダーキン派との間の論戰には、兩者自說を採つて讓らざるものがある（『新ダ・キン說』『ワイズマン說』參照）。

心理學（シンリガク）

心理學の原語は Psychologie なる希臘語より出でたるものであつて、その意義は精神といふ意味と、學または論といふ意味との連結したものである。この言葉を最初に用ひたのはアリストテレースであつたが、術語としての意味を與へるやうになつたのは十六世紀の末葉オットー・カスマン以來の事であつて、而もこれが一般に知られる樣になつたのは、ウォルフが經驗心理學及合理的心理學の二著を公にして以來の事である。然らば心理學とは如何なる學問であるかといふに、いふまでもなく人間の精神に關する學問である。卽ちカントは思考するものに關する形而上學なりといへる如く、その對象は主觀的精神である。然るに近世に入るに及び、特に實驗の方法を加ふるに及んで、心理學はその內容形式とともに科學的なものとなり、その研究の對象に關しては、單に內部經驗に限るものと、廣く精神物理的有機體全部を對象とするものとの二派が出でて來た。卽ちかくの如くして心理學の學派は先づこれを哲學とするか科學とするかによつて哲學的心理學と科學的心理學の二派に分たれ、科學的心理學は研究方法の相違により思辯的心理學と經驗的心理學との二派に分たれることになつた。

哲學的心理學とはその研究上經驗を度外視して專ら思辯のみに依據し、精神の作用を說明するに、其作用とは全く別個の實體によらんとするものをいふ。これに反して科學的心理學は說明の基礎を形而上的實體に求めんとせず、現象そのものの中に簡單なる要素を定めて精神現象を說明せんとするその複合によつて精神過程研究の基礎たる科學的態度の上に立つ心理のである。かゝる科學が勃興したのは、偏へに十九世紀の自然科學の進步に對する反動として、一に精神科學を樹立せんとする要求の上に生れたものであつて、精神科學と自然科學とは其對象とするものが全然異なつてゐるといふ立場に立つてゐる。卽ち自然科學に於て外物を知覺するに外官ある如く、精神科學は內官を以て精神を知覺するものであることを說いた。この立場に立つものを思辯的心理學といひ、ベネケ、ブレンター等の所論がそれである。然るにこれに反對するものは、自然科學と精神科學とは同一の經驗內容を研究するものであつて、ただ前者は直接經驗を研究するもので、外官に對する內官の如きは、決して存在するものでないことを主張する。而してこの派の主唱者ヴントは心理學を以て直接經驗の學なりと呼ぶに至つた。尙經濟的心理學はその精神過程研究の基礎たる事實又は概念を標準として記述的心理學と說明的心理學の二派に分類され、說明派は更に主知派と主意派に分たれ、尙ほ更に主知派は論理派と聯想派の二派に細別することが出來る。またこれを研究の根本方針に從つて、綜合派と分析派に分つことも出來る。

以上は心理學に關する學說上の派別であるが、研究の方法の範圍によつて以下の如き分科が設けられる。卽ち（一）普通心理學（人間意識の正常なる作用に關する一般原理）（二）特殊心理學（一部面の特殊現象の研究。）（三）實驗心理學（研究方法に於て實驗を主とするもの）（四）兒童心理學（生長發達の見地より兒童期の精神過程を研究す）（五）個人心理學（個人的差異の研究を主題とす）（六）社會心理學（社會現象に現はれる精神過程）（七）動物心理學、（八）比較心理學、（九）發生心理學（發生の方面を主とする）（十）變態心理學（幻覺催眠及精神病等の如き異常なる精神現象を研究す）（十一）生理的心理學（肉體と精神の關係を主題とするもの）。

森林（シンリン）

森林とは林業地及び現に造林の用に供する土

地を指して呼ぶ名稱である。從て法律上にいふ森林は、樹木の數多叢生せるところの森林狀態をなすものに對していふのではなく、地籍上の地目を意味する。故に森林とは必ずしも森相たる現狀を備ふることを必要としないのみならず、伐採跡地・災害跡地にして一時荒蕪に委せる地と雖も森林地たるべく、これに反して公園・境內・並木・果樹園等は如何に立木竹が叢生すると雖も森林といふことは出來ない。

森林はその所有者の如何によりこれを分ちて御料林・國有林・公有林・私有林の四者となす。御料林は帝室所有の森林、國有林は國家の所有に屬する森林、公有林は市町村の所有に屬する森林、私有林は私人に屬する森林たることいふまでもなく、各面積の分布は御料林が二、一〇二、九二四町步、國有林が一一、七四一、六三七町步、公有林が二、五八七、九四四町步、私有林が五、七五九、七八八町步であつて、その他全國の社寺に屬する森林が合計一一九、五二五町步を算する。森林の區別は又、かかる所有者の區別によつてせずに、その利用の目的よりこれを分ちて、供用林及び保安林の二種となすこともある。保安林とは社會の福祉を增進せんがため、森林の利用を制限したものであつて、供用林は保安林に編入せられざる普通の森林であつて、自由の作業を經營し、森林の使用收益を目的とするものである。然し供用林は自由の經營に委すとはいふものの、國家經濟上並に國土保安上自ら制限が加へられる。卽ち各國は皆營林監督の制度を設け、森林の荒廢に歸することを防ぎ、植林を奬勵する方針を取つてゐる。その他種々の森林組合（例へば造林組合・施業組合・保護組合等）を保護奬勵したり、保護林の制度を設けたりして、森林の溫伎を防止してゐる。

森林組合（シンリンクミアイ）

森林組合は森林の保護、森林業者の利便等の爲めに組織せられるもので、我國の森林法に依れば（1）國土保安の爲又は森林の荒廢を防止し、若くは荒廢せる森林を回復する爲めに必要なる時（2）森林が所有者を異にし、協同して施業を爲すに非ざれば其の利用の目的を達するに困難なる時（3）森林產物の運搬に必要なる工事を爲し、又之を維持する爲關係者の共同を必要とする時（4）森林の危害防止につき關係者の共同を必要とする時に限つて、これが設立を許されるのである。

森林は元來何人にも占有されることのないものであつたが、私有制度の發達と共に各人に私有されることとなつた。その結果今日見るが如く、個別分立して互ひに錯綜するに至り、作業上の不便、保林上の困難が甚しくなつて來たのである。されば、かかる弊害を除去し、その利益を收めんとして起つたのが此の森林組合で、獨逸に於いては一八七五年以來保安林及び森林組合に關する法律が發布されてゐる。獨逸の森林組合は山林を組合員の共有と爲す所の所有權組合と、森林の保護を目的とする造林組合と、森林に對して種々なる企業を爲す施業組合との三種がある。我國の森林組合も亦、其目的の異るに從つて、造林組合・施業組合（但しこれは獨逸に於ける施業組合と異り、施業を共同にするのみであつて特殊の共同企業を爲すものではない）土工組合（森林生產物の運搬を共同にするもの）保護組合の四種に分つ事が出來る。

また我國の森林組合は强制的のものであつて不同意の者も亦、組合の成立した場合には、特別に加入の義務なき事を認められてゐるものの外（卽ち御料林・國有林は原則上加入の義務なく、其他試驗・演習等の用に供せられるものの大規模に獨立經營せられるもの等特殊の事情のあるものは、加入の義務を免ぜら

れてゐる）必ず加入しなければならない事となつてゐる。歐米に於いては任意組合としてゐる處もあるが、任意組合では十分に目的を達する事が出來ないので、近來では一般に強制的に行ふ傾向になつて來たやうである。

信用（シンヨー）

【概說】 信用とは貨幣其他の有形財を始めとし、勞働力の提供等一般に經濟財と稱せられるものを、將來に於ける反對給付を信任して給付することを云ふ。即ち普通の取引に於いては、給付と反對給付とが同時に行はれるのであるが、一方の給付は現在であつても反對給付は將來である場合がある。此の場合を稱して信用と呼ぶのである。故に信用が成立するには次の四要素が必要である。即ち(イ)給付と反對給付が同時に行はれず、一方が現在であつても他方は將來である事、即ち給付反對給付の間に時間的距離がある事、(ロ)時間的距離のある結果、他方の反對給付が不確實であつても疑はない事、(ハ)の目的物は必ず經濟財である事、(ニ)强迫强制によつて反對給付を將來に亙らしめるのではなく、全く任意的である事、等がそれである。

【種類】 信用の種類はその觀察點の異るに從つて、次の六種に分類する事が出來る。

(1)信用の目的物の性質からは純粹信用と必然信用に分たれる。前者は貨幣の貸借・割引貸附等最初から信用取引を目的とするものであり、後者は家屋の賃借料・賃銀・俸給等の支拂の如く、取引の性質上必然に信用取引となるものを云ふ。

(2)信用に依つて得る財の使用目的によつては、生產信用と消費信用に分たれる。生產信用はその財を生產に使用するものであり、消費信用は之れを消費に宛てるものである。そして此の生產信用は生產の種類によつて農業信用・工業信用・商業信用に分類される。また生產經營の爲めに流通資本を借入れることを經營信用と云ひ、不動產乃至企業の買收に要する借入れを所有信用と云ふ。尙長期間に亙る不動產・營業設備等の改良を計る資本の借入れを改良信用と云ひ、この改良信用と所有信用とを總括して設備信用と云ふこともある。消費信用の中でも、その必要が極めて緊切なるものを、必要信用と云ふことがある。

(3)信用を受くる債務者によつては公信用私信用の區別がある。公信用とは公共團體即ち國家地方團體等の信用を言ふのであり、國債縣債・市町村債等がそれである。私信用とは一般私人及び私法人の信用を云ふので、社債個人の借入金等がそれに屬する。

(4)信用目的物の種類によつて、自然經濟信用と貨幣經濟信用とに分れることもある。自然經濟信用とは土地・家屋・家畜等を貸付けて、かかる財を返濟せしむるものであり、貨幣經濟信用とは貨幣を貸付けてこれを返濟せしむるものである。

(5)信用の期限を標準としては期限附信用と無期限信用とに分類される。無期限信用とは其の返濟期限に制限なきもので、中には永久公債・紙幣・銀行當座預金等のごとく、債務者より返濟を申出づることのないのを普通とするものもある。期限附信用は豫め返濟期限を定めておくもので、最も普通に行はれ、且つ期限の長短によつて長期信用と短期信用とに分たれる。

(6)信用の保證を標準とする分類には對人信用と對物信用がある。對人信用とは債務者の人格を保證とするものであり、對物信用とは何等かの物件を擔保とせしむるものである。而して對物信用はまた不動產信用と動產信用とに分たれる。前者は土地家屋のごとき不動產を抵當とするものであり、後者は動產を擔保とするものである。

【沿革】 人類の經濟生活が幼稚であり、生產

が主として自己の消費の爲めに行はれてゐる時代には、消費の爲めにのみ貸借が行はれてゐた。其後生產物が漸く商品化して來ても、生產の爲めの信用は今日の如く盛なる勢を示すには至らなかつたのである。近世工業が出現するまでは、資本の貸借によつて利潤を得ると言ふ事は罪惡であると感じられてゐた。即ち高利貸なるものは近世に至るまで、蛇蝎の如く忌み嫌はれたのである。從つて生產の爲めに資本の借入れを爲すと云ふ事は、殆んど稀であり、消費の爲めにも、生產の爲めにも資本の貸與を受けると言ふことは、甚しい耻辱とされてゐた。しかるに近世工業が出現してからは、信用に對する社會的拘束が消滅して終ひ、自由競爭を基礎とする經濟上の個人主義が行はれて來たので、信用は大いに發達することゝなり、生產の爲めに資本の貸借の行はれることは全く一般的となつて來たのである。且つ生產方法が進むに從つて、生產の爲めに要する資本の量は次第に增加し、資本の集中が甚しくなる爲め、信用の占むる地位は頗る重要となつて來た。信用は實に今日の經濟組織と離る可からざる關係を有して來た。今日の經濟狀態を稱して、信用經濟と呼ぶ所以は即ち玆にある。

今日の生產事業は主として信用を基礎とするものである。例へば株式會社の如きものは、多數の株主に對して債務者の關係に立ち、信用によつて資本を得てゐるのであり、その他の商事會社・小賣業者・農業者等にしても、銀行等の金融機關によつて何れも大なり小なり生產資本の融通を受けてゐるものである。また經濟上の交換行爲は、小切手・手形・銀行紙幣・振替等の信用によつて益容易となつて行くのである。故に近來では、銀行その他の信用機關は次第に發達し、興信所・信用保險等信用を完全ならしむる制度も、從つて盛になつて來たのである。

信用貸付組合（シンヨーカシツケクミアイ）

信用貸付組合は特殊の銀行であつて普通銀行より貸付を得ずして、金貸營業者より高利の貸付を受けてゐるが如き者に、低利を以て貸付をなす機關である。その他小農階級・小商人階級等の如き資力なきものに對して普通銀行と競爭して貸付をなすこともある。而も信用貸付組合が普通銀行と異なる點は、前者にあつては借受人が組合員に限られる點、貸付に對する信用が個人信用である點に、その特色を有する。信用貸付組合なる名稱は、この特色によつて命名されたものである。この制度は先づ獨逸にその端を發し、且つ同國に最も目覺ましき發達を遂げてゐる。この制度が創始されたのは一八五〇年以前であつて、當時の歐洲經濟界は一般に沈靜狀態に陷り、下層界の困難は實に甚だしいものがあつた。この狀態に鑑みてデーリッシュ市長シュルツは、英國の友愛協會の例に倣ひ 疾病者救護を目的とせる友愛協會を組織し、同時に靴工組合を組織し、原料の仕入を便利ならしめた。次いで一八五〇年十名の工匠を會員とする信用貸付組合を組織したのがその濫觴であつた。次いで一八六二年ライファイゼンが他の信用組合を組織して、細民の金融機關を創始した。これが今日に於ける世界的勢力を形成した信用貸付組合の先驅となつたのである。

信用經濟（シンヨーケーザイ）

信用經濟とは主として信用による交換が行はれる經濟狀態を言ふのである（信用 參照）。即ち今日の如く信用機關殊に銀行が經濟界の中樞となつて金融の連絡を計り、小切手・手形等の信用證券が貨幣の代用物となつて流通し、種々なる形式による貸借がしきりに行はれる經濟狀態を物々交換の狀態や貨幣を仲介とする交換經濟と區別して信用經濟と呼ぶのである。（『自然經濟』『貨幣經濟』『經濟發達

段階説』參照)。

信用組合(シンヨークミアイ)

信用組合とは產業に必要なる資本を組合員に貸與し、または組合員に貯蓄の便宜を與へることを以て目的とするものである。信用組合は、それ故に組合員以外の者に貸付けを行ふ事のないものであり、貸與は主として對人信用に依つて行はれ、保證人を立てしめることに依つて、無擔保に貸金の供給を爲すものであるが事實に於ては物的擔保を提供せしめることが多い。又貸付金利は一般の利率よりも低いことを原則とするもので、農商務省の發表した模範定款によると年一割二分以下となつてゐるのである。尙信用組合は組合員に對して必ず貯金の便宜を與へなければならぬもので、組合自ら貯金を取扱はない場合には、其の貯金を取纏めて之を確實なる銀行に預け入れる媒介を爲すのである。故に信用組合は組合員の貯金を統合し、更に信用を以て組合員に貸付け、若し貸金の不足を感ずる時は組合の信用を以つて外部から借入れる所の機關である。

信用組合は產業者の金融機關であるが、主として中流以下の產業者によつて相互救濟の爲めに組織されるのである。信用組合が銀行と異なる點は、銀行が純商事會社であつて、營利を目的とし、社員及び株主は其銀行より利益の配當を受くる爲めに出資するに反し、信用組合は利益分配を目的とするものではなく、直接組合員に對して資金の融通を爲すことを目的とするものである。故に成る可くその剩餘金即ち利益金を少くし、その利益の多いときには貸付利子を低廉ならしめ、組合員の生產上における利益を保護することを主眼とするのが、信用組合の本領である。

信友會(シンユーカイ)

信友會は我國に於ける活版印刷工組合として、最も勢力あるものである。印刷工の組合としては外に、東京各新聞の印刷工よりなる正進會もあるが、これは遠く信友會に及ばないのである。

我國に於ては、活版印刷工が勞働階級の中で最も知識的である。故に活版印刷工の組合運動は明治二十二三年頃、既にその端を發してゐる。即ち當時活版工同志會・懇話會等が行はれてゐたのは、活版工組合の濫觴とも見らるのである。然し勞働者のみの自主的な組合が現はれたのは明治四十年の事であつて、歐文工峠岸正太郎・古川常次郎等によつて組織された歐文植字工組合『歐友會』を最初とするのである。

歐友會は創立後一年ならずして東京の全歐文工を網羅し、横濱・神戸・長崎等に亙つて約三百五十名の會員を有するに至つたのである。而も組合の標榜が『資本と勞働の調和』にあつた爲め、印刷業者側でも表面はこれに贊成し、明治四十三年には秀英舍・築地活版所・國文社・東京印刷會社・三秀舍等の諸工場と歐友會とは一の協約をなした。それは「歐文工を使用する有志工場は必ず歐友會員を以つて之を充つる事」と云ふので、歐友會は爲めに甚だ盛になつた。然るに翌年の築地活版所に於ける大ストライキの爲め、罷業資金に關する問題や、會員の收監によつて歐友會は頗る打擊を受け、更に大正三年歐洲戰爭の勃發による外字新聞の廢刊、在留外人の歸國と商店閉鎖等による歐文印刷業の閉散を見るに至つて、全く致命的な影響を與へられたのである。

而して大正四年における總會に、機會雜誌の發行停止を決議した歐友會は、遂に會務の執行を停止するに至つた。大正五年に至つて少數の有志者は最後の歐々會大會を開き、且つ斷然歐友會を解散して新たに『信友會』を設けることとした。

かくて信友會は大正六年四月、東京に於ける歐文職工の大半を網羅して盛なる發會式を擧げた。信友會は最初歐文職工のみを以つて組織されてゐたが、間もなく全印刷從業員を包容することとし、六百五十名以上の組合員を有するに至つた。信友會の綱領は『技術を研鑽し地位を向上すべし。福利を增進し地位を向上すべし』と云ふにあり、その會則の中には、『會員にしてその雇主と爭議を生ずる虞れある時は豫め本部に通知す可し本會は極力未然に防止する方法を講ずるものとす。』『會員にしてその雇主と爭議を生じたる時は直ちに本部に通知す可し。本會は會員を代表して其衝に當るものとす』等の規定がある。

信友會は大正七年三月以來、機關雜誌『信友』を發行してゐる。而して同年八月に至つて米騷動の勃發した際、信友會員中其筋の監視取締を受くるもの、及び檢束されるもの等があつた爲め、誤解と恐怖の爲めに脫會する者が多く、僅かに歐文職工のみが留るが如き有樣であつた。大正八年に至つて歐洲大戰が終熄し、企業熱の勃興及勞働階級の自覺が著しくなるに從つて、信友會の勢力も亦甚だ盛となり、組合員千五百名を超ゆるに至つた。同年第一回國際勞働會議に出席する代表者の選出に當つて、信友會が友愛會と共に盛んなる反對運動を起した事は、同會の勢力を社會に示したものであるといふ事が出來よう。

我國に於ける勞働組合は何れも所謂知階級によつて創立されてゐる。然るに信友會のみは全然印刷工のみによつて組織され、自主的な發達を遂げて來たことは、特筆に價すると言はねばならぬ。信友會には有給役員なるものが無く、幹部員も悉く勞働によつて生活してゐることは、組合幹部の腐敗か叫ばれてゐる今日、誠に模範とす可きところである。信友會は最初歐文植字工のみの同職組合であつたが、今日では歐文及び和文の植字・印刷・解版等すべての印刷勞働者を網羅する產業組合となつて居り『活版印刷工組合信友會』と稱し、毎月機關雜誌『信友』を發行してゐる。會員數は常に動搖してゐるが、現在では產業界一般の不景氣と、勞働運動沈衰の影響を受けて、約七百名程に減少してゐる。

疾病保險(シッペーホケン)

【概說】疾病保險も亦勞働保險の一種として行はれるもので、疾病の爲めに受くる勞働者の經濟的損失を補償する保險である。然しこれは、英米に於けるが如く、罹疾保險と結んで行はれる事もあれば、傷害保險と結合されてゐる事もある。獨逸では古くから疾病金庫があつて此の保險を行つて居たが、一八八三年からは强制保險法に依つて行はれることになり、墺太利は又獨逸に倣つて、鑛山勞働者疾病保險組合なる一種の强制保險を行ひ、その他の諸國も亦次第にこの保險制度を採用することとなつた。

【組合及現狀】傷害保險は主として使用主の醵金に依つて行はれてゐるが、疾病保險は勞働者自身の保險料を主としてゐる。自家保險と呼ばれるのは、卽ちその爲めであつて、政府の補助に依る事も少いのである。英國では國家が被保險者一人に一週二片の補助を與へてゐるが、獨逸・墺太利などでは、全然補助されてゐず、勞働者と使用主との保險料のみで行はれてゐるのである。

(1)獨逸　加入の義務ありとされてゐるのは、總ての勞働者及び下級事務員・職人・徒弟・漁員等で、且つ傭主の爲めに有償で現業に從事してゐるものである。然し疾病保險を確實に受けてゐる者、父兄の義務に從つてゐる者等は此の義務を免除される。被保險者が疾病に罹つた時は、罹病の三日目から疾病手當金を與へられる。又被保險者が出產した時

は産褥手當金が、死亡の時は一時金が給與されるのである。保險料は勞働者が三分の二、使用主が三分の一の割合で納付され、保險體は地區疾病金庫・業務疾病金庫・同職組合疾病金庫・鑛夫組合疾病金庫の五つである。

(2)墺太利　墺太利の疾病保險は甚だ獨逸に似た者で、一切の勞働者に加入の義務を負はせ、小企業乃至國家及び地方團體の被使用者等は任意に加入する事を許されてゐる。疾病手當金は地方の法定賃銀の六割であり、二十週間を限つて支給され出産の場合には四週間の産褥手當金が給される。その他は大體獨逸の制度に似たもので、行政區疾病組合・工場疾病組合・建築疾病組合・同業疾病組合・共濟疾病組合・鑛山從業者組合・孚鍊疾病相互組合・徒弟疾病救濟金庫等が保險體とされてゐる。

(3)英國　國民保險法による健康保險が、此の疾病保險に相當するもので、年收百六十磅以下の被傭者と勞働者とが加入の義務を負はされてゐる。保險料は使用主が賃銀中から差引いて、使用主の負擔する保險料と共に、特定の郵便切手で納入するのである。また被使用人でない場合は、その合計額を納入するので、何れにしても政府の補助金を加へられる。保險金即ち疾病手當には無料診療・疾病救濟金・姙娠手當等として給與される。疾病救濟金は二十六週間を範圍とするものであり、それ以上の場合には、從業不能救濟金として交付され、肺病に罹つたものは療養所に收容されるのである。

(4)其他　伊太利には强制保險としての疾病保險はなく、相互共濟組合の任意保險がある計りである、佛國でも相互救濟會と云ふ任意制のものがある丈けであり、其他の諸國では ルーマニア・和蘭が近年强制的疾病保險を行つて來た丈けである。

私設鐵道(シセッテッドー)　私設鐵道とは一般の運輸交通を計る爲めに、株式會社が敷設する鐵道を云ふ。電車又は馬車による交通運輸の爲めに敷設せられる軌道は鐵道と呼ばれず、軌道と言はれてゐる。我國に於ては、原則として、鐵道國有主義が行はれてゐるが、明治三十三年發布の私設鐵道法によつて、株式會社に限りこれが敷設を許されることになつてゐる。本來鐵道の敷設、營業に就ては多額の資本を要するものであるから、株式會社以外のものが經營することは許されぬのである。

私設鐵道會社を設立せんとするものは、發起人各自が署名捺印した起業目論見書、假定款、起業が公共の利益たることを證する調書、線路豫測圖及び說明書、敷設費用の概算書、運送營業上の收支概算書及び說明書を提出して、主務大臣の假免許狀を受けるのである。假免許狀の下附を受けた時は、定款を作り起業目論見書を公告して株主を募集することが出來るので、かくて會社が成立した後、定款、工事の方法書、線路實測圖、工費概算書を提出して本免許狀を受け、此處に始めて鐵道の敷設を爲し得ることとなるのである。

シスモンヂ(ジァン・シァール・レオナル シスモンヂ Jean Charles Leonard Sismondi)　は、一七七三年瑞西ジエネバに生れた。祖先は伊太利の名族シスモンヂ家である。シスモンヂの青年時代は佛國大革命の前後に當り彼も一家と共に伊・佛・英を流浪したが、後伊太利に歸りフローレンスに住んで農業に從つた。彼の『トスカノの農業』なる處女論文は此頃準備せられたものである。彼は其後、或は商務院の書記となり或は旅行し、或は瑞西立法院の議員となつた。彼は又一八一五年の奈翁の追加憲法を讃した事件を以て奈翁と會見した事もある。後英國に渡り其頃發達した資本主義經濟組織の弱者に對する酷薄を見て

痛く感ずる所あつたと云はれてゐるが、要するに彼の生命は學究にして、此點に於て最も優れてゐる。彼はアダム・スミスの熱烈なる信奉者であつたが、一八一八年以來、次第に其說を改變して現社會に於ける資本主義經濟組織が如何に勞働者に對して苛酷なるかに鑑み猛然として英國の經濟學たる自由放任主義個人主義經濟に反抗し、學究的反對論議を提出したのは彼を以て嚆矢とする。彼は當時の經濟學が餘りに貨殖の理論を說くに急にしてその目的たる厚生を忽にするの非難し、下層に沈淪し行く貧者の爲めに萬腔の同情を吐露し、經濟は財貨生産の方面よりも、寧ろ分配の方面に重きを置くべき事を說いた。

私娼(シショー)　私娼はまた密娼ともいはれ、官廳の許可を得ないで密に賣淫を働らく者、卽ち公娼以外の淫賣者を悉く總括するものである。

藝者・白首・妾等の如きは悉くその範圍に屬する。賣淫に對して自由主義・默許主義を採る國は元より、絕禁主義を採る國とても、反面には此種の賣淫者を有し、干涉主義による公娼制度を採用する國と雖も、私娼の數は數倍乃至十數倍を算するのである。蓋し、人間生活に經濟的壓迫のある限り、その絕滅を期し難い事は說明する必要はない(『賣淫』參照)。現に公娼制度を採らぬ諸國は何等密賣淫者によつて洗さるる害毒甚だしく、公娼制度を許す國と雖も、ある社會衞生家が調査した歐羅巴の統計によれば、人口百萬に對して三千人の公娼を必要とし、而して私娼は實際に於てその十倍乃至二十倍を數へるといふ。この統計によれば東京は約七千人の公娼を必要とする筈であり、實際は四千を越える程度であるが、理論的には四千人の公娼を有することと東京は、四萬乃至八萬の私娼を有することになつてゐる。その私娼が日夜に害毒を流しつつある事實を考へれば、社會問題として決して看過し得べきものではない。

平安時代の我が國は・白拍子・遊女等の如き賣春婦を有してゐたが、此等は當時自由賣春婦としてゐたにせよ、これ廣き意味に於ける私娼に相違ない(『公娼』參照)。然し公娼に對する私娼が出でたのは、德川時代に吉原遊廓が認められて以來(元和三年)の事であつた。當時吉原遊廓が設置されると共に、私娼の取締を嚴達されたけれども、所謂『岡場所』と稱せられたる私娼窟は、江戸だけでも十數ヶ所を數ふる程であつた。これらの私娼は踊子・女藝者・湯女・比丘、白人・けころ・山猫・飯盛・夜鷹等の名稱を以て呼ばれてゐた(『藝者に就ては『藝娼妓』の項參照)。幕府は機會あるごとに壓迫を下したが、その効果は少しも見られなかつた。明治に入ると共に公娼制度は完備されたが、然し私娼の數はこれに正比例して增加し、數度の絕滅策を施すと雖も、何等の好結果も見られなかつた。全國に散在する私娼の總數は、元より詳密に知るに由ない所だが、娼妓並に藝妓に比較して、決して少數なるべき筈なく、或調査によれば十五歲以上四十歲までの女子の二十分の一を數ふべしといはれてゐる。

失業保險(シッギョーホケン)

【意義】　失業保險は勞働保險(『勞働保險』參照)の一種で、勞働者が自己に責任がある原因からではなく、何等か他の事情に依つて失業した場合、その經濟的の損失の幾分を補ふ事を目的とするものである。然し事業の性質に依つては、天候の關係等の避く可からざる原因の爲め、一定の時間休業しなければならぬものもある。かゝる事業の勞働者は、常にその期間丈け失業しなければならぬのである。例へば左官や仲仕人足のごとき者は、一二月頃の結氷期には地方によつて必然的にその職を失はねばならぬなどがそれである。か

かる失業は純粋の意味の失業と云ふ事は出來ない。何故ならば、彼等平生の賃銀は、かゝる失業期間の生活を支へるに足る丈け、その勞働の性質に比べて高價であるのみならず、この期間を經過すれば、再び復業する事が出來るからである。從つてかゝる失業は、此の失業保險の範圍に入る可きものでない。更に此の保險から除外されるものは、勞働爭議に基く失業である。これは失業の責任が、勞働者にあるか、又使用者にあるか明かでない事が多いからであるとされてゐる、然し不可抗的の災厄の爲め、工場に故障が生じて復舊するまでの間休業を餘儀なくされる場合などには、純然たる失業ではないけれども、此保險の保護を受ける事が出來るのである。

【沿革】 失業保險が組織されたのは一八八五年以後のことである。即ち同年に獨逸で組織された者が其の嚆矢で、これは全く相互的であつた。而して二年以上保險料を拂込んだ者に對し、最長限度を六ヶ月として、失業の場合には毎月一定の失業手當を給してゐた。一九〇三年に至つて獨逸では又一私營會社が起り、被保險者は日收の百分の三を拂ふ外、月收の百分の二を前納することゝし、加入者六ヶ月以上に及べば、六ヶ月を限つて日收の六割を給することとしてゐた。この會社の成績は甚だ振はなかつたので、爾來獨逸では失業保險の發達が進まず、今日に至るも何等見るべきものが無い有樣である。然し他の歐洲諸國に於いては、一八九三年以後次第に其必要を認められることゝなり、瑞西では當時眞先きに失業保險部なるものを設けたのである。

【組織及現狀】 勞働保險の通則である「公營である事」及び「强制的である事」の二つはこの保險にも亦あてはめられる(『勞働保險』參照)。そして此財源は、勞働者の保險料・雇主の保險料・寄附金・國庫又は地方金庫の補助金等であるのが普通で、保險金の交付は一定の期間內にのみ行はれてゐる。即ち五日乃至七日以上の失業である事を條件とし、一年間に同一被保險者に對して六十日乃至十二週を限つて給與されるのである。且つ此配當金たる保險金は、通常の勞銀よりも少額である事を通則とされてゐる。

現在この失業保險が完全に行はれてゐるのは英國丈けである。その他の諸國に於いて行はれてゐるのは、何づれも見るに足るものはないやうである。英國の失業保險は、一九一一年の國民保險法に依つてゐるもので、建築業・機械業・鑛業・製輪業・挽材業等の勞働者には、强制的に加入の義務を負はせてゐる。尙現在肉體勞働者でなくとも、五ヶ年以內の間に二十六週間以上これ等の勞働に從事してゐたものは、勞働者同樣加入の義務があることゝなつてゐる。然し何れの場合にも、滿十五歲以上の者に限られてゐるのであつて、保險料は一週に被保險者が二片半(但し十八歲迄の者は一片)使用主が二片半、國家が一片三分の二、合計六片三分の二で、勞働者の保險料は使用主がその賃銀の中から引き去つて納付することになつてゐる。

生業手當即ち保險金は、一年の內十五週を限つて每月七志を交付するのである。然し失業當時は十七歲に達してゐない者は、この交付を受ける資格がなく、十八歲未滿の者に對しては半額を與へられるのである。此の保險は商務院の監督の下に職業紹介所が經營してゐるのであるが、英國には此外にも職工組合の經營する任意保險もあり、政府は組合が支拂ふ一週十二志以下の保險金(手當金)に對して、其六分の一宛を補助してゐるのである。

失業者問題(シツギョーシヤモンダイ)

【概說】 失業とは勞働の意志と能力とを有する勞働者が、勞働の機會を得ず、又は嘗て得てゐた所の機會を失つて苦しんでゐることを

云ふのである。失業の意味を廣く解する場合には、知識的勞働者、即ち俸給生活者等が定職を失つてゐることをも包括することとなるが、狹義に解する時には、單に賃銀勞働者の失職のみを指してゐる。而して失業なる言葉は多くの場合、狹義に解せられてゐるやうである。

勞働者がその勞働口を有しないといふ事は、必らずしも、近世的現象であると言ふを得ない。然し近世の機械的大工業が出現するまでは、即ち資本制生產が確立するまでは、勞働者も今日の勞働者が有するが如き特質を帶びてゐるものではなく、從つて失業も亦今日の如き性質のものではなかつたのである。即ち中世の手工業時代等に於ては、雇主と勞働者との關係は、極めて個人的情誼的であつた。彼等の間を結んでゐる所の紐帶は、必ずしも賃銀と勞働力の交換關係だけではなかつた。從つて今日の如き經濟的事情に基づく失業と云ふものは、殆ど存在しなかつたのである。然るに近世工業が行はれてからは、勞働力は全く商品と化した。勞働者はかかる商品の提供によつてのみ賃銀を得る事が出來るのである。雇主も勞働力の代價として賃銀を支拂ふに過ぎない、故に兩者の關係は純然たる取引であり、其間に何等の情誼もないのである。勞働者と雇主とは今や全く自由の關係に立つことゝなつて來た。雇主は勞働力の必要があれば、何時でもそれを買入れる事が出來るのであり、若し必要が止めば直ちに買入れを中止する事が出來るのである。近世の勞働者はかくして不安定な地位に置かれることとなつた。

それに加へて、勞働要具の發達が著しい爲め、同一量の生產に要せられる勞働力は次第に減少して行くのである。卽ち生產に投ぜられる資本の中、勞働要具の占める部分が增大して行くに反し、勞働力の、從つてその賃銀の占める部分は次第に減少して行くのである。故に生產は益々擴大し、それに投ぜられる資本は增大して行くけれども、絕えず膨張しつゝある勞働者は、次第に勞働力の需要に超過して行くのが一般的傾向なのである。從つて需要を求めて彷徨する失業勞働者の群は次第に殖えて行くのである。マルクスは斯かる勞働者の群を、產業豫備軍と呼んでゐた。

かかる失業者の存在は、今日の經濟組織に附隨する避け難き弊害である。此弊害の矯正に就いては、如何なる資本主義國も種々なる方法を採つてゐるのであるが、然し此經濟的狀態が持續する限り、永久に失業者問題は解決される事はあるまい。然し此處には各國の救濟策に就いて述べる事にする。

【救濟策】 (1)英國 英國に於いては主として失業保險・職業紹介等が行はれてゐる。職業紹介に關する法律は、一九〇九年に始めて發布されたものであるが、是に依つて設立されてゐる職業紹介所は既に二百五十を超えてゐる。此紹介所は何れも、中央政府に於いて管理するものであり、從つて一切無報酬を以つて紹介を行ふのである。而も此の紹介所は勞働爭議による失業者を防止する爲めに、勞働組合乃至雇主組合から通告を受けた場合には、爭議に對して干涉を試みる事もある。又紹介所中には其の事業範圍の極めて廣汎なものもあつて、失業者の住所と彼に紹介すべき職業のある地方との間が二三十哩の距離を有する場合も少くない。故にかかる場合には、失業者に對して旅費を貸與する事も法律上許されてゐる。旅費を貸與する場合には、現金を渡さず、乘車券を交付し半月每に勞働者の賃銀中から、幾分宛かを償還する事になつてゐるのである。

(2)獨逸 獨逸の失業救濟施設には職業紹介所・失業保險・渡り工救助工場等がある。職

業紹介所には慈善團體經營のもの、雇主組合經營のもの、職工組合經營のもの及び公設のもの等があるが、慈善的紹介所は全く微々たるものである。雇主組合の紹介所は一九〇九年において百十四ヶ所に設けられ、同年中に取扱つた紹介事件は五十一萬二千四百二十件に上つてゐる。職工組合經營のものは、一〇九四年に於いて二千四百十ヶ所に設けられ、同年中に二十萬四千五百人の失業者を就職せしめた。また公設紹介所には町村の組織するものと、公益組合の經營するもので、市町村が補助を爲すものとがあるが、一九一〇年の始めに當り、全國に存在してゐた公設紹介所は四百四十四に及び、其の中、三百二十五は市町村經營であつた。尙公設各紹介所間の連絡を立て、之を密接ならしめる爲めには紹介所組合なるものが設けられてゐる。一九〇七年中において組合加入の紹介所が職業を紹介した人員は、九十二萬二千九百五十六人であり、其の翌年においては八十六萬九百一人であつた。渡り職工救助工場はプロイセン及びウュルテンベルヒに於いて行はれ、殊にウュルテンベルヒに於いては一九〇九年に二十七ヶ所に此種の工場が經營されてゐたのである。

(3)墺國　墺太利の職業紹介事業は次の六種に大別される。即ち(イ)有料紹介所、(ロ)團體經營の無料紹介所、(ハ)公設紹介所、(ニ)公益事業附屬のもの、(ホ)私的組合の紹介所(ヘ)新聞廣告紹介所がそれである。就中最も有力なものは、公設紹介所・團體紹介所等である。公設紹介所には政府乃至市町村等の經營に係るものもあるが、同國では、これに對する法律の制定されてゐない爲め各州によつてその組織を異にしてゐる。團體經營の無料紹介所は、主として工業・農業・鑛業等それぞれの勞働組合が經營してゐるものであり、勞働組合中には紹介事業を事業としてゐるものもあるので、比較的好成績を擧げてゐるのである。

(4)米國　米國は新興國である丈けに、勞働者の需要比較的多く、失業者の救濟は大して重要な問題でない。然し慈惠協會・基督教靑年會・公立勞働紹介所等があつて、失業者に對する授職・失業期間の扶助等に從事してゐる。此等紹介所の數は比較的少く、且つ相互の絡も報告交換以外にはない爲め、完全なる成績を擧げてゐない。唯ミッソリー、オクラハマネブラスカー等の諸州の紹介所は、カンサス市に於いて業務を統轄し、相互の聯絡を計つてゐる。殊にカンサス市の紹介所は鐵道會社と協約して、紹介する職工には乘車賃を半減せしむることとしてゐる。

(5)日本　我國に於いては口入または私營職業紹介所等有料のものの外・救世軍・基督教靑年會等の慈善的無料紹介所と、公共團體の經營に係るものとがある。而して此公益的職業紹介所に對しては、政府より低利資金を融通する方法が講じられて居り、且つこれ等の公益的紹介所を統轄する爲めに、協調會をして中央職業紹介局を設立せしめた(『協調會』參照)。中央職業紹介局の報告する所に依ると、大正十年十月中に於ける全國公益的紹介所中九十ヶ所の取扱つた紹介件數は二萬百二十五件であり、其中、就職者は一萬三千百二十七名であつた。また十一月中の九十二ヶ所の成績は、取扱件數二萬二百六十五件、就職者一萬三千二百九十九名であつた。尙失業者の救濟については、失業保險勞働者植民等の方法を採つてゐる處も多いが、我國に於いては職業紹介の外に、之が救濟方法は講ぜられてゐないのである(『失業保險』參照)。

自然法說(シゼンホーセツ)

法律は元來超人的なものであつて、人類の意思の表示を待つて、始めて存在するものではなく、天賦の準則が自然に存在するものだと

なす解釋は、古代希臘以來行はれてゐた所である(『法』參照)。即ちプラトンの如きは既にかかる解釋を下してゐる。羅馬時代に至つて、シセロは法律と權利との關係を明らかにし、自然法上總ての人は平等であり、自然法上總ての人は生れ乍らにして自由であることを始めて說いた。やがて十二世紀に至りトーマス・アクイナスは恒久法・自然法・神法・人爲法の四を分ち、法律は命令ではなく、天與の準則なることを主張した。ライプニッツの如きもまた、大いにそれを高調したものである。政治學上に於ける天賦人權說なるものは偏へにこの自然法說に依據して樹てられたものに外ならなかつた。米國の獨立宣言・佛蘭西の公民宣言等は、悉くかかる觀念の上に立脚したものであつて、その意味に於ては注目に値する事いふまでもない。然しながら、自然法說は、法理論としては幾多の缺陷を有してゐる。即ち自然法といふ以上は、人類を通じて一定の準則として存在するものでなければならないが故に、人種により、場所により時代によつて異なることを許さないものである。然るに事實上にはかゝる永久不變の法律なるものは實在しないのみならず、かかる法律が實在することは、社會進化の理法に乖離するものだとされるやうになつた。この二面の反對論は、やがて自然法の現實性を失はしめたばかりでなく、天賦人權說の根據をも失はしむる原因となつてしまつたのである。

自然經濟(シゼンケーザイ)

ブルーノ・ヒルデブランドは經濟的發達階段を、交換の行はるゝ狀態の如何に從つて、自然經濟貨幣經濟信用經濟の三種に分類した。(『經濟發達階段說』參照)。自然經濟とは此の中の最も幼稚な時代を指すもので交換が全く行はれず、若しまた交換が行はれてゐても、何等貨幣の仲介によることのない時代を指すのである。かかる幼稚なる經濟狀態は、更にまた二種の階段に分類されることがある。自足經濟・實物經濟がそれである。自足經濟とは生產が交換を目的とせず、自己又は自己の關係者たる家族等の同一團體員によつて消費されることのみを目的として行はれた時代における經濟狀態を指し、實物經濟とは交換は存在してゐるけれども、貨幣の存在なく、直接に生產物と生產物とを交換してゐた時代の經濟狀態即ち物々交換が行はれてゐる狀態を言ふのである。

自然經濟の特徵は貨幣が存在しないことである。故に交換は甚だ稀であり、貨幣經濟時代において見るが如き交換を目的とする生產は存在しなかつた。從つて交換によつて生活資料を獲得することは出來ず、主として自ら主要生活資料を生產しなければならなかつたのである。此の時代の產業は甚だ幼稚であり、分業の行はれる範圍もまた極めて狹かつたのであるが、交換が次第に正規的となり、生活資料の獲得が交換に依據するに至ると、遂には貨幣なる媒介物が發達し、貨幣經濟の時代が出現するに至るのである(『貨幣經濟』『物物交換』參照)。

自然社會(シゼンシャカイ)

自然社會なる言葉は、最初ルッソーに依つて民約論中に用ひられ、其後ベンタムによつて採用されて以來、漸く一般的となつて來たものである。然し乍ら其意義は必ずしも一樣でない。即ち法學者等の解釋によれば各人の關係は平等であり、其の間に何等權力服從の關係なきものが自然社會であり、社會中一人乃至數人が他の多數民衆に對して權力を有し、それに民衆が服從する狀態にあるものが政治社會である。然るに社會學では人意による事なく、自然的集合の結果として發生した處の社會を自然社會と呼び、反對に、各人の意志によつて生ずる社會を人爲社會と呼んでゐ

る。故に家族・群・部族・民族等の如き血緣的地緣的團體は何れも自然社會に屬することとなるのである。

氏族（シゾク）

氏族とは血族團體の一種であつて、共同の祖先を有するか、又は共同の祖先を有すると信ぜらるゝところの幾多の人々を包括する團體を言ふ。蓋し、原始社會にあつて個人は獨立の生存を完うし得なかつたが故に、幾多の血族團體を總括する大血族團體を必要としたのである。これ氏族が原始社會に於ける共同生活の單位として、頗る重要なものとされた所以である。ゲルマン民族の氏族制度に就て一例を求むれば、原始時代の社會組織の單位となつてゐたものはジッペ（Sippe）またはゲシュレヒト（Geschlecht）と稱せられる氏族であつた。即ちその制度を見るに、氏族は既に異族結婚をなし氏族の男子はその妻を同族内に求めずに、異族から求めてゐた事實が明らかである。故に氏族は一つの通婚團體としての性質をも備へてゐた。氏族はまた軍隊組織の單位をなせるものであつて、民族異動に際しては血族關係を標準として隊區が編成せられてゐた。即ち氏族團體が各自別々に一個の小隊を編成し、氏族の族長がその小隊長となつて指揮したものである。而して戰勝の結果として占領したる土地は交戰に從事したる各小隊（即ち氏族）に分割された。これらの分割された土地は一定の年數を限り、各氏族が交代にて使用收益する權利を有してゐた。この意味に於ての氏族は土地所有團體であつた。然るに時日の經過するに從ひ、斯くの如き土地は各氏族の永久所有に歸し、各氏族は土地共同所有の團體として、その地域に定住するやうになつて來た。これ血族團體としての氏族が地域團體としてのマルク團體に變じた徑路である（『マルク團體』參照）。斯くの如くに血族團體たる氏族はゲルマン民族の間に於て社會組織の最も重要なる根底を形造り、同時に經濟上の單位となり、これに屬する家族の單位は、氏族團體が土地に定着するやうになつてから、始めて重要なる單位となつて來たのである。然し、それは氏族がこれに屬する家族を扶養後見する任務を有してゐた事に由來する。從つて氏族の族員が外部より損害を被むつた時は、損害の賠償を請求し、また殺戮された時は復讐する事が、氏族全員の共同の權利にして義務となつてゐた。それと共に所屬成員が外部に對して、斯くの如き非行をなした場合は彼等が連帶して共同の責任を負ふ事になつてゐた。故に氏族は共同保護並に共同擔保の團體であつたのである。氏族に於けるこの特色は、ギリシアのゲノス、ローマのゲンス、スコットランドのクラン、アイルランドのセプト、支那及び日本の氏の如きも、これと大差なかつた。わが古代の氏族制度を見るに、例へば、高皇產靈尊の言葉の「吾所產兒凡有一千五百座」といふが如く、產めるといふのは同じ祖先より降生したる氏族を意味したもので、自らがその氏族の長なる事を語つたものであるに外ならない（『日本書記』一書）。その他大國主神が、八百八十神を有すとあるが如きも、これと同樣の事實である。而してこの氏の長なるものは、氏上・氏長・氏の長者と呼ばれて一族を治め、各氏は共同の領地を有し、その所有の土地に神社を建てて、その先祖を祭つた。これが即ち氏神である。しかし後には日本の氏は法律上擬制的のものとなり、經濟單位たる實質が失はれてゐた。支那及び朝鮮の氏族も、これと大體に於て相同じきものであつた。

小地主（ショーヂヌシ）

小地主とは過小地主よりも、土地を所有する事稍廣く、一家全體の勞働力を耕作に使用して過不足なく、その土地の收入は殆ど一家の

費用を辨ずるに足るべきものである。從つて一家内の口數が過多ならざる限り他の職業又は小作に從事する事なく、且つ特別な場合がない限り、自己所有地を小作に出す事もない階級である。わが國情に於ては五反歩以上一町歩未滿の所有地を持つ者はこれに該當する。斯くの如く小地主に於ては農業經營の收入は、悉く一家の支出に充てゐるものであるが故に、農業經營の進歩も中地主の如くには行かず、且つ農產物の價格の暴落昂騰等の諸原因が加はるに於ては、悲慘なる影響を蒙むらざるを得ない。即ちこの階級の生活は決して安固なるものではなく、寧ろ種々なる自然的及社會的影響によつて、直ちに過小農もしくは小作人の階級に墜ちんとする危險が十分ある。殊に小地主の最下級に屬するものは、過小地主と同じく國家より農業政策上の保護を受くべき位置に在るものである。工業界に資本集中の法則が行はれる如く、農業界にも集中の法則は行はれてゐるのであつて、土地は次第に大地主の手に集中しつゝあり、小地主の階級は決して一派の學者の想像する如き祝福された地位に在る者でない。

衝動（ショードー）

（一）無意識若くは半意識的になされた活動を廣く衝動と稱する。例へば自己保存の衝動又は性の衝動といふが如きである。

（二）術語として嚴密の意味に使用される場合には一方には反射運動の如く何等目的の觀念なくして起るものと區別して目的の觀念を有し、又一方には熟慮に基ける行動より區別して熟慮を缺けるものを指す。

（三）良心の命令に基かざる劣等の欲望を指す場合がある。「道義なるものは凡て自由（放縱の意味）の制限である。眞正の自由は衝動に從ふことに在らずして、最善の思想に衝動を服從せしむるに在り」といふのは、この意味に使用した例であつて、道德論者がよく云ふ所である。

右の如く、意味に種類はあるが、大體に於て衝動とは、漠然たる意味で知慮に基かざる活動の傾向を指すといふ點は一致してゐる。

傷害保險（ショーガイホケン）

【概說】傷害保險には任意保險として普通の營利會社に於いて行はれてゐるものと、勞働保險として强制的に行はれてゐるものとの二種がある（『勞働保險』參照）。然し此處では勞働保險としての傷害保險のみを述べる事とする。此の意味の傷害保險は、勞働者が從業中に生じた事故の爲め、一時的若しくは永久的に勞働能力を喪失す可き傷害を受ける事を保險するもので、次第に機械化し、從つて危險の機會が多くなつて行く勞働生活を保護する爲めに、社會政策の一端として行はれて來たものである。この保險の濫觴は獨逸の雇傭者責任法（『雇傭者責任法』參照）にあるもので、强制保險となつて行はれるに至つたのも獨逸が最初である。他の歐洲諸國で採用されるに至つたのは、皆この獨逸に於ける强制保險法制定以後のことである。以下各國の實例に就いて、その組織を述べて見よう。

【組織及實例】（1）獨逸　傷害保險に加入する義務があるとされてゐるものは、工業・農業・建築業・航運業等に屬する勞働者・海員・年收五千馬克以下の使用人等であつて、被保險者は保險料を納入する必要なく、すべての保險金及びその他の費用は傭主の組織する同業組合が負擔する事となつて居る。而して被保險者が傷害を被つた場合には、診療若くは勞働力の喪失減殺の期間だけ、一定の保險金を給される。然しこれは被害後十四週間目から始められるので十三週間は疾病保險の給與を受けてゐるのである。又被保險者が死亡した場合には、死亡手當金・遺族扶助料等が給與される事となつてゐる。官廳使用人の爲めに

は、官憲自身が保險體となつて此の保險を行つてゐる事もあるが、これは殆んど例外的の現象で、傷害保險の保險體は同業組合であることを原則とし、帝國保險廳及び聯邦の地方保險局が監督の任に當つてゐる。

(2)墺地利　墺地利では、一八八七年法が一八九四年に至つて訂正を加へられ今日に至つてゐるが、これに依れば被害後四週間は疾病保險に屬し、五週間目から被害の爲め全勞働能力を失つた場合には終身年金、一時的な勞働能力の喪失乃至減殺に對しては、其程度に從つて賃銀額の幾割かを給し、死亡した場合には埋葬料と遺族扶助料とを給する。保險料は使用主が九割、被保險者が一割を負擔することとなつてゐて、その執行監督は地方調停裁判所に管掌されてゐる。

(3)伊太利　一九〇三年法に依れば政府の特許した工場は、特別の補償法のない限り、すべての勞働者及年收二百リール乃至七百リール以下の雇人を國立傷害保險金庫の保險に付さねばならぬ。然し其他の者は政府の認可する私設工業金庫・傭主相互保險組合等を代用する事も出來る。かかる被保險者は五日以上從業不能の際は、被害の程度に依つて終身年金・定期手當金・醫藥費の補給等、また死亡の際には遺族扶助料が與へられるのである。

(4)其他　英國では一九〇六年の法令に依つて、從業中の傷害に對しては使用主に補助を求むる求償權を認めてゐるが、强制的の保險は存在してゐない。佛國には國立傷害保險銀行なるものがあるが、任意主義のもので强制的保險ではない。これは收入の多寡に從ひ、三種の保險料を支拂ふことに依つて、被害の際にそれぞれの保險金を受領する事が出來る制度である。其他和蘭は一九一三年の勞働保險法に依つて、强制保險を行ふ事とし、ルーマニアは一九一二年から强制傷害保險を行つてゐるやうである。

小學校教員（ショーガッコーキョーイン）

小學校教員とは國民普通教育に從事するもの、即ち尋常科及び高等科の小學校の教師である。小學校教員は小學校例正教員(訓導)及び(准訓導)の二種に分たれ、その他一時的の補足として代用教員なるものがある。正教員とは、相當なる資格を有する教員の謂であつて、これに、本科正教員と專科正教員の二種が區別されてゐる。本科正教員とは小學校の教科全體を教授する資格を有するものであつて、專科正教員とは圖書のうち唱歌・體操・裁縫・英語・農商等の一科、又は數科を限り教授する資格のあるものをいふ。これに反して准教員とは正教員の授業を補助し、又は一時生徒を教授する任務に當るものをいふ。蓋し、小學校に於ては正教員の養成を十分でなく、これを緩和するために准教員の制度を設けて補助教授をなさしむる必要があるのである。而もこの必要は准教員のみを以てしても緩和し得ざる場合、特にこの准教員に代用するものとして、使用教員を以て一時まに合はせることもある。故に准教員は正教員の補助的位置を有し　代用教員はまた准教員に代用する教員をいふのである。

然らばかゝる資格は何によつて決定されるかといふに、免許狀の有無によつて決されるといふが至當である。免許狀とはいふ迄もなく小學校教科の全部、又は一科乃至數科の教授資格の有無に關するものである。而して小學校教員の免許狀には普通免許狀及府縣免許狀の二種が存し、前者は文部大臣の授與にかかり全國を通じて有效なるもの、後者は府縣知事が授與し、その府縣限り有效なるものである。師範學校もしくは文部大臣の特に指定したる學校を卒業し、又は小學校の正教員の檢定に合格した者には、府縣免許狀が授與せられることゝなつてゐる。全國に於ける正教員

准教員代用教員の總數は茲に述べず。

少額保險（ショーガクホケン）

『簡易保險』を見よ。

商業（ショーギョー）

【概說】　商業とは生産物に何等の加工を爲すこともなく、只その交換を媒介することに依つて利潤を得るところの職業である。即ち經濟的發達が進み、分業が發達して來るに從つて、生産と消費とは全然分離されるに至つた。生産者は多くの場合その生産物の消費者ではなく、消費者も亦其消費物の生産者でない事を原則とするに至つたのである。各人が消費する所の生産物が、交換によつて得られるやうになるに伴れて、生産と交換の連絡を計ることを任務とするものを生ずるに至つた。これが即ち商人である。

商業は農工業のごとく、生産物の生産加工等をなすことなく、單に生産者と消費者との間に立つて交換を爲すのみであるから、何等價値を生産することなく、且つ利潤を得んが爲めには凡らゆる手段を盡して仕入價格を安くし、營業費を節し賣上高を多くし、而して販賣價格を高くせんとするのである。かかる商業的精神は、今日に於いては他のすべての企業をも支配するに至つてゐる。商事會社と呼ぶものが必ずしも商業のみを營むものではなく、商業會議所と云ふものが必ずしも商人のみの團體でないと云ふが如きは、今日の企業が何れも商業的となつてゐるところより來るのであらう。

【沿革】　交換の行はれるに至つた當時に於ては、生産者と消費者とが直接市場に相會し、何等の仲介人なく交換を行つてゐたのであつた。然るに交換が普遍的規則的となり、且つ交換が發達して生産物の交換範圍が遠方まで及ぶことゝなると、旅より旅へ毎年通路を定めて交換の爲めに巡歷するところの旅商が生じた。これは商業の最も原始的な形態であつて、歐洲の中世に於ける、我國の足利時代までに於ける商業は、皆これであつた。

其後都會が發達し市が盛になると共に、市場に店舖を構へるところの商業が發達したのであつた。從來各地を遍歷して居つた旅商は、かくして何れも居商と變じた。而して卸賣業と小賣業との區別も、此の當時から表はれたのであつた。卸賣業は交通の中心地又は中央政府の所在地などに本據を置き、各地の小賣業及び生産者と連絡をとり、小賣業は大小の都市にそれ〴〵店舖を構へ、沂隣の住民を顧客としてゐたのである。

當時に於いても卸賣業の大なるものは、各地に支店を有し、多數の使用人と船舶倉庫等を有してゐたのである。彼等の或者は進んで銀行を設け爲替を營み、王侯の軍費を供給し、或者は家内工業の資本家となり、また他の者は海運業を營むに至つた。此處に於いてか内外の生産者は縱橫に集散せられ、更に多數の小賣業を通じて一般に分配されることとなり商業の發達は著しく進んで來たのである。これは丁度西洋に於いてはマーカンチリズムの時代（『マーカンチリズム』參照）であり、我國に於いては德川時代に當るもので、商業は厚き保護のもとに極めて秩序的・組織的に行はれてゐたのであつた。

然るに十八世紀の終りに至ると、有名なるアダム・スミスの商業自由主義が表はれ、その精神は立法上にも用ひられて、各種の保護政策は廢止せられるに至つた。これは商業の發達及びそれに刺戟されたところの企業の勃興が、從來の保護政策を超えて進んで來たからである。我國においては德川時代の終末に株制度等商人の有する獨占權が撤廢されて、立法の上にも營業自由の原則が用ひられるに至つたのである。

【現狀】　今日に於いては生産が甚だ大量的と

なり、交通運輸の機關も極めて發達して來たので、商業の面目も亦全然一新されることとなつた。手工業乃至家内工業が原則として行はれてゐた時代には、各生産者の生産高が甚だ少なかつた爲め、商業者は之を買集めるに多大の努力を費やした。然るに今日に於いては、一生産業者の生産高が極めて增大して來たので、商業者は最早買集めに努力を費やす必要もなく、商品の賣買は極て大規模になつた。從つて一々現品を點檢して後、賣買を行ふと云ふ事は困難となり、見本賣買・標本賣買等の方法が行はれて來た。これは家内工業手工業の製品の如く、品質が一定してゐない場合には行はれ得ないのであるが、機械的大生産に於いては品質がすべて均一である故に見本を呈示することに依つて直ちに取引を結び得ることとなつたのである。

商業旅行人即ち得意廻りの發達、信用調査機關の完成も亦、現代における商業の發達を助けるものであつた。今や得意廻りの足跡は絕東の諸港に迄及び、何れも見本による商業取引を營んでゐるのである。又信用調査の機關としては興信所があり、各商店大會社に於いては、それ〴〵特有の信用調査係なるものを有してゐる(『得意廻り』『興信所』參照)。今日の商業に於いては、廣告も亦極て重要な位置を占めてゐる。廣告の發達は必ずしも近年のことであるとは言ひ得ないが、然し特に急速の發達を遂げたのは、全く近來に屬することである。これは製造業者がその製品の販路擴張の爲めに爲すもので、消費者の要求を睽可くあらゆる手段が弄せられてゐるのである。若し廣告を爲すことなく、販賣を一切商業者のみに委託しておく時は、他の製造品に見返られる恐れがあるので、他の製品に對する競爭の爲めに廣告は次第に盛になりつつある。最後にトラスト及びカルテル等市場の獨占を計らんとする企てが、製造業者の間に起つて來たことも亦、見逃すことの出來ぬ現象である。これ等の企業の合同乃至聯合は、大資本によつて販路を獨占せんとするものであつて、生産が大量的となり、販路の爭奪が盛になるに從つて、益々盛になりつつある(『トラスト』『カルテル』參照)。其の他小賣業においてはデパートメント・ストーアの如き大規模の百貨店が現はれ、小商店を驅逐しつつあるなど、今日の商業に於いては卸賣業・小賣業の何れにあつても、競爭甚だ劇しく、小資本は次第に大資本に驅逐され行く有樣である(『デパートメント・ストーア』參照)。

商業會議所(ショーギョーカイギショ)

商業會議所は單に商業者のみならず同一行政區劃内における商工業者及び鑛山業者をして、彼等に共通なる利害を討究せしめ、且つこれ等産業の改良發達を促進せしむる機關であり、我國ではかつて商法會議所又は商工會議所と呼んでゐたものであつた。商業會議所は此目的を達するが爲めに、或は官廳の諮詢に應答し、或は商工業に關する法規の制定・改廢・施行等、商工業の利害に就いて當局に建言するのみならず、一定地方における實業家間の紛議の仲裁を爲し、商品陳列館、商業學校等、商工業に關する公私建設物の管理をなす如き諸種の任務に服するのである。商業會議所はまた、商工業者の依頼によつては、商品の需要者供給者消費者生産者の紹介を計り、商品の産地及價格の證明を行ふこともあれば官廳の依託に應じて商工業の狀況及び統計を調査し發表することもある。而してこれ等に要する費用は、其地の商工業者をして分擔支出せしめるのであるが、然し商業會議所の勤勞を利用した人々に對して報酬乃至實費を請求し得ることは、商業會議所法の規定する處である。

最も早く商業會議所が設けられたのは、佛蘭

西のマルセイユ港であり、一五九〇年の創立に係る。これに次ぐものは一七六八年紐育に設けられたもの、及び一七八三年グラスゴーに設けられたもの等である。我國に於いては明治八年東京に設けられたものが最初であつて、商法會議所と呼ばれてゐた。其後商業會議所の設立が漸く頻繁となるに從つて、當局者は外國の實例を參酌して、明治二十三年に商業會議所條令を布いた。明治二十五年からは全國各地の商業會議所が參加する所の、全國商業會議所聯合會が組織され、毎年一回宛大會を開催してゐる。今日行はれてゐる處の商業會議所法は、明治三十五年に發布されたものであるが、これに依る商業會議所は、國内主要都市は勿論、大連・浦鹽・上海等にまで普及し、大正十一年九月の現在數は九十一の多數に上つてゐる。

我國の商業會議所法に依ると、商業會議所は五十名以内の議員によつて組織されるものであり、その議員は當該地方に居住する商工業者中一定の資格を有するものの中から選擧されるのである。商業會議所議員はまた、相互選擧によつて會頭・副會頭を選出し、必要に應じては有給の書記・事務員を使用して任務を遂行するのである。また一定の地方を管轄する地方長官の命令がある場合には商工業に關する學術・技術乃至經驗を有する者を特別議員として迎へ、これに對しては通常議員と同樣の決議權を與へるのである。商業會議所の設立は、一定地方に於ける商業會議員被選擧資格者が、三十名以上發起者となつて農商務省大臣の認可を請ひ、次いで選擧資格者中から總數の三分の二の贊成を得て定款を作成し農商務大臣の許可を得た場合に始めて成立するのである。かくして成立した商業會議所は、其の地方に於ける有資格者に對して加入を强請し、且つ經費を負擔せしむる等種々の權限を有するに至り、同時に前述の職責を行ふことなるのである。

商業旅行人(ショーギョーリョコーニン)

『得意廻り』を見よ。

商業政策(ショーギョーセーサク)

商業政策とは國家その他の公共團體が、國民經濟の完全なる發達を助くる爲めに採る政策を言ふ。故にこれを稱して國民經濟政策となすものもある。商業政策は大體内國商業政策と、外國商業政策とに別つことが出來る。即ち前者は産業教育の完備を計り、商業使用人の保護を爲し、不正競爭の取締を行ふ等、主として内地商業の完成發達を期するものであり、後者は貿易を調整して國民經濟の發展を計るものである。通商條約を締結して貿易の伸張を計り、輸出奬勵金、戻稅の下附等を行つて輸出の增加を計るなどは、何れも外國商業政策の一部分である。

商業使用人(ショーギョーニン)

商業使用人とは個人または會社經營の商店に雇傭される使用人所謂店員の事である。從つて商業使用人には大商店に通勤し、俸給を受けて生活する所謂商店員と、一方、昔ながらの丁稚制度による年季奉公をなす小僧・手代・番頭等との二種に分類することが出來る。而して前者は多くデパートメント・ストーア、外國商館その他の大商店等に使用さるるものであつて、その性質は銀行員・新聞記者等の如き俸給生活者と何等異るところはない(『俸給生活者問題』參照)。これに反して後者の場合は現存せる一種の徒弟制度と見るべきものであつて、數年の年期を定めて住込み、その間の生活は主家に起臥して衣食し、一定の俸給を受くることがないのである。これは主として小商店に認められる現象であるが、一定の期間だけを勤務すれば、所謂納簾を分けると稱して支店・出店等を與へられるといふ風習になつてゐる。然しこれらの風習も漸次都

會地に於ては、廢れつつある所であるが、或る種の商業に於ては尙ほこれを維持しつつあるものが少なくない。而して又かかる制度に於ては、假令舊時の習慣が廢れつつあるにしても、前記の場合の如き純然たる俸給生活者として、その知識または技術によつて生活する者と見做し得ない點もある。

消費（シューヒ）

消費とは人間がその欲望を充足する爲めに、何等かの財を消耗することをいふのである。故に自然的乃至偶發的事故の爲めに、財が破壞され、又は其の效用を失はしめられるが如きことは、決して消費とは呼ばれ得ない。すべての財はそれ〴〵特有の效用を持つものである。而して其の效用を享受する時には、必ず財が消耗される。ただ一時的に消耗される財と漸次的に消耗される財との差異がある計りである（『財』參照）。卽ち食物のごときものは、一と度び其の效用を享受されると全く消耗してしまふものである。一片のパンの效用は、之を喰ふことに依つてのみ發揮される。然るに家屋・衣服等のごときものはこれとは全く反對に、數十回・數百回に亙つてその效用を享受することが出來るのである。故に一見全く消費されざるかの如く見えるが、然しこれ等のものは、絕えず幾分か宛消費され、從つて其の效用をも幾分か宛減却して行くのである。卽ちパンが一時的に消費されるに反し、衣服は漸次的に消費される譯である消費には人間欲望の直接的滿足の爲めにされるものと、人間欲望の間接的滿足の爲めにされるものとがある。前者は衣服・食糧・住居等のごときものの消費であり、後者は生產原料・石炭・機械等の如き所謂生產機關の消費である。故に前者は消費の爲めの消費、後者は生產の爲めの消費とも呼ばれる。マルクスは前者を個人的消費、後者を生產的消費と呼んでゐる。また不再生產的消費・再生產的消費とも言はれる。

然し乍ら今日不再生產的と呼ばれる消費も、實は再生產の爲めの消費であると言ふ事が出來る。卽ち勞働者の飮み食ひの如きものは、その勞働力を再生產する爲めに必要なる消費であると云ふ事も出來るのである。勞働力が一の商品となり、財となつてゐる以上、勞働力の生產に要するものは當然再生的消費と見做され得るのである。故に消費を再生產的・不再生產的と分類するのは、いささか妥當を缺く嫌ひがある。ただそれが人間欲望の直接的滿足の爲めに爲されるか、間接的滿足の爲めに爲されるかといふことによつてのみ、二樣に分たれ得るのである。生產財の消費は、消費そのことに依つて直ちに人間欲望が滿足され得るものではない。ただそれに依つて得られるものが、人間欲望を充足せしめる事となるに反して、享樂財の消費は、消費それ自身が直ちに人間欲望の充足となるのである。

かつては奢侈禁止令が行はれ、個人の消費が制限されてゐたこともあつた。今日に於いては、一切が自由主義に基いてゐる爲め、個人の消費は全く自由であることを原則とするが米國のごとくアルコールを含む飮料の消費を禁ずる處もあり、我國における如く未成年者に對して酒及び煙草の消費を禁じてゐるところもある（『節儉の令』參照）。

消費組合（シューセクミアイ）

【意義及起原】 資本家階級の搾取に對抗する勞働階級の運動には、二つの異つた形態がある。一は生產者としての勞働者が、勞働條件の改善を要求する勞働組合運動であり、他の一は消費組合の運動である。消費組合の經濟的意義は消費者としての無產階級殊に勞働者が、分配（及び生產）を協同することに依つて、現在の小賣制度買に伴ふ弊害を除かんとするこ

消費の爲めの團結である。

消費組合は斯くの如き經濟的意義を有するのであるが、更らにその根本に立ち入つて、生產と消費との間に介在して消費者を搾取する商人の利潤と、發達せる組合に見る如く、生產部門に於ける資本家の勞働搾取が消費組合の精神と相容れぬものたることを知るとき、消費組合の社會的重要はヨリ大となり得るものであり、その發達如何は注目に價するものとなつて來るのである。

消費組合の發祥地は英吉利であつて、その精神は、かの英國社會主義の父と云はれるロバート・オーエンの思想に胚胎するものである。彼は理想社會の建設に熱列な信仰を抱き、營利を目的とする所謂自由競爭主義を排斥し、協同的生產と、生產物の協同的分配とを主張し以て貧困の絕滅を期したものである。彼れは思想の宣傳のみに滿足せず、巨萬の私財を投じてその實現を企圖し、遂に失敗に終つたのであるが、利潤の爲めの生產に換ふるに消費の爲めの生產を以てし、營利者を驅逐せんとする彼れの思想は、後日に至つて消費組合を生ぜしむる誘因となつたのである。一八四四年クリスマスの夜に、英國マンチェスター市に近い一小都會ロッチデールに二十八人のフランネル職工が集つて、一つの消費組合を開設した。これが英國並に世界の消費組合の先驅である。最初の資金は各自が一磅づつ出し合つたもので、その綱領とする所は左の如くであつた。

組合員の金錢上の利益及び社會上家庭上の境遇改善に對する施設をなさん爲め、一人一磅の割合にて十分なる金額を集め次の計劃を實行せんとす。

（一） 組合員の生計に必要なる食料及衣服の購入の爲めに賣店を設けること。

（二） 組合員の爲めに家屋を建設し、若くは購入して、組合員の家庭的及社會的地位を改良すること。

（三） 組合員の職業を有せざるもの、若くは屢々賃銀の減少に因つて困難するものに對し、一定の職業を與へん爲めに、組合に於て適當と認める商品の製造を開始すること。

（四） 組合員の將來の幸福安寧を圖り、組合員中の職業を失ひし者、若くは報酬の甚だ尠き者に耕作せしむる目的を以て、農場を貸借し若くは買入れること。

（五） 成る可く速に生產・分配・教育及び自治の諸手段を適當に按配する方法を講ずること、換言すれば、利害を一にするものの自助自給的植民地を作り、若くは此種植民地の成立の爲めに他の組合に援助を與へること。

（六） 禁酒を助長する手段として出來る丈け速かに、組合の建物中に禁酒宿泊所を開始すること。

更らに後世消費組合の典型となつた所謂ロッチデール型の特長とする所は、第一に其商品を賣捌くに當り、普通の小賣相場と同額を以てし、得たる利益は購買額に應じて組合員に割戻すといふ點である。これは消費組合にとつて主要なる眼目であつて一方資本金に對する配當は成る可く少くするといふのである。第二の特徵は、總べて現金制を斷行することである。これは小額の賃銀に衣食する勞働者にとつて一見無理のやうであるが、努めて之を勵行した爲めに組合は常に財政上に安固な地位を得たのであつた。

消費組合は本來、勞働運動の一形態として起つたものであるが、今日に於ては普く中以下の階級の生活維持機關として歡迎されてゐる

【各國に於ける消費組合】 歐洲諸國に於ける消費組合の狀勢は、一九一八年に左の如き數字を示して居る。

		組合數	組合員數	販賣額
英國	（一九一七年）	一、三三九	三、七九〇、〇〇〇	一、四二二、六〇〇、〇〇〇圓
獨逸		二、二七七	二、九〇〇、〇〇〇	八〇四、六六三、〇〇〇馬
佛國	（一九〇七年）	二、一六六	六四一、五四九	——
伊太利		二、二五〇	二三二、〇〇〇	二三〇、四〇〇、〇〇〇馬
瑞西		四六一	三四一、八二六	二三七、五九五、七一六馬
ノルウェー		二三三	六五、九一〇	三五、七三一、五二〇馬
露國	（一九〇六年）	一、一七二	一四九、四八二	七六、六五二、〇〇〇馬
波蘭		三三一	三六九、二七〇	三七、四八四、七三六馬

これに依つて觀れば各國みな特殊の發達を遂げてゐることが解るのであるが、今消費組合の一般概念を得るために、特に代表的なる英國の現狀を例に採るならば、大要次に述ぶるの如くである。

（イ）組織　消費組合の組織は民主的である。組合員は出資金の多少又は男女の別を論ぜず、一人一票の選擧權を有する。

（ロ）出資　組合員は尠なくとも一人につき一口の出資を要する。一口は普通一磅である。組合員の持分に對する配當は成る可く尠くする方針であつて、假令組合の利益が多い場合にも持分に對する配當は增加しない。其結果成功しつゝある組合程配當率は低いと云ふ傾がある。販賣は賣店で行ひ、現金制度をもつて原則としてゐる。

組合で取扱ふ物品の種類に、食料品・被服類・靴・小間物・家具等殆ど總ての日用品を網羅してゐる。組合は又生產事業を營む。一八五五年に製粉所が設立され一八五九年には紡織所が出來た。現在ではパン・肉類・衣服・沓製造等の比較的小規模でなし得る生產は組合自身で行つてゐる。これは勿論生產品を賣出して利潤を獲るのが目的ではないから、生產組合とは斷然區別さるべきである。

（ハ）組合及役員　組合員の大部分は勿論筋肉勞働者である。殊に最も多數を占むるのは炭坑勞働者である。役員は組合長・會計・書記並に監査役で、任期は普通一年、總會で選擧する。役員の外に教育委員があつて組合の教育事業に盡力してゐる。

（ニ）事業　組合の第一の事業は物資の分配である。資本家又は卸賣組合から買入れた品物を得るのが本來の目的であるから、生產組合とは判然區別さる可きである。

（ホ）卸賣組合　初め組合は大抵普通の卸賣商から物品を仕入れたのであるが、組合の勢力が擴大するに連れて卸賣商に因る搾取と手數とを免れる爲めに、遂に組合自ら卸賣組合を組織し、直接生產者から仕入れる樣になつた。現在、卸賣組合は、英蘭及蘇格蘭に行はれてゐる。卸賣組合は更に、輸入商の絞取を除く爲めに海外主要の地に出張所を設け、外國品の直輸入を企てゝ居る。尙その外に卸賣組合はその剩餘資金を利用して、銀行業及保險業をも營むに至つてゐる。

（ヘ）消費組合聯合會　卸賣組合も一種の消費組合聯合會であるが、それは單に物品の賣買に關するものに過ぎない。消費組合全體に關する利害問題を硏究する中樞機關として一八七二年に消費組合聯合會を設立した。同會は每年大會を開催し、委員を選任し、教育的・政治的・法律的方面から組合の利益增進を圖つてゐる。

（ト）組合の被傭者　組合には賣店の賣子、役員の外、生產に從事する多數の勞働者が居る。一九一九年末現在これら被傭人の總數は、十

萬三千人、是に支拂はれた給料年額は一千八百八十八萬磅に上つて居る。組合の所謂高級役員の給料は、一般會社のそれに比し少額で、組合の普通勞働者の賃銀に近いと云ふことは注目に價するが、組合員たる勞働者が勞働者を使用するのであるから、玆に組合對組合勞働者の間に勞働爭議が起ると云ふことは見逃し難い點である。最後に英國勞働省の調査に係る、一九一九年末現在の統計に據つて、消費組合の大勢を見れば次の如くである。

組合數	卸賣組合	二
	小賣組合	一、三五六
組合員數		四、一三四、四五三人
資本額		九九、三〇七、〇九四磅
賣上高		三一三、二六一、八七六磅
利益金		二〇、七九九、七九二磅

尙、英國の實際に就て見るに、組合員及び賣上高は年々增加しつゝあるに係らず、組合數は漸減の傾向にある。これ一組合の有する組合員數の多き程有利なるが故に、組合の合併が行はれたことを意味するのである。

英國の現狀は大略右の如くであるが今や二十四ヶ國、十三萬の組合、二千萬の組合員を包括する國際消費組合聯盟が組織されて居ることは注目に價する。

【日本の現狀】　元來消費組合なる名稱は、經濟學上の用語であつて、日本に於ける法律上の名稱ではない。日本では明治二十二年に產業組合法を制定し、所謂購買組合なるものを認めたのであるが、該法に謂ふ購買組合とは「產業又は消費に必要なる物を買入れ、是に加工し、若くは加工せずして、又は之を生產して組合員に賣却する『社團法人のことである。以上の如き購買組合の數は、大藏省の調査に據れば、大正八年末に於て四百十九と計上された。併し注意すべきことは此等の組合の中には純然たる生產上の目的の爲めにする原料購買組合が含まれて居て斯の如き組合は純粹の生產者たる小資本家の營利の爲めの組合であつて、前節に述べた如き消費組合とは相容れざるものである。然らば純粹の意味に於いて消費組合と云はるべきものゝ數は如何と云ふに、現在に於て何等權威ある統計は存しないのであるが、暫く大原社會問題硏究所の調査の結果に據れば、大正九年に於て略ぼ消費組合たる條件を具備せりと認められたものは僅に四十六組合である。又帝大助教授本位田氏の調査によると、消費組合と目すべきもの大正八年末に於て約八十五、其内實力を認めらるゝもの四十九組合であると云ふ。依つて大體を察知することが出來やる。現在日本に於ける消費組合の數字的概觀は次の如くである。

（イ）組合員數　大正八年の一組合の平均組合員數は九百六十一人で組合の七割弱は五百人未滿である。英國の三千人に比すれば遙に少い。

（ロ）賣上額　同年一組合平均賣上額は十三萬三千圓であつて、十萬圓以上は僅に十三組合である。

（ハ）組合員の職業別

主として官公吏より成るもの	二七
工場に附屬する組合（職工役員）	五
純勞働者	一
其　他	一三

即ち組合の半數以上は所謂俸給生活者より成るものである。次に工場に附屬する組合は、一種の溫情主義的設置として會社の盡力によつて作られたもので、日光の古河精銅所は、その最も成功せるもので、純勞働者の組織に成るものは、月島購買組合だけである。俸給生活者より成るものの中には、基督教徒、佛教徒、在鄉軍人等に依つて組織さるるものを含む。更に代表的組合の組織及經濟狀態を一瞥すれば左の如くである。

組合名	組合員數	拂込濟出資金	賣上高
購買組合共同會	三、〇〇七	七六、五九一圓	八七六、七四六圓
爲替貯金局共濟購買組合	五、〇〇〇	六二五、〇〇〇圓	二〇七、〇六三圓
日光精銅所共同購買組合	一、二五二	二九、二三一圓	三八五、二七八圓
月島購賣組合	一五九	——	二、八一九圓
購買組合合名宗社	三、三九四	四〇、五三九圓	六六四、六七五圓

共同組合及び爲替貯金局の組合は高級役員に官吏を戴き名譽職とする。合名宗社では常務理事以外の役員は名譽職である。月島購買組合では勞働運動者及び勞働者が役員となつてゐる。

物品賣却の方法については共同組合及合名宗社は全然官賣配達の方法に據り、貯金局と月島購買組合は貸賣と現金及び配達と直賣の併用主義をとり、日光精銅所は貸賣と現金賣を併用するが全然店頭賣を勵行する。

賣價に就ては、貯金局の組合が實價主義を原則とする外、他は總て市價と實價の折衷主義をとつてゐる。組合の取扱ふ商品は主として米・味噌・醬油・新炭・酒・菓子・雜貨等である。組合自ら加工の設備を有するものは、共同會が精米機械・味噌醬油の醸造設備を有する外、貯金局・日光精銅・合名宗社が精米機械を備えてゐるに過ぎない。

之を要するに本邦の消費組合なるものは、一二の例外を除いては、所謂俸給生活者が生計の困難に耐えず組織したものか、若くは官廳工場等で被傭者懷柔策として設けた溫情主義の產物に過ぎない。さればその組織が如何にも官僚的で消極的で、かのオーエンの流を汲む英國の組合の理想の如きは、未だ理解されて居らないと云ふも過言ではない。

元來消費組合の理想は、前述の如く中間利潤之を廢除にあり、先づ消費者に直接關係する小賣制度より生ずる浪費と利潤を除き、次に卸賣に及び、更に生產事業に及ぼさんとするにある。消費組合はその實利的方面に於ては、組合をして安價な物品を購入せしむると同時に、一般市場を牽制して物價の低下を誘起することが出來る。その精神的意味に於ては共同と自治とが組合の經營上不可缺の要素となり民主的精神を組合員に敎へ、賣買取引及生產方面の經營の才を養成する効がある。勞働組合運動は資本階級に對抗するに當つてその本質上あらゆる無產階級を一傘の下に集めることは出來ないが、消費組合運動は、職業又は產業の別を論ぜず、その利害は凡ての無產階級に通ずるものなるが故に、運用の如何に依つては、社會改造の有力な手段となる。消費組合の社會的重要は實に此の點に存するのである。

商品（ショーヒン）

商品とは生產者乃至その關係者が自家消費を目的とせず、他の生產物と交換する目的を以つて生產する所の生產物を言ふ。されば商品生產のもとにおいては、自己の造つた生產物が一度他人の手に渡つた後、その他人が果して之を使用するか何うか、又使用するとすれば如何なる形式を以つて使用するか、といふやうなことは、毛頭顧慮する必要のないことで、生產者はたゞその生產物を他の生產物と交換すればいいのである。

商品はこれを使用する人の何等かの欲求を充たすと云ふ性質即ち使用價値を有してゐる、然し乍ら使用價値は商品にのみ特有のものではない。空氣・日光・水等のごとき單なる自然物も、我々の欲求を滿すところの使用價値で

ある。然しかゝる自然物はそれが如何に使用價値であればとて、交換されることのないものであり、從つて商品でない。

商品は何等かの使用價値を有する爲めに交換されるものであつて、單なる財貨とは異なり交換に役立つと云ふ性質、即ち交換價値を有するのである。換言すれば、財貨が商品となり得るのは、交換價値なる特殊の性質を附與された場合に限られる。交換の發生するまでは、すべての經濟財は單に使用價値のみを有する財貨であつた。然るに交換が行はれるに至つて、生產物は使用價値であると共に交換價値を有するに至つたのである。即ち商品の形態をとるに至つたのである。されば商品の出現及びその發達は、交換の發生及び發達と離る可からざる關係がある（『交換』參照）。使用價値であると共に交換價値であることは商品の特質である。使用價値を離れて交換價値はないが、さればと言つて使用價値が交換價値を決定するものではない。交換價値は使用價値と云ふ物理的・心理的關係の上に對象化された一の社會關係である。今玆に帽子と牛肉といふ二種の商品があると假定する。此の二商品はそれぞれ現物的性質を異にし、使用價値を異にしてゐればこそ交換されるのであるが、

然しその交換は必らず一定の數量比例に準據して行はれる。例へば1ヤードの亜麻布＝2ポンドと云ふが如くである。然るに數學上の計算は同一の單位においてのみ行はれる。十個の林檎より三斤の砂糖を引くと云ふが如き、全然單位の異つてゐる計算が不可能である以上、帽子と牛肉との間には何等か共通物があればこそ、かくの如き比例が生じるのである。然らば此の總ての商品に內在する共通物は何であらうか。それは商品の自然的性質ではなく、使用價値ではないこと前に述べたごとく、商品は總て異なれる使用價値を有すればこそ交換されるものである。そこで若し商品の中から、一切の使用價値を取除いてしまふと、たゞ勞働生產物たる性質のみが殘ることとなる。使用價値を除去する以上、使用價値を構成するところの一切の現物的性質も除去される譯であるから、此の場合の勞働生產物は最早帽子でもなければ、牛肉でもなく、その他一切の効用物でもないのである。

かくの如く一切の物質的性質を除去した後の勞働生產物は、最早製帽勞働の所產もなく、牧牛勞働の所產でもなく、その他一他の具體的勞働の所產でもない。元來勞働なるものは一面において一定の目的を達するためになされる人間行爲であると共に、他の一面においては一般的人間勞働力の生產的消費、即ち抽象的人間勞働の結晶が、帽子と牛肉と隨つて他の一切の商品を、一定の數量比例のもとに交換せしめるところの共通物なのである。而して交換價値とはかゝる共通物が、種々なる數量比例のもとに、樣々の商品に現はれる具體的形態に外ならないのである。

勞働生產物は交換の行はれざる以前においては、たゞ單なる使用價値として具體的勞働の生產物たる財貨としてのみ存在してゐた。然るに交換が發達するに從つて、生產物は益々商品の形態をとつて來るのである。而して交換發達が著しく進んでゐる今日においては、商品たらざる生產物、即ち交換價値を有せざる生產物は、殆と影を潛めてしまつた。資本

制生産の行はれる社會に於ては、人間の勞働力すらが一個の商品と化してゐる。まことにマルクスが『資本論』の冒頭に言ふ如く『資本生産方法の專ら行はれる社會の富は、厖大なる商品集積として現はれ、個々の商品はその成素形態として現はれる』のである。資本制生産の基本的特質は、それが商品生産たるところにある。從つて商品生産は資本制生産方法のもとにおいて、最も完全に行はれるものであり、而してまた資本制生産と共に消滅して行くものである。

消費者餘剩（ショーヒシャヨジョー）

消費者餘剩とは商品の價格と、その使用價値との間の差額を言ふのである。卽ち或商品に對して消費者が支拂はんとする最高價格と、市場に於ける實際上の價格との差異を一部の學者は消費者餘剩と呼ぶ。

例へば茶一斤の代價十圓なるときは一年に一斤、七圓の時は二斤、五圓の時は三斤、三圓のときは四斤、二圓の時は五斤、一圓五十錢の時は六斤、一圓の時は七斤を購入するものとする。一斤の價格が十圓の場合にも之を購入すると云ふ事實は、茶一斤の使用價値が十圓を限界とする證據である。故に七圓に下落した場合一斤を購入すれば、三圓の消費者餘剩を生ずる。二斤を購入する時には、初めの一斤は價格十圓の場合と同樣の使用價値を有し、次ぎの一斤は七圓の效用があるので、合計十七圓に相當する茶を十四圓で購入することになり、茲に三圓の餘剩を生ずる。また茶の價格が一圓に低下した時に七斤を購入するとすれば、第一斤目は十圓、第二斤目は七圓、第三斤目は五圓、第四斤目は三圓、第五斤目は二圓、第六斤目は一圓五十錢、第七斤目は一圓の效用を有するにも拘らず、此七斤の價格は七圓に過ぎないので、合計二十九圓五十錢の效用を七圓で購入し得て、茲に二十二圓五十錢の消費者餘剩を生ずる譯である。これが卽ち消費者餘剩の概念で、マーシャル教授の如きは、これを唯一の鍵鑰として、商品の價格とその效用との關係を說明せんとしてゐるのである。然し乍ら商品の效用卽ち使用價値なるものは、全然主觀的なるものである。これに反し商品の價格なるものは、社會的客觀的なるものであり、價格と使用價値とを對比すると言ふことは全然許されざることでなければならぬ。

職業（ショクギョー）

職業の意義に就いては種々なる說があつて、

殆んど歸一するところがない。或者は營利の目的に依つて爲される一切の繼續的勞働を職業と呼び、又或者は最初より收益を目的としないものでも、その結果が收益を齎らすものであれば、直ちにこれを職業と爲してゐる。而も尙、職業と營業とを全然異なるものであるかのごとく說き、等しく收益の爲めになされる勞働をも、或る場合には職業と呼び他の場合には營業と云つてゐるものもある爲め、職業の概念は益々混亂して來るのである。然らば職業とは何を指して云ふべきであらうか。我々はこれを「自己の生活を支える爲めに行ふ一切の繼續的勞働」であると見做し度いのである。故に原始社會にも亦、職業が存在してゐたと言はねばならぬ。人類の極めて朦昧なる時代においては、生活を支持する爲めの、反覆的繼續勞働を爲すことがなかつた。常に食糧を求めて彷徨し、或は草根木皮を採り、或は昆蟲を捕へて食としてゐた當時には、一定せる勞働を爲すことがなかつたのである。故に此の當時においては職なるものゝ存在する筈はない。然し乍ら人類がかゝる狀態より脫出し、何等か一定の勞働を繼續的に行ふことゝなれば、職業が發生するものと言はなければならない。

卽ち狩獵を生活支持の手段として、反覆するものがあれば、彼において狩獵は職業であるといふ普通想像されてゐるが如く、狩獵の場合、狩獵に耐へざる婦女老幼が草根木皮の採取乃至栽培に從つてゐたものとすれば、彼等においてそれが一定の繼續勞働であり、その生活を支える手段である以上職業であつたと言はなければならぬのである。故に職業の成立は分業の發生と甚だ密接なる關係がある。印度の共產村落において見るが如き、發達せる分業は何れも獨立の職業であると言ふ可きで、社會的なる分業が發達するに連れて、職業は益々分化し發達して來たのであつた。

交換を業とする商人のごときも亦職業者であることは疑ひ得ない。然し乍ら當時における職業は猶甚だ單純なものであり、その種類も少なかつたのである。然るに分業の發達は絕えず止むことなく次第に多くの生產部門を造り、職業をして益々多岐ならしめた。更に產業革命が到來し、生產界が全然一變されるに至つてからは、實に種々なる生產部門が分割されるに至つた計りでなく、交通機關の發達と文化の普及が隆盛となるに至つて、種々なる非生產的・精神的なる職業も發生し分化することゝなつたのである。

故に今日における職業の種類は、頗る夥しいものであり、而も尙益々分化し行かんとするのである。從つて其の分類も觀察點の如何に依り種々なる相異を來すが、大體これを企業的職業と非企業的職業とに大別し得ると思ふ。前者は更に企業乃至營業等と呼ばれてゐるものと獨立自由職業と呼ばれるものとに分たれる。これは何れも一定の資本主に使用されるものでないことを特徵とし、企業たるか又は企業的なものである。卽ち商工業等の獨立企業は普通に營業等と呼ばれるものであり、學者・俳優・畫家・醫師等の從事する職業は獨立自由職業と呼ばれてゐるのである。非企業的なる職業には、貸銀勞働者と俸給生活者及その他の使用人が含まれる。彼等は何れも、他人の計算に於いて營まれる職業に使用され、豫め一定してゐるところの報酬を受けるのである。官公吏のごときもまた、これに屬するものであつて、世上普通に職業といふ場

合には此の種の職業のみを指すことが多い。
職業は尚その性質によつて精神的職業及肉體的職業に分類されることもある。此の場合には獨立自由職業及び俸給による職業等、主として精神的勞働を爲すものを精神的職業と呼び、賃銀勞働主として筋肉的勞働を爲すものを肉體的職業となすのである。尙附言す可きことは營業と職業との關係である。これは學者によつて、全然異なれるものであるかの如く說いてゐることもあるが、然し營業とは本來法律上の用語であつて、職業中の或一部を指すものである。即ち小賣商店を經營すると云ふが如きは職業中の一と見る可きであるが、法律上では之を一の營業と見做してゐるのである。故に職業と營業とを實質的に區別するが如きは、誤りと言はねばならぬ。

職業病（ショクギョービョー）
特定の職業に從事することによつて生ずる特定の病ひを職業病と謂ふ。紡績勞働に於ける呼吸器病や脚氣、鑛山勞働の呼吸器病や十二支腸蟲病、硝子工業の呼吸器病等は、各國殆んど共通の現象である。工場法の存する國では、何れも勞働者の衞生保健に關する規定を備えてゐるが、現今の程度では到底職業病を防ぐことは出來ない（『工業法』を見よ）。
職業病及び傷害によつて受ける勞働者の損害は莫大なものである。一九一一年に於ける獨逸の統計で見ると、勞働者百人に付き一ヶ年間の罹病回數は男子は、四四・〇、女子は三八・二で、その疾病期間は男子は一八・七日、女子は二三・七日であつた。即ち平均一人の男子は一ヶ年に七日、女子は八日八分の罹病日數を持つわけである。また體質全體の上から見ても、工業都市の住民は一般農業民に比して著しく劣等である。大正五年に於ける徵兵檢査の合格數を千分率で示すと、東京三〇八、大阪二四五、京都三八〇、神奈川縣三四三、長野縣四三三、青森縣四六七、鳥取縣四七六、北海道四六五、秋田縣四九九、岩手縣五一二となる。然し何と云つても、日本で最も悲慘な罹病率を示すのは、紡績勞働である。明治三十九年乃至四十一年の三ヶ年につき平均一年の紡績女工數四萬七千六百七十七人に對し、六萬九千四百二十五人の罹病者を出してゐる。又、織物工場では、四千九百九十二人の女工に對し、七千五百二十人の罹病者を出してゐる。

職業婦人（ショクギョーフジン）
職業婦人とは職業に就いてゐる婦人を言ふ。故に音樂家・俳優等の職業に從つてゐる婦人も職業婦人の中に加へらるべきであらうが、普通にはかゝる自由職業及び賃銀勞働に從事する婦人は職業婦人と呼ばれない。女子の賃銀勞働者即ち女工は勞働婦人と云はれ、職業婦人たる言葉は單に俸給に衣食するところの女事務員等に對してのみ用ひられてゐる。
通常用ひらるゝ狹義の職業婦人、即ち女子俸給生活者が表はれたのは近世に至つてからである。即ち資本制生產が勃興し、貧富の懸隔が甚しくなり、中流以下の生活が不安となるに至つて、中流以下の男子の晚婚化と、婦人も家庭外に出でゝ收入の增加を計らねばならぬ必要とが、婦人をして俸給取りたらしめたのであつた。勞働婦人が多く勞働階級の子女であるに反し、職業婦人は主として中流生活者の家庭から出てゐる。それは中流婦人に於いては、勞働階級の婦人よりも比較的敎養があること、社會的自負が多い爲めに生ずる現象で、俸給取りの婦人は必ずしも勞働婦人以上の收入を得てゐる譯ではないのである。寧ろ勞働婦人の收入は一般に多いのであるが、敎養あり虛榮心の强い中流婦人は勞働婦人となることが少いのである。婦人の職業は今後益々增加し、從つて職業に就く婦人の數も次第に增大して行く。此の事實は社會生活

が益々切迫して行く以上避け難い現象であるから、職業婦人に附隨する種々の問題も、今後益々紛糾し行くものと言はねばならない（『婦人職業問題』參照）。

職業紹介所（ショクギョーシヨーカイジョ）
『失業者問題』を見よ。

食人種族（ショクジンシュゾク）
人肉を食ふ風習を有する種族である。現在の文明國中には、かゝる種族は棲息しないが、昔は歐羅巴人中にも、この風習を有するものがあつた形跡がある。現在でも饑饉等の際にはかゝる狀態が復活することもあるが、それは偶然性のものであるから食人種族といふことは出來ない。現に此風習をもち、又は最近までもつてゐたのは、オーストラリア、フィジー、アフリカ、アメリカ等に於ける一部土人である。食人に三樣の別がある。第一は食料缺亡の爲の食人、第二は美味賞玩の爲めの食人、第三は信仰に基く食人である。信仰に基く食人は如何にして起るかといふに、人肉を食へばその食はれた人間の性質迄も身に取り入れられるとの信仰、或は死屍を土中に腐らせ、鳥獸に食はせるよりは、生前親交のあつたものが食つて了ふ方が死者に對する禮であるとの信仰などに起因するのである。食人種屬は近親の肉に限つて食ふものと、他人の肉に限るものとの二種に區別することが出來る。

植民（ショクミン）
【概說】植民の定義に就いては種々なる說がある。或者は「居住及び農業の目的を以つて一國の人民又は人民の團體が他國に移住する事である」と言ひ、或者は「文明程度の高き國民が、文明程度の低き處に移住することである」といふ。然し實際においては、國家が新たに他の領土を領有した場合に、その新領土を植民地と呼び、これに本國民が移住することを植民と呼んでゐるやうである。また國內に於いて從業開拓を怠つてゐた地方に人民を移植する場合に、これを國內移植と呼ぶことがある。然し乍ら國內に於ける移民は本來の移民とは嚴に區別さる可きものである。植民は必ず本國以外の新領土に爲されるもので、またかゝる新領土の統治そのものを植民と呼ぶことも多いのである。
植民さるゝ土地、即ち植民地は事實に於いて必ず新領土であるが、これは保護國とは嚴重に區別さるべきものである。即ち保護國は外交及び內政上の權力の一部を、保護を加へる國家が委任されるのであるが、而も保護國は全然その獨立を失ふものではないからである。然し乍らかくの如き保護國も、漸次加護國の政治上・社會上・經濟上の勢力に浸潤せられる結果、遂にはその獨立性を失ひ全く加護國の主權のもとに立つこともある。かくしてその主權を失つた場合に、保護國は初めて植民地となるので、主權を失はざる間は植民地と呼ばれ得ないのである。
未開の國家が、最初より他の國家に征服されるが如き場合には、これ直ちに植民地である。かゝる場合には之を植民地と認識することに何等の困難もないのであるが、保護國が漸次にその勢力を失つて、植民地に變化し行く場合には何處までを保護國とす可きか、何處より植民地とすべきか明かでないことが多い。
【種類】植民地の種類については種々なる分類が與へられてゐる。或者は移住の動機より强制植民地・冒險植民地・合理的植民地となし、或者は歷史的分類により、太古の植民地古代及び中世の植民地、近世の植民地としてゐる。又植民地に於ける主要產業によつては農業植民地・栽培植民地・鑛業植民地・商業植民地となすもの、商業植民地又は商業根據地、農業又は移住植民地、栽培又は採收植民地となすもの等がある。これ等の分類の外に植民地を分つて原始生產的植民地と根據地的

植民地とになすものがある。原始生產的植民地とは、天與の產物に富んでゐるところであつて、獨立的經濟を營むことの出來るものであるから、また獨立經濟的植民地ともいはれる。然し乍らかかる植民地に於いても氣候風土の關係から、本國民の永久的居住に適するものと否らざるものとがある。前者は多く溫帶に位し、主として本國民が耕作に從事し永生し得るもので移住植民地と云はれ、後者は熱帶地方等本國民の永住に適せず、甘蔗・珈琲・ココア等の栽培に適するか、又は貴金屬に富むかするところであるから、本國民は單に資本を投ずるのみで、土人又は有色人種の移民等を使役し富源の開發を爲すを常とする。故にこれは採收植民地と呼ばれる。

また根據地的植民地とは、植民地それ自身が經濟的價値を有することなくとも、政治上軍事上の根據地として商業上の仲繼場所として必要なるところである。故にこの植民地は原始生產的植民地のごとく、廣大なる領土であることを要しない。それは單に商業取引所又は軍艦の碇泊・石炭の貯藏・軍隊の駐屯等に必要なる設備を爲し得れば足るのである。

【政策】 一國が植民地を領有し、且つ統治經營をなす爲めには、何等かの政策のもとに種々なる施設を爲さねばならない。而して近世國家が植民地に於いて施し來つたところの政策は、大體に於いて(1)本國主義的植民政策、(2)自治主義的自由貿易主義的植民政策、(3)帝國主義的新重商主義的植民政策、(4)同化主義的植民政策の四種に分れる。

第一のものは、新大陸及び喜望峰航路の發見による全歐洲の政治的經濟的變動と共に發生し來たつた最初の植民政策であり、當時盛んであつたマーカンチリズムの影響を受け、植民地なるものは本國の富强を助長する以外に、何等の目的をも有せざるものとし、植民地をして全く本國に隷屬せしむることを主張したる故に、これはまた官僚集權的植民政策とも呼ばれてゐる。

第二のものは本國主義・重商主義的政策に對する反動として表はれ來つたものであり、自由平等の思想に立脚するものである。即ち本國專制の統治法を避け植民地に自治制を認め、植民地をして自ら植民特有の立法行政機關により、植民地の利害を標準として、政治上・經濟上の施設をなさしめるものである。第三のものは、其後勃興し來たれる帝國主義及び新重商主義に影響せられたもので、國家が外國の力に倚らずして絕えず增殖する國民を給養する目的で、それ〴〵殖產工業の獨立的發達を爲す可き各領土の上に統一的中央集權的國家を成立せしめんとするのである。即ち特惠關稅・關稅同盟等によつて母國及植民地の經濟的結合を計り、陸海軍の統一的組織によつて兩者の防備結合を完うし、遂には統一的な大帝國を建設せんとするものである。これが本國主義的・重商主義的政策と異るところは、前者が單に本國のみの利益を計るものであるに對し、これは本國と植民地との相互利益を計らんとする點である。

最後に同化主義的植民政策とは、植民地をして本國の文化及び諸制度に同化せしめ、兩者の間に於ける區別を除かんとするもので、政治上にも經濟上にも植民地に對して母國同樣の待遇を與へるのである。これは最も近年において發生し來つたものであるが、然し植民地に於いては、風土・文化等本國と全く異るのが常であるから、事實としては行はれ難い所である。

【制度】 植民地を經營統治する根本的政策には以上述べたごときものがあるが、その實際的制度としては、植民地行政を內國行政の一部とするもの、特別行政とするもの、及び植民地をも母國同等の地位に置き聯合行政となすものとの三種がある。

植民地行政を內國行政の一部とするものは、植民地を以つて全く母國の一部と見做し、これを母國各省の管轄區域內に包括し、代議制を率ずる國にありては、これに代議士の選出權をも認めるのである。然しこれを行ふには植民地が母國に對して、地理的に密接なる關係を有する事、植民地の風土・人種・文化が母國と同一であるか、又は酷似してゐるかの二條件を必要とする。

特別行政を以つて植民地を統治するのは、植民地に於ける諸種の事情が母國と全く異つてゐる場合に行はれることであるが、然し植民地の事情は多く千差萬別である爲め、特別行政と云つてもそれ〴〵異つた內容を有するものである。例へば英國に於ける特別行政の植民地にも、王國植民地即ち植民省の直轄にかかるもの、自治植民地に於いてそれ自身の自治制と代議制とを認められるもの、及び總督以下の官吏は總べて本國政府によつて任免されるが、一面に於いては代議制を認め、植民地行政に關してそれ自身の立法機關を有せしむるもの等がある。

また聯合行政となす制度は、植民地を本國同樣の位置に置き、聯邦政府及び聯邦議會を組織して　恰も獨逸及び米國の如き狀態にせんとするのであるが、然し植民地をしてかかる待遇を受けしめるには、本國民の移住甚だ多く、殆んど本國同樣の狀態にあるを要する。

【沿革】 植民の起源は遠く紀元前三五〇三年乃至三三三五年の頃、埃及の第六朝に尋ねられるが、今日の如き經濟的意義を有する植民地を開拓したのはフェニキア人である。蓋しフェニキア人は地中海東岸の狹隘なる土地に住したので、增殖する人口を他の土地に遡く必要あり、且つ通商航海の便を得る爲に、地中海諸島より漸次歐洲沿岸諸地方に植民したのである。希臘も亦狹隘な本土を有したので、他國に植民地を求め、其全盛時代(紀元前七〇〇年乃至五〇〇年)には東は黑海及小亞細亞より西は西班牙沿岸に至る迄數百ヶ所の植民地及び商業居留地を有した。羅馬は共和政體時代から市民の過超を防ぐ爲に伊太利本土を漸次征服すると共に諸方に植民地を求め其數七十に達した。帝政時代に及んで他國征服は羅馬大帝國を建設したが、此等廣大なる領土は別に植民したのでなく、貢物を收納するに止つた。羅馬帝國衰亡の後伊太利自由都市も又商業植民地を諸方に作つた。以上は何れも舊時代の植民であつて、現代の植民に密接するものは、喜望峯航路の發見前後に其端を發する。一四九二年コロンブスの新大陸發見とヴァスコダガマの喜望峯航路發見とは、西班牙及び葡萄牙兩國をして植民地獲得に鋭中せしめ、葡萄牙は阿弗利加、東印度、南米ブラジルを領するに至り、西班牙はカネリー群島、ブラジル以外の南米、西印度諸島、中央亞米利加、北米南部、東洋にありては比律賓を領有した。然るに英佛蘭諸國も漸次その實力を增し來ると共に植民地爭奪の渦中に入り込み、佛蘭西は西葡兩國と十六世紀の始より爭ひを續けて遂に同世紀の終末、一六〇〇年にかけて北米セント・ローレンス地方に植民地を獲得した。英國も始めは西葡兩國の壓迫を受けて植民地を獲る事が出來なかつたが、一六二〇年代淸敎徒の北米に植民するあり、一六四三年北米植民地が確定され、次いで印度に手を伸し亞弗利加に侵入した。併し十六世紀初葉以來西葡兩國の植民地を窺へる諸國中　他に先んじて最も成功したのは和蘭であつた。和蘭東印度會社及和蘭西印度會社は其有力な機關たりしもので、前者の開拓した商業植民地は喜望峯以東・東印度・錫

蘭・マラッカ・印度洋及び南洋諸島・臺灣・日本(平戸に商業居留地を置く)に及び、十世紀中葉に東洋南洋方面の關領植民地は三十ケ所に達した。和蘭西印度會社は一五八〇年南米ギアナに植民地を開き、一六一四年ニュー・アムスターダム(今の紐育)を創設し、葡領を侵略してブラジルに植民地を得、阿弗利加・西印度・北米の諸方に發展した。十七八世紀は、西葡蘭英佛の植民地爭奪時代となつた。併し大勢の赴く所、十六世紀末葉以來西葡領植民地は漸次他に奪はれ、十八世紀は英佛の活動最も激しくして關領植民地も亦漸次英佛兩國に分取せられ、英佛の爭ひは一八〇五年トラファルガールの海戰の結果遂に英國の勝利に歸した。英國は斯くて世界一の植民地領有國、日の沒せざる國となつたのである。

職人(ショクニン)

手工業の當事者として親方と對立する觀念である。手工業は特殊の技術を以てその要件とするが故に、この技術の所持者たる親方は職人に對して、師匠・指南者の關係に立ち、殊に兩者は職場と世帶を共同にすること多くして面接の機會多き爲め、その關係は著しく親和愛顧の情誼を伴ふものである。勿論親方は職人を自己の工場に使役し、彼等の勞働の成果を收得するが故に、經濟的に利得する所少くない。而も一方に於て職人の生活上の面倒一切を見るのみならず、一定の年期を終へた後は、彼に獨立の工場と顧客とを分ち與へ、一個の親方たる門戸を張らしむる義務を有して居る。斯る勞働組織に於ける人間的結合の色彩は手工業以前の奴隷使役時代に於ても、それ以後の資本主義時代に於ても共に見ることを得ざるものである。現在の資本主義時代に於ても猶未だ手工業的生産の行はる產業部門は少なからず、それに應じて昔日の情誼的遺風を見ることが出來る。勞資の關係に於て溫情主義の提唱さるゝのは、斯る親方職人關係の復活とも見られるが、產業組織と勞働條件とを全く異にする近代工業の內部に於いて、親和恩惠的情緒のみを復活せんとするが如きは、空しき努力と考へられる。

(ショクニンテキシャカイ)

職人的社會

『種族的社會』の對比概念である。その項參照。

少年裁判所(ショーネンサイバンショ)

少年に對して少年を保護するの目的をもつて作られた裁判所であつて、一般の裁判所から獨立し、少年の犯罪のみを審判するのである。近世大都市の發達と共に、不良の少年增加し、少年の犯罪事件が頻繁となるに至つて生じた制度である。普通の裁判所の法廷は公開せらるるを通則とし、犯罪の內容裁判の經過等は新聞等によつて一般に報導されるものであるが、未來あり神經銳敏なる少年をして一旦の過ちから斯る屈辱を蒙らしめ、網羅を感ぜしめるのは、法の精神上から見ても、又少年保護の上から見ても不當であるとの理論により、社會事業の盛なる歐米には早くから少年裁判所の制が布かれた。日本に於ても近年漸く右の論起り、遂に大正十一年少年法及び矯正院法の發布を見るに至つた。而して翌十二年一月一日より實施さるる事となり、少年法による少年審判所は東京市及び大阪市に設置され、何れも三名の審判官と八名の保護司とが任命された。少年審判所の法廷は普通法廷と異り傍聽を許さず、又事件の內容を一般に報導することを許さず、專ら少年をして改俊の實を擧げしむるを目的とするのである。大正十二年一月より七月末日に至る受理件數を見るに、

東京二四四八人、東京府二一九〇人、大阪三八一四人、大阪府一五七八人、兵庫縣一九二〇人、神奈川縣二五八人、京都府三一六人であつて、內、保護處分をなしたる者東京四六九人、大阪三六六人計八三五人にして、其內

感化院に收容された者は僅か一二に過ぎぬ。矯正院は此等の不良少年を感化矯正する事を目的とするもので、東京に多摩矯正院、大阪に浪花矯正院があり、前者は十二年七月より開院した。

所得(ショトク)

所得とは一年又は一年といふ如き一經濟期間內に、一經濟單位(一家又は一會社等)に依て收得される財物若くは貨幣の總量であつて、その源は永續的であり從つて收得は回歸的性質を有するものである。今日の如き貨幣經濟の世の中では、所得は大抵貨幣をもつて其量額を計算され貨幣を以て收受されるが、農家の如く自然經濟が幾分殘つてゐる所では、自家の消費物を自ら生產し市場に賣出して貨幣に替へない場合がある。併し之も所得のうちに含まるべきもので、金額に換算されるのが殆んど常例である。所得の源は永續的で從つてその收入は回歸的であるといふのは、強ち所得の依つて生ずる源が不變不定で收入も亦常に一定した確實なるものであるといふのではない。勤勞所得の如きも世間の景氣によつて多少の變化はあり、企業所得の如きは殊に經濟界の消長、事業の成敗によつて、確實ならぬものである。併し所得は何れも繼續的に行はるる經濟行爲若くは永續的財產から生ずるのであつて、贈與・拾得・相續・富籤當籤の如き一時的偶發的なる收入は之を所得とはいはない。所得は永續的な根元から生ずるのであるから、その根元は消費生活の基礎を成すものであり、所得は之を消費に宛つるも、基礎を滅却することのないものである。此點よりシュモラーは所得を定義して「所得とは經濟を行ふ爲めに一定の期間內に於て當初の資產狀態を不良にすることなく欲望滿足の用に供し得べき經濟財の總量なり」といつてゐる。所得の典型的なるものは勤勞によつて得る『勞銀俸給』、土地から得る『地代』、資本から得る『利子』、企業によつて得る『利潤』である。一經濟單位の所得は、此等の所得の一又は幾つかの總合より成る。尙ほ右の所得の外第二次的若くは派生的所得といはれるものに恩給・扶助料・休職手當等の如きものがある。

所得稅(ショトクゼー)

所得稅は所得(其項參照)に課せられるもので あつて、租稅中主要にして新しいものである。所得稅が現はれたのは十八世紀の終りで十九世紀に入つて漸く盛となつた。その以前を見るに初めは『人頭稅』(其項參照)が一般に行はれて、納稅者の貧富收入の多少は眼中に置かず各個人に對し一樣の課稅を行つた。然るに社會の貧富の懸隔が漸く大となるに及んで此課稅法は不公平にして行ひ難きものとなつたので、納稅者を幾つかの階級に分つて一階級に屬する個人に一樣の課稅をなすに至つた之を『階級稅』といふ。然るに經濟發達と共に斯る概括的な課稅法は社會の實情に適せぬ不公平なものとなり、國民の能力に應じて課稅すべしとの說を生じた。國民能力の標準は何に置くべきかの問題は茲に生じ、財產の多少によつて之を定むべしと思考されて、財產稅の大に行はるる時代を見た。併し財產によらざる收入、卽ち商工業企業家の收益、俸給による收入等が益々大となり、且つ財產收入の不確定なることが發見せられる等の事情により、遂に所得稅が案出されるに至つたのである。所得稅を最初に採用したのは英國で、次ぎは獨逸諸聯合國である。日本は明治三十二年二月をもつて所得稅法を布いた。所得稅は國民各成員の消費能力に應じ課稅されるものであるから、生活必要品を購ふに足る丈けの所得しかない者には、之を免除すべしとの說あり、最低生活費を定めて免稅額とする方法が各國にある。日本ではその額を年收八百圓と定めてそれ以下は免稅されることになつて

ゐる。また家族の大小により生活費に相異を來す理由を以て、小兒老人等經濟上の不能力者を包含する家の所得稅は、不能力者の人數に應じて割引せられる。所得は大となればなる程、消費能力は累進的に大となり、効用遞減の法則に從ひ、財又は貨幣の增加は、その增加に比例して効用を增加するものでなく、益々少なき割合を以て增加するが故に、大所得を有する者は小所得を有する者よりも比例上多額の租稅を徵收されても苦痛を感ずるものではないといふ理論により、所得稅には『累進稅』を適用するのが諸國の例であり、我國でも之を行つてゐる。

莊屋（ショーヤ）

莊屋とは德川時代において　一村乃至數村に一人宛あつて徵稅その他の村務をとつてゐた者のことである。戰國時代以來、德川幕府の初期には既に存在してゐたもので、普通庄屋とも書き、地方に依つては名主・年寄・村長などとも云つてゐた。莊屋なる名稱は、中世以後莊園の事務を掌つてゐた莊司・莊官・莊主等から出たのであらう。莊屋には普通土地代々の名望家などを推し、これを代官又は領主地頭等に具申して指定を受ける地方も多かつた。地方に依つては莊屋なる家格が代々定つてゐて、當主幼弱な場合には親戚などが後見して就職せしめるところもあり、諸國必ずしも一樣ではなかつた。また給米と稱して村高百石以上百五十石までは二俵、二百石以上三百石までは四俵、四百石以上六百石までは五俵、七百石以上千石までは八俵、千二百石以上千六百石までは十俵を支給したこともあつた。『續地方落穗集』の名主年寄の誓詞についても見ると、莊屋の職掌については小百姓に對して親切誠實を旨とし、納稅及び檢視等にあたつては偏頗の處置なく、宗門の檢察を怠らず、つとめて建訟の弊を除き、すべて法度に違背せぬよう期したとある。又數村乃至一郡に亙つて、これ等の莊屋を總括する者があつた。これを天莊屋又は總莊屋・檢斷などといつてゐた。大莊屋には領主地頭等から帶刀を許され、給米を給せられてゐた者もある。正德三年の制に依ると大莊屋・割元總代等は代官手代等と結託して私利を營むものがあり、弊害が多かつたので、此時悉くこれをやめ一村限の名主・莊屋・五人組等に村務を執らせることにした。莊屋には普通土地代々の名望家などを推し、これを代官又は領主地頭等に具申して指定を受ける地方も多かつた。地方に依つては莊屋なる家格が代々定つてゐて、當主幼弱な場合には親戚などが後見して就職せしめるところもあり、諸國必ずしも一樣ではなかつた。また給米と稱して村高百石以上百五十石までは二俵、二百石以上三百石までは四俵、四百石以上六百石までは五俵、七百石以上千石までは八俵、千二百石以上千六百石までは十俵を支給したこともあつた。『續地方落穗集』の名主年寄の誓詞についても見ると、莊屋の職掌については小百姓に對して親切誠實を旨とし、納稅及び檢視等にあたつては偏頗の處置なく、宗門の檢察を怠らず、つとめて建訟の弊を除き、すべて法度に違背せぬよう期したとある。又數村乃至一郡に亙つて、これ等の莊屋を總括する者があつた。これを天莊屋又は總莊屋・檢斷などといつてゐた。大莊屋には領主地頭等から帶刀を許され、給米を給せられてゐた者もある。正德三年の制に依ると大莊屋・割元總代等は代官手代等と結託して私利を營むものがあり、弊害が多かつたので、此時悉くこれをやめ一村限の名主・莊屋・五人組等に村務を執らせることにした。莊屋には普通土地代々の名望家などを推し、これを代官又は領主地頭等に具申して指定を受ける地方も多かつた。地方に依つては莊屋なる家格が代々定つてゐて、當主幼弱な場合には親戚などが後見して就職せしめるところもあり、諸國必ずしも一樣ではなかつた。また給米と稱して村高百石以上百五十石までは二俵、二百石以上三百石までは四俵、四百石以上六百石までは五俵、七百石以上千石までは八俵、千二百石以上千六百石までは十俵を支給したこともあつた。『續地方落穗集』の名主年寄の誓詞についても見ると、莊屋の職掌については小百姓に對して親切誠實を旨とし、納稅及び檢視等にあたつては偏頗の處置なく、宗門の檢察を怠らず、つとめて建訟の弊を除き、すべて法度に違背せぬよう期したとある。又數村乃至一郡に亙つて、これ等の莊屋を總括する者があつた。これを天莊屋又は總莊屋・檢斷などといつてゐた。大莊屋には領主地頭等から帶刀を許され、給米を給せられてゐた者もある。正德三年の制に依ると大莊屋・割元總代等は代官手代等と結託して私利を營むものがあり、弊害が多かつたので、此時悉くこれをやめ一村限の名主・莊屋・五人組等に村務を執らせることにした。又、地方に依つては莊屋の外に組頭、百姓代を置いて事務を執らしめたところもある。

所有權（シュユーケン）

所有權は財產私有制度が生んだ法律上の權利である。財產私有は實に古き歷史を有するものなるが故に、財產私有を法律を以て承認し之を犯すことを禁ずるに至つたのも、極めて古代に屬する。古代羅馬帝國に於ては財產私有の權利即ち所有權に關する精細なる法律を存し、今日猶羅馬法と稱して之を尊重し之に準據してゐる點が少くないのである。封建時代に於ても財產私有は許された。併し古代羅馬に於て、奴隸は全然財產の私有を許されなかつたと同樣に、奴隸の所有權は認められず農民其他の人民の所有權も制限を受け、支配者によつて何時之を犯されるかも知れぬ甚だ不安心なものであつた。然るに近世國家が樹立され所謂法治國となるに及んで、一般人民は財產の所有を國法によつて承認保護されることとなり、政府と雖も之を犯すことを得なくなり、財產私有制度は確立された。財產私有は實に今日の社會の基石をなすものであつて、所有權を犯す事は即ち社會を危くすることとなるのである。されば所有權に關する事柄が今日の法律の大部分を占め、所有權を犯

す者に對する罰則は精細嚴重を極めてゐる。所有權は凡ゆる有形の財產を始め、鑛山採掘權・商標使用權・專賣權の如き無形の權利に至る迄、苟くも貨幣價値を生ずべきあらゆるものに認められてゐる。併し戰爭其他の事變に際して國家を防衞し公安を保持する必要あるとき一時所有權を停止し、或ひは公共事業の爲め止むを得ざる場合には一定の代償を與へて强制的に之を公共の所有に移し、又國家保安の立場から最初より或種の物の所有を禁ずる等の制限が存してゐる。

集合意志（シューゴーイシ）

『集合意識』を見よ。

集合意識（シューゴーイシキ）

廣義には社會意識といふ程のことである。結合範圍の如何を問はず、兎に角に利害を共にし愛著を感ずるものの間には、何等斯る關係の存する事なく孤立乃至敵對の狀態にある場合とは本質的に異つた觀念・意志・感情が存在する。斯る意識は之を純粹の個人意識と比するに、大體に於て感情の分子多く、從つて誇張的犧牲的である。社會そのものの表象及びそれに伴ふ傾倒的感情即ち俗に愛國心といふが如きものは之れである。この語を狹義に使用する時は、國民的生活の裡に發生したる共同の意識が、言語・神話・風俗・法律となつて現れたものを指す。集合意識は多數人の意識なりと雖も、その一定の意識が暗示模倣等の作用によつて多數人の個人意識に同時に存在するといふのみであつて、個人の意識を超越して形而上學的な存在を有するといふ譯ではない。然し乍ら斯る意識が狹義に解せらるる場合、文書・衣裳・建築等諸種の外部的物質の裡に表象化さるゝ時は、全く個人意識より獨立し、その外部に超越的存在を保つことゝなる。從つてそれは個人意識に向つて一定の意識を强制し燒きつけ、從つて斯る意識が何人によつても合理的には享け入れられざる場合にも、一種不可思議の力を以て萬人の胸にそれを生々と感ぜしむるのである。斯くて狹義に於ける集合意識は、國民的思想感念の支持者であり、傳統の作成者である。最後に、集合意志は、多數の人に共通なる目的觀念と方向とを有する所の、意識部分を指すのであるが、一般には集合意識と混同して使用される。

集合契約（シューゴーケーヤク）

『協約勞働』を見よ。

收穫遞減の法則（シューカクテーゲンノホーソク）

收穫遞減の法則はマルサスの人口律、リカルドの地代法則と共に、經濟學上の三大法則と稱せられるものである。此法則の要旨は、マーシァルの言によつて說明すれば『土地の耕作に使用される資本及び勞働の增加は農業技術の進步が之に伴ふに非ざれば、大體に於て比例以下の生產額增加を起す』といふに在る。この說は早く佛國の經濟學者チュルゴーによつて唱へられたが、世に忘れられ、英國の經濟學者ウエストが一八一五年出版の「土地に對する資本充用に就ての考察」を著して、この法則を述べてから世に出づるに至つたのである。彼は同書に曰く、『耕作改良の道程に於て、總生產の收得は累進的に多き費用を要する。換言すれば土地の純生產の總生產に對する割合は絕えず遞減し行くものである。勿論總生產と玆に云ふのは、生產費に關係なく全生產をいふのであつて、純生產とは總生產より生產費を控除したる殘額をいふのである。耕作の進步に伴ひ總生產も純生產も絕えず增加する。支出したる資本を回收するは勿論、此資本に對して增加即ち利益を生ずるにあらざれば、餘分の費用又は資本を土地に投下するものはなからう。此增加即ち利益こそ純生產たるものである。然るに予の見る所をもつてすれば、支出する資本が增すに從ひ、之に

對する收穫の比例は減じ、從つて資本が多ければ多い程これに對する利益は其割合を減ずることになる』と。マルサスは又これに後れること數ヶ月、其著書の中に述べて曰く「穀物の實際價格が富裕にして益々繁榮し人口の增加する國に於て高く、又絕えず騰貴しつゝある所以は、絕えずヨリ劣れる土地を耕し、餘分の費用を要する機械を使用する必要に迫られるによる」と。この法則に言ひ現はされた事實は、農耕に從事する者が經驗によつて古くから知つてゐることである。が、右の人々によつて學說化され更に後世ジョン・スチュアート・ミルによつて大成され經濟學上の通說定論となるに至つた。右の法則に就て特に注意すべきことは「農業技術の進步が伴はなければ」といふ制限のあることである。農業の技術が進步すれば、遞減の率は緩和され、遞減點は一時先へ延されることになるのである。

主觀學派（シュカンガクハ）

主觀學派とは經濟現象殊に其中心たる價值現象を專ら人の心理的主觀的方面より說明せんとする學派である。價值現象を說明するに專ら客觀的立場よりし、價值とは一財が他の財と交換され得る能力であるとし、價值發生の原因は、生產費の投入であるとする正統派の說とは正反對である。主觀學派の先驅たりしものは、獨人ヘルマン・ハインリッヒ・ゴッセン、英人スタンレー・ジェヴォンス、瑞人レオン・ワルラ、墺人カール・メンガーの四人である。ゴッセンは一八五四年『人類交通の法則の發達、並に之より生ずる人類行動の規則』なる書を著し快感不快感を中心として極端な主觀的見地から價值を研究した。「人間生活の目的は生涯の快感享受を出來る丈け高むるにある」と彼は云ふ。而して一般快感の享受は次の諸法則により支配される、「第一、同一享樂の大さは其快感を絕えず繼續する時は逐次遞減し、遂に飽實點に達する。第二、嘗て經驗せる快樂を繰返す時は、其享樂の大さは同樣遞減する。而して繰返されたる享樂其ものが減ずるのみならず、之を始むる時の享樂の大さも前より減ずる。又享樂を享樂として感ずる時間の長さも一回よりは二回目、二回目よりは三回目に於て短く、倘實點に到達するこ早く、反覆の速かなる程、其享樂の大さも繼續時間も減ずる。」之よりして次の如き實際生活の法則が立てられる。「多種の享樂が併存するとも時が之を許さぬときは其受くる享樂の量を最大ならしめる爲めに、各種享樂をその一部に止め享樂を止めたる瞬間に於て各部より受くる享樂の大さを均等ならしむるが如くする。」前者は所謂効用遞減の法則を心的方面から道破したるもの、後者は今日限界利用均等の法則として知らるゝものである。然らば價值の本質は何であるか。ゴッセンは定義して曰く「生活の目的な助くるが如き外界狀態、之を稱して外界は吾人にとり價值を有すといふ」と。即ち價值の大さは外界が吾々に與ふる享樂の大さによつて正確に量らるべきである。此見地よりして、彼は外界の目的物を三種に區別した。即ち第一、直接單獨に享樂の用に供し得べき『享樂資料』第二、他の貨物と結合して始て享樂の用に供し得る『第二級目的物』第三、享樂資料作出の用に供せられ、それ自身は決して享樂資料でない『第三級目的物』之である。第二級目的物の價值は、現に或貨物と結合したる場合に供給し得る享樂の大さが、其結合全體に對する價值を定めるだけで各個の部分に對する價值は之を量るべき正確な標準がない。第三級目的物の評價は、享樂資料作出に貢獻する程度により間接に定められる。而かも之に依て決定されるものは其場合に於る第三級目的物の總體の價值のみで、各個部分の價值を判定する途はない。ゴッセンは更に進んで、享樂は繼續するに從ひ其強

度を減ずるといふ事を基礎として、遂に次の命題に達した。「凡て一般に價值を有し得べきものも唯其中の一定量のみが價值を有し、此點以上の增量は常に無價值となる。此無價值點は量の增大と共に近づき來るを以て最初の單位は最高の價值を有し、新に加る各量は夫夫ヨリ少き價值を有し、終に無價值點に到達する。而して人は最大の價值を獲得するに努めるが、價值の獲得は通常或程度の努力を要する。然るに努力の苦痛は享樂遞減法則の反面として却つて遞增する。從つて最大價值は價值獲得に對する努力に由つて努力の苦痛が價值と平均する點まで到達する。ゴッセンは更に進んで、交換により有無を調和するの結果は一人にとり無價值點に達したる財を他人に與へて彼の享樂に供し、又他人により無價值となれるものを取て自己の享樂に使用する事となる故に、結局は價值の增加を來すと說明した。ゴッセンは以上の說明に於て價值を使用價值の意味に解したが、價格の變動に就ても使用價值即ち購買者の側に於て豫め想定されたる享樂の評價如何により決定されると說いた。ゴッセンの說は不幸世に顯はれなかつたが、其後二十年を經てジェヴォンス、ワルラ、メンガーが現はれて相似たる價值學說を述べ、一般に認識さるるに至つた。ジェヴォンスは「價值は全く利用に基く」と斷言した。ワルラも亦價值の源泉は利用に在りと唱へ、この利用は財の蓄積が增大するに從ひ之と反比例して減少すると說いた。然し主觀的價值論を一般に普及せしめたのはメンガー並にその後繼者たる墺太利學派の諸學者である。メンガーは價值を定義して曰く「價值とは吾人の欲望滿足が特定財若くは財の一定量を供用し得ると否とに依存することを自覺し、之が爲に吾人が其財に認むる重要（Bedeutung）である」と。メンガーは又財の欲望滿足に對する距離を標準にしてゴッセンと相似た分類をなした。メンガーは價值の起原並に價值の計量に關し次の法則を立てた。（一）財が吾々に對して有する重要即ち價值は轉嫁されて來たものである。本來吾々にとつて重要なのは滿足のみである。然るに欲望の滿足が、或る財の有無に依存することを自覺するや、玆に吾吾は進んで此結果として、本來欲望の滿足に認むる重要をその財に轉嫁する。（二）個々の種種なる欲望の吾々に對する重要は大小種々にして、其大小の程度は吾々の生存維持並に幸福に對する緊要の程度による。（三）同じ道理により、財に轉嫁されたる欲望滿足の重要即ち價值の大小は一樣でない。其大小は問題となれる財によつて充たされる欲望滿足の吾々に對する重要の度によつて定る。（四）一定の場合に於て、一經濟主體に屬する或財の一定部分の喪失によつて取去られる欲望滿足は、其財の全量によつて保證される欲望滿足中該主體に取り最も緊要ならざるものの重要に等しい。而して一定の場合一定量の財によつて保證されたる欲望滿足中、重要の程度の最も低きものに相當する財の効用を限界効用と名づけ、メンガー等の說は一に限界効用說として知られてゐる。メンガーの後には、其門下フリードリッヒ・ギーザー、及びエミル・ザックス、ボェム・バヴェルク等が現はれて、彼の說を補修應用した。

主觀經濟學（シュカンケーザイガク）

『主觀學派』を見よ。

主權（シュケン）

主權は國家の最高權力であり、自主獨立の性質を有する。この場合自主といふのは、國家なる社會的結合の內部において、すべての成員

を服從せしめ彼等を拘束する所の力を指し、獨立とは他の國家の權力に制限されざる事を指す。主權は自己の意思に基づかずしては何者にも制限されざるものであつて、主權者に具現されてゐる。故に主權者は國家の最高權威者であると同時に、最高機關であり、國家には直接機關と間接機關とあり、直接機關は唯一なることも二以上なることもある。君主專制國においては、直接機關は君主だけであり他は全部間接機關であるが、立憲國においては常に二以上の直接機關が存在する。立憲君主國においては、君主と國會と二ケの直接機關があるが、その地位は決して對等でない。卽ち君主だけが國家の最高機關であり主權である。法律上における最高機關とは國家に活動能力を與ふる機關であつて、これが意志に基かずしては國家の統治權も發動し得ない。この最高機關は君主國においては君主、共和國においては國民乃至その代表機關たる議會である。故に君主國においては、議會の召集開會等すべて君主の意志に基くのである。若し議會が君主の召集を待たずして自ら成立する權能を有し、君主の裁可なくして法律を成立せしめ得る國家あらば、名義上君主國といふも實は純然たる共和國で、君主はもはや主權者と見做されなくなるのである。

手工業（シュコーギョー）手工業と譯される原語は英のハンヂクラフト（handicraft）獨のハンドヴェルク（Handwerk）佛のメチェー（métier）であつて、原語にハンド（手）とある點から手工業と云はんよりは寧ろ職人を云ひ現はせる言葉で、之を工場制工業・工場手工業・家內工業等と相竝べて手工業と稱するに至つたのは近來のことである。この狹義の手工業は、ゾンバルトの定義によれば「工業的勞働者が熟術と普通の手先仕事との中間にある技術を應用して、工業的使用物品を製造し、又精製し、又は生產品を相當の對價に代へて交換し、自己の生活を支へんとする經濟狀態である。」又ビュッヒャーによれば「手工業とは生產者が一切の經營要具の所有者として自家の家計に屬せざる消費者の爲めに交換價値を生產する工業上の經營狀態をいふ。」之を平易に解すれば、要するに賣渡を目的とする工業で、勞務つて、それが賃仕事と異なる所は、勞働者がその勞働に必要なる要具及原料を一切自ら所有する點にあり、又工場手工業と異る所以は製造品は單一人によつて完全なものに作り上げられて製造上の分業なく、しかも製造品は一般市場に賣出されるものではなくて註文者或ひは一町一村內といふ如き狹く限られた範圍の人々に賣渡され、購買者は之が直接の消費者たる點にある。手工業者は勞働者たると同時に資本の所有者である。ブュッヒャーは曰く「手工業の社會的の强味は勞働と所有、勞働所得と財產所得との密接なる結合にある。而して其所有は勞働の成果にして、土地の如く自然物の占有されたるものではない。土地所有は所有者を束縛する作用あるに反し、勞働の成果たる財產は却て之を自由ならしめる力がある」と。手工業は、勞働に加ふるに財產を以てして、社會に新しき資產階級を生じ、手工業が工場手工業となり更に工場制工業となるに及んで、益々近世資本階級の發達を來たしたのである。併し手工業者が盡くこの好運を享けた譯ではない。工場手工業起り工場制工業起るに當つて、小規模なる生產に從ふ手工業は大規模なる新工業の爲めに非常な壓迫を蒙り、彼等の製品は高價となり販路

は杜絕し、親方は破產し徒弟は解雇され、手工業の破壞時代を現出した。而して從來親方として生產機關を所有してゐた者が續々として無資產者となり、賃銀勞働者として新しき大工業家の下に使役されることとなつたのである。手工業者は社會の中產階級と認められるといふ意味で、之が救濟を企つる運動は所謂『中產階級保護運動』なるものであつて、一時歐洲に旺であつた。併し手工業は資本主義の發達と共に必然的に滅び行く運命にあるもので、保護運動の成功は何處にも之を認めることが出來なかつた。我國には手工業と工場制工業との中間に位する工場手工業なるものは殆んど認められない。それは歐洲の發達したる工業が、手工業時代の我國に一時に輸入せられた結果と見做される。（『家內工場』『工場手工業』參照）

宗教改革（シューキョーカイカク）

【起源】宗教改革（Reformation）は十六世紀のヨーロッパに起つた羅馬教會反對の運動である。羅馬教會は內部の墮落と中世神學の缺陷とによつて人心に倦かれてゐた上、過重の租稅を課してゐたので各階級の反感を買つてゐた。そこへルネッサンスの運動を中心として新科學・新思想が各國に傳播して來たので、遂に古き信仰と古き教會に對する反對運動が起るに至つたのである。のみならず、當時における王權の發達は法王の無上權と兩立しがたい狀態にあつた。この事も宗教改革運動を生じ來つた主要な原因であると言はねばならない。宗教改革の崩芽は十二世紀のフランスに起つたワルドー宗徒に發してゐる。十三世紀には、英國のウキクリッフ、ボヘミアのフッスなどの外、ネーデルランドやドイツにもローマ教會の形式主義に反抗し、バイブル中心の基督教を主張するものが現はれた。しかしながら、宗教改革運動の導火線と目すべきものは、一五一七年ウッテンベルヒ大學の神學教授マルチン・ルーテルが、同市の寺院に九十五ケ條からなる檄文を揭げて羅馬教會の態度を難詰し、幣政の改革を要求した事件であつた。この檄文はドイツは勿論、他のヨーロッパ諸國に非常な感動を與へた。羅馬法王は數回交涉の末、遂にカール五世にルーテルの處分を依頼した。一五二一年カール五世はウォルムスの國會にルーテルを召喚し、意見の取消しを求めたが、ルーテルは頑として應じないので、法王の破門狀を實行しようとした。然るに諸侯及び國民の輿論はルーテルに組し破竹の勢ひを以つて宗教改革の運動が起ることとなつた。ルーテル及びその友メランヒトンが新神學を教授してゐたウキッテンベルヒ大學は、この運動の中心となり、歐洲各國の青年はウキッテンベルヒに集つた。而して故國に歸り自ら宗教改革の運動に從つた者も多かつた。スウェーデン、デンマルク、ノルウェーの改革の如きは、主として彼等の起したものである。

【各國に於ける狀況】（一）ドイツ　この國では一五二四年まで燎原の火の如く擴大して行つたが、その後農民の叛亂、過激な改革派の騷擾等があつて屢々蹉跌した。その上、政治外交等の問題の交錯から、諸侯は二派に分れて開戰し改革派は遂に敗北した。爲に新舊兩派の勢力は略々互角となつたが、一五五五年アウグスブルヒの宗教和約で、初めてプロテスタントが憲法上認められることとなつた。しかし兩派の抗爭は絕ゆることなく、一六一八年に至つて遂に三十年戰爭が起つたのである（二）スウェス　この國においては、ルーテルと殆んど同時にツヴィングリが、チューリッヒを根據として改革運動を起した。彼の主張はルーテルよりも更に過激であつた。ツヴィングリの運動が起ると、低地の諸州は略々これに從つたが、山手の五州は頑として改め

なかつたので、遂に干戈を交へることとなり、一五三一年新教派は敗北しツヴィングリも亦陣頭に戰死した。一五三七年ジュネーヴを中心としてカルヴィンが第二の宗教改革運動を起した。彼の思想はルーテル及びツヴィングリの中間に立つてゐたが、彼は新教神學を組織し改革派教會の基礎を据ゑ、遂にオランダ、南ドイツ、フランス、イギリス、スコットランド等における新教主義の牛耳をとるに至つた。(三)オランダ　ルーテルの運動が起ると、この國にも新教派に加る者が現はれたが、一五五五年王位についたフィリップは熱心な舊教信者で新教派信者に暴虐なる壓迫を加へた。故に國民はオレンヂュ公ウィルヘルムを首領とし團結して獨立戰爭を起し、四十年の後始めて獨立することが出來た。一六〇九年の休戰條約以後事實上獨立國となり、一六四八年他のヨーロッパ諸國からも獨立を承認されたので、信仰の自由を獲得することが出來た。(四)フランス　フランソア一世の代に始つた改革運動は、爲政者の方針が屢々變化したのと、朝廷における黨爭のため、國内に二宗派二政黨が生じ最も悲慘な結果を招來した。即ち戰爭を起すこと八回、一五六二年より一五九八年に亙り、一五七二年のサンバルテルミー祭に於ける虐殺事件は殘忍悲慘を極めた。一五九八年、アンリ四世はナント勅令を出して新教徒の權利を保證したので、宗教上の紛爭は一と先づ沈靜したが、これに依つて新教徒の得た特權があまりに過大で國家の主權及統一と扞格するところがあつたので、ルイ十三世の代に至り大宰相リシュリューは武力に依つて新教徒の政治上における獨立權を奪取した。(五)イングランド　ヘンリー八世の代にその端を發したが、王及び人民の多數は、ルーテル派及びカルヴィン派の何れにも從ふことを好まなかつた。蓋し彼等の目的はローマ法王の權力を否定し、獨立の國立教會を建てるにあつたからである。ヘンリー八世は舊教とも新教ともつかぬ教理信條を編成した。その後カトリック主義の教育を受けたメーリが王位に就くに及んで、舊教の執力が天下を風靡することとなつた。急進的新教徒は難を大陸に避けて成行を傍觀してゐたが、一五五八年新教主義のエリザベス王位を繼ぎ、新舊兩派を滿足せしむべき調和主義の信條を造り、新禮拜法を設け、急進派に對しては出來るだけ寛容な態度をとることとなつた。これがため宗教改革運動も解決を告げたのである。その他スコットランドにおいてはカルヴィン門下のノックス、活動してカルヴィン派に從つた。イタリー、イスパニア、ハンガリア、ポーランド、ボヘミア等にもこの運動は擴がつてゆかうとしたが、迫害が劇しかつたため不成功に終つてしまつた。通常宗教改革の時代といふのは、一五一七年から一六四八年に至る間を指す。

シュメーリング(アントン・フォン)

シュメーリング(Anton von Schmerling)は墺太利の政治家で、一八〇五年ウィーンに生れた。初め法律を學び自由主義を奉じてゐた。メッテルニヒの保守政策に反對し、一八四八年三月ウィーンの暴動が起るや、これに加つて活動した。同年フランクフルトに獨逸憲法制定の議會が開かれた時、委員として之に列し一時その議長となつてゐた。次いで獨逸國民議會の議員となり、一時、帝國大臣となつて、内務及び外務を管掌してゐたが、プロイセン黨と戰つて遂に大臣を罷め、一八四九年ウィーンに歸つて司法大臣となつた。彼はこの時陪審裁判制度を創めたが、一八五一年内閣を退き、最高法院議長となり、一八六五年之を辭した。一八六七年、墺太利貴族院議員となり、一八九三年歿した。

シュモラー(グスターフ)

シュモラー(Gustav Schmoller)はドイツの經濟學者で、一八三八年ハイルブロンに生れた。チュービンゲン大學に學び、一八六四年ハルレ大學國家學助教授に任ぜられ、翌年正教授に昇進し、一八七二年ストラスブルヒ大學に招かれ、一八八二年ベルリン大學に轉じた。プロイセン學士院を初め、内外學會の會員として推重され、一九一〇年には閣下の榮稱を受くることとなつた。歴史派經濟學の泰斗で、ヒルデブランド、クニース、ロッシァーなどの唱導した歴史派經濟學に新系統を立てた。その經濟學は心理・倫理・社會・歴史・經濟等を融合し、これを史的及倫理的思想を以つて統一したもので、所謂新歴史學派を成す。また獨逸社會政策學會の創立者の一人として、社會改良に貢獻した。彼の經濟學を大成したものは、『國民經濟原論』(第一卷一九〇〇年刊第二卷一九〇四年刊)で、その他『社會政策及び國民經濟學の二三の根本問題に就て』(一八九八年刊)以下多くの著書があり、一八八一年以來『獨逸立法行政經濟年報』を發行し、一八七八年以來『國家學及社會科學研究』を監修してゐた。一九一六年沒す。

出版法(シュッパンホー)

出版法とは出版に關する行政上の制限について規定する法律のことで、明治二十六年四月に發布された。本法は主として普通出版物、即ち文書・圖畫及び專ら學術・技藝・統計・廣告の類を記載する雜誌に適用し、新聞及び上記以外の定期刊行物は新聞紙條令の適用を受けることとなつてゐる。

出版權(シュッパンケン)

出版權とは著作權の一作用で、著作權を有する著作物を機械又は他の化學的方法によつて印刷し、有償乃至無償にて擴布する權利である。從つてそれは、著作權の外に獨立して存在するものではない。著作權とは財產的方面より見れば著作物を複製することを內容とするものであるが、著作物(即ち文書・圖畫・彫刻・模型・寫眞その他文藝乃至學術の範圍に屬する著作物)の複製は飜譯・出版・興行の三種の手段に依つて行はれる。故に印刷に依つて複製する權利を、飜譯權・興行權と區別するために出版權といふのである。我國では著作權と出版權は同一視され、舊法では版權といつてゐた。出版權は本來自由であるが、その著作物の內容が社會の安寧秩序を紊亂し、風俗を壞亂する虞ある場合には、出版法その他關係法令の取締を受ける。

狩獵法(シュリョーホー)

狩獵法とは獵具・獵法・狩獵免許・鳥獸保護及び罰則を規定した法律のことである。狩獵は銃器・網・黐繩又は擌を以つて鳥獸を捕獲することで、爆發物・劇毒藥・据銃又は危險な罠・陷穽の類を用ひることを許されぬ。而して日沒前日沒後又は市街人家稠密のところに於いて銃丸の達する處ある建物・船舶・汽船等に向つて發砲することを許されない。狩獵は地方長官に屆出て免狀を受けなければこれを許されない。免狀に甲乙二種あり、甲は銃器を使用せず、乙は銃器を使用するものに下附され、十月十五日より翌年四月十五日までを期限とし、次の免許税を徵される。(1)一等　所得税百圓以上、地租五百圓以上若しくは營業税百五十圓以上を納むるもの及びその家族は二十圓、(2)二等　所得税三圓以上、地租三十圓以上若しくは營業税二十圓以上を納むる者及びその家族は十圓、(3)三等　一二等以外の者は二圓。

シュルツェデーリッチ(フランツ・ヘルマン)

シュルツェデーリッチ(Franz Hermann Schulze-Delitsch)は一八〇八年プロイセンのデーリッチに生る。ライプチヒ及びハルレの兩大學に法律を學び、司法官となつたことがある。一八四八年國民議會の議員となり、一八四九

年下院議員に當選し、爾來獨逸帝國議會及びプロイセン下院議員として貢獻した。彼が著名になつたのは『シュルツェデーリッチ信用組合』なる産業組合を創意してからである。これは、組合員が資金を組合から借用する期間は比較的短く、利子も八分乃至一割一分に及んでゐる。しかし借用の目的及び借主の地位の如きは深く問題とされず、商工業者の集合してゐる都市にありては頗る便利であつた。故に當時ライファイゼンが創案した信用組合が農村に歡迎されると同じく、各都市に盛に行はれた。彼は生涯産業組合の發達に盡力したので、一八八三年彼の死去した時には、獨逸國内に三千四百八十二の消費及び信用組合を見ることが出來た。一八九一年にはデーリッチに、一八九九年にはベルリンに、彼の功を德として銅像が建設された。

集産主義(シューサンシュギ)

『社會主義』を見よ。

修正派社會主義(シューセーハシャカイシュギ)

『レヴィジョニズム』を見よ。

集積說(シューセキセツ)

【重商主義の集積說】集積說（Theory of Accumulation）は十七八世の頃歐洲諸國に行はれた『マーカンチリズム』(其項參照)により唱導せられた經濟學說の一である。マーカンチリズムは重商主義と譯されるのであるが、マーカンチリズムは此譯語の意味よりは重要な他の意義を持つてゐる。即ち、マーカンチリズムは歐洲列國が近代的國家として成立しつつある當時、對外國關係より國家統一の必要を感じて生じた思想であつて、國家の確實なる樹立は、國民の鞏固なる經濟的基礎に俟つことを主張し・國家の經濟的統一、國富の增進を主眼としたのである。この富國の第一方法として思考されたのが、貨幣集積說である。國を富ますには、國内に貨幣を多く集積しなければならぬといふのである。この考は富と貨幣を同一視するものとして、今日排斥されつつあるが、當時の事情として、あまりに貨幣を重要視したる過ちから出たので、貨幣も富の一部である以上、全然誤れるものとはいはれない。

【マルクスの資本集積說】マルクスは、資本主義の社會に在つては資本は次第に少數大資本家の手に集中され、多數の少資本所有者は無産者若くは資本家として立ち得ざるものとなると說いた。資本が少數者の手に集中されるには、二つの方法をとる。一つは集積、他は集中である。集積とは、資本家が勞働者を使用し生產を行つて獲得した利潤を資本となして最初の資本に加へ、之れを以つて生產を行ひ獲たる利潤を再び資本化し、斯くて幾回も繰返すことによつて、漸次にその所有資本を增殖することであつて、これを蓄積ともいふ。集中は、近世的生產の必然として小規模生產は大規模生產と對抗し得ず、大資本を運轉するものが必ず勝利を占めるので、多數小企業の資本は少數大企業に集中併吞されるといふのである。マルクス說はこの資本の集積と集中、即ち益々少數なる資本家の資本壟斷は、資本制生產の必然的過程であつて、斯る集中が可能である故に、資本家は生產を行ふのである。然るにこの必然の過程の中には實に資本制生產の行詰りを招來すべき矛盾が藏されてゐると見る。今日の生產は、購買力のある人の慾望を充すべく行はれてゐる。即ち買手を目當とする商品を生產してゐる。商品は如何に多く生產され樣とも、之を欲する人に購買力即ち貨幣が無ければ、結局無駄に生產されたこととなり、生產者は利潤を失ふ。然るに社會の貨幣が益々少數の資本家に所有され益々多數の無產者を生ずると、資本家によつて生產された商品は遂に購買者を見出し難きに至り、資本家の利潤は漸次少くなつて行き結局資本制生產の目的は失はれて、玆に行詰りを生ずる。之に對してゾンバルトは一流の反對說がある。ゾンバルトは獨逸漢堡市に於ける實際の統計をあげて、總體的財富の增殖と共に資本主の數も增加し、各階級の資本主の平均收入も同樣に保持せられることを示してゐる。彼は又、資本制生產は、それ自身に內藏する矛盾によつて行詰る樣なことは決してないと主張する。一般の消費者に購買能力が無くならうとも、資本家の生產は資本家同志の間の需要を目的として生產されるといふのである。今日の資本主義の生產は、それが發達すればする程、直接消費者を目的とする領域は小となり、生產機關の生產が大部分を占めて來る。即ち產業が發達すればする程機械・原料・建物等の生產が起り、資本は之に投ぜられて多々益々辯ずるものであるといふのが彼の反對說の論據である。マルクス說の祖述者はゾンバルトの說に更に駁論を加へて曰く、生產機關の生產は畢竟それによつて一般の生活必需品が生產されるから有用であり存續し得るのである。從つて生活必要品生產の望なき生產機關の生產は無駄である。外國市場の開拓・戰爭・軍備擴張・其他鐵道敷設・築港等の事業は、國民の消費物に關する所なき生產に大資本を要求するが、それとても資本の集積集中の傾向に應じて永久に增大し行くものではなく、マルクスの見た如く資本制生產方法なるものは早晚行詰る事になると。

出獄人保護事業(シュツゴクニンホゴジギョー)

今日の社會において、出獄者は生活の資とするに足る財產か、特殊の技能を有してゐなければ、出獄後の生活が極めて不安である。社會の信用は容易に得がたく、親戚故舊等も努めてこれを敬遠する風があるから、さらでだに就職難の今日、彼等が生活の手段を發見する事は、極めて困難である。そこで再び犯罪者となり入獄せしめられる者も少くない。出獄人保護事業は、かかる狀態にある出獄者を救濟保護し、これに道德的感化を與へて益々其個人的性質を改善せしめ、一方彼等に職業的訓練を與へて、彼等の重ねて犯す罪を防ぎ社會の安寧秩序を保たんとするものである。我國に於ける出獄人保護事業の萠芽は、寬政二年旗本長谷川平藏が、時の老中松平定信に策を獻じ、江戶の石川島及び佃島に人足寄場を設け、刑餘の無宿者を收容した事にある。寄場は同年筑波郡上郷村にも設けられ、文久元年には函館にも設けられた。しかし、これ等のものは當初專ら慈善保護の目的で創立されたのであるが、後年に至つて當初の目的と遠ざかり、刑餘無賴の徒を拘束することを主とし、恰も第二の監獄の如き狀態となつた。明治二十一年靜岡に設けられた免囚保護會社は、我國における出獄人保護事業の嚆矢とも目すべきもので、翌二十二年には東京に齋修會、茨城縣水戶に茨城縣保護會が設けられた。二十三年には埼玉縣浦和町に埼玉慈善會保護院、大分縣大分町に大分縣保護會が設けられ爾來、一私人乃至地方團體の經營にかかる保護事業が各地に行はれるに至つた。最近數年の出獄被保護人員は次の如くである。

年次	繰越人員	新保護	保護を解きたる人員
大正元年	二、五六四	九、八七五	八、四〇九
大正七年	一八、九三七	三六、六二九	三六、〇二八
大正八年	一九、九八九	三九、六九一	三八、六二七
大正九年	二一、二三七	三九、三九六	三九、四六〇
大正十年	二〇、二〇九	三六、九三三	三九、五三六

種族的社會(シュゾクテキシャカイ)

ギヂングスの用語 ethnical society であつて同じく彼の用語たる庶民的社會（demotic society）に對比される。吾々の單なる一時的の結合、例へば商取引の如きものでなくして、生活の各方面に亙れる永續的の結合たる合成社會に就て見るに、その中には二種の類型ある

ことが見出される。その一は卽ち種族的社會であつて血緣の共同を以て主なる結合紐帶とする社會である。血緣の共同といふは、出生そのことによつて生じたる共存が、血統の同一といふ表象によつて意識的に持續せられることを指すのであつて、出生による共存が破壞されたる後、單に居住を共にし面接の機を多くするといふ事由によつて親和と共働とを發生する所謂地緣なるものによる結合から區分されるのである。第二の類型たる庶民社會は卽ち地緣による結合であつて、歷史上の國家は多く之に屬する。偖て種族社會そのものの合成の狀態及び社會組織に就て見るに、そこには三個の種別が存する。社會合成の最低單位たるものは家族である。而してこの家族から直接に合成する所の社會卽ち家族のみを含む所の社會は、之を群（horde）と稱する。その構成が單純にして原始時代より何れの場所にも存在したことを以て特色とする。次に來るものは部族である。幾つかの群が相合して一つのヨリ複雜なる社會を合成する場合に、この全體は部族（tribe）と稱せられ、その單位なる舊來の群はこの場合民族と稱せられるのである。第三の種類は部族同盟又は部族國家である。幾つかの部族が外敵の壓迫に對抗する必要上相團結する場合には玆に部族同盟を現出し、更に進んで是が一つの部族によつて支配され特定の地域に居住を定むれば、部族國家となる。部族國家は種族的社會より庶民的社會への過渡時代を代表するものである。最後に注意す可きは、種族的社會に於てその血統が辿られる場合に、母系を以てするか父系を以てするかの二種がある。原始社會に於ては多く母系の血統制度が行はれた。それは亂婚が行はれて、子はその父の何人たりやを認めること難く、爲に人々は自己の直接の出生者たり又扶養者たる母を以て、唯一の親と考へる他なかつたからである。その後、男子の經濟的能力が增進するにつれて、彼は妻子の扶養者となり、同時に出產に對する男親の役割が充分に認識せられるにつれて、漸く男子を以て血統の支持者と目するに至つた。種族的社會の如何なる段階に於て、母系より父系への轉換が行はれたかは周圍の經濟的事情の如何によつて種々なる差異を生ずる。

選擧權（追加）

大正十四年三月二十八日貴衆兩院を通過した所謂普選法案は、原則として二十五歲以上の男子には悉く選擧權、三十歲以上の男子には被選擧權を認めてゐるが、選擧權の缺格者として左の除例外を規定してゐる。（一）禁治產者及び準禁治產者（二）破產者にして復權を得ざる者（三）貧困に依り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受くる者（四）一定の住居を有せざる者（五）六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者（六）刑法第二編第一章、第二章、第九章、第十六章乃至二十一章、第二十五章、第二十六章乃至三十九章に揭ぐる罪を犯し、六年未滿の刑に處せられ、其執行を終り、又は執行を受くる事なきに至りたる後、其刑期の二倍に相當する期間を經過するに至る迄の者（七）六年未滿の禁錮に處せられ、又は前號に揭ぐる罪以外の罪を犯し、六年未滿の懲役に處せられ、其執行を終り又は受くることなきに至る迄の者。其他華族の戶主は選擧權、被選擧權ともに有しない。尙、特別の場合として陸海軍々人にして現役中の者及び戰時又は事變に際して召集中の者は選擧權及被選擧權を有しない。但し未だ入營せざる者及び歸休下士官は之れを有してゐる。又兵籍に編入せられた士官學校幼年學校の如き學生及び志願に依り國民軍に編入せられた者は、上記同樣に選擧權及被選擧を有しないことになつてゐる。

T

田口鼎軒（タグチテーケン）

通稱は卯吉、安政二年四月二十九日を以て江戶日白藁の徒士屋敷に生れた。始め大藏省の飜譯官となつたが、明治十一年官を辭して東京經濟雜誌を創刊し、二十七年には東京から選出せられて代議士となつた。明治三十八年四月十三日死す。

法學博士である彼は、經濟學者にして、同時に政治家であり、且つ和漢洋の學に通曉し、好んで國史を研究してゐた。また鐵道會社を創立して社長となり、小山前橋間に兩毛鐵道を敷設して、明治二十三年一月にその開通式を擧げたこともあれば（之は我國に於ける私設鐵道の嚆矢である）南島商會を設立して、南洋諸島に於ける植民地開拓を試みる爲め南洋に航したこともある。

彼には自由交易日本經濟論、日本開化小史、支那開化小史、史海、古代の研究、日本外史と續史餘論等の著書があり、又大英商業史、經濟哲學泰西政事類典、富國論等の飜譯もあつた。其他大日本人名辭書、日本社會事業の編纂及び群書類從、續群書類從、一總國史大系等の飜刻書もある。

苴業（タイギョー）

『サボターヂュ』を見よ。

隊商（タイシャー）

隊商（caravan）とは、嚴密に言へば歐洲に於ける商業旅行者が、ペルシア、シリア、メソポタミア、亞細亞土耳古等の、砂漠地または未開地を安全に通過する爲に、隊伍を組んで旅行したもののみを指すのであるが、聖地巡禮者などが隊を組んでこれ等の地方を旅行したのをも、一般には隊商と呼んでゐる。隊商が最も盛に行はれたのは、交通の方法がまだ十分に發達しない昔代の事であつた當時は勿論今日の如き道路もなく、土耳古、ペルシア等は、僅かに足跡を印するのみの通路があるに過ぎなかつた。且つ阿弗利加及び亞細亞には廣汎な砂漠が橫つてゐたのであるが而もこれらの地方は、社會的發達が遲れて居り人口が稀薄であつた爲め、至る處に掠奪を事とする慓悍な遊牧者が彷徨してゐたのであつた。

斯くの如く障礙の多い中を、安全に旅行するには勢ひ多人數が協力するより外なかつた。商業旅行者が多くの財貨を携帶してゐた事は勿論であるが、聖地巡禮者も亦多くの財貨を持つてゐた。彼等は聖地を巡禮してその信仰心を滿足させる丈けではなく傍ら商業的投機を行つて利益を得る事をも目的の中に加へてゐたので、常に多くの商品乃至正貨を持つてゐたのである。

これに對して、掠奪者の群が默過する筈はなかつた。それ故に旅行者は先づ此の掠奪者を防禦する用意が必要であつた。然し掠奪者の防禦は、一人よりも多人數の方が容易であり また砂漠・未開地等を通行するには食料品・飲料水等の用意をもして置かねばならなかつた。かかる旅行者は數日乃至數十日の間屢々人家を見ない事もあつたのである。食料品等の用意も掠奪者の防禦と同樣に、多數の方が便利なので、旅行者は何れも隊伍を組む事となつたのである。隊商は旅行の安全を計る爲に組織されてゐたものであるから、隊員は何れも武器を携へる事をしてゐたが、これは盜賊する爲に用ひられてゐたもので、慓悍な盜賊に襲撃される場合には、多く武器を捨てて逃走するのであつた。それ故に、特別の貴重品を輸送する場合とか、非常な危害を蒙る事が豫測される場合には、護衞の爲めに兵士の

一隊を雇ひ入れる等の事があつた。
また隊商は、出發前に隊員の同意の下に任命される統率者を有してゐた。統率者は隊員の代辯であると同時に隊の支配者であり、隊員相互間の紛議を裁決する裁判官でもあつたのである。かかる隊商は、おもき貨物を運送する爲めには多く駱駝を用ひてゐた。それは砂漠等の乾燥した地方を旅行するには、特に饑渇に對して耐久力を有する動物が便利であつたからである。然し岩石が重疊してゐる嶮岨な通路では、騾馬又は驢馬を用ひる事もあつた。駱駝のむれは綱によつて結ばれ、先頭のものは夥だしく盛裝される事が常であつた。かくして一團の隊商に使用される駱駝乃至驢馬の數は甚だ多數であり、時には四五百頭から千頭にも上る事があつたのである。
隊商は駱駝乃至馬の群と離して考へられないと同様に、旅行季節ともまた密接な關係に立つてゐた。夏及び冬は何れも旅行に不便であつたので、主として春先き及び晩秋の頃に行はれ、出發の日は回々教の經典によつて吉日とされてゐる金曜日と定められてゐた。隊商はまた回々教徒の習慣に從つて、一日五回の祈禱を捧げる事を常としてゐたが、旅程の都合によつては延期又は省略すると云ふ奇習も存してゐた。斯くの如き隊商は、その後交通の發達文化の普及が進むに從ひ、次第に衰へて來て、今日では最早行はれなくなつて終つたのである。少數の商人が、隊伍を組んで旅行する事は、今日でも行はれてゐるが、これは中世期に於ける隊商とは全く趣きを異にしてゐるので、要するに隊商とは中世の交通機關が發達してゐない時代にのみ行はれた特殊の現象であつたといひ得る。

大正大震災（タイショーダイシンサイ）

【概況】大正十二年九月一日、東京・神奈川・靜岡・千葉・埼玉の各府縣を襲つた大震災をいふ。初震は一日午前十一時五十八分四十四秒で、震幅は四寸に及んだ。鎌倉・逗子・國府津等の海岸では、激震と同時に大海嘯が襲來して、倒壞した家屋や、壓死者などを浚つてしまつた。火災も各地に起つたが、東京・横濱の兩市の火災は最も激甚を極めた。東京市は翌二日夜に至るまで鎭火せず、日本橋・深川兩區の全部と、本所・淺草・麻布・京橋・神田等各區の大部分を燒土と化してしまつた。東京市調査課の調査に依ると、全市における燒失戸數は四十萬七千九百戸（燒失前六十三萬八千八百六十戸に對し六割四分）、その罹災人口は百五十四萬五千二十九人（燒失前二百四十三萬七千五百三に對し六割五分）に及んでゐる。各區の内譯は次の如くである。

區名	燒失戸數	百分率	罹災人口	百分率
麹町	七、三三九	三五	七三、七〇〇	三四
神田	四六、一〇〇	九五	一六三、五一三	九五
日本橋	二六、〇七七	一〇〇	一五二、三三六	一〇〇
京橋	四九、二九九	九七	一五二、六二九	九七
芝	二一、五四六	四二	九四、六二一	四五
麻布	四六、一〇〇	九五	一六三、五一二	九五
赤坂	二、三六九	一五	一〇、六五五	一五
四谷	七七三	四	三、一八五	四
牛込	—	—	—	—
小石川	一、五一四	三	四、九一七	三
本郷	一〇、七八六	二六	三七、四九七	二六
下谷	三七、〇九八	六六	一三〇、九八	六六
淺草	八一、二三七	九九	一八一、九四八	九九
本所	七三、九〇二	九八	二七一、〇二七	九八
深川	四九、〇三七	一〇〇	一九七、〇三七	一〇〇

また、東京府下に於ける震災に依る死亡者は、警視廳調査によると、七一・六一四人で、内燒死者五六・七七四、溺死者一一・二三二、壓死者三・六〇八人で、外に負傷者が三一・六七二人あつた。
横濱市では山下町の外人居留地を始めとして家屋の倒壞したもの甚だ多く、火災も殆んど全市を嘗め廻つた爲め、倒潰及び燒失家屋の數六萬三百九十八戸に及び、災禍を免かれたのは僅か九十戸位に過ぎなかつた。死亡者は二萬三千七百六十七人、負傷者は四萬八百八人に及んだ。臨時震災救護事務局神奈川支部の發表に依ると、神奈川縣下各地方の災害は次の如くである。

地方名	燒失倒壞	半燒壞	死者	傷者
横須賀	二、六五〇	三〇〇	四五〇	八〇〇
川崎	五〇〇	三〇〇	一八〇	三〇〇
鶴見	三〇	五	一〇	二〇
國府津	三〇〇	二〇〇	八	五〇
神奈川	四〇	二〇	三	三〇
戸部	二五八	三〇〇	八	一六
日下	一、二二二	二、二九九	一〇一	七三五
都田	二三三	三二一	一五	一二
鎌倉	四、一九五	二、一三三	四九五	一、七六八
戸塚	八六四	八三四	六二	六四
浦賀	一、五〇〇	五五〇	三〇〇	三、〇〇〇
三崎	三五八	三五〇	六六	二、三〇〇
葉山	六〇〇	五〇〇	二〇	三〇〇
藤澤	四、九四五	二、二九二	三六三	五五二
溝	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇	四〇
大磯	一、九二〇	二、九〇〇	二三二	六九三
伊勢原	二、八六〇	二、四六六	一七四	二三八
野	一、六〇〇	一、八〇〇	一三六	一五〇
中野	三〇	二〇	五	一〇
厚木	一、〇一八	二七〇	一五〇	七七
松田	二、一一七	三、一〇九	二一七	二五三
小田原	三、八三七	二〇〇	一、三八一	一〇、二七五
計	三一、七七四	三三、四八五	二八、〇九八	六四、六九一

靜岡縣では、御殿場において家屋倒潰千三百死者二十、小山地方の家屋倒潰二千八百死者約五百、伊東の家屋倒潰千六百死者約六十、熱海の家屋倒潰五百五十、死者約五十、三島の家屋倒潰五、死者一である。千葉縣では安房郡が最も被害多く、北條・館山・那古・船形・稻都・九重・千倉方面では死者二千數百人、潰滅家屋二萬戸に及んだ。埼玉縣では北足立郡が災害最も多く、縣下における死者二百十七名傷者五百十七名、全潰家屋八千七十二戸、半潰五千六百四十六戸、破損五萬六千三百三十三戸であつた。

【震源及餘震】震源地に就ては學者の諸說紛紛として歸着するところがないやうである。しかし、中央氣象臺に於いては、震源地が伊豆七島と熱海の中間で、北東に向つて線狀を形づくる岩層線に沿うて地面が橫から縦に辷つた所謂辷り地震であると發表してゐる。
東京における餘震は初震から二日正午までの二十四時間に八百五十六回あり、二日正午から三日正午までには二百八十九回あつた。それより連續して、二十三日正午から二十四日正午までの間に一回もなかつただけで、九月二十六日まで毎日少くとも二回、多きは百七十三回の餘震があつた。その後も時折可なりに激しい餘震が襲來した。

【應急對策】東京横濱兩市に於ては、激震とともに、通信交通機關の全部が杜絶した爲め各所に流言蜚語が行はれ、人心は極度の恐怖に襲はれてゐた。翌二日政府は東京市及び府下に戒嚴令を布き、横濱及び湘南地方へは救援のため軍隊を派遣した（『戒嚴令』參照）。海軍においては直ちに軍艦を以つて、食糧・醫療品　建築材料等の輸送に從事し、避難民の輸送に努めた。また臨時震災救護事務局なるものが設けられ、東京市社會局等と連絡をとつて、取敢へず官公立學校・寺院等に罹災者を收容したり、軍用天幕を以つて、宮城前その他の空地にテント村を造つたりした。又食糧品の配給、傷病者の救療、バラックの建築等に從事した。戒嚴司令部でも、食糧品の配給等に努力した。交通通信機關の復舊には各地の工兵隊が出動して活動し、海軍では東京・清水港間の無賃輸送に從事した。
政府では、震災に對する應急策として、諸種の法令を公布したが、そのうち緊急勅令として九月二日公布の非常徴發令（『徴發令』參照）九月七日公布の流言浮說取締令・支拂延期令（『モラトリューム』參照）、暴利取締令、二十二日公布の物資供給令（『物資供給令』參照）、二十七日公布の 手形再割引令（『手形再割引

令』參照)等はもつとも重要なものである。この震災に依つて蒙つた國家的損害は、概算東京七十億、横濱三十億、横須賀その他で十億計百十億と稱せられてゐる。從つてこれが打撃は殆んど全國に及び、帝都の商工業者は勿論、各地方の農業者に至るまで少なからぬ災厄を蒙つた。

タッカー(ジョサィア)

ジョサイア・タッカー(Josiah Tucker)は一七一一年英國カーマーテン洲のランガンに生れ、『セント・ジーンズ・カレヂ』に學び專ら精神の研究に從ひ此校の教師となり、後ブリストルの副教師となつた。有名なる商業都市に於ける滯在は、彼の經濟學研究心を刺戟し、再び斯學の研究に沒頭せしめた。一七五八年分科大學長としてグロースタに移され一七九九年に死んだ。彼はアダム・スミスの先驅者と稱されバットラ、ヒュームの影響を最も多く受けたものである。彼の著述中重きを爲せる『政治及經濟論集』の第一編はスミスより早きこと實に半世紀である。彼は經濟學を以て欲望の學なりとし、其法則は天界の法則にも比すべきであるとした。自制心を經濟生活の根本動機となし、殊に自制的競爭は外國貿易に於けると否とを問はず、等しく生産者消費者を利するが故に自由放任の政策を最も可とすると論じた。彼はまた勞働の交換、貨幣は勞働の證明書と見てゐたのである。

タムソン(ウィリアム)

ウィリアム・タムソン(William Thomson)は一七八五年愛蘭コーク伯爵領に生れ、一八三三年に死んだ。ダブリン、オックスフォード倫敦に學び專ら政治・社會・倫理を研究したが倫敦滯在中ベンタムの家に寄寓しその影響を受くる事最も著しく、死に當つては財産を社會主義運動に、遺骸を解剖に、圖書を協同組合に寄贈すべしと遺言した程である。彼はオーエン學徒中の俊才で、オーエンの協力主義社會を支持するに、哲學上に於けるベンタムの急進主義を以つてした。彼は正統派經濟學が富の研究に腐心するを難じ、分配の公正の重んずべきを痛論し、交換價値は勞働によつてのみ生産され得べしと論破した。彼は又現在の私有財産制の下にありては、利子及び地代の假面の下に、勞働の全生産物と勞働者の分前として給與せられる生産物との差額が生産機關の所有者に絞取せられる事實を指摘し、利子地代は實に資本家が勞働者より掠奪せる分捕品であるとしたのである。而して是が唯一の解決策はオーエンの協力的社會主義に依るの外なく、新社會に於いては分配はその正當なる需要に應ずべく、勞働能力あるものは何人も社會的に必要なる勞働を爲すべきであると說いた。著書には『富の分配の原理』其他がある。

手形(テガタ)

手形とは爲替手形・約束手形・小切手の三種を總稱する言葉である。手形は何れも金錢の支拂を目的とするものであるが、其中約束手形は振出人が一定の手形金額を支拂ふ可きことを約束するものであり、爲替手形及び小切手(『小切手』の項參照)は、振出人が一定金額の支拂を第三者に委託するものである。手形は記名式・指圖式・無記名式・選擇無記名式の四種によつて、債權者を指定するものであるが而も法律上指圖證券であることを原則とするものであるから、指圖式を以て發行される場合は勿論、たとひ記名式を以て發行される場合でも、裏書禁止の記載がない限り、裏書によつてこれを適宜に讓渡することが出來るのである。無記名式乃至選擇無記名式の爲替手形及約束手形は金額三十圓以上の場合に限つて發行を許されて居り、また、選擇無記名式によつて發行される手形即ち『某殿又は持參人』なる宛名式のものと同一の取扱を受けるのである。手形の支拂日、即ち滿期日を指定する方法には、確定日拂・日附後定期拂・一覽拂・一覽後定期拂の四種がある。滿期日の記載なき手形はこれを一覽拂となす可きもので、小切手は常に一覽拂である。故に小切手は割引(『手形割引』參照)をされる事がないのである。滿期日が到來した時は、手形所持人は手形を呈示して支拂を求むることが出來るのであるが若し支拂を拒絕された場合には公證人乃至執達吏に依囑して支拂拒絕證書を作成せしめ、手形裏書人又は振出人に手形金額及利息の償還を求むることが出來るのである。かかる償還の請求を止むる爲めに、豫め手形に記載されてゐる豫備支拂人、又は其他の第三者が振出人に代つて支拂を爲すことを參加支拂といふ。但し小切手に就いては參加支拂を許されぬこととなつてゐる。

爲替手形または小切手の支拂人は、假令振出人によつて支拂人に指定されるとも、それに依つて必ず支拂を爲さねばならぬ義務を負はされるのではない。ただ支拂人と振出人との間に於ける關係においてのみ、即ち一定の債務を有する場合において、振出人に向ひ償還する代りとして支拂を爲すまでである。通常行はれてゐるごとく、銀行が支拂人となつてゐる場合に於いては、振出人の預金に對してのみ、支拂の義務を有するのであつて、預金以上の金額を支拂ふ義務はいささかもないのである。

また爲替手形に對しては引受制度が設けられてゐる。即ち手形所持人が手形を呈示した場合に支拂人が引取をするならば約束手形における振出人と同樣、絕對的支拂義務を負はねばならぬこととなるのである。一旦引受人となつた者が、引受の拒絕を爲すならば、所持人は公證人乃至執達吏に委囑して引受拒絕證書を作成させ、引受人に對する擔保の請求をなし得るのである。かかる請求を休止せしめる爲め、豫備支拂人乃至第三者が引受をなすことは、これを參加引受といふのである。

手形印紙稅(テガタインシゼー)

手形印紙稅は印紙稅の一種であつて我國では約束手形に課するものと、爲替手形に課するものとの二種がある。後者の稅率は一般に三錢であるが、前者は手形金額の如何によつて決定せられ、小切手及び金高五圓以下の約束手形・爲替手形は免稅されてゐる。若し印紙を貼付せずして手形を發行した場合には、貼付すべき印紙を二十倍したる科料乃至罰金に處せられる事となつてゐる。尚約束手形の稅率は二百圓以下三錢、千圓以下五錢、五千圓以下十錢、一萬圓以下二十錢、二萬圓以下五十錢、三萬圓以下一圓、五萬圓以下二圓、十萬圓以下四圓、十萬圓以上七圓の割合である。

手形交換所(テガタコーカンジョ)

手形交換所とは小切手を交換し、その債權債務等を相殺することを目的とする機關である。銀行は預金乃至貸出金の辨濟として多數の手形小切手等を收受する事となるので之が取立を一々支拂銀行に赴いて爲す事は、甚だしい手數を要する。故にこれらの手數と時間とを省く爲め組合銀行に於いては各代表が一定の處に集合し、互に手形小切手等を交換して債權債務の決濟を爲すこととしたのが、即ち此の手形交換所である。

我國最初の手形交換所は、明治十二年大阪に設けられたもので、これはその後日本銀行大阪支店内に交換所が新設されると共に廢止された。東京では明治二十年に始めて行はれ、二十四年からは倫敦交換所の制に倣つた東京交換所が設けられるに至つた。現在では東京

大阪を始めとして各地ともに手形交換所の設がある。かかる手形交換所に於いて手形小切手の交換を爲し得るものは、其地の銀行集會所に加入し、日本銀行と當座勘定の取引あるもの、即ち通常組合銀行と呼ばれてゐるものに限られてゐる。而して尙、保證として無記名國債券を交換所に差し入れて置く事となつてゐるのである。

組合銀行は豫め一定の交換關係を定めて置き交換の有無に拘らず一定の時間には交換所に出席せしめねばならぬ。我國の商法に依れば小切手の所持人が支拂人の加入してゐる交換所に小切手を差し出した時には支拂地に之を呈示したのと同樣の效力を有する事となつてゐる(『小切手』參照)。又呈示期間内に小切手の提出及び支拂拒絕があつた時には手形交換所の證明さへあれば支拂人に對して償還の請求を爲すことが出來る。若し又手形の不渡、交換の錯誤等が生じても、手形交換所はその責に任ずる事がない。

手形仲買人(テガタナカガイニン)

手形仲買人は、最初手形賣買の仲介者として賣手と買手との仲間に立ち、少額の手數料を得て居た者であるが、其後次第にかかる媒介業者たる性質を失つて、今日では、銀行その他から資金を借入れ、手形の買入及び賣却に從事してゐるのである。故に手形仲買人と云ふよりは、寧ろ手形商人とも呼ぶ可きものである。然し我國の手形仲買人は、その發達が後れてゐる爲め、今も尙手形の仲買のみを爲してゐる者が多い。

手形仲買人の業務は、その發達程度に依つて異り、一定してはゐないのであるが、英國に於ける實際を見ると大體之を三種に分つ事が出來るやうである。第一は銀行等から手形を受取り、之を最高價格に賣却して、その手數及び市場の實狀に對する知識の爲めに、一定の報酬を受けるもので、ランニングブローカーと呼ばれ、第二は手形をランニングブローカー等より買受けて、銀行その他の買手に賣却する一種の小賣人である。第三は通常割引會社と稱へられるもので、手形を割引して買ひ入れ、小賣業をも營む者であつて、多額の資本を運轉してゐるのである。

我國に於ける手形仲買人は、手形割引の仲介主なる業務としてゐる者であつて、その手數料を受取つて、歩合の低い銀行に赴いて割引したり、また我國ではコールマネーの發達が遲れてゐる爲め、銀行から手形仲買人に貸附けるやうな事がないので、一時餘裕のある銀行から資金の不足してゐる銀行への貸附けを仲介したりするのである。而して此の場合には貸附契約の成立と同時に借入れ銀行から擔保品を差入れ、資金の授受を爲すのである。其の他手形仲買人の營業科目には、爲替及び荷爲替の賣買、有價證券の賣買、不動產賣買及抵當貸借等の周旋が擧げられて居つて、これ等の仲介に對しては何れも一定の手數料を受けることとなつてゐるのである。

手形割引(テガタワリビキ)

手形割引とは後日支拂はる可き手形を、滿期までの利子を額面金額から差引いた上買入れる事を云ふのである。即ち手形割引は貸出の一種であるが、割引の際に一定の利子即ち割引料を前納せしめる點に於いて、普通の貸出しと異つてゐる。然し乍ら割引依賴者は手形に裏書きをした上で交付するものであるから、割引者は同時に手形上の權利を有する事となり滿期日には手形の振出人乃至支拂人から手形金額を受けるのであるが、若しこれ等の債務者が支拂を拒絕した場合は割引依賴者に償還を請求する事が出來る許りで、依賴者が償還しない時は、割引者の損失となるのである。故に手形割引は貸出しの形式となつてゐるが、實際上は買入れを爲すと同樣である。割引を爲され得る手形は、約束手形乃至爲替手形であり、且つ一定の期限を有し滿期となつてゐないものに限られ、滿期手形及び一覽拂は割引の對象となり得ないのである。此の割引に當つて差引かれる利子は、割引料と呼ばれて居り、割引料の歩合は割引歩合と云はれてゐる。割引歩合は通常百圓に對する日歩を以つて定められてゐるが、歐米諸國に於ては年利率を以つて定められて居るのであつて、割引歩合の高低と云ふことは割引料即ち利子の高低と云ふ事を指すのである。又割引依賴者に支拂はれる手形金額は、即時に現金を以つてされることもあるが、一旦依賴者の當座勘定の貸方に記入せられ何時にても請求し得る所の債權となる事もある。それは手形割引が多く商品の買入れ、債務の辨濟の爲めに依賴されるもので必ずしも現金を必要としないからである。即ち受取つた金を銀行に於ける自己の預金に振替て置き必要に應じて小切手を發行すれば良いからである。故に銀行は手形の割引に依つて、必ずしも貨幣の支拂を爲すものでなく、却つて預金を增加せしめる事となるのである。

帝都復興院(テートフッコーイン)

大正大震災の後を承けて、『東京及び横濱に於ける都市計劃事業の實行及び市街地建築物法の施行その他興復に關する事務を掌る』(同官制第一條)官署である。之が官制は大正十二年九月五號を以つて公布された。内閣總理大臣の管理に屬し、總裁(親任)、副總裁(勅任二名)の下に、關係各廳高等官を始め、有力なる實業家等が參與に任ぜられてゐる。

帝都復興審議會(テートフッコーシンギカイ)

大正大震災の後、『内閣總理大臣の諸問に應じ、帝都其の他震災地の復興に關する重要なる案件を審議する』(同官制第一條)爲めに設けられたもの。これが官制は大正十二年九月十九日の勅令第四百十八號を以つて公布された。委員は國務大臣の禮遇を受くるもので、内閣諸大臣を始め、各政黨首領・大實業家などがこれに任ぜられてゐる。

帝國主義(テーコクシュギ)

帝國主義とは政治上の術語であつて國家の擴張を以て社會生活の最高善又は最良策となすものをいふ。故に如何なる主義理想を有する國家も、必要に拘らず自己の勢力及びその勢力を用ふる機會の許す限り、世界の表面に於て成べく多くの領土を割取し、又はその勢力範圍を扶植するを以て主義とするものである。かかる理想を高調したのは、**マキアベリー**であつて、彼は國家を以て最上の善なりとし、國家以外に文化的存立は到底存し得ないが故に、これがためには何事をも犧牲に供せねばならない。蓋し國家は道德を保護し、人類の文化的事業を保護するものなるが故に、國家があつて然る後始めて家族及びその他の團結をなし得る。從つて國家が一度滅亡するに於ては、現世に於ける生活を幸福ならしむる基礎が全然破壞せらるるを以て、如何なる手段方法を用ふるとも、これが繁榮を圖らねばならないことを說いてゐる。この意味に於て、帝國主義はその領土擴張と勢力扶植の政策を敢行せんがために勢ひ最後の手段として武力的勢力を必要とするやうになつて來る。即ち必然に軍國主義を隨伴するものといはざるを得ない。古代羅馬の帝政主義、近世の英國に於ける植民政策、二十世紀に於ける獨逸の汎獨主義は何れもかかる帝國主義の理想より起されたものである。

テロリズム

テロリズムは英語の恐怖(terror)から出でたものであつて、恐嚇主義といふ意味である。

爆彈・劍鉾及びその他の武器を以て、ある人を襲撃したり暗殺したりする手段をいふ。勿論他人を暗殺襲撃することが直ちにテロリズムといふのではなく、政治上または社會上の要求が尋常なる手段を以て達せられない場合非常手段に訴へて要路の大官なり、或は特にその要求を阻止せんとする者なりに對して恐怖手段を用ひ、彼等を威嚇震撼せしむる行動をいふ。從つてテロリズムの行はれる場合は極端に言論の抑壓が加へられる時か、政府又は資本家等が武斷的にかかる反抗を誘致するやうな行動を採る時に現はれるものである。例へば露西亞の虛無黨員がアレキサンダー二世の治下に採つた非常手段の如きは、その最も代表的な事實と見る事が出來る。(『虛無主義及虛無黨』參照)。

鐵道(テッドー)

鐵道なる言葉を極めて廣義に解すれば、鐵乃至鋼鐵の軌條を作り、人又は貨物を運送する爲め車輛を運轉する設備を總稱することとなるが、普通には鐵乃至鋼鐵の軌條に依つて、蒸汽力を用ひ公衆の爲めに交通及び運輸の便を計る機關を意味するものとされてゐる。即ち動物力によつて運轉する鐵道馬車、電氣による電車等は鐵道の中に包括されないことになるのである。

鐵道は交通運輸の機關として、今日最も重要なる地位を占めてゐる。一八一四年ステフェンソンによつて蒸汽機關車が發明されて以來、鐵道が產業發達の上に齎らした功績は實に著しいものであつた。產業革命によつて全く一變した生產の增進に應じて、之が運搬販路の擴大の機關となつたものは、實に此鐵道であつたのである。

世界最初の鐵道は一八三〇年に開業されたリヴァプール・マンチェスター鐵道であつた。米國も亦一八三〇年に鐵道が開通された。一八三二年には佛蘭西にも行はれ、一八三五年には白耳義及獨逸に開通された。また同三十七年には墺太利、同三八年には露西亞、同三九年には伊太利及び和蘭にそれ〳〵蒸汽鐵道が設けられた。我國に於いては一八七二年に東京横濱間の鐵道を開いたのが最初である。

今日における鐵道の世界總哩數は、七三二、八八〇哩に及んで居り、其の約三分の一を米國が占めてゐる。即ち一九一六年において米國は二六一六、三八〇哩を有してゐたのである。其他の諸國中、ドイツは三九、六〇〇哩(一九一四年)、英國は二三七〇九哩(一九一六年)佛蘭西は三一、九五八哩(一九一四年)露西亞は四八、九五五哩(一九一六年)の鐵道を有してゐる。また我國に於ける總哩數は一九二四年に九、九九七哩强であり、臺灣及び朝鮮に於ける哩數は一、四四一哩である。

鐵道政策(テッドーセーサク)

鐵道は經濟的社會發達に對して、頗る緊密な關係を有するものである。故に鐵道に對する保護監督は、何れの國家に於いても重要なる問題とされてゐるのである。鐵道政策、即ち鐵道に對する保護監督の方針の中で最も重要とされるのは、之れを國有とす可きか、私有とす可きか、また私有制度の下に於いては、如何なる程度の干渉を爲す可きかといふ事である。

鐵道國有論の主張する所は、鐵道敷設は莫大な資本を要し、且つ產業發達の爲めには利潤を得ることの出來ぬ地方にも敷設しなければ

ならぬものであるから、私營に任すことは不利益であると云ふにあり、是に對して私有論者は私營の場合には競爭が生じ、事務の敏活貸率の低下が計られるといふ理由で、私營主義を可とすると主張してゐるのである。

然し乍ら此問題は、各國產業狀態の相異、即ち資本主義の發達程度、及びその他の事情の異るに從つて、それ〴〵其適する所を決定するより外はない。國有か私有かの問題は相對的のものであつて、決して絕對的のものではないのである。事實上、英米は私有主義に一貫し、獨・露は大體國有主義に從つて居り、また佛・墺は私有・國有相半する狀態にある。

英國は近世工業の誕生地であり、且つ自由主義の國である。故に鐵道は全部私人の資本を以つて建設され、何等國家の補助を借らずして今日に至つたのである。然し乍らその自由主義の英國政府も、產業上の狀態が全く異る處の植民地に對しては國有政策乃至補助政策を採る外はなかつた。植民地に於いては產業の發達頗る遲く、私設會社を設ける事は甚だ困難であつた。然しかゝる地方を開發する爲めには政府自ら經營するか、私設會社に對して多大の補助を與へるかによつて、鐵道を開通せしめねばならなかつたのである。

米國も亦私有主義であるが、然し鐵道の現はれる最初においては、產業開發の爲めにその敷設を奬勵せねばならなかつた。一時鐵道が濫興し、種々なる弊害が生じたのは、かゝる政策の結果だつたのである。其他、露・獨・墺・佛等の鐵道政策は、何れも其の經濟的及社會的事情によつて決せられてゐるのであるから、國有・私有の問題は一般的に決定することが出來ないのである。

我國に於いても、鐵道の輸入されたのは產業の發達極めて幼稚であり、一般の企業者も大規模の事業に慣れぬ時代であつた爲め、最初は國費を以て經營されてゐたのであつた。其の後一時私營を奬勵し、國有鐵道をも私立會社に拂下げた事があるが、私設鐵道が濫興されて、激烈なる競爭を生じ、苦境に立つ鐵道會社も續出したので、明治三十九年より四十年にかけて私設會社の買收が行はれた。以來全國重要線路は全部政府の直營となり、私設鐵道に對しては一定の監督と保護とを與へることゝしたのである。(『鐵道』參照)。

哲學(テッガク)

哲學の原語は希臘語のフィロソフィア(智慧)の兩者より成るもので、字義通りにいへば「智慧を愛す」の謂に外ならない。而してフィロソフィアなる言葉を最初に用ひたのはソクラテースであつたが、彼は愛智の最も高度に進められたる結果と解してゐた。元より哲學なるものは愛智の結果たることいふまでもないが、今日說かれてゐる定義は歸一するところがない。

抑も我々が萬有一切の現象に向つてその現象の眞を知らんとするのは智の要求である。而してその要求を滿足せんとして努むるのは智を愛する所以に外ならない。哲學がその要求に出でたことはいふまでもないが それと共に、一切の科學及び一切の學說もまたこれに淵源してゐるのであるから、單に愛智を以て哲學となすことは出來ない。玆に於て哲學とは愛智が高度に進められたものであるといふ。即ち現象の相互關係より生ずる眞を知らんとすれば、これらの關係の由つて生ずる所以の眞を探求するものである。換言すれば現象以下の狀態作用を知るのみを以て滿足せず、その現象の根本原理を發見せんとする學問が哲學である。それ故に哲學の意義を最も廣く解すれば、宇宙の根本原理を究明する學問なりといふことが出來る。然し哲學は宇宙の根本原理を研究するを以て目的とするも

のではないが、その攻究せられたる知識は單に各種の原理を蒐集するのみではなく、秩序の統一及體系を有する思考の全體でなければならない。これ同一の原理を示すにしても、詩歌及び藝術と意義を異にする所以である。而してまた哲學が科學と異なる所以は、科學に於ては一つの現象を他の現象より局部的に制限し、その特殊相の範圍内に於て他の相との關係を極覈するに反し、哲學は此等の特殊相を以つて研究の對象とせず、直ちに宇宙全體を以つてその研究對象とする。從つて哲學は科學が局部的なるに反し、普遍的な學問である。のみならず、科學は現象を實在とし、その現象以下に於て諸原理を發見せんことを目的とするものであるが、哲學はこれらの現象以上に溯り、その現象の起因本體に關する原理を求めんとする學問である。更にこれが宗教と異なる所以は、宗教が情的に信仰を以つて滿足せんとするに反し、哲學は合理によつて滿足を得んとする。故に宗教は實踐的にして主觀的なれど、哲學は理論的にして客觀的である。

これを要するに、哲學は宇宙全體を研究の對照とし、科學的思考によりてその最始源の原理、即ち萬象の存在または發現の第一原理を攻究するものであつて、更にこれを分類すれば、事物全體の第一原理を攻究する形而上學（本體論）知識の第一原理を攻究する認識論（知識論）と更に事物存在の第一原理を攻究する人生哲學・宇宙論・究竟哲學等に分つことが出來る。

鐵工業（テッコーギョー）

鐵工業なる言葉を狹義に解すれば、鑄冶された鐵材を以つて、機械及び工具等を製造する工業のみを指す事となるが、普通には採掘したまゝの鐵鑛を材料として、機械工具の製造及び造船等に用ひられたる鑄鐵・錬鐵・鋼鐵等の鐵材を製造する處の製鐵業も亦包括されることゝなつてゐる。鐵材に鑄鐵・錬鐵・鋼鐵の三種があるのは、炭素含有量の如何に依るのであり、鑄鐵の炭素含有量が最も多く、鋼鐵これに次ぎ、錬鐵は最も少いのである。鑄鐵は炭素の含量が多い爲め、鈍くして鍛合に適せぬものであるが　低度の熱によつて容易に溶解するので、機械製作上の材料として需要される。含量が少い錬鐵は鎔解することは困難であるが、然しその性質柔軟でありまた鍛合に適するので橋梁や鐵道等に用ひられる。鋼鐵には普通鋼及軟鋼の二種があるが、普通鋼は堅剛であるから刃物類に　軟鋼は柔軟で錬鐵に似てゐるので、機械・電氣・建築等の用材に使用される。

今日生產上使用される機械及び工具は、殆んど全部鐵材を使用して造られるので、狹義に於ける鐵工業は甚だ重要なものであるが、我が國に於いては明治に至るまで、其發達極めて微々たるものであり、僅に砂鐵と木炭で造られた鐵材を以つて、日常の小器具を製造してゐた過ぎなかつた。維新以後は製鐵事業も盛になり、岩手縣釜石の田中製鐵所、九州の八幡製鐵所（官營）を初めとして各所に製鐵が行はるゝに至つた。然し歐洲大戰の行はるゝ迄は　我が國に於ける機械鐵工業、即ち狹義の鐵工業は、鐵材の大部分を海外に仰いでゐたのであるが、大戰による輸入杜絶に刺戟を受け、內地產の鐵材が用ひられる量も次第に多くなつて來たのである。

機械鐵工業は　機械製造業・船舶車輪製造業・器具製造業・金屬器製造業等に分たれ、その中鐵材を使用することの最も多いのは機械製造業であり　船舶・車輪製造業及び器具製造業がこれに次ぎ、金屬品製造業は他の金屬を使用することが多いので鐵材の使用量は最も少いのである。何れにもせよ、狹義の鐵工業はこれ等の機械工業の中に包括されてゐるのであるから、その發達も亦機械工業の發達と相伴つてゐる。

尙、製鐵品の中で最も重要視されてゐるものは、機械類・附屬品類・建築用材等であつて、價格の上から見れば、これ等の三種は總鐵製品中の七割を占めてゐるのである。

土地（トチ）

土地は經濟學上では勞働及び資本と共に生產の三大要素として擧げられる。蓋し土地は人類の生存に必要な一定の空間と一定の場所を與へ、有機無機の生活資料を包藏し、植物を生長せしめるのである。而して土地は不變性及び可變性を有する。不變性とは面積及延び長に關する方面である。土地の廣袤は人力を以て如何とも爲し得ぬと同時に、一定面積の土地が如何なる地位にあるかと云ふことは、その土地に特殊の氣候及地形を與へるものであつて、これも人力で變更する事の出來ぬものである。土地のかかる固有性は住民の文化及經濟の上に大なる影響を及ぼすものである。商業が地中海沿岸の諸港に最も早く發達したこと、又は氣溫の低い土地に住んでも自然界と不斷の闘爭を續けねばならなかつたゲルマン民族の間に文化が非常に發達したことなどは、その一例である。土地はかく不變性・固有性を持つものであるが、人類の經濟的活動の發端は實にこの不變性に打ち克つことである。文明が進むに從ひ、土地の不變性が人類に與ふる抑壓は益々緩和される。近世交通の發達は、土地の地位的特性の上に大なる影響を及ぼしたのである。土地の可變性とは土地の物理的化學的性質は人力によつて著るしく變更することが出來る。耕作は即ち土地の豐度を增す目的を以つて行はれるもので、古來樣々の段階を經て今日の如く發達した耕作法を見るに至つたのである。然し土地豐度は無限に增進し得るものでないこと勿論である。土地は面積に於て有限なると同時に、豐度增進の可能にも一定の限度がある。收穫遞減の法則なるものが玆に生じて來る（『收穫遞減の法則』參照）。

土地は、社會學の方面では、血族關係と共に、人と人とを結合せしむる要素として重要なる事を認められてゐる。地域團體なるものは即ち土地をもつて結合せる團體である。地域團體の最も發達したものは今日では國家であつて、國家は一定の土地・人口及主權を基礎として成立するものである（『地域團體』參照）。

土地制度（トチセード）

【概說】現代に見る如き土地私有制度は、動產の私有制度よりも遙かに遲れて發達したものである。如何に遠い原始時代に溯つて考へて見ても人が動產に對する私有の觀念を絕對に持つてゐなかつたと云ふ事は有りさうもない事である。然し土地に對して恰も現代人が海に對する如き考へを持つてゐた時代はあつたらうと想像されるのである。人類の文化が稍進んで民族團體を生じてからでも、狩獵民族は土地に對しては特別の注意を拂はなかつた。ただ狩獵の必要上一定の地域をば氏族全體の勢力範圍としたに過ぎぬ。牧畜民族も亦然りで、彼等は初め群をなして、草原の彼方此方をさまよひ歩いたのである。後ち土地への定着が始つてからでも、氏族全體に依る共有制は、私有制の出現迄久しい間續いた。農業民族も矢張り同樣である。彼等は他の民族に先んじて、大地への定著を始めたが、共有制は一般に行はれ各人は共有地に對する使用權を認められるに過ぎなかつた。人口增殖し生產方法が發達し、大家族制が現るゝに及び、共有性は漸次に私有制に移り、世襲が行はれるやうになつた。而して封建制が崩壞し、近世社會が建設せられるに及び、個人による土地の私有制が成立したのである。（『原始共產制』參照）。

【日本の土地制度】 上古時代に於ける日本の土地制度は封建制度に類似したものであつた。朝廷の直轄に屬するものは御縣・屯倉・御子代・御名代等の土地で、國造及縣主等は各地に蟠居して土地及人民を私有し、臣・連等の諸豪族は田莊を私有した。この外に寺神領と稱するものがあり、神社及佛寺に屬してゐた。中古時代は大化改新に始まる。大化改新は從來の封建的制度を改め、中央集權の制を立て郡縣制を採つた。諸國の屯倉御子代及び御名代を廢すると同時に、田莊を沒收して國有となし、人民に分與し、位階に從つて官吏に分與する制を立てた。班田收授の制と稱するものは卽ち是れである。同法は宅地及園地は奴婢牛馬と共に人民の私有を許したが、田地公有を一般原則とし、永世所有を許さず、唯使用收益のみを認めたのである。然るに班田の制は唐制に模倣したのであつて、當時の國內の實情に合つたものではなかつたので間もなく廢れる樣になつた。卽ち『田地』及『園地』は最初より純然たる私有地と認められ賣買することを許され、『墾田』といつて各人が開墾した土地を私有する事を許されたので富者は競つて開墾し私有地を擴大した。又『功田』といふものは、功勞あつたものに給與した土地であるが、此等の私有地より漸次に莊園が發達し、土地は世襲相傳を一般の原則とするに至つた(『班田』參照)。近古時代に入つて源頼朝は武家政治を開き、封建制度を布き、莊園を化して封地とした。頼朝は諸國に守護を置き、莊園に地頭を置いた。守護は刑事裁判官を勤め、地頭は初め收稅の任に當るに過ぎなかつたが遂には裁判權をも收めるに至つた。かくて多くの莊園の裁判官が將軍の御家人たる地頭の手に移つたので、莊園の大部分は封地と化するに至つた。鎌倉時代には領家卽ち莊園の領主は、地頭と相對立することが出來たのであつたが、南北朝室町時代を經て、全國の土地は大抵武家の所領となり、大名領地の發達を見るに至つた。大名領地の制は德川幕府の時代に於て中央集權的封建制度が確立するに及び、人民は自由に土地を私有し賣買し得ることを公法上に認められ 政府に對しては一定の地租を納めれば足ること丶なつた。但し土地收用法なる法律があつて 公共の利益の爲に必要と認められた時には、一定の代償によつて、所有主の意志如何に關らず、土地を收納することの規定が存してゐる。私有地以外の土地としては、皇室御料及び國家の所有にかゝる公有地とが存する。

トインビー(アーノルド)

トインビー(Arnold Toynbee)は、一八五二年倫敦に生れ、幼くして父を失ひ一度び軍人を志し、轉じてオックスフォード大學に哲學歷史經濟を學び學位を受けて母校バリオル カレヂに教鞭を採つたが、初め東印度統治を講じ、後經濟學原理及經濟史を研究し、享年三十一歲で一八八三年死んだ。

トインビーの名は英國産業革命史の研究とは不離の關係がある。彼は一學究に止まらず進んで社會事業に身を投じた。社會民衆の物質的道德的向上は、上下二階級の接觸融和にありと信じ、實事業は著しく救貧的の色彩を帶びてゐた。彼は暇ある毎にロンドンの貧民窟に投じ、無智を誨へ、困窮を救ふと共に又

主義思想の宣傳に力め、所謂『ユニヴァーシチ・エキステンション』運動の急先鋒を爲した教會の改革、勞働組合の組織、博愛事業等、彼に負ふ所多く、彼の歿後は同志相謀つて『トインビー・クラブ』を組織し『インビー・ホール』を建設して彼の名を傳へた。その著としては『産業革命論』あるのみである。

問屋(トイヤ)

【概說】 問屋とは他人の委託を受け自己の名義のもとに商品の販賣及び買入を爲すところのものである。故にこの言葉は、卸賣商なるものと同樣に使用せられることもあり、また我が舊商法に於けるが如く、仲買人と呼ばれることもあるのである。然し乍ら問屋は、かの代理商のごとく、特定の商人の爲めにのみ營業するものではない。問屋は他人の代理者となつて賣買に從ふ際にも、自己の名義を用ひ、賣買の相手方に對して自ら權利の主體となるものである。問屋はかくの如く自ら賣買取引の主體となつてゐるにも拘らず、その賣買は他人の計算において爲すのである。卽ち取引の結果たるところの損益は全く委託者たる他人に歸するのであつて、問屋そのものは全く一定の取次行爲の報酬として一定の手數料を得るのである。卸賣商なるものは、自己の爲めに大量的なる商品賣買を爲すものであり、問屋は卸賣商と同樣に感じられるにも拘らず、實は他人の委託のもとに他人の計算において取引を爲すのみであつて、自己の資本を以て他人の爲めに取引を行ふところの問屋とは、その契約については問屋規定中に特別の定なき限り、民法委任に關する特別規定が適用されるのである。

【沿革】 問屋の起源に就いては種々なる說があるが、然し古代に於いては商業取引が甚だ幼稚であり、且つ遠隔の地に對する取引が少なかつたが故に、問屋の存在を見ることがなかつたと信ぜられる。中世に至つて海外貿易が勃興し、商人は本國を離れて遠く外國に通商を營むことゝなるに從つて、自己の資本を以て他人の爲めに取引を行ふところの問屋(factor)が生じて來たのであつた。然しこれも最初は極めて一時的なものであり、今日に於けるが如く一定の營業所を有するが如きことがなかつた。其後海外取引が漸次盛になり、商人は各要地に支店を設置して取引に從つたが、此の方法によるときには、取引の結果、損失を招く場合にも尙、支店維持の費用を支出しなければならぬ等、不便なことも多かつたので、其地に定住する商人に委託し此の商人の名義によつて取引を爲さしむるに至つたのである。殊に十六世紀初頭における郵便制度の普及と、それによる通信方法の發達とは、問屋の發達を助けること著しかつたのである。

我國に於いては慶長及寬永の頃よりして問屋が存在してゐた。然し乍ら當時において問屋と呼ばれたのは、一種の卸賣商のことであつて、嚴密なる意味での問屋ではなかつたのである。卽ち問屋は製造者と販賣者との中間に立ち、その貨物を媒介するものであり、各販賣者はこれに就いて貨物の有無を問合はせ、その買入れを託するものであつた。問屋なる名稱はこゝから來たものである。且つまた問屋は問丸・津屋等種々なる稱呼を與へられてゐたのであつた。問屋の組合は名曆・正德年間より江戶に行はれ、享保六年に至つては幕府が自ら諸問屋聯合の制を定めた。而してその種類を區別して十組問屋と呼び、西河岸に命所を置いた。十組合は其の後、每年冥加金を輸納し株式を受けて營業することゝなり。若し破産する者がある場合には、聯合の者をして虧株を擁せしめ、適當の者を選んでこれを讓與させたのであつた。天保十二年に至り

冥加金の輸納は廢止せられたと共に、聯合の制もまた廢されて、賣買取引は全く自由に行はれることゝなつた。然るに賣買が自由となつてからは、市場の物價は忽ち平準を失ひ貿易は澁滯して來たのである。嘉永四年に至つて再び聯合の制を用ひた。而して此の度びは冥加金を納付せしめないことゝし、文化以前の種目によつて定めたので、それ以後に創立された問屋は、これに加入することが出來なかつた。文化以後設立された問屋は、小額の冥加金納付を願ひ出でて許されたのである。かゝる制度は維新に至るまで繼續してゐたが、明治に入ると共に廢止され、問屋は何等の拘束もなく、自由に何人に依つても經營され得るやうになつたのである。

統計（トーケー）

統計は數學が數そのものを研究の對象とするに反し、數を手段として社會の現象を個々的に見ず全般を對象として取扱ふものである。故に數學が數に終始するに反し、統計は觀察したる社會現象を數及量によつて表示するものである。從つてまたその觀察したる同一種類の現象を、過去に比較し、以つて將來を推測することを得るものであり、且つこれを他の社會に於ける現象と比較して、その優劣多少を知る事も出來るのである。

要するに統計は社會の大量的現象に對し、數字的說明を與へるものであつて、これ等の說明を簡易にし、また分類し、種々なる社會現象の關係を明瞭ならしめるところの方法であり、統計の編成は普通數字を以て爲し得るものもあるが、複雜なるものは高等なる數學思想を必要とする。統計學とは、かゝる統計的研究方法であると同時に、社會の大量的現象なる特殊の研究對象に對し、統計による特別の研究を爲す處の科學であるが、その定義については多くの學者により、種々なる說が立てられてゐる。その最も著しいものは、統計學は單なる研究の方法に過ぎぬもので、科學として獨立し得るものでないと言ふのと、獨立の研究方法とその研究對象とを有するものであるから、優に獨立の科學と認め得るものとするのとである。

然し統計學は一面に於いて研究方法たると同時に、他の一面に於いては一個の科學としての一面のみを獨立し得るものであるから、その一面のみを以てしては全意義を包括せしむる事が出來ないのである。卽ち統計學は統計、換言すれば數及び量を以つて、社會の大量的現象を觀察し、その特徵を明かにし、推移及變化を研究する所の學問なのである。

德川吉宗（トクガワヨシムネ）

紀州侯德川光貞の第三子、貞享元年和歌山に生れた。元祿十年、越前鯖江に封ぜられたが、光貞薨じて兩兄も早く世を去つたので寬永二年に紀伊家を繼いだ。正德六年、將軍家繼早世して嗣子がなかつたので、出でて八代將軍となり在職三十年、治績大に擧つた。晚年西丸に隱居し寶曆元年六月六十八歲で薨じた。德川中興の名君と仰がれる彼の治績としては（1）自ら卒先して節儉を勵行し、前代以來の幕府財政の窮乏を救つたこと。（2）前代に新井白石が計畫した貨幣改鑄の事業を完成したこと。（3）米價の動搖を防いで、種々なる調節策を試みたこと。（4）物産の發達を計り、藥用人參の栽培、甘藷の移植、砂糖の製造等に努めたこと。彼には紀州政治草、紀州政治鑑等の著があつた。

得意廻り（トクイマワリ）

得意廻りとは商品見本を携へて、得意先を訪問し註文を集むる所の商人を云ふ。得意廻りの中には、主として商工業者等の如く商品を交換乃至加工して營利を計る者を得意とするものと、一般の直接消費者を得意とするものがある。所謂御用聞きなるものは後者を指し

商業旅行人（commercial traveller）と云はれるものは、通常前者を指すものと解せられてゐる。

消費者を顧客とする得意廻りは、甚だ小規模であり、訪問範圍も極めて狹小な地域に限られてゐるものであるが、商工業者を顧客とする得意廻りは、何れも大規模であり、旅行範圍も廣く、遠く各國を巡遊する者が多いので從つてまた國際間の問題ともされるのである。以下此の意味の得意廻りのみに就いて述べる。

かゝる得意廻りの現はれたのは、極めて近代のことであり、商工業の發達が最も進んでゐた英國に於ても十九世紀に入つて漸く發生したのであつた。それは十九世紀に入つて以來交通機關が著しく發達し、從つて市場の擴張が行はれて來たこと、物品の生產力が增進して來た爲め、新販路の獲得が必要になつて來たことゝに依るものである。十九世紀の後半以後は、さらに著しく得意廻りが發達して來た。そして外國にそれを派遣することも亦盛になつて來たのである。從つて此の種の得意廻りは新商品の紹介、新販路の獲得に貢獻すること極めて多く、外國貿易の發展上重要な機能を盡すものとなつて來たのである。

得意廻りは其の數が增加するに從つて團體を作つて共同の利益の增進を計り、相互救濟に努めるやうになつて來た。これは各國ともに共通の現象であつて、或は鐵道會社に交涉して鐵道運賃の引下げを爲さしめ、或は商業に關する法律の制定に付き當路者に意見を陳述し、或は得意廻りの養成、貴族の救濟に努める等種々なる活動を爲すに至つたのである。これと共に、得意廻りが增加するに從つて、內國商業保護・國庫收入增加・保安警察維持等の爲めに、各種の制限を設くる國家が生じて來た。卽ち或は一般外國人の入國乃至營業を禁じ、或は註文取集を爲すには其國官廳の許可を要することゝし、この許可に對して重稅を課し、或はまた見本に對して重稅を課する等の如きいづれもそれである。

かゝる制限が得意廻りにとつて、不便極まるものであることは言ふまでもない。從つて商業の自由を高調しこれ等制限の撤廢を要求する叫びも次第に盛になつて來たのである。これが、近時締結される通商條約中に、入國・營業等の自由、見本品の條件付免稅等が規定される所以なのである。

特殊部落（トクシュブラク）

特殊部落なる用語は比較的新しい言葉で、從來穢多非人と呼ばれ、普通人民と隔離されて別に一個の部落を形造れる一部の人々を指すのである。穢多非人が如何なる起源を有し、また如何なる待遇を社會一般より受け來つたかは、別項『穢多』に述べてある。兎に角穢多族は日本國民中、最下層の民として昔から取扱はれ、通常の百姓町人も之と對等の交際を拒んだ。穢多族は社會より最も賤しまれた職業、主として皮革に關する職業を行ひ、普通人民の間に伍することを許されずして、村や町はづれなどに、一廓をなして住居したのである。明治維新後穢多族なるものは國法上抹殺されて、新たに普通の平民の列に加へられたのであるが、彼等に對する古來よりの傳統的觀念は拔け切らず、こと更に『新平民』などゝ稱して賤しんでゐたのである。彼等は、正當なる國民として、國家に對する義務は完全に負擔せしめらるゝに至つたに關らず、一般社會は彼等を依然として昔ながらの屈辱の中に止めて置かうとするのである。被壓制者と壓制者とが存する限り、何時の世にも兩者の鬪爭は免れることが出來ない。古來穢多族に關して起つた社會問題は枚擧に暇がない。大正九年の米騷動には、彼等は中心動力であつたと云はれてゐる。明治四十年の內務省調査に

よれば、全國を通じてその部落數五千四百餘、戸數十三萬七千餘、人口七十九萬九千餘であつたと云ふのであるが、この數は年々增加しつゝあるものと見て宜い。從來特殊部落民は社會外にて社會を作り、一般社會と接觸することが稀であつたから、自然と言語・風俗・習慣等に特異の點が多く、生活の標準は甚だ低位である。彼等の生業は不定であり收入は鮮ない。狹い社會内で婚姻せねばならないから、勢ひ近親結婚が多くなる。住居の範圍が限定されてゐるから、人口は殖えるに從つて密集する。此等の原因は相俟つて彼等の體質的・道德的の墮落を來さねば止まぬ。特殊部落が屢々惡疫流行の源となるのは之が爲めであり、犯罪者を出すのも之が爲めである。かくて特殊部落改善と云ふ樣な問題が、社會政策によつて提唱され始め殊に先年の米騷動以來この方面に注意を向ける人が多くなつたやうである。然し乍ら屈辱と絶望の暗黑のどん底に、光を求めつゝある人間本能は、彼等をしていつ迄もなまぬるい僞善的政策に滿足せしめては置かないだらう。社會的精神が緊張し行くに從つて、彼等は何等かの形態に於て自己の解放を企つるに至ることは想像するに難くない。

富（トミ）

富とは財を總括的抽象的に云ふ言葉である。從つて富を構成するものは一切の財でなければならない。卽ち價値を有する財（經濟財）のみならず、無價格なる財（自由財）例へば空氣日光のごときものも、富なる言葉に包括され得るのである。（『財』參照）。

然るに富は往々にして經濟財のみの包括的抽象的名稱であるかの如く解せられてゐる。卽ち三井・三菱の富と言ふが如き場合には、三井・三菱の有する經濟財を意味してゐるのである。かゝる解釋は、財なるものを經濟財のみに限ると同樣の誤りであると言はねばならぬ。財は必ずしも價値を有するものでないのである。卽ち此の誤謬に基くものである。

トラスト

【概說】 トラスト（trust）とは市場の獨占を目的とする企業の合同を云ふ。今日の社會に於いては自由競爭を原則としてゐるので、市場における競爭は、次第に小資本の企業を驅逐し資本の集中を促進せしめる。（『資本集中說』參照）。かゝる傾向が個人的企業をして漸次に株式會社による合同的企業に進ましめたのである。トラストは合同的企業の最も大なるもので、かゝる個人的乃至株式的の合同企業を統合し、以つて他の企業を征服し市場の獨占を計らんとするのである。

等しく市場の獨占を目的とするものにカルテルがある。然しこれは企業の聯合を爲すものでトラストの如く合同ではない。卽ちカルテルを形成するものは、多くの獨立せる企業であるが、トラストは構成分子の全部が合同して一個の企業を成すのである。故にカルテルを企業聯合といひトラストを企業合同と呼ぶ。トラストは市場の獨占に於いて、カルテルよりも更に有效なものである。それは先づ第一に生產費を節約し得るからである。卽ち經營を集約的と爲し、生產費を低廉ならしめ、生產能率を增加せしめ得る設備を爲すことが出來るのである。嘗てウキスキー・トラストが八十の工場によつて行はれた時、その中六十八工場を閉鎖して、十二工場に全力を注ぎ以つて從前通りの生產を爲したことは著名なる事實である。斯くの如く集約的經營が行はれる以上、勞働者及び諸便用人の節約が行はれることは言ふまでもない。米國においてはトラストの成立する毎に、多數の勞働者が失業の悲運に逢著せることは、動かす可からざる事實である。トラストはかくして生產費を節約し得る許りでなく、實に原料・補助材料等の購入に際しても、多くの利益を得ることが出來るのである。

しかのみならず、トラストはまた販賣上の諸經費をも省き得るのである。卽ち小企業家が個々に廣告・販賣出張員・代理店等を維持し且つ擴張する爲めには、少なからざる費用を要するのであるが、之を合同とする場合には甚だ多くの節約を爲し得るのである。例へば米國の釀造トラストが、販賣員の節約のみで年百萬圓の差を生じたと言ふが如き事實に徵して、これ等のものの節約が決して少なくないことが知られる。

此の外に尙、生產物の運送費が節し得られる。各企業分立の場合には、それ〴〵販路全體に互つて運送を爲さねばならぬのであるが、若しトラストに集合されるとすれば、運送業者に對して有利なる地位に立ち、運賃の割引等を行はしめ得るのみならず、またそれ〴〵の販路に最も近き工場より輸送を爲し得ることとなるのである。更にトラストは大經營に伴ふ利益として、製品貯藏額を減少し得るのである。この事もまた見逃がす可からざる利益となつてゐるのである。

かくの如く種々なる利益を持つトラストは、市場に於ける他の小企業者と競爭する場合に、極端たる投賣りをも行ふことが出來るのである。それは生產品が低廉なる上に、多額の資本を擁するからである。この點は他の小企業者にとつて全く致命的打擊で、一と度び投賣りを行はるれば彼等は遂に市場における敗殘者とならねばならぬのである。卽ちトラストは市場獨占の目的を、かくして容易に達し得るわけであるが、市場獨占の目的を達した曉には、彼等は生產費の低廉なる爲め、多少低廉なる商品を提供するとも、尙莫大の利益を擧げ得るのである。

【種類】 トラストにはその組織の異るに從つて、(1)信託組織、(2)票決委員組織、(3)合併組織、(4)持株組織、(5)利益共同の五種がある。トラストは本來信託組織のものゝみを稱し、他の種類に屬するものはその轉化したものに過きない。卽ち信託組織に於いては、合同せんとする各會社の株主が、その株式所有權一切を擧げて之を信託委員と稱するものに一任し、此の委員（それは通常七名乃至九名から成る）によつて組織される信託委員をして一切の株主に代る營業權を行はしめんとするのである。從つて株主の信託は一切これを取消すことの出來ぬものであり、信託委員會は各會社の株主が信託する株式數に應じて、それ〴〵信託證券に對して利益の配當

を爲すのである。此の場合各會社は表面上獨立してゐる如く見えるのであるが事實に於いては全く信託委員の支配下にあるのである。票決委員組織に於いては、株主は從前通り株式を所有し、唯株主としての票決權を永久に票決委員の手に委ねるのである。また合併組織とは以上二者とは異なり、加盟企業を全然合同して、全く一個の統一的大會社となすものであり、加盟會社は表面的にも實際的にも獨立性を失ふのである。これは新設の大會社が舊來の會社を買收する形式を以て行はれることが多い。

株主組織とは合同を爲す會社の株式を購入する新會社を起すのである。即ち別に一會社を起し、此の會社をして各合同會社の株式を全部又は半數以上購入せしめるのであるから、各企業の經營權は當然新會社の重役に移ることになる。最後に利益共同組織と言ふは、何等強制的なる約束によることなく、同種各企業の間に同一の利害關係を生ぜしめ、從つて同一の步調をとらしめて、以つて市場獨占の目的を達するのである。その爲めには、加盟企業が互に他の企業の株主となることもあれば、各企業の間に利益均分の組織を設けることもあるのである。

【沿革】 トラストは米國において最も盛に行はれてゐるが、同國においては一八八一年に石油業者のトラストが行はれたのが最初であつた。即ち其の翌年には總計四十六の石油企業が包括され、ロックフェラーを會長とする信託委員會が之を統一し經營したのであつた。これに次いで製糖トラスト、火酒トラスト等多くのトラストが現はれ、米國經濟界は漸くトラストの弊害を感ずるに至つたので、各州はそれ〴〵『非トラスト法』を制定して之が禁止を行ふこととなつた。然しかゝる法律的制限が效果を奏し得ざることは當然で、表面トラストは廢れたが、之に代るものとして持株組織・合併組織等が現はれて來たのである。かくて米國に於いては盛なるトラストが行はれ大規模なる經營が市場を獨占してゐるのである。即ち一九〇七年にはトラストの數二百五十七を越え、總資本約七十億に達して居た。此の中一九〇一年設立の米國製鋼會社の如きは約十五億の巨資を擁し、每年平均十九萬五千五百の勞働者を使用し、一億五千萬平均の利潤を擧げてゐる有樣である。

トラストは、その他の國においても行はれてゐはない。即ち英國に於いては、一八八八年に六十四企業を合同した製鹽合同、一八九一年には四十八會社を合せたアルカリ會社等が現はれ、一八九八年には、製綿紡績及び燃絲染業・羊毛染業・梳毛・綿布形染・壁紙・ポートランドセメント等の合同が行はれたのである。然し乍ら英國に於て行はれたのは、主として合併組織のごときは甚だ少く、總じて米國よりも盛でないのである。獨逸に於ては主としてカルテルが行はれ、合併組織持株組織等は主として企業集中に利用され、獨占の爲めのみに行はれることは稀である（㊀カルテル『參照』）。我國においても、日露戰爭後に於ける企業の隆盛と共に、ビール會社・製鋼會社・製麻會社等の合併が行はれたのを初めとし、合併組織乃至持株組織による獨占的合同が、屢々行はれてゐるが、然し米國におけるが如き盛なる發達は遂に見ることが出來ない。これ我國の經濟的發達、企業の發達か幼稚な結果であつて、此等が進むに伴れて市場獨占の爲めの合同も亦盛となる可きは、豫想し得る所である。

取引所（トリヒキジョ）

【概說】 取引所とは現物の呈示を爲さず、銘柄標準のみに依つて賣買を爲す處の市場であ

り、且つ一定の資格を有する者のみに取引を爲さしめるものである。取引所はまた投機市場とも云はれて居る。それは取引所において行はれる取引の大部分が、投機取引であるところより生ずるのである。取引所は必ずしも投機取引のみを目的とするものでなく、實取引をも併せて行ふのであるが、事實において投機取引は取引所業務の殆んど全部を占めてゐる。即ち特定せられたる方法及條件の下に獨占的資格を有する者が、特定の物件に對して投機的取引を爲してゐるのが、取引所の實狀であるから、是に對して投機市場なる言葉が用ひられるのである。

【目的物】 然らば取引所業務の對象となり得るものは何であるかと言ふに、それは(1)市價の變動を豫知し難き條件を具備し、(2)需要の範圍廣く且つ運搬に便であつて、(3)代替性を有するところの物件でなければならぬかゝる條件を具備したものは、甚だ少數であり、實際上各國取引所において取引の對象となつてゐるものは、證券と生產物とである。故に取引所は證券の取引所即ち株式取引所と、生產物の取引所即ち商品取引所とに區別される。我國における株式取引所の對象は、株券・社債・公債證書等に限られて居り、金銀爲替手形の賣買は銀行に於いて行はれるのであるが、歐米の株式取引所の中には、金銀爲替手形等の取引を行ふものもある。また我國の商品取引所では、穀物・綿・綿絲・生絲・肥料・石油等が重要取引物とされてゐるのである。

【組織】 取引所の組織には株式會社組織と、會員組織との二種がある。歐米の取引所は主として會員組織であるが、我國のそれは殆んど全部が株式組織である。我國の取引所法は株式組織及び會員組織の兩者を認めて居り、實際では會員組織の取引所も行はれたが、今日では全國四十二の取引所中、會員組織のものは一つもない有樣である。蓋し信用の發達が遲く、商業道德の低級な我國では、株式組織の方に多くの利便が伴ふからであらう。株式組織の取引所は一の商事會社であり、取引に要する設備を提供することに依つて、其の設備丙に行はれる賣買契約から手數料を徵集するものである。故に取引所の株主と、實際上取引を行ふところの仲買人とが、全く別人であつても差し支へないのである。然るに會社組織の取引所においては、實際上取引を爲す者が會員となり、會費を以て取引所の費用を支辨するのである。如何なる組織の取引所も取引所内に行はるる賣買取引を擔保し得るものであるが、實際においては歐米の取引所は其の責を負はないのである。然るに我國における取引所が、直接その責に任ず可き事を强制されてゐるのは、著しい特徵であると言はなければならない。

【取所引の種類】 取引所における營業は、直取引・延取引・定期取引の三種である。この區別は契約履行の時期に依つて生ずるものであり、直取引は五日以内、延取引は百五十日以内において、双方が約定した時日に取引物の引渡を爲す可きものとされてゐる。また定期取引は三ヶ月以内において、取引所が指定する日限に之を行ふ可きものとされてゐるのである。

此の内、直取引及び延取引は實取引と云ふべきもので、專ら相對入札・轉賣買の形式によるもので、受渡期日前に轉賣買戻しに依つて取引關係から脫退することは許されぬのである。然し豫合及び債權移轉の方法に依つて、此等の實取引を差金取引たらしむることは、事實上行はれてゐる所である。何れにもせよ此種の取引は投機取引と見做されてはゐない故に、取引所秘の對象とはならないのである。然るに定期取引は、全く投機取引であり、取

引所取引の本體とも云ふべきものである。卽ち豫め市場の規約に依つて時價及び賣買單位を定めて置き、一定の標準乃至銘柄によつて競賣買の方法に依る取引を行ふのが、此の定期取引である。而して更に注目すべきことは轉賣買戻しの制度である。會員組織の取引所においては同一當事者乃至循環的關係者間に於ける賣埋買戻の外、前取引と反對の取引を行つて、期限前に契約を消滅せしむることは出來ないのであるが、株式組織の取引所では賣買當事者は前取引の反對取引を爲すことに依つて、相手方に通知することなしに、その賣渡契約と買受契約とを相殺することが出來るのである。これが所謂轉賣買戻であり、その際に生ずる取引を差金取引と云ふのである。此の轉賣買戻の方法が行はれ、取引當事者が隨時何等の拘束なく取引關係から脫退する事は、一見相手方にとつて危險なるものの如く感ぜられるが、然し我國の株式組織取引所においては、法律に依つて取引所が賣買取引の擔保を爲す可きものとされてゐるので、全く何等の危險もないのである。若し賣買取引に就いて違約者が生じた場合には、取引所が代つて其の相手方に對し契約履行の責に任ず可きものであるから、取引當事者は一々相手方の資產信用狀態を顧慮するの必要はなく、寧ろ取引所を以つて取引の相手方と見做すことが出來るのである。故に此の轉賣買戻の制は、我國における株式組織取引所の特徵たる取引の擔保を巧みに利用したものと言ふべきである。

取引所稅（トリヒキジョゼー）

取引所稅は取引所に行はれる有價證券及び或種の商品の取引に依つて、偶然に生ずる利益に課稅するものである（『取引所』參照）。我國に於いては、明治二十六年取引所法の制定と同時に、取引所稅法も發布され、其の稅率を商品及び有價證券は賣買約定金高の一萬分の六、國債及び地方債證券は一萬分の三と定められたのである。

其後三十七八年戰役の當時、一般的增稅の結果、特別稅法による稅率の引上げが行はれ、有價證券及び商品は賣買約定代金の一萬分の十二、地方債は一萬分の五と改められた。そして國債の取引に關しては、明治四十二年以來免稅されることゝなつてゐる。尙、直取引延取引、及び定期轉賣買戻の場合も、此課稅より免稅されることゝなつてゐる。又、取引所稅は取引所が納付するものであり、每月の賣買約定金額に相當する稅額を、翌月五日までに屆出で二十日までに納む可きものとされてゐるのである。

トロエルストラ

トロエルストラ（Troelstra）は和蘭の社會主義領袖であり又教育家である。彼は一八六〇年和蘭のリューワルデンに生れた。グロエンゲン大學で法律科を修業後リューワルデンに歸つて辯護士をしてゐた。而して專ら同盟罷工をした勞働者の爲に種々なる法律上の事件に携はり一八九三年ウトレヒトに於て『先驅』を創刊した。之は後に『社會民主』と改題し和蘭に於ける社會民主黨の機關紙となつた。社會民主黨が日刊新聞を始めるや、彼は直ちに選ばれて主筆となり大にその才幹を發揮した。後、彼はハルレムに於て再び辯護士をしたが病弱の結果退くに至つた。著書には『和蘭に於ける社會民主勞働黨』其他がある。

トロッキー（レオン）

レオン・トロッキー（Leone Trotsky）は一八七七年ペトログラードの近くに生れた。本名はライバ・ブロンシュタインといふ。レオン・トロッキーは其の變名である。チェルゴフ中學に學び更にオデッサ大學に學んだが彼の聰明と熱情は彼を驅つて革命運動に投ぜしめた。彼は直ちに勞働者の仲間に投じ、郊外の祕密集會

に出入し、間もなく南露勞働者同盟に加盟した。一八九八年オデッサ監獄に投ぜられ、後四ヶ年のシベリア追放に處せられた。一九〇二年彼は流刑地より逃亡してシベリアに於けるス社會民主黨第二回大會の組織準備に活動した。その後ゼネヴァに亡命して有名なイスクラ誌に筆を執りツアー沒落の決定的危機の切迫を强調した。一九〇三年ロシア社會民主勞働黨大會はボリシェキーキとメンシェキーキとの分裂を伴つた。彼は此時兩派の何れにも組せず、その調停に盡したが失敗した。彼は間もなく歸國した。一九〇五年の革命は、ソヴイエットの組織を生み專制政府と資本家階級を戰慄せしめたが、彼の名は當時ブルヂョア自由主義者の勁敵として洽く世に知られた。又彼れの特殊の材幹たる、雄辯の力と民衆に理解し易い簡單平明な文章を書く技倆とが廣く認められた。革命敗るゝや逮捕せられてシベリアに再び流刑せられた。が、護送の途上逃亡した。後、維納に居を定め、一九一四年迄同地の社會主義勞働運動に協力し、又『勞働者新聞』を發行した。一九〇七年彼はプレハノフやレニンと共にストットガルトの萬國社會黨大會に列席し、一〇年プレハノフ、レニン、チノヴイエフ等とコーペンハーゲン大會に列した。一九一二年ブルガリア土耳古戰役に戰時通信員となつて從軍し、佛獨墺瑞を歷遊して盛々反戰宣的國際主義の信念を固くした。一九一四年露墺の交戰に禍せられてチューリッヒに移轉し、軍事費を協贊し軍國主義を支持せる獨墺側及び聯合國側の社會黨を痛罵した。

彼の著『戰爭とインターナショナル』はその態度を最も明瞭に物語つてゐる。トロッキーは間もなく巴里に轉じて、ロシア亡命者の社會主義新聞『吾等の言葉』に協力した。一九一六年チンメルワルド大會で彼はレニン等と最左翼に立つたが、その決議案は少數の故に敗れた。此時レニンとトロッキーとは猶、意見に懸隔があり、レニンの主張は遙かに徹底してゐたと云はれる。一九一六年に彼は佛國の係復興を目的とする各國社會黨の國際關メエレーム等が企てたる會合にも加盟し力を盡した。一九一六年佛國政府は『吾等の言葉』の發行を禁止したのみならず、トロッキーに對して退去命令を發した。彼は止むを得ず佛蘭西を經て妻子と共に米國に赴いた。紐育に於ては彼は露宇新聞に執筆した。革命の報一度び到るや倉皇歸國の途に就いたが、加奈陀の官憲に捕はれ、倫敦、ストックホルムを經由して、レニンに遲るゝ事一月、五月十七日にペトログラードに到着した。翌日ペトログラード・ソヴイエットの委員長チューゼは社會革命黨の內閣を承認する動議を提出したが、此時彼は明白にブルヂョアとの協力の矛盾を痛論した。六月に入つて形勢は急轉した。七月の大攻勢の失敗は反亂を誘起し、ケレンスキーの反動政策となり、彼も亦クレティー監獄に繫がれた。然しその釋放と共に、彼はソヴイエットの委員長となり、ボリシェキーキと行動を共にし、ソヴイエット政府を樹立した（革命の經過及び革命の施設に就ては『露西亞革命』參照）。ソヴイエット政府は成立したが、獨逸軍閥の攻擊はロシアの革命運動を脅威して遂に勞農政府はブレストリトフスクの談判を開くの餘儀なきに至つた。トロッキーはその外務委員として所謂言葉の彈藥を以て、獨全權ホフマン將軍と角逐し、非併合非賠償民族自決の三原則を貫徹した。任を完うして彼は軍務委員となり、革命露國のために盡してゐたが、最近ゲノヴイエフ一派の幹部と衝突して國外に放逐されたと傳へられる。

都市（トシ）

【概說】都市は村落と等しく一の地域的團體

である。然し村落が人口の密度比較的薄く、その範圍もまた狹少であるに反し、都市は人口稠密であり、その範圍も廣いのである。是に加ふるに、村落に於いては其の構成人員が殆ど固定してゐるに反し、都市を構成するものは甚だ浮動的であり變化が多い。故に村落の構成者は比較的相互の交渉が多く、都市に於いてはそれが甚だ少ないのである。都市は又村落に比して、經濟的、文化的發達が進んでゐる。卽ち產業の隆盛、交通の頻繁、學術の發達は都市に於いて最も著しいのである。都市は次第に膨脹しつゝあるが、村落は寧ろ衰退せんとしてゐるのが今日の傾向である。斯くの如く活動の盛なる都市は、居住者に對して種々なる刺激を與へ、その精神的發達を助長せしめると共に、彼等を極端なる神經質に陷れる。所謂都會病なるものは、都市居住者の過度に神經的なる狀態を指すのである。

【古代】 都市は必ずしも近世的產物ではない。古代にはメンフィス、テーベ、カイロ、バビロン等の諸大都市があつた。然し古代の都市はメンフィスの如く宗教的意義を有するものの外、多くは政治上の中心地とされてゐたのであつた。卽ち何れの市にも嚴重なる城壁が周らされ、王宮を中心として統治が行はれてゐたのである。故に此の時代の都市は、今日見るが如き經濟的中心地ではなかつた。然しかかる非生產的なる都市も、その後次第に經濟的發達を爲すに至つた。卽ちアテネ市の如き紀元前五世紀に於いて、恰も世界的市場たるが如き狀態となつてゐた。當時アテネ市に居住する商人・海運業者・工業者等の數は十三萬に及び、彼等は十萬の地方農民に對して政治上の優先權を有してゐたのであつた。また羅馬の如きは、都市成立の初期に於いて既に職業分劃が發達し（『分業』參照）、商工業のごとき、それ〴〵獨立してゐたのである。そのうへ海に近く、且つタイバー河畔にあつたことは、羅馬をして附近市場に對する中央市場たらしめたのである。

【中世】 中世に入るに及んで、都市は全くその面目を改めた。卽ち中世都市は何れも市場を有し嚴重なる建築物は悉く市場の附近に設けられ、市場は市民が生活資料を得る處であると共に、生產者及び外部商人との取引の中心地でもあつたのである。且つまた此の時代の都市は、都市居住者の財產及び生命を保護する機關ともなつてゐたので、市の周圍には堅牢なる防禦の城塞が築かれてゐた。中世都市に集合してゐたものは、何れも商工業者であつた。而して彼等は、初めその保護を都市當事者に委ねてゐたものであつたが、次第に發達すると共に、自ら都市の統治權を握り、また外部に對し、ことに諸侯の勢力に對して對抗するに至つたのである。かゝる變化は彼等が經濟上の實權を握り、ギルド、ツンフト等の同業組合を結ぶに至つて生じたものであつた。かくして獨立した都市が卽ち自由都市と稱する所のものである（『自由都市』『ハンザ同盟』『ライン同盟』等參照）。

【近世】 かゝる中世都市も、社會の經濟的發達が進むに從つて漸次に崩壞して行つた。都市は最早經濟上の單位としてのみならず、政治的單位たることも、不可能になつて來たのである。近世の都市は、從來の都市に於ける如き政治的・經濟的獨立性を有しないのである。而して近世都市に於いては、分業の發達が益々著しくなり、且つ近世的工業の隆興が甚だしくなつて來たのである。故に地方農民の都市に吸收されるものは次第に增加し、都市人口は急激に增加して來た。近世の大都市に於いて、何れも住宅問題が附隨してゐるのは、かゝる傾向の結果である。

都市はまたその產業の發達と共に、交通狀態の頻繁になることを特色とする。歐米の各都

市に於いては、市街電車・地下及高架鐵道の發達頗ろ著しいものがある。我國に於いても、大都市には何れも市街電車が設けられてゐるのである。其の他種々なる文化的機關の發達してゐることは、古代及び中世の都市に比して、遙かに著しいのである。また近世都市は社會的及經濟的發達の中心地として、またその先驅者として、現代社會の進展し行く傾向を最も率直に表はしてゐる。故に都市の有する色彩及病弊は直ちに現代社會の有する色彩及病弊でもあるとも言ふことが出來るのである。

トーテム

トーテム（Totem or Totem）とは野蠻人が自己と特別な關係を有するものと信じて、一種の有形物に對し迷信的崇敬を與へることをいふ。卽ち兎・龜・蛇等の一類を始め、草木等植物の一類、稀には又無生的自然物の一類、人工物の一類を特に崇敬し、同一の祖先より來れる血族なりと信じ、これを殺傷伐採することなく保護するのである。トーテムには一氏族共通に代々傳へらるる氏族のトーテムと、一氏族の男性のみ又は女性のみに共通する男女のトーテムと、一個人のみに屬してその子孫に傳はる事なき、個人的トーテムとの三種類がある。その中で特に重要のものは氏族的トーテムであつて、原始時代に於ては社會組織の紐帶となつてゐた。卽ち一氏族全體の成員はそのトーテムを以て己が名とし、同一の祖先より來たれる血族なる事を信じ、各人相互に共通の義務を負ひ、而してトーテムに對して共通の信仰を有してゐたのである。故にトーテムを同じうする者は、假令血族の關係がなくとも親族として信じ從つて同一トーテムの間にあつては結婚が許されなかつた。現在でもアメリカ印度人オーストラリア人等の如き原始民族の間には、この風習が殘存してゐる。卽ちトーテムは人を保護する機關ともなつてゐたので、氏族內に於ける相互の關係、及び他の氏族の人に對する關係を規定する方面と、二樣の範圍に於て行はれてゐる。かくトーテムの性質は宗教的方面と社會的方面との兩面の意義を有してゐるが、宗教的方面の意義のみが殘されて社會的方面を失へるもの、或は社會的方面のみが殘存して宗教的方面が喪失せるものと、二つの方面が分離されたものもあるが、最初は先づ一種の迷信によつてかゝる信仰が生れ、而してそれに社會的な意味が加へられるやうになつたので、本來分離すべからざるものであつた事は明らかである。トーテム制度研究の權威は英國のフレーザーであつて、その『トーテム及びエキゾカミー』四卷は現代蠻人社會の根本的研究書といはれてゐる。

徒弟制度（トテーセード）

徒弟は英語でアップレンチスシップと云ひ、歐洲でも日本でも手工業時代には最も重要な勞働制度であつた。手工業は一つの獨立せる經營體であつて經營の主體を『親方』と云ふ。親方は生產機關を所有し、若干の助手を使用して自らも勞働する。この助手なるものは『徒弟』及び『年期上り職人』（ジャーニマン）である。手工業の親方として身を立てようと思ふものは、初め徒弟として親方の下に年期奉公に入るのである。奉公の期間內は一定の勞働賃銀を取ることなく、たゞ衣食及び少額の小使を支給されて、親方の仕事を手傳ふ。年期の期間は仕事により種々であるが、日本では大工・鍛冶屋・疊屋等大抵七年位である。英國では手工業の盛な時代には、一般に徒弟年期を七年とする法律が存した。年期を勤め上げると徒弟は職人に出世する。職人は親方と共に徒弟を助手として仕事をし一定の賃銀を受けるのである。徒弟を終へた職人は修業の爲めに諸國を巡囘する習慣が日本にもあ

つた。日本では之を『渡り職人』又は『西行』などゝ云つた。『ジャーニマン』と云ふのは同樣な事實から出て來た言葉である。職人は勉强次第で親方となることが出來た。蓋し手工業に要する資本は比較的少額で足りたからである。徒弟として一定年限の間苦勞するのは、つまりは親方となるのが目的であつたのである。而してその目的を達する事は可能であつたのである。手工業より工場手工業へ、工場手工業より近代的なる工場工業へと推移するにつれ、徒弟及び職人階級は到底經營者となることは出來なくなつた。徒弟も職人も共に『賃銀勞働者』として、資本家の下に働くことゝなつたのである。彼等は最初から賃銀を取り、奉公をする必要はなくなつたと同時に、親方となる希期をも失つたのである。今日もなほ殘つてゐる手工業の內部には徒弟制度は幾分か行はれてゐるが、賃銀勞働に比してその重要は云ふに足りない(『中世ギルド』『ツンフト』參照)。

外山正一(トヤママサカズ)

嘉永元年九月、江戸に生れた。幼にして幕府の蕃書調所に學び、次いで箕作麟祥の門に入つた。慶應二年十月、中村敬宇・菊池大麓等と共に幕府の留學生となつて渡英した。當時彼は十六歲の少年であつた。明治元年六月幕府瓦解の報を聞いて、歸朝すると間もなく、靜岡學問所の洋學部長となつた。三年十月外務省の官吏となつて森有禮の渡米に隨行した。四年には外務權大錄に進んだ。五年二月官を辭してミシガン大學に學び、後に東京帝國大學教授となり社會學の講座を擔當した。三十年大學總長となり、翌の翌年伊藤內閣の成立するや、招れて文部大臣となつた。明治三十三年三月五十三歲を以て病死した。彼は井上哲次郎・矢田部良吉等と共に、明治文壇に於ける新體詩の創始に貢獻した。また漢學廢止論を唱へローマ字の採用を主張して、ローマ字會なるものを創立した。彼の著書には『民權辯惑』『日本知識道德史』等がある。

ツァドルガ

ツァドルガ(Zadruga)はスラヴ民族の間に行はれ、今日も猶南スラヴ民族の一部に存在する一種の家族共產團體である。社會の發達が今日のごとく進んでゐなかつた時代には、個人本位の家族が社會の單位となつてゐたのではなく、共產的家族團體が社會的・經濟的單位となつてゐたのであつた。スラヴ民族は、ゲルマン民族に較べて、文化發達の程度が遙に遲れてゐた爲め、社會上經濟上の狀態も亦從つて遲れ、ツァドルガの如き組織も今日まで猶その片影を殘してゐるのである。しかし社會の進化につれて斯くの如き原始的社會の經濟狀態を維持することは不可能となるから、ツァドルガの制も早晚全く失はれてしまふべき運命に在る。

ツァドルガを形成するものは、必ず同一祖先から出た血族に限られ一棟の家屋乃至一定の地域內に住み、家長たるゴスポダーの指揮の下に一切の家族は共同の勞働と共同の生活を營んでゐるのである。一ツァドルガに屬する家族員は、十人乃至二十人を常とするが、時には五十人乃至六十人に及ぶこともあり、成員の數が多ければ多い程、その團體の幸福が多いものと考へられてゐる。更に家族の減少を防ぐ爲め、女子が他のツァドルガの男子に嫁ぐ事を好まず入聟を迎ふる事を喜ぶ風がある。ツァドルガに於いては、個人の所有地なるものなく、土地は全部共有である。一ツァドルガが有する土地の面積は、大抵二十五乃至五十ヨフである(一ヨフは大凡そ半町に當る)。之を耕すには五頭乃至八頭の牛と、十五頭乃至二十頭の馬及び約二十頭の羊を飼養することを常とし、自給自足を原則としてゐるけれども、自家の生產に餘りがある場合には家長の見込によつて外部へ賣り出すこともある。ツァドルガの內部に於いては、貧富の懸隔もなければ生活難もないので、犯罪の數も亦至つて少ない。そして家族員相互の間に祖先を崇め、同族相和し、吉凶相助け、禍福相共にする社會道德が發達してゐることは、文化の進んでゐる諸國においては見ることの出來ぬ美はしいものであるといふ。

通貨(ツーカ)

通貨とは、通用する貨幣と云ふ意味で、法貨と對立する言葉である。即ち法貨は法律上强制通用力を與へられてゐるものであるが、通貨は强制通用力の有無に拘らず、實際上通用してゐる貨幣を稱するのである。外國では金屬貨幣・紙幣等の外、手形等の流通證券も亦通貨と稱せられてゐるが、我國では鑄貨・紙幣等の法貨若しくは流通を禁止されてゐない舊貨幣のみを指し、商業上の流通證券等は通貨なる言葉に包含されないものと解せられてゐる。

ツンフト

【概說】ツンフト(Zunft)とは中世の獨逸諸州に存在してゐた手工業者の組合の事で英國に於けるクラフトギルド(『中世ギルド』參照)と全く同一のものである。ツンフトは工業が親方職人によつて行はれる手工業時代に至り、始めて生じて來たもので、一一〇六年ウヲルムス市の漁業者がツンフトの組織を爲したのを最初として、一一二四年にはケルン市の織物工、一一四九年にはマグデブルグ市の靴工等の間に、何れもツンフトが組織されてゐた。故にツンフトは十二世紀に於けるに至つたのである。ツンフトは工業の發達による自由獨立の手工業者が、自らその生產を保護し交換營利を安全ならしめんが爲めに自發的に組織するに至つたものである。十二三世紀の頃は英佛兩國では既に中央王權が成立して居り、都市民はその庇護にかくれるか、獨逸では僅かに都市主宰者の實權に賴り得るのみで、多くは自己の力に俟たねばならぬのであつた。これに加ふるに、農村は比較的親密な血緣紐帶に結ばれて居り、同一地域の住民は何れも一樣の生產に從事し、互に相扶けて生活してゐたが、都市住民は農村よりの移住者も多く、かゝる結合が弛緩してゐたので、其財產を保護し產業を安全ならしめる爲には、勢ひ同一の利害關係に立つ者が結合する外はなかつたのである。ツンフトは即ちかゝる諸種の原因によつて發生して來たものである。

【爭鬪時代】十二三世紀頃に於いてはツンフトの發達は猶十分でなかつたので、其の職分は主として產業の保護にあつた。即ちよき商品を產出し、利益を確實ならしめんが爲めに工業警察の取締を嚴重に行ふなどと云ふ事を其の職分としてゐたのである。然るに十四世紀に入つてからは、ツンフトは著しく進步して來たので、手工業者の勢力も從つて增大し從前の如く封建貴族の下に屈服してゐる必要はなくなつた。ツンフトは斯くて次第に勢力を獲て、竟に產業上の事項のみではなく、政治上の事項にも干涉するに至り、兵役の義務にも服し、宗教上の禮拜をも司る事となり進んでは都市の政權を己が手中に收めんとしたのである。當時は、都市の實權が都市の名門であり、財產家であり、また多くは商人である所のゲシュレヒター(Geschlechter)の手に掌握されてゐた。ツンフトは此ゲシュレヒターの手から、その政治的權力を奪はんとしたので、これが爲めには種々なる鬪爭を重ねてゐたのである。かゝる鬪爭が最も早く行はれたのは、一二五九年にケルン市に起つたツンフト對ゲシュレヒターの衝突であるが、十四世

紀に入つてからは、到る處に政權爭奪が行はれ、遂には全獨逸の都市がその實權をツンフトに把握される事となつた。かゝる爭鬪時代はツンフト・カンプ(Zunft kampf)の時代と呼ばれてゐる。

【專橫時代】 都市に於ける政治上の權力を握つたツンフトは、手工業のみの利益を許り恣にその權力を濫用してゐたのである。親方制度の如き、年期制度のごとき、または旅稼ぎ(Wander Jahre)の如きものが現はれたのはその爲めであつた。これに依つて彼等は、新來の職人が親方となる事を拒み、自己の特權を確保しようと企てたのである。かゝる制度は何れも十四世紀から十六世紀にかけて行はれたので、手工業者たらんとする者は、一定の年期を勤め上げた上、更にゲゼルレ(Gesele)として旅稼ぎに出で、數年間の修業を積んだ上、巨額の費用を要する親方制作(マスターピース)を提出し、更らに盛大な披露の宴を張らねばならぬのであつた。故に親方の子弟か金持の子弟でなければ、容易に親方となる事は出來なかつたのである。

かゝる狀態が繼續してゐる中に、ゲゼルレの階級はツンフトの部員となつてゐる親方階級に對して、甚しい反感を感ずる事となつた。兩者の間には明瞭な區別が出來、ゲゼルレは親方の子女と結婚するか、その寡婦と結婚する外には容易に親方となり得なかつた。かくて手工業の親方たる地位は、世襲的となり、ゲゼルレは一生ゲゼルレに終らねばならぬ事となつた。ツンフトはかゝる獨立の手工業者のみに占有されて來たので、遂にヘレン・ツンフト(Herren Zunft 親方ツンフト)なる名稱が生ずるに至つたのである。

【その崩壞】 斯くの如くツンフトは種々なる弊害を重ねて來たので、是に反抗する所のゲゼルレの亂が起る許りでなく、ツンフト改革の聲も次第に喧しくなつて來た。然し手工業が工業生產の基礎となつてゐる時代は、手工業者の勢力が强く、ツンフトもまた從つて勢力を持つてゐたのであるが、生產技術が進み工業の發達が進んで來るに從つて、ツンフトの勢力は手工業の勢力と共に、次第に衰へて來たのであつた。十八世紀に至つては機械の發明がしきりに行はれ、工業は機械によつて行はれる事となつたので、ツンフトの勢力は益々微弱となり、僅かに辛うじて餘命を保つてゐるに過ぎなかつた。斯くて瀕死に際してゐたツンフトは、一八六九年工業の自由を認める法令が發布されるに及んで、完全に崩壞し終つたのである。

通商條約(ツーショージョーヤク)

通商條約はまた通商航海條約とも呼ばれるもので、國際間の交通貿易關係を確立する爲めに締結される條約である。通商條約の內容は、條約國間の交通貿易上の關係、及び社會上經濟上の關係の如何によつて、必ずしも一定してゐるものでないが、大體次の如き六種の條項を含むものである。卽ち(1)通商航海の自由に關する條項、(2)居住・旅行・營業等の自由に關する條項、(3)納稅その他の義務に關する條項、(4)關稅に關する條項、(5)最惠國條款、(6)其の他の特殊の事項、等がそれである。

此の通商條約第一の目的たる通商航海の自由に關する條項とは、聯盟國間の通商航海に關して、內外人・內外品・內外船等の差別を設けざることを指すのである。此の條項の目的は聯盟國の人民が自由に入國・住居・旅行・營業し得ること、及び動產不動產を自由に所有・相續・處分し得ること等を規定するに依つて始めて達成される。尤も此の種の自由には、大體內國人民同樣の取扱を爲すものと、最惠國人民同樣の取扱を爲すものとの二種があるやうである。また關稅並に最惠國條款も

今日の通商條約に於いては、甚だ重要な地位を占めてゐるのである(『最惠國條款』參照)。

また通商條約には、關稅條約・互惠條約・最惠條約・單純條約の四種がある。關稅條約は稅率を協定し、且つ最惠國條款を結ぶものであつて、互惠國條約を結ばざるを言ふ。また最惠國條約とは、稅率の協定を行ふことなく、單に最惠國條款のみを爲すものである。最後に單純條約なるものは、稅率の協定を爲すでもなく、また最惠條約をも爲さず、單に交通貿易に關する一般的條約を定めるに過ぎないものである。通商條約はまた政治的條約と異り一定の有效期限を有するものが多い。無期限のものは古代及び中世の通商條約、並びに未開國に對する條約中に多いが、現代の文明國に於いては全く稀である。有期限のものは豫め一定の期限を定めて行はれるのであるがその期限の長短は一定してゐない。有效期間を長期にす可きか短期にす可きかと云ふ事は、條約の締結に當つて重要なる問題とされるものであるが、經濟狀態の變化が甚しい處に於いては概して短期とするを便とし、經濟收態の比較的固定不易なる所に在つては、概して長期とするを便とされてゐる。

ティレット(ベンジァミン)

英國著名の勞働運動者ベンジァミン・ティレット(Benjamin Tillet)は、一八六〇年ブリストルに生れた。家貧なるため、八歲にして既に煉瓦製造場に使用され、その後水夫となつて勞働の凡ゆる辛酸を嘗め、長じて勞働運動に興味を感じ、ドック人夫組合を組織し、後ちドック總聯合組合の書記となり、一八八九年のドック人夫大罷工に牛耳を執つた。しばしば下院議員選擧に立候補したが失敗を重ね、一九一七年に漸く當選した。歐洲大戰に際しては、參戰を主張し、勞働組合の參戰輿論を喚起するに與かつて力あつたといはれてゐる。

トーマ(アルベール)

佛國一流の社會主義政治家アルベール・トーマ(Albert Thomas)は、一八七八年シァンピニー・スー・マルンに生れ、長じて高等師範學校に學び、社會黨主領ジョレスの門に入つた。ジョレスの補導の下に社會主義史の一部を擔任編纂し、一九〇四年佛國社會黨機關リューマニティーの創立に際し、ジョレスの推薦に依つて、其編輯部に加はつた。一九一〇年ソ一區より下院議員に立候して當選し、次第に頭角を現はして、社會黨有數の鐵道・鑛山・財政通となり、大戰中は軍需次官として大いに功績を擧げた。彼は國際聯盟の熱心な主唱者で、一九二〇年國際聯盟勞働局總裁に推され同時に國際勞働局の總裁を兼ねた。

トルストイ(レオ)

露國の文豪家・哲人・社會改良家として、世界的に深甚なる影響を與へたレオ・トルストイ(Leo Tolstoy)は、一八二八年八月二十八日テゥーラ地方のヤスナヤ・ポリナ村に生る。彼れの一家は彼得大帝以來の由緒ある貴族(伯爵)であつた。幼にして父母を失ひ、一八四三年カザンの大學に入り、放蕩淫逸の裡に學生生活を過ごした。一八五一年、陸軍將校となつて、カウカサス地方に至り、後、聖彼得堡に在住し、外遊して、鄕里に歸り、地方長官となつて農民のために盡す所があつた。一八六二年の結婚後、農民に對する彼れの同情は益々純眞熾烈となり轉じて人生問題に興味を感じ、哲學宗教上の思索に深く沒頭した。一八八一年、彼れの內的危機は絕頂に達し、煩悶の極自殺を企てたこともあつたが、漸くキリストの教に解脫を見出し、物慾を拋つて農民と生活を共にし、平和の裡に一九一〇年十月二十八日永眠に入る。

U

宇宙（ウチュー）

宇宙とは凡そ存在する凡ゆるものを總括する名稱であるが、場合によつてその內容を異にする。物質界殊に天體の全部を指して云ふこともあり、無限の過去より無限の未來に亙り無限の空間に存在する一切のものを指して、これを全一的總括的に宇宙といふ事もある。古代希臘人は宇宙間に美しい調和があると考へ、ピタコラス派の哲學者は宇宙をコスモス（cosmos）と名づけた。コスモスとは本來調和秩序等の義である。またストア派は宇宙を神體なりとし、プラトン派は之を神の肖像なりとした。後世パラセルスス等は宇宙を有機體と見做して、人間を小宇宙と呼び、宇宙を大宇宙と呼んだ。ライプニツはデカルトのエーテル說に改良を加へて原子說を提唱し、シエリング、フィヒネル等は又古來の宇宙神靈說に改良を加へた。また天體の運動に關しては、古代希臘の天文學者アリスタゴラスが地動說を唱へ始め、是に反對する說や折衷說等がその後現はれたが、十七世紀初葉にコペルニクス、ガリレイ等が出て遂に地動說を大成した。その後宇宙は有限であるか、無限であるかといふ問題が起り、近世の天文學者は有限說に傾いてゐる。また地球以外の天體にも生物が生息するかといふ問題が起り、カント、フォントネル等は是に肯定的の說明を與へた。

氏（ウジ）

【意義及び起源】 氏とは我國の太古に於いて存在してゐた氏族制度をいふのである。我國に於ける氏族制度は血族共產制度の性質を有すると共に、また私有財產制度の最初の形式を示すものであつた。それは我國に於ける歷史が血族共產制度より私有財產制度への過渡期に始まつてゐたからである。天孫人種は羣をして此の國土に渡來して固な血族的結合を爲來たと傳へられてゐる。天孫人種は武力的にか智力的にか先住人種に優れてゐた。故に天孫人種は日本國土の到る處に於いて先住人種を征服し、殆んどその競爭に價す可き人種にも遭遇しなかつた。天孫人種の混亂を招くことなく、且つ常に征服人種たる地位を保つことが出來た。此事實は我國に於ける社會的結合に、當時において既に私有財產制度を生ぜしめた原因にもなつたと考へられる。何故ならば先住人種は多く農耕に從事してゐたので、彼等の開拓した土地と、農耕勞働に熟練した彼等自身とは、征服者にとつて好個の財產たるものであつたからである。

【氏の組織】 當時の日本國家は天照皇大神の嫡統を宗家とし、之を君長と仰ぐ血統的國家であつた。それぞれの氏は天皇によつて統轄されてゐたのであつた。然し天皇の統治權は各氏の長が領有する土地と人民には及ばず、たゞ間接に氏の長を通じてしろしめされるに過ぎなかつた。換言すれば、天皇は新に氏を創置し、或はこれを斷絕し、また其の訴訟を決斷するの大權を保有されてゐたが直接に各氏の長が統治する土地及び人民に命令されることはなかつたのである。故に若し天皇が各氏の領民を使役される場合には、直接その氏人に命令することなく、氏の長に命じて之を徵發されたのであつた。勿論天皇にも直屬の土地と人民とがあつた。天皇は皇室の嫡流にて在す爲め、皇親・皇族を從へさせられ、且つ其の領有に屬する人民を直轄された。又各氏の長は土地を私有して之を其私民に分貸し、其の產物を盡く自家の手に收め漸次實力を蓄積してゐたので、此等の大氏を統御し給

ふ必要から、天皇は新に土地を得る度に屯田と云ふものを置いて皇室の御料とし、其の餘は皇族朝臣に賜つた。

皇族を除く國中の氏には皇別・神別の二種があつた。皇別とは代々の天皇の御子から出でた氏であり、神別とは神代以來の功臣の子孫であつた。而して神別には高天原から子孫に從つて渡來したものゝ子孫と、先住人種中の天孫人種に從つて臣下となつたものゝ子孫との二種があつた。皇別・神別の何れにもせよ、一の大氏は多くの小氏に分れ、一の小氏は更に數個の家に分れてゐた。當時は今日の如き小家族制でなかつた爲め、一家族は五六十人から八九十人に及び、其の正嫡の男子が家長として一家を整理してゐたのであつた。家長は小氏の長に隷屬し、小氏の長は大氏の長に隷屬し、大氏の長は多數の小氏の長を率ゐて天皇の命に從つてゐたのである。又氏の財產には土地と奴隷があり、奴隷に部曲（トモベ）奴婢（カキベ）の二種があつた。部曲は大小の氏に屬する私民で、其の氏人とは何等血統上の關係を有しない被征服者であつた。彼等は多くの場合何等かの技術を以つて用ひられてゐたのである。奴婢は又家部とも言はれ、大なる氏の氏人に隷屬し、使役されてゐた。彼等も亦氏人と血緣を有せざる私民であり、當時に於ける重要なる財產であつた。

【大氏の專橫】 建國以來數百年の後天孫人種は九州において恐る可き敵を發見した。天孫人種はよく兵を用ひて之を征服し、其の禍根が海外にあることを知つて三韓をも征服した而して三韓より工藝・農蠶等の進歩せる技術を輸入したので、各氏の勢力が增大すると共に、皇室の實力も頗る增進することゝなり、仁德天皇から雄略天皇に至る數朝間は、明治維新以前に於いて皇室の權威の最も振つた時代であつた。當時朝政の重きに當つて皇室と實力を爭つたのは、平群・大伴・物部・蘇我の四氏であつた。卽ち此の四氏は當時の多くの氏の中最も勢力ありしものであつた。此の中平群氏は仁賢天皇の崩後國政を專らにし、臣節を失して大伴氏に滅された。大伴氏また外交に失敗して物部氏に彈劾された。物部氏と蘇我氏とは實力相匹敵し、互に政權を爭つてゐたが、雄略天皇以後國家財政の衝に當り實力を蓄積して來た蘇我氏は、遂に物部氏を滅ぼして政權を得た。

蘇我氏と言ひ物部氏と言ひ、何れも大地主であり巨大な財產を有してゐたのであつた。そして平群・大伴・蘇我・物部等の大地主が盛に土地と人民とを併せて勢力を振つてゐたことは、遂に中大兄皇子や藤原鎌足をして大化の革新を斷行せしめる原因となつたのである。當時に於て此等の大地主たる氏の橫暴に最も憤慨してゐたのは主として皇室系統の人人であつた。皇別大氏たる蘇我氏に與し、神別大氏たる物部氏を滅した聖德太子の如きも、蘇我氏の勢力に壓倒されて、正面から堂堂と土地及び人民の私有の非を論ずることは出來なかつたやうであるが、密かに氏の制度を改めて郡縣制度にすべき希望は持つてゐられたやうである。

【大化の革新】 かくして大氏の橫暴を制肘す可く、氏の制度の顚覆を計つたのが、大化の改新である。大化の改新において八省百官の制を立て國家の公職を秩序的組織的に制定されたのは、之によつて人材登用の道を拓き、身分の上下に依つて官職を決定する從來の制度を改められたのであつた。大化の改新以前においては、氏の尊卑が直ちに國家の公職であり、國家に對する權利でもあつた。卽ち皇別大氏の長は臣（オミ）と稱せられ、其の中の勢力あるものが大臣と稱せられて朝政に參與した。また神別大氏の長は連（ムラジ）と稱せら

れ、連の中勢力あるものが大連と呼ばれ、朝政に參與してゐた。然るに新政に於いては、地位の高下と身分の尊卑とは全然別ものとなつた。奴隷でない以上は各人その才能に應じて如何なる高位高官にも進み得ることとなつたのである。一方官位を制定した丈けで、別に身分の尊卑を示す制度がなかつたならば、同一官職の者に身分の尊卑があつた場合種々の紛糾を生ずる恐れがあるのみならず、從來公私の生活に於いて絶對の優越權を持つてゐた氏長の不平を爆發せしめる處れがあるので玆に僻なるものを制定して、彼等の反抗を未然に防ぐことゝなつた。十九階の冠制を定めて、各人の身分の尊卑を表はしたのは卽ちそれである。

此の制度の下においては、人臣は氏人でなければ奴隷であり、何れも氏の長に支配され、天皇は只民族の長に命じ給ふのみであつた。所が大化の改新は理論上諸氏の人民を氏長の手から解放し、諸氏の土地を悉く國家のものとした。人民は從來氏長の手に致した剩餘生產物を天皇にのみ奉ることゝなつたが、而も尙依然として氏長の下に統轄されてゐた。卽ち理論の上においては、國家に對する權利を平等にせられたが、而も私的生活の上に於いては國民たることを保證されてゐなかつたのである。土地を悉く沒收して國家の公田とされたが、臣・連等は其の領有する土地收入によつて生活してゐた爲め、遽に之を沒するのは天下の大亂を釀すもとであるとし、國家は之に對する三つの政策を施した。其一は從來の私領に代つて食封を與へ、戶數を定めて朝廷に上納する庸調の全部若しくは幾分を、同じく給與した事であり、其の二は從來の國造中才幹あるものを郡司としたことである。而して其三は從來の國造として新に中央政府の派遣した國司の監督をさせた事である。此の第三の政策は折角新設した郡縣の制度を完全に行ひ得なかつた原因となつたものであつた。大化の改新はまた天皇の大權に對し氏の制度において存しなかつた重大な權利を加へた。卽ち直接人民を支配し、是に賞罰を行ひ給ふ行政上の大權——がそれである。

【氏の衰滅】 氏の制度は形式的には大化の改新によつて全く打破された。然し實際には氏は猶勢力を持つてゐたのである。氏人たりし人民は、朝廷と氏長とに二重の義務を負ふ事となつた。また地方における豪族は中央權力の及ばない爲めに、其の勢力を專らにし、他の豪族との私戰には『家の子』『郎等』を驅使してゐた。『家の子』とは良民であり『郎等』とは奴隷である。而して此の時代においては、戰功のあつた『郎等』は『家の子』に出世せしめられてゐたのであるから、血統的關係は最早人間結合の中心たらざるに至つてゐたやうである。加ふるに、中央權力の及ぶ地方において朝廷と氏長とに對する二重の義務に惱まされてゐた人民は、漸次流浪して地方の豪族の下に走ることゝなつた。卽ち人民の流浪が始つたのである(『浮浪』參照)。かくて血族的團體たる氏の制度は次第に、實質的にも衰滅して行くことゝなつた。多くは氏長の變形したものであつた地方の豪族が、次第に蜂起してそれ〴〵爭鬪を事とするに至つて、氏の制度は殆んど崩壞し去つたのである。

而してそれ以來、氏なるものは代々の系統を表はす家の稱號となつてしまつた。卽ち平氏と云ひ源氏と云ふも何等氏の實質を有するものではなく單にある血統を繼ぐ家名に過ぎないのであつた。後世においては、此の氏なる稱號は苗字と混合され、苗字と名を連ねたものを氏名と云ふが如きである。これは太古に於ける氏の制度が、今日にまで殘存してゐる一の痕跡である。

氏神(ウジガミ)

氏神は又『うぢのかみ』とも云ひ、氏の祀る祖神を指すものである。我國の古代に於いては氏は一の血族團體として社會的結合の單位をなしてゐた。而して氏は何れもその祖先を神として祀り、氏の全成員は累代これを尊崇してゐたのである。されば氏の異るに伴れて、氏神も亦それ〴〵異つてゐた。中臣氏は天兒屋命を氏神とし、忌部氏は天太玉命を氏神としてゐたなどは、其の一例である。其の後に至つて、氏に特別の由緒ある神を祀るものをも、また祖神同樣氏神と呼ぶに至つた。橘氏が梅宮を祀り、平氏が平野社を祀り、宗盛の時に至つて日吉神社を其の氏神と爲さんとしたる如き、何れも祖神に非ざる神を氏神としたものであつた。後世に至つては祖神でもなく、又氏に由緒ある神でもないものを尊崇して氏神となすものも現れた。卽ち源・平・高階・大江・中原・清原・菅原・秋篠の八姓の人々が、何れも平野神社を祀つて氏神とし、自ら其氏人と稱したなどがそれである。今日に於いては產土神(ウブスナガミ)をも氏神と稱し、其の產子(ウブコ)は何れも氏子と呼んでゐる。これは產土神が其の生民を守護し給ふこと氏神の氏を守護し給ふに等しきものである處から混用するに至つたものであらう。然し本來、氏神と產土神、氏子と產子とは全然異るものである。氏子とは(古代に於いては氏人と呼んでゐた)氏神卽ち祖神の子孫であり、其の血族の人々が各々其の氏人をひきゐてこれを行ひ、子孫の繁榮、一族の安穩を祈つたものである。また其の日は朝廷にても五位以上の氏人に對し、殊に官符なくして京外に出づることを聽許されてゐた。當時に於いて、祖先の祭祀を重んずる風の厚かつた事は、これに依つても窺はれる。

氏子(ウヂコ)

『氏神』を見よ。

右傾(ウケー)

もと獨逸の國會に於て、保守黨は會場の右翼に席をとり、急進黨は左に席をとることゝなつてゐたことから起つた言葉で、右傾といふのは右方に傾くこと、卽ち、保守的に傾くことを意味するのである。之に反對して左方に卽ち急進的に傾くことを左傾と稱する。

請負(ウケオイ)

請負とは一定の報酬を豫約して、何等かの仕事を完成す可く引受けることを云ふ。卽ち請負は勞働そのものに對して報酬を受けるものではなく、勞働に依つて生ずる結果に對し報酬を受けるのである。而して請負者は、普通、仕事の材料を自ら購入し仕事の完成に要する勞働者をも自ら雇ひ入れるものであるから、請負は本質上企業に屬するものだと云はねばならない。我國では建築工事・土木工事等が專ら請負によつて行はれてゐる。請負師とはかゝる仕事の完成を引受ける企業家を云ふのである。我民法の規定する處によると、請負の報酬は仕事の目的物引渡しと同時に與ふ可きものであり、引渡しを終つた目的物に缺點がある場合には註文主は請負者に對してその補修を要求する事が出來、補修の代りに或は補修と同時に、損害賠償の請求を爲すことも出來るのである。更にその缺點の爲め、註文者が契約の目的を達することが出來ない場合には、契約の解除を爲すことも出來る。又請負者が仕事を完成しない間は、註文者は隨時請負者の損害を賠償して、契約を解除することが出來るのである。

尙、請負は本質上企業に屬するものであるが

近世の勞働者が資本家に雇はれて、本質上賃銀勞働たる仕事に從事する場合にも此の請負形式が行はれることがある。請負賃銀制の下に於ける勞働即ち請負勞働と稱せられるものがそれである。請負賃銀は勞働そのものに對してではなく、勞働の結果に對する支拂として表面に表はれて來る。故に形式的に見れば請負賃銀制の下に於ける勞働者は、一個の請負者であるかの觀を呈するが、然し請負賃銀は時間賃銀の一變形であり、請負勞働は決して普通の意味に於ける請負事業に等しいものではないのである(『請負賃銀』參照)。

請負賃銀(ウケオイチンギン)

請負賃銀とは勞働時間の大小ではなく、生産物の出來上り高如何を標準として支拂はれる賃銀のことで、又出來高拂ひとも云ふ。即ち時間賃銀が勞働力の消費分量に對する代價として支拂はれるに對し、請負賃銀は勞働力の消費によつて生じた生産物に對する代價の形式を以つて支拂はれるのである。請負賃銀制は、表面極めて獨立的であり、かゝる制度のもとに於ける賃銀額の多少は、全く生産者の能率如何に懸つてゐるかの觀がある。然し事實上請負賃銀制において賃銀額を決定するものは時間賃銀の場合と等しく勞働力一日の價値と、一日の勞働時間の通例の長さとである。資本制企業においては、一人の勞働者が平均的熟練及び平均的勞働能率を以つて、一日幾許の生産物を造り得るかと云ふ事は、容易に知ることが出來る。若し勞働時間を十二時間とし、勞働者一人の一日平均生産高は或る生産物十二個で、此の場合勞働力一日の價値が二圓四十錢であると假定すれば、資本家は一時間二十錢の價格を以つて勞働力を買ひ入れる事も出來れば、生産物一個十錢の相場を以つて勞働力を買ひ入れる事も出來るのである。故に若し勞働生産力が增進して、從來三十分の勞働を要した生産物を僅か十五分で造り得るに至れば、資本家は最早や其の生産物一個に對して五錢宛しか支拂はない事となるのである。更に此の請負賃銀制は、勞働者と資本家との間に仲介人の介在を可能ならしめる。そして此等の仲介人は資本家が勞働者に支拂ふ賃銀中の幾分を搾取して、其の生活を支へることゝなるのである。請負賃銀制は又勞働者の組織的團結と一致的行動とを妨げることになる。それは此の組織が勞働者相互の間に競爭を生ぜしめることと、自由獨立の勞働に從事しつつあるが如き外觀を呈することと、屢々家內勞働に於て見らるゝが如き勞働者相互の孤立を生むことゝに依るのである。

勞働者にとつて極めて不自然なる請負賃銀制は、反對に資本家の爲めは甚だ利益である。請負賃銀制の下においては、外部的刺戟を待つまでもなく、勞働者が自己の利益の爲めに每勞働時間出來る限り多量の生產を爲すことを、資本家は十分に期待し得る。それのみならず、勞働者が平均的品質の生產物を供給したか何うかと云ふ事を、資本家は時間賃銀の場合よりも一層容易に監視する事が出來る。此の際若し生產物に何等かの缺點が發見されれば、資本家は全體の賃銀の引下を行ふなり缺點ある生產物に對する賃銀の支拂を拒絕するなりすることが可能である。故に請負賃銀制に於いては、勞働者に對する監督の大部分は不要となり、監督に要する勞力及び經費を節約し得る。更に或種の產業部門における請負賃銀制は、勞働者の家內勞働を可能ならしめる。此の場合には多額の設備經營費を節約し、他の場合では固定する筈であつた資本を有利に處分する事が出來るのである。

請負賃銀は資本制生產に適應した賃銀形式であり、工場手工業時代に入つて始めて大規模に應用されることとなつたものである。ギルド手工業の時代に於いては、未だ此賃銀形式は知られてゐなかつた。而して此の請負賃銀制は、近世大工業の發達期において、勞働時間の延長と勞働價格の低減とを贐らす爲めに極めて重要なる職分を盡したものである。

運上(ウンジョー)

【意義及び沿革】 運上なる言葉が何時頃から始つたものであるかは明かでない。然し始めは運上卽運送の義であつて、課稅の意味ではなかつた。課稅の一種として運上なる名目の起つたのは、室町幕府時代の末である。德川幕府時代に入るや、總ての營業に賦課する租稅の中定率によつて納付するものを運上と言ひ、定率なく免許を得て營業する爲めに上納するものを冥加と呼ぶに至つた。卽ち運上は課稅であつたが、冥加は一種の獻金とも言ふ可きものだつたのである。運上の徵收又は免除增加等に關する事は『運上方』が司つてゐたものであつた。運上方は幕府下勘定所の一分科であつて、冥加も亦此の科で取扱はれてゐた。運上なる名目は、明治に至るまで繼續されてゐたが明治五年からは運上・冥加等の名目は廢せられ、何々稅、何々免許稅等と稱せられることとなつた。

【種類】 運上の種類は頗る多く、且つ諸國に於いてそれ〴〵特殊の稅目があり、稅率の如きも一定してゐなかつた。水車運上・市場運上・問屋運上・小漁運上・酒屋運上・鐵砲運上等のごときものは、その中の重なるものである。

(1)水車運上とは米穀碾磨の用に供し、生業を營む水車に課稅する水車稅である。その稅率は主として水車の大小を準として定められ、營業規模の大小によつても亦多少の異があつた。(2)問屋運上は穀問屋・魚問屋等諸營業の問屋より納むるものであり、運上高は賣上の多少により異つてゐた。(3)市場運上は開市町數の長短によつて運上高の多少があり、市の盛衰如何に拘らず年々間斷なく納むることを定法とするものであつた。(4)小漁運上とは鰹鮭等の漁獵に課するものであつた。江戶時代には漁業稅法も略定り、鯨漁鰹漁を大漁とし、鮭漁鰹漁を小漁としてゐたのであるが、前者には分一を課し、後者には運上を課してゐた。(5)酒屋運上とは酒稅である。德川時代以前の酒稅は主として隨時に賦課するものであつたが、元祿年間に至つてからは一般運上として、年々定納せしむることになつたのである。(6)鐵砲運上とは山獵稅のことである。銃には二種の區別があり、生業の爲めにするものを獵銃と云ひ、猪鹿等を驅逐する爲めにするものを威銃と云つてゐた。此の二種は何れも課稅されるものであつて、獵銃の稅は威銃のそれよりも重かつた。蓋し威銃にまで課稅したのは、銃器の濫用を防止する目的に出でたものである。

運用資本(ウンヨーシホン)

利子を生ずる資本に對し、生產行程に於て直接剩餘價値の產出に使用される資本をマルクスは funktionendes Kapital (運用資本又は機能資本)と呼んでゐる。同樣に直接生產行程內に資本を放下運用する資本家のことを funktionender Kapitalist (運用資本家又は機能資本家)と呼んでゐる。卽ち運用資本は生產部面の外部に作用する所の金利資本に對立するものであり、運用資本家は金融資本家に對立せ

る産業資本家を意味するものであつて、歴史的に言へば金利資本は運用資本に先行したものである。が併し資本制度に對する實質的價値の上より云へば後者は主、前者は從たる位置に在る。資本制隆昌の初期に於ては、運用資本のみが眞の資本であり、高利(金利)資本の如きは、全く罪惡の權化に過ぎないと見られた程であつた。

運輸(ウンユ)

運輸とは貨物人畜を空間的に移動することであつて、營利經濟の行はれる今日の社會に於ては主として營利を目的とするものである。是に對して貨物の時間的移動を、保管又は保存と云ふが、運輸乃至保管は生産行程に於いて造出された貨物の價値を實現する行程である。然しかゝる貨物の移動は、往々商品の流通行程その者を意味するかの如く考へられてゐる。それは流通を媒介すべき商業が、多くの場合運輸乃至保管を伴ふ爲めである。卽ち商業は商品の賣買と同時に、商品を輸送したり保存したりしてゐる爲め、これ等の事は商業の構成要素であるかの如く誤認され、ひいては流通行程そのものが此等の事を包括す可きものゝ如く感じられるのである。然し商業とは、貨物を一所有者から他の所有者の手に移す行程を指すものであり、貨物そのものゝ移動卽ち運輸保管を指すのではない。法律的に言へば所有權移轉媒介の營業化したものが卽ち商業なのである。所有權の移動は多くの場合運輸を伴ふが、機能上より云へば此兩者は全く別個のものであつて、前者は流通行程卽ち非生産部面に屬し、後者は生産部面に屬する一産業と見做し得るのである。

ウヅラ

ウヅラ(usura)は言葉の意味としては、金錢の支拂といふ事で、最初は全くこの意味に使用されたのである。而して時には金錢ばかりでなく、物の使用に對する支拂をも意味した。これが不當法外に高率な利子を取ること日本で云へば高利貸に當ることを意味する樣になつたのは近世に入つてからのことである。今でも高利貸と云へば人非人の樣に思はれるのであるが、古代の社會では、これを罪人と認めた。基督が「何をも望まずして貸し與へよ」といつたのは人のよく知る所で、同樣な言葉は古代諸人種の間にも發見されるのである。ヘロドタスによると、ペルシア人は凡て賣買といふことを否認したといふ。然しそれにも係らず、ウヅラは到る處に實際行はれてゐた。希臘羅馬ではその爲めに小所有者を大所有者の勢力下に置き貧民を文字通りの奴隸とすることを生じて、終には金權政治を出現するに至つた。アリストテレースはウヅラを賣淫と同格に見た。プラトンも亦金錢が金錢を生むことは最も不自然なことゝして之を排斥した。カトーは「ウヅラを何う思ふ」と問はれた時、「足下は人殺を何う思ふ」と答へた。希臘羅馬ではウヅラを禁ずることが無効に終り、事實上一般に行はれてゐた。チァーチファザー(聖父)のウヅラに反對せる事は猛烈であつた教法會議が開かれる毎にウヅラ禁止が議決された。然しウヅラは益盛となり宗法の下に於てさへも、例外に例外を重ねて公許の狀態を馴致するに至つた。されど原則としては未だ一般に認められなかつた。殊に新教はその最初期に當つて烈しくウヅラを貪め、高利貸の家を惡魔の家と呼ぶ樣な狀態であつたので、從來大分ウヅラを認める傾向を示して來た加特立教も、反動的にウヅラ攻撃に方向を變へた。然るに時世が進み、商業上の資本が發達し、貨幣を要すること益々多くなり、金利を支拂つて借入れる金錢は、從前の如く貧民の急場凌ぎの爲めとか、放蕩者の奢侈の爲めとかの目的で借入れられたのと大いに意義を異にし來り、それは生産の上に非

常に役立つものとなつた。かくてウヅラが公然認められる時期に到達するのは避け得られないことであつた。英吉利ではエドワード四世(一四六一―一四八三年)の代には未だ利子を取ることは禁じられてゐた。ヘンリ八世(一五〇九―一五四七年)の世には利率を制限するに止つた。然しロック、ヒューム、アダム・スミス、ベンタム等出づるに及んで、いづれも利子取得の正當なることを論じた。殊にベンタムは『利子の禁止は徒らに利率を增進するの結果を生ぜしむるのみである。世人は貸金を必要としてゐる。貸手は借手に便宜を與ふる者であるから、貸手に報酬卽ち利子を受取る資格を與ふる事は公平である。禁止が行はれる時は、貸手は危險を理由として高率の利を要求するに至であらう。』と主張した。ブルヂョア經濟學者は皆此意見に一致し、商業の自然的發展の上に拘束を加ふる勿れと叫んだのである。かくて今や貨幣貸附は制度の上に認められ、産業上に重要なる働きを爲すに至つたのである。マルクスは資本の最も原始的なものは商業資本及びこの貸附資本であつて、近世の資本主義産業起るに及んで、産業資本のために蔽はれてしまつたといつてゐるが、マルクス以後の事實は寧ろ金融資本が優勢になつたことを示してゐる。

補遺

ウクライナ

南西露西亞に介在する小國であつて、謂ゆる小露西亞人を住民とし、九世紀の頃キエーヴを首都として建設された。大戰後、列强間に立つて數奇な運命に飜弄されたものである。一九一七年十一月露西亞ボリシェヴィストとしてウクライナ人民共和國が建設されたが、一九一九年に至り露西亞ウクライナは埃太利ウクライナと合同した。一九二〇年、ソヴイエット政府が樹立され、一九二一年三月のリガ條約に依つて、露波兩國政府はウクライナの獨立を承認した。これより先、一九一八年二月、露西亞ボリシェヴイスト軍は、ウクライナに侵入して首都を包圍したが、一方獨逸軍も同一の侵入を敢行した。一九一九年ウクライナ軍は波蘭出征を企て、九月にはデニキン軍と聯合して露國ボリシェヴィストを首都から驅逐した。しかるにやがて、ウクライナ政府は反ボリシェヴィストとの提携を斷つて、ウランゲルの下にデニキン軍と戰闘を交ふるに至つた。ウクライナ共和國は、裏海とルーマニア及波蘭との間に介在する全領土(ドンコサック領を除く)を要求するものであつて、其地積は五十萬平方哩に及び、總人口四千六百萬に上つてゐる。

ウルスター

愛蘭北部の四州を包括し、地積八千六百十三平方哩、人口百五十八萬一千六百九十六、その過半は加特立教徒である。加特立教徒は多く愛蘭人で、他は新教を信ずる蘇格蘭及び愛蘭移住民であるため、兩者の間に軋轢が絶えない。新教徒は愛蘭の自治獨立に反對して飽くまで大英國との結合を主張し、グラッドストーンの自治案に對抗して英國政界にユニオニスト派を生ぜしむるに至つた(一八八五年)一九一二年アスキスの自治案が議會に提出された際にも、彼等は擧つてこれに反對した。一九二一年十二月、愛蘭の自治は認められるに至つたが、ウルスター地方は自治外に立つの自由選擇を保留されてゐる。

V

ヴァイアン（エドワール）

ヴァイアン（Vaillant Edcuard）は佛蘭西の社會主義者である。一八四〇年ヴヰエルゾンに生れ巴里に於て工學及び醫學を學び、後ハイデルベルヒ、チュービンゲン、維納等に轉々と學を追うた。一八七〇年巴里に歸り巴里コムミューンの重要なる地位につき、文部大臣に就任した。幾許もなくしてコムミューン崩壊するや倫敦に亡命し、インターナショナルの一般委員會の一員となつた。一八七二年ヘーグ會議に參列し、同年ゲルー裁判に於て死刑を宣告せられた。一八八〇年の大赦後巴里に歸り、一八八四年市會に選出せられ、此處で堂々と常備軍縮小を說き、公益事業の國家的管理を叫び、諸種の社會主義的方策を力說した。彼は急進的共和黨員の臨機應變主義を攻擊した。屢々社會主義者として議會に選ばれ、一九一五年十二月十九日死す。

ヴァンダーヴェルド（エミール）

エミール・ヴァンダーヴェルド（Emile Vandervelde）白耳義の社會主義政治家である。一八六六年イッセルに生れ、長じてブラッセル大學に學び、法律及び社會學の學位を得た。彼は後に自ら社會主義を標榜して學生社會主義者團を組織し、又社會主義禁酒同盟を設立し、國際社會主義事務局の一員となつた。後その議長となり、第二インターナシ■ナルの大立物となつた。一八九四年シァルロア選出の代議士となり、その雄辯に依つて忽ち政界に名聲を馳せ、一九〇〇年再選せられるや、議會内に於ける社會黨の首領として活躍した。一九一四年三度び議會に列した。時宛も歐洲大戰が勃發した。彼及び一味の同志は、獨逸の軍國主義に反抗して、歐洲の政治的自由を防衛すとの理由の下に、宣言書を發して社會主義者の參戰を決議した。佛蘭西の社會主義者も亦是れに做ひ、第二インターナシ■ナルはバーゼルの革命的決議に背反する行動を採ることゝなつた。ヴァンデルヴェルドは直ちに戰時内閣を組織し自ら是が首班となつた。彼及びその同志が頻に社會主義者としての參戰を論辯するに拘はらず、彼等の行動は、正統派マルキシズムを裏切る所の變節漢と見做された。一九二二年四月の第二、第三インターナショナルの會合に於ても、彼はラデック等の爲に此點を痛擊されたのである。

ヴェルサイユ條約

大戰の結果、英、佛、伊、日、白、希以下二十六ヶ國と獨逸との間に締結された條約。一九一九年六月二十八日調印、一九二〇年一月十日批准、同日を以つて效力を認められた。聯合國側では、支那は調印を拒み、亞米利加合衆は中途脫退した。獨逸は聯合國側の最後の通牒を受けて、漸く之れを承認するといふ有樣であつた。最初の二十六ヶ條を以つて國際聯盟を確立し、領土の變更を規定した。獨逸はアルサス・ローレーンを佛國に、ポーゼン及び西部プロイセンを波蘭に讓渡し、更に波蘭の要求せる東プロイセン及上部シュレジーン、丁抹の要求せるシュレスウヰグ、白耳義の要求せるマルメディ及オイペン割讓については、人民投票を以つて決することとした。この投票の結果、獨逸は東プロイセンの全部と、上部シュレジーンの大部分と、シュレスウヰグの一部とを保有し、メーメル、ザール流域の炭田地、ダンチヒ港を聯合國に讓渡して、ほかに植民地の全部を失ふこととなつた。その喪失地積二萬七千平方哩（人口七百萬）。墺太利、波蘭及チェク・スロヴァキア三國の獨立を承認し、條約履行の擔保として

聯合國は十五ヶ年に亙りライン西部の獨領に駐軍を續けることとなつた。ライン東部地方三十一哩、及ライン西部全體に亙つて、獨逸は一切の兵備を禁ぜられ、潛水艇、航空軍備の所有及びタンク、毒瓦斯等の製造を禁じられ、徴兵制の廢止、參謀部の解散を强制され兵員は十萬を超ゆることを許されず、小艦六艘、輕裝巡洋艦六艘、驅逐艦十二艘、水雷艇十二艘を除く以外、一切の艦隊は沒收されることとなつた。

ヴィヴィアニ（ルネ）

ヴィヴィアニ（René Viviani）は一八六三年佛領北亞弗利加に生れ、若くして社會黨と關係し、最も光彩ある卓越した指導者たる位置に立つた。然るに一九〇四年社會黨が更めて聯合社會黨に組織せられた時、彼はブリアン等と共に圈外に止まつて自ら獨立社會主義者と稱してゐた。彼の議會的閱歷は一八九三年巴里市第五區選出の代議士になつたことから始まる。一九〇二年迄その職に當つたが、再選に失敗して四年後更に議席に列なるを得た。此年彼が一躍クレマンソー内閣に入つて勞働大臣の印綬を帶ぶるに及び、先年其味方であつた或は僚友であつた社會主義者を最も無遠慮に壓迫し、同志の極度なる憤激を買ひ、間接に佛蘭西に於けるサンヂカリズムの運動を促進した。後ドーメルジュ内閣に於ては文部大臣となつた。一九一四年、歐洲大戰勃發の恨あり、時運の急に應ずべき豪閣の首班を求むるの必要に迫られ、ヴィヴィアニは遂に議會に於ける信任投票の大多數を得て、七月大統領ポアンカレーの名に於て首相に任命せられた。その主要なる功績は、三年兵役令の支持及び軍事的準備の爲にする十八億弗の公債の募集であると云はれてゐる。獨逸との開戰後、彼は戰時の故を以て、八月再び内閣を組織し、約一年以上首相の位置に在つたが、一九一五年ブリアンに首相の椅子を讓つて司法大臣の職に止まつた。大戰後、彼が華府會議に於て大いに佛蘭西軍國主義の爲に氣焰を吐いたことは周知の事實である。一九二五年九月病死す。

W

ワグナー(アドルフ・ヘンリ・ゴットヒルフ)
ワグナー(Adolf Henri Gotthilf Wagner)は一八三五年三月獨逸國エルラゲンに生る。ハイデルベルヒ大學に學び、一八五八年維納の商業大學の教授となり、その後ハンブルヒ、ドルパート、フライブルヒ等の教授となり以つて今日に及んでゐる。彼は獨逸に於ける歷史派經濟學及び講壇社會主義の代表的人物である。而して又獨逸基督教社會主義とも少からぬ因緣を有してゐる。經濟學のうちでは殊に財政學に異彩を放つてゐる。主なる著書は、『財政科學』(全四卷)『企業利得と勞働賃銀』『社會主義・社會民主々義・講壇及び國家社會主義』等である。一九二三年死す。

ワイトリング(ヴィルヘルム・ワイトリング)
ワイトリング(Wilhelm Weitling)は一八〇八年獨逸ザクゼン國マグデブルヒに生れ、若くして裁縫職人となり獨逸諸方を放浪したが、後巴里に赴き偶新約全書を讀んで共產主義に想倒しバブーフ、カベー、フリエーを研究した。一八四〇年巴里共產同盟より共產主義宣傳の使命を託せられて、白耳義より瑞西に赴き月刊雜誌を發行して宣傳に力めたが、遂に『破戒者の福音』なる著書に依つて筆禍を蒙り禁錮追放の厄に逢ひ、再び普魯西政府の爲に追放され、一八四七年亞米利加に赴いた。而も尙宣傳を怠らず東奔西走したが、一八四八年の革命騷ぎに乘じて、再び伯林に潛入し雜誌を發行し、或は第二インターナショナルに列し、追はれて倫敦に逃れ、後紐育に移り、同地に於て社會民主的新聞を創刊し、ウヰスコンシンに共產村を設けて大いに共產主義の爲奮鬪したが、一八七一四年遂に紐育に客死した。ワイトリングは獨逸に於ける最初の共產主義者であつて、その抱ける思想は結局バブルヒ大學に於て『遺傳論』なる講演を試み、次いでこれを敷衍して『生と死』なる大講演を公にし遺傳問題に關する彼の所說を發表した。この二講演はワイズマン說の根柢をなすものである。元來この講演は生と死の問題を取扱ふ事を以て目的としたものであつて、彼は諸生物の生殖法を調べ、生物の生殖法を有性と無性に大別した。無性生殖はアミーバの如き單細胞生物が或る程度まで生長すると、自然にその身體が同じ大さの二個體に分裂し、こ

の分裂した二個體が生長すると、又各々二つに割れて、永久にかく分裂しつつ發育を續けて行く。この分裂法は實に單純なものであるが、如何なる高等生物と雖、その全身を組成する細胞は矢張りそれ〴〵この分裂方法に從つて增大して行くのである。從つてかくの如き生物にあつては、自然の死といふものがなく、分裂した二個體は全く同一なるものであるが故に、老若大小の差異がない事を指摘した。然るに多細胞生物に於ては、その生殖は細胞分裂によつて行はれるが、各細胞には其生物個體の全身を生殖する力がない。多細胞生物の細胞は分化して、生殖細胞(卵もしくは精蟲)と身體細胞との二部類を成し、單細胞生物の不死性は有性生殖細胞にのみ傳はり、身體細胞は死を免れる事は出來ないのである。然るに多細胞生物個體の全身の大部分はその身體細胞から成立つてゐるので、個體そのものもまた死を免れぬことゝなるといふ。つまりワイズマンによれば、高等生物の全身は身體細胞と生殖細胞の二部類から成立ち生殖細胞は胚種原形質を以て充たされた電池の如きもので、雄性の生殖細胞に含まれるこの原形質の一小部分が、雌性のそれと混一合體して茲に新個體が造られる。然しその合體した雌雄胚種原形質の全部が新個體の身體組織に消費されるのではなく、その一部は新個體の生殖細胞內に含蓄されて、新にその生殖作用を掌ることゝなる。かくてワイズマンによれば、生物の胚種原形質は子々孫々永續して中斷する時がないといふことになる。これ胚種原形質繼續說と稱するものである。彼はこの假定に基き、遺傳はただ胚種原形質によつてのみ行はれるもので、從つて身體細胞に生じたる變化は絕對に遺傳せざることを力說した。これが新奮ラマルク派の相違である。(『新ラマルク說』參照)。彼の見解は又、ダーキン(卽ち生物の身體細胞は副細胞を派生し、それらの全身生殖の遺傳論(卽ち生物の身體細胞はいづれも微細なる副細胞の作用によつて、その生物の生殖器內に集中し包蓄されるものであつて、遺傳とはこの包蓄された細胞によつて行はれるといふ說)とも一致しないのである。

ワレース(アルフレッド・ラッセル・ワレース)
アルフレッド・ラッセル・ワレース(Alfred Russel Wallace)は一八二三年英蘭に生れ、十四歲より二十一歲に至るまで、兄と共に土地測量及び建築を學んだ。一八四八年アマゾン河流域に赴き、一八五二年に至るまで自然科學の研究に沒頭した。一八五二年地中海で火災の爲めに乘船が難破したので國に歸り、其後の二ヶ年を自己の經驗せる冒險と發見とを著書とする爲めに費した。一八五四年より六二年に至る間、モロッコ、ボルネオ、ニューギアナ等の諸地を旅行し、數多の鳥類や昆蟲を蒐集して國に歸り、多年にわたつて科學上及び歷史上の深奧なる研究に從ひ、一八九〇年頃より社會主義思想を抱くに至つた。著書には『土地國有論』『アマゾン及びリオ・ネグロ旅行』『驚異的世紀』其他自然科學に關するものが多數ある。

ワレース(グレーハム)
グレーハム・ワレース(Graham Wallace)は一八五八年宗教家の子として、英國ダーラム州のサンダームンドに生れた。一九七一年より七七年に至る間ミュースベリー學校に學び一八七七年より八一年に至る間オックスフォードの宗教學校で古典學を修め一八八一年より九〇年に至るまで古典學の教授を勤めた。彼は一八八六年より一八九〇年に至るまで倫敦フェビアン協會の會員であつた。一八九〇年に至るまでロンドン專門學會議の代議員であつた。一八九六年より倫敦經濟學校の講師となり『國民自由俱樂部』の會員となつた。著書には『フランシス・プレースの生涯』其他

がある。

ワシントン（ブーカー）

ワシントン（Booker T. Washington）は米國ヴァーヂニア州に生れた。生年月日は不詳である。一八五七年頃ハンプトン學校を卒業し、一八九六年ハーヴァード大學を卒業して法學士となり、一九〇一年ダートマウス大學を卒業した。彼の最大事業は、一八九一年にアラバ州のタスケヂーに、黑人の爲めの學校を設立したことで、一八九三年には『タスケヂー黑人協議會』を創設した。一九〇〇年、黑人の企業を振興する目的を以つて『國民的黑人企業同盟』（ナショナル・ニグロ・ビジネス・リーグ）を創立した。著書には『亞米利加黑人の將來』其他がある。

ワシントン（ヂョーヂ）

ヂョーヂ・ワシントン（George Washington）は一七三二年當時英領植民地であつた北米ヴァーヂニア州ウェストモアランドに於てオーガスチン・ワシントンの後妻の第一子として生れた。彼の幼時に就ては餘り知られてゐないが通常の植民地生活を送つてゐたらしい。二十二歳の時英國政府の爲にカナダの佛蘭西軍と戰ひ功によつて大佐に補せられて退役した。次いで北米が英本國と爭ふに及び彼はヴァーヂニア選出議員として植民地聯合軍の爲に活躍し、翌年民軍の司令官となつて英軍と北米各地に轉戰し、英本國をしてヴェルサイユ條約を締結し北米の獨立を承認するの止むなきに至らしめた。ワシントンは直ちに退いてランドヴァーノンに起臥したが、獨立政府確定するや、彼は衆望を負うて北米合衆國最初の大統領に就任した。一七九三年再選せられ益々內治外交に力め名聲世界に擴まつた。任滿ちて退き後國民から國父と稱へられた。時に一七九九年である。二年を經て歿した。

ワット（ゼームス）

ゼームス・ワット（James Watt）は英國の機業學者である。一七三六年スコットランドのグリーノックに生れ、幼時多病で學校にも入らなかつたが讀書數學は最も好む所であつた。明完成し產業界に大革命を與へた。又太陽及遊星聯動機、平行裝置を發明し、遠心力應用の調整機、水量計、氣壓計等を發明した。謄寫器螺旋推進器・彫刻複製器等も彼の發明したものである。一七八四年その功に依つてエヂンバラ王立學會會員となり、一七八五年ロンドンの王立學會會員に擧げられ、一八〇六年グラスゴー大學よりＬＬＤの學位を受け、バーミンガムに銅像が建立せられ、ウェストミンスター寺院に國民記念碑を建設せられこれにベリアムが頌辭を書いた。一八一九年にスタッフォド州ヒースフィールドで死んだ。

ウエッブ（ビアトリス）

シドニーウエッブの妻ビアトリス・ウエッブ（Beatrice Webb）は一八五八年、加奈陀鐵道會社及び其他の會社の重役たりしリチァードボターの娘として生れ、夙にスペンサーの學徒となり、東倫敦、及びランカシーアに於て勞働階級の生活を研究し、一八八五年チァールス・ブースと協同して社會問題を研究し、ドック業・裁縫及猶太人社會に關する論文を雜誌『人民の生活と勞働』に寄稿し、一八八八年苦汗制度に關する彼女の經驗を貴族院苦汗制度委員會に提出した。一八九一年『英國消費組合運動』を公にし一八九二年シドニー・ウエッブと結婚した。一九〇六年叅民法王室

委員會の一員となつた。良人と共同して『職工組合史』『產業民主々義』『近世產業の諸問題』其他を著はした。

ウエッブ（シドニー）

シドニー・ウエッブ（Sidney Webb）は一八五九年倫敦に生れた。瑞西及獨逸に學を修め、一八七八年母國に歸つて官吏となり、陸軍省大藏省・植民省と轉々して、一八八一年遂に官界を退いた。其後倫敦大學に學び法學士の學位を得、一八八五年辯護士となり、續いて同大學の經濟學教授となつた。其頃から彼は漸く社會主義を信奉するに至り、ショーや其他の人々と共にフェビアン協會を組織した。一九〇〇年以後、改造後のロンドン大學財政學教授となり、同大學の經濟學及び政治學科の長となつた。一九〇二年ロンドン府會議員に選ばれ、同府廳の專門教育局長となつた。又一九〇三年より其翌年に亙り、職工組合法起草委員會の一員となつた。一九二四年マクドナルドの勞働黨內閣に入り、商務院總裁となる。彼は前年日本に渡來した事もある。然し其當時は彼が有名な社會主義者であり、フェビアン協會の頭目であるといふことは日本では餘り知られて居なかつた。彼の著書は澤山あるが、就中『職工組合史』（『勞働組合運動史』と題して、山川荒畑兩氏の邦譯あり）は有名で、外に『產業民主制度』『近代產業の諸問題』『英國の社會主義』『八時間勞働法』等は主要のものとして擧げられる。

ウェルズ（ハーバート・ヂョーヂ）

ウエルズ（Herbert George Wells）は英國の小說家にして社會學者である。一八六六年ケント州ブロームリに生れた。ミドハースト・グランマースクール及びローヤルカレヂ・オヴ・サイエンスに於て物理學化學天文學動物學生物學を學び後倫敦大學を一番で卒業した。彼の始めて文壇に出たのは一八九三年ボール・メール・ガゼットの爲に評論を書いたに始まる。次いでネーチュアー・アンド・サターデー・レヴューの爲に筆を執つたが、彼の空想的なる航時機（タイム・マシン）以後は專ら小說に輕妙なる筆を染め、これに依つてその蘊蓄する所の科學的專門的創見を縱橫に驅使し一流の政治觀社會觀を吐露した。從つて彼は單に小說家たるに止まらず、彼の見解は常に社會學的考察として寄與する所が少くない。『先見』の如き其の好例である。『未來の發見』『神樣の食物』『製作中の人類』『近世思想鄕』『舊社會に代る新社會』等に於ては益々彼の非凡なる社會主義的理論が展開せられてゐる。然し此の間に彼の小說家としての地位も次第に高まり、今日に至るまで英國文壇に一流の地位を占めてゐる。

近來の評論としては、『日蔭のロシア』『ルシア・イン・ザ・シャドーウ』が注目を惹いてゐる。

ウィルソン（ウドロー）

ウィルソン（Woodrow Wilson）は米國ヴァーヂニア州スタウントンに生る。民法學者として又民主黨の驍將として、夙に有名であつた。一九一一年ニュージアシー州の知事となり翌年大統領となつた。關稅所得稅制の改正を行ひ、金融制度を刷新し、外には人道的外交を主張し、一九一四年歐洲大戰起るや、一度嚴正中立を聲明したが、一九一六年大統領再任後聯合國に加擔して對獨宣戰を布告するに至つた。大資本國たる合衆國の聯合國側加擔は獨逸の沒落を早め、一九一八年彼によつて高唱せられた十四ケ條を基礎として、同年十一月聯合國對獨逸休戰の條約が締結せられた。ウィルソンは又學問に優れ、神學博士の稱號を有し、嘗てプリンストン大學の總長を勤め著書としては『アメリカ人民の歷史』が有名である。一九二四年一月死去す。

ウォード（レスター・フランク）

ウォード（Lester Frank Ward）は地質學、古

生物學・社會學に造詣深き亞米利加の學者である。一八四一年イリノイス州に生れたが、その幼時は不明である。南北戰爭に從軍後當時のコロンビア大學(今のワシントン大學)を卒業、二年後に同大學の法律科を卒へた。合衆國の大藏省に七年間勤務した後、合衆國地質研究會の助手となり、更に同會の古生物學者として働いた。彼は夙に進化的現象に興味を有し、就中社會の進化に關しては深甚の興味を持つてゐた。哲學的基礎としてはスペンサーの體系を採り入れ、主張の展開に力めたが、スペンサーの社會政策の根柢たる自由放任主義的結論には極力反對してゐた。一八八三年彼は、廣汎なる大册『動的社會學』を公にして人類の意識的方法に依る社會進化の可能性を述べ、併せて宇宙哲學大系の概說をなした。又凡ゆる社會現象の地理的特徴及び知性の卓越を『文明の地理的要素』の中に說述した。彼の社會學的理論は『純正社會學』及び『應用社會學』に纏めて述べられてゐる。彼の最後の大作は『宇宙瞥見』であつた。一九〇三年亞米利加社會學會の設立せらるゝや、擧げられて最初の會長となり、同年更らに萬國社會學會長に推薦せられ、一三年四月七十一歲を以て逝いた。彼れの名著『純正社會學』は最近石川功に依つて邦譯された。

ウァーリング(ウォリアム・イングリッシュ Wm. English Walling)

ウァーリング(Wm. English Walling)は亞米利加の社會主義者である。一八七七年ケンタッキー州ルイスビルに生れ、一八九七年シカゴ友大學を卒へ、一九〇〇年より二年間、イリノイスの工場監督を勤めた。一九〇二年より五年間、紐育の植民大學に留りその後有色人種振興國民協會の幹部となり、インターカレヂァル社會主義者協會委員會の一員となり、ニューレヴュー誌の監修者となり、マッセス誌の寄稿家となつた。ほかに種々なる社會主義關係の新聞雜誌にも寄書してゐる。著書の主なるものには『現今の社會主義』『社會主義者と戰爭』『在るが儘の社會主義』『進歩主義及其後』等がある。

ウァルフ(ヘンリー・ウィリアム Henry William Wolff)

ウァルフ(Henry William Wolff)は一八四〇年英國のリーズに生れ、初め私立學校で學んだのち、ボン及びハイデルベルヒ大學に入り數年間修學した。その後歐大陸の到る處を經巡つて學業の完成と社會問題產業問題の研究とに資する所があつた。英國に歸つてから國際消費組合運動に參加して重要なる貢獻を爲し、一八九四年遂に『國際消費聯盟』の創立を見るに至つた。同盟は其後二十數ヶ國の消費組合を包含するに至つた。

Y

野蠻(ヤバン)

野蠻とは人類の原始的狀態にあるものを指すのである。モルガンの分類によれば、人類發達の階段は野蠻(Wildheit)未開(Barbarei)文明(Civilisation)の三大期に分れる。野蠻期は更に第一期、第二期、第三期に分れる。

野蠻の第一期は、人類の幼年時代である。この時代には人類は時々樹上生活を營んだ。かくする事によつてのみ、猛獸の襲撃を避け生存を全うし得たのである。彼等は熱帶又は亞熱帶の森林地方に住み草木の根と實とを食糧とした。明晰に言語を發することはこの時代から初まるのである。この狀態は數千年の長期間繼續したと想像されるのであるが、人類の歷史時代が初まつてからは、何處にもかゝる人類は發見されない。直接の事實によつて論證することは出來ないが、人類が獸類から發達したものとすれば、この想像は略々確實とせられなければならない。

野蠻第二期に入つて人類は魚類(蟹・貝その他の水棲動物をも含む)を食料とし、火を使用し初める。火の發見によつて人類は氣候に抵抗し、地形より獨立することが出來るやうになる。河流と海岸とを傳はつて、野蠻的生活をなしつゝ地球上の大部分に散布されるやうになる。最初の武器たる棍棒や投槍の發明とともに野獸が食糧となつた。しかし專ら狩獵のみで生活した民族は常て存在しなかつた。狩獵の獲物は不確實なるが故である。間斷なき食糧不安の結果としてこの段階には食人族が現はれた。オーストラリア人やポリネシア人は、今日まだ野蠻の第二期に在る。

野蠻の第三期に於ては人類は弓箭を使用する。これによつて野獸は常規的の食物となり狩獵を主とする種族が生ずる。弓箭の發明と同時に樹皮の纖維を材料とし、指先で織物を作る事や、樹皮や蘆で籃を編むことや、石器を作ることが發明され、獨木舟や、家屋を作る爲めの木材や板などを生產する。而して幾分か村落へ定着することが行はれ初めた。アメリカ北西部インヂアン人はこの段階に屬するものである。

ヤング(アーサー)

アーサー・ヤング(Arthur Young)は有名なる英國の農學者であり、著述家である。彼は一七四一年九月倫敦に生れた。十八歲前にして既に四篇の小說と若干の政治に關する小册を書いたと云はれてゐるが、餘り大した價値はないものと思はれてゐる。一七六二年彼は農業を初めた。農事の傍ら田園に關する研究をもなし、これを以つて彼の生涯の事業とした。彼の個人的經驗に基く農業に關する著述の價値及び量は、優に彼をして英國に於ける農業著述家の先頭に立たしむるものである。

彼の『佛蘭西紀行』は、獨り佛蘭西の農業を描けるのみならず佛蘭西大革命前の同國狀態を傳へたものであつて、フランスの農業及大革命の研究の爲には、缺くべからざる文獻と稱せられてゐる。彼は英國農業局の祕書となり世界の主要なる科學會の名譽會員ともなつた。著書で有名なのは、前記の外『農業年報』『イングランド及ウェールズ旅行』等である。

一八二〇年死す。

欲望(ヨクボー)

欲望とは人の衝動を滿足せしむる目的の觀念と、衝動そのものと、及衝動より生ずる感情との合成である。欲望の根柢にはあらゆる才能及び慣習を存してゐる。かゝる本能及び習慣が基礎となつて衝動を生じ、この衝動に伴ふ感情が知的要素たる目的の觀念と結合する

ところに欲望が生ずるのである。

欲望の性質は以上の如くである。而して社會に於ける活動はすべて個人の活動であつて、個人の活動はすべてその有する欲望により生ずるものであるから、社會の一切の活動の原動力は欲望であると云ふことが出來る。欲望をもつて社會活動の原動力とする說は、米國社會學のウォードが社會力の名の下に唱へ出して以來、一般の認むる所となつたのである。欲望の種類に關する說は頗る多樣であるが、今妥當と認められるものに就き略述を試みる。發生的順序より欲望は三つに分れる。第一次的のものは全く個體を中心とするものであつて、性的・經濟的・防衞的等の欲望がこれに含まれる。第二次的のものは種族及社會的の保存を目的とするものである。以上二者は社會生活より生ずるものではなく、反對に社會生活を作り上げるものである。第三次的のものは文化的優勝的の欲望を含むものであつて、社會をして複雜なる體制を有せしめ、ひいては個人の生活の內容を無限に豐富にするものであつて、その發生は既存の社會生活に依つてゐるものであり、社會の所產として生じ來たものである。以上の欲望を對象の上から觀察すると三つに分つことが出來る。一は外界の自然又は異性を支配獨占せんとする欲望及び外界の自然又は同胞の侵害に對して防衞行動に出でんとする欲望を含む所の物的欲望である。二は、知識・道德的信念・藝術上の趣味等自ら保持し享樂せんとする文化的欲望である。三は以上兩者の何れにも屬せざる對象によつて滿足せられる欲望であつて、血族の人と相親しみ、又は同類のものと相交驩せんとし、若くは何等か勝れたる技能を有し之を同胞の間に行使しようと云ふが如き欲望を含むものである。この欲望を社會的の欲望と稱する。欲望を滿足する程度の上より見ると、

- 經濟的
- 防衞的 …… 個體保存
- 性慾的
- 血族的
- 群居的 …… 種族保存
- 知力的
- 道德的
- 文化的 藝術的
- 宗教的
- 其の他
- 支配的（優勝的）

社會の存續
生活內容の複雜化 …… 社會の分化

排他的と連帶的とに分れる。性慾・經濟的欲望、支配的欲望の如き獨占によつて滿足せらるる性質の欲望は、自ら排他的ならざるを得ない。これに反して、智的・道德的・藝術的・宗教的等の欲望を含む文化欲望、及び外部よりの侵害に對する防衞の欲望の如きは、自他の連帶によつて滿足を生ずるものである。猶また排除せんとするにもあらず、享有せんとするにもあらず、たゞ接觸交通を保つことによつて滿足する欲望がある。血族的・群居的なる欲望がこれである。最後に發生的見地から概括的に配列すれば左の如くなる。

養老保險（ヨーロー ホケン）

一 養老保險は生命保險の一種で、被保險者が契

約後一定年限內に死亡した時には、契約保險金の支拂を爲し、若しその期間後にも生存してゐる場合には、死亡の場合と同樣に保險金の支拂を爲すのである。卽ち一定の期限以上に生存する事によつて保險金を支拂ふ生存保險と、普通の死亡保險とが行はれるものであるから、これはまた混合保險とも呼ばれてゐる。

此保險は一八三九年、英國のブリッシュ・エンパイア生命保險會社が行つたのを最初とし、爾來諸國を通じて盛に行はれるに至つたもので、今日では死亡保險會社の、殆んど大部分に於いて營まれてゐる。

輿論（ヨロン）

輿論なる文字は一般に使用するところであるが、政治學上に於いてはこれを英語の Public opinion の義に從ひ、公議輿論といふが普通である。元來輿論なるものは一の政治心理學上の問題であつて、これをその立場によつて解說する時は、頗る廣汎且つ多岐に涉らざるを得ないものである。然し簡單にいへば國家機關・政黨政派、及び一般政治家を圍繞するところの民政的勢力である。尙ほ簡明にいへば一定の政治問題に關する一般國民公同の意見なりといふを得る。輿論は一定の政治問題を以てその對象とする。例へば或る國と戰ふべきか否か、親しむべきか否か、或る政策を變更すべきか否か、維持すべきか否か、或る處分は正當なるか否か等の問題が起されて、始めて輿論の發動を見るのである。然し、輿論はただ漠然たる意見に對して或る判斷を加ふるのみであつて、精密嚴格なることを必要としない。例へば憲法を制定するか否か、或ひは修正すべきか否かといふことは輿論の範圍に屬し得るものであるが、その編章條項の如何は、決して輿論の問題となるものではない。斯く輿論なるものは、國民の全部が一定の政治問題に對してその意見を表示することはあり得ないが故に、新聞・雜誌・その他の刊行物に現はるるところの思潮、もしくは、公會・演說會等の論調を綜合し、通觀し、これによつて、國民一般の意思の存するところを推測推定し、大體をとり、一定時期の社會的意向を抽出することに依つて與へられるのである。

輿論はこの意味に於て、政治社會に於ける自然的發生物である。故に國家機關又は法律によつて作製し得べきものではないが、今日の立憲國は、皆その憲法を以て、議論・集會・出版の自由を保證して、輿論のためにその道を開き、その發達を助成せんことを期してゐる。然しながら、輿論は必らずしもかかる無形の空氣を捕捉することばかりでなく、憲法又は法律を以て、直接これに觸れる方法も設けられてゐる。レフェレンダムの如きはその一例である。又輿論を政治心理より見れば、多數民衆の意見の一致、卽ち人間の宣傳性と模倣性との產物である。故に煽動家・野心家デマゴーグ等のために乘ぜられ、單なるセップのため致される事が屢ある。故に輿論とは愚論なりとの皮肉な定義もある如く、動もすれば完全なる公義となし得ない場合もあり得るが、何れにもせよ、時代の傾向なり、人心の歸趨なり、思想の潮流なりは、この無形の輿論を以て大體を測定するの外はないのである。立憲政治とはかかる輿論の正鵠を判じ、その要求を實際施設の上に反映せしめんとするものに外ならぬが故に、輿論との間に重大なる關係あることを知らねばならない。民の聲は神の聲なりといふが如きは這般の消息を傳ふるものと解される。

豫算（ヨサン）

【意義】 豫算とは國家その他公共團體の財政を調節する爲め、一定期間の歲出入を豫測査定する所の一覽表であるが、煩雜を防ぐ爲め

玆には專ら國家の豫算に就て述べる。

豫算は國家の歲出入の豫測である故、初めから、正確に實算との合致を期する事は不可能であるが、略接近することは必要である。この目的を達する爲めには、豫め財政見込書なるものを作り、近き將來に屬する國家の財政の趨向を確め置き、それに基いて、後に述ぶる如き方法によつて豫算を作成する。財政見込書とは、日露戰後の所謂十年計畫の如きもので、政府はこの見込書により、將來の歲出歲入變化の模樣を察して一定期間の豫算を作成し、又議會はこれによつて、豫算の過大若くは過小を審議し得るのである。而してこの見込書は事實上政府の政綱をなすものである。見込書の期間は餘りに長期に亘るときは、未來を正確に察知し得ざる人間業としては無責任に陷るものとなり、餘り短いときは豫算と區別する意義がなくなる。豫算の原語は budga 又は etat であるが、此等の語は元來革袋又は錢入れを意味したものである。これが財政上の術語として使用される樣になつたのは、英政府で新支出を下院に要求するとき、大藏大臣が議會終了の際に、經費要求書を革袋より取り出し、これが提出理由を說明したに始まる。

豫算の一期(卽ち國家の收支が、何年何月何日に至る間に生じたものは、何年度の計算に屬するかを定める一定期間)を豫算年度卽ち會計年度と云ふ。現今文明國では大抵一ヶ年を一會計年度と定めてゐる。然し以前はこれよりも長期に亘るのを通常とした。日本でも日淸日露の戰費に對しては、何れも戰役の繼續する期間を一會計年度としたことがある。現今の規定では四月一日より翌年三月三十一日に至る間を一會計年度とする。

【分類】豫算は之を編成の形式と內容との兩面より分類することが出來る。

甲、形式的分類。形式的分類とは豫算の結構の分析解剖である。先づ歲出豫算と歲入豫算とに大別する。更に此歲入歲出が常時的なるか又は一時的なるかに從つて、經常・臨時歲出入豫算に分つ。經常臨時歲出豫算は各省豫算に分れる。卽ち皇室費・外務省所管歲出豫算等と稱するはこれである。各省大臣は收入管理廳として、其省を統轄し、各省大臣は收入管理廳として、其省に屬する歲入を取扱ふに過ぎない。各省の歲出を款・項・目・節の四者に分つ。款・項の二者二者を行政科目と云ふ。前者につき議會は各款各項に一々獨立した議決を與へるもので、政府は彼此流用することが出來ない。然るに後者は政府が自ら項以內で夫々を區分し、更に節を定めるので、行政上の便宜の爲めに存し、議會の拘束を受くるものではない。

以上の骨格より成る豫算には、總豫算・特別豫算・追加豫算がある。總豫算とは、總ての歲出入を纏めて編成したもので、豫算中の豫算たる最も重要なものである。特別豫算は總豫算の外に立つもので、特殊な行政機關若くは基金に屬するものである。豫算はすべて總豫算中に包含せらるべきを本則とするが、特に法律を以てかゝる例外を設置し得るのである。追加豫算は、豫算の統一總合を確保する制裁であるが、國家財政狀態に變遷を來し、又は政府が豫算を議會に提出した後、更に新事項の發生した場合等の應急手段である。然し政府が或計畫をたて、萬一失敗の恐れある場合、總豫算に對し不評を蒙ることを免れん爲めに、總豫算と切り離して故意に追加豫算を作る如き場合がある。

乙、實質的分類。豫算の實質的分類は、總豫算と純豫算、經常豫算と臨時豫算、永久豫算と一時豫算(卽ち議定豫算)等である。

一、總豫算と臨時豫算。總豫算とは總歲出入を包含し、一旦出で去り再び入り來るものも

其總に計上するのである。純豫算とは是に反し、出と入とを決濟し、純粹の收入を豫算面に表はすものである。例へば郵便收入年額三億五千萬圓にして、之が年支出は四億萬圓なる時、總豫算では歲入の部に三億五千萬圓を計上し、歲出に四億萬圓なる額を計上するが純豫算では差引五千萬圓の國庫損失卽ち歲出を豫算に計上すれば足るのである。

二、經常總算と臨時豫算。經常歲出とは國家が秩序的に發展の爲、多年に亙り年々ほぼ一定の需要を生ずる經費であつて、豫め推測し得るものである。臨時歲出は是に反し、一時的支出であつて、或は豫期し得るもの、豫期し得ざるもの、或は豫測よりも巨額に上るものを包含する。然し乍ら兩者は實際上區分明白ならざる場合が多く、例へば軍艦の建造には勢力維持の爲めにするものと、增加の爲めにするものとあり、前者は補充艦建造と云ひ年々生ずる勢力の消耗を年々補充するものであるから、豫測し得るのみでなく、年々の支出もほぼ一定し、軍艦のある限り多年に亙つて必要である故、當然經常部に屬すべきものである。是に反して後者は新艦製造と云ふ。時勢の變化に應じて、一時增加を計るものであつて、豫期すべからざるものであるが故に當然臨時部に屬すべきである。所が日本ではこの兩者を共に臨時部に屬させることとなつてゐる。經常臨時の兩部を分つてゐる國は、大抵以上の方法を採つてゐる。

經常豫算に就ては愼重な注意を拂ふ議會も、臨時豫算については、一時的・偶然的にして永く國民に異を及ぼすものでないと云ふ考から、兎角忽諸に協贊を與へる傾がある。政府はこれを奇貨として一時的增費の名目の下に多大の負擔を國民に課する事が往々にしてある。

三、永久豫算と一時豫算。これは國法上の區分で、永久豫算とは豫算の一部に對して一回のみ立法議會の決議に附するものをいふ。一時豫算とは、年々【編成と議決】豫算の編製は行政官廳で掌るのであつて、先づ最下級行政區より始まり次第に上級官廳に至り、中央官廳たる各省で、その所管を一括して大藏省に移し、大藏省は之を纏めて內閣に提出するのである。その時期は、各省より大藏省に移すのは豫算前年度の五月三十一日迄である。大藏省は各省歲出入概算書と自省の概算書とを對照調理し、歲出入總概算書を作り、前年度六月卅日迄に內閣に提出し、內閣では前年七月十五日までに審議決定し、各省大臣は內閣で決定した額の範圍內で各豫算經費要求書を調製し、八月三十一日までに大藏大臣に提出し、大藏大臣は之を纏めて歲出入豫算案として內閣に提出する。內閣は勅裁を乞ひ、十二月に招集される議會の初めに提出するのである。各省の歲出概算は、各省自らするが、歲入は凡て大藏大臣が管掌する。

豫算はかくして、あまたの參考書類と共に議會に提出される。議會は大藏大臣の豫算演說を聽取したのち本會議を開き、各派の代表者は此所に種々政治上の問題を提出し、議會が最も熱狂するのはこのときである。而して本會議は討議ののち豫算委員會に移す。豫算に關する嚴密の議事はこの委員會で行はれる。

通例委員を細分して、豫算の各部分たる大藏省所管歲出入豫算、海軍省所管歲出入豫算等を分擔せしめる。

この場合は、委員總會で大體の質問を終了し更に各分科會で研究討議し、採否を決して、委員總會に移し分科會の意見を報告して總會の決議に附する。かくて更に豫算本會議を開き豫算委員長の報告に始つて討議に入り、議決を與へるのである。議決は款及項に就き一一行ふのであつて 款及項が一千あれば議決

も一千回行はれる譯である（通例は或部分を分括して議決する）。

かくの如く豫算は一々議決されるが大勢は既に委員會で決せられてゐるので、委員會の權力は頗る强大なものとなるのである。

幼少年勞働者（ヨーショーネン・ロードーシャ）

【概說】幼少年勞働者とは成年未滿の勞働者を指す言葉である。巴里平和條約及び華盛頓第一回國際勞働會議の解釋によれば、十四歲以上十八歲までの勞働者が少年勞働者であり、十四歲未滿のものはこれを幼少年勞働者と呼ぶ可きものだと云ふ。

幼少年勞働者の使用は可なりに古くから行はれてゐたものであるが、それが一般的となり且つ種々恐怖す可き弊害を釀すに至つたのは、十九世紀の初葉に至つて近世的生產制度が確立されてからであつた。この時代には英國を初めとして歐洲全般の產業界では、新生產制度に伴ふ極端なる勞働力の濫耕が行はれてゐたので、幼少年勞働者の酷使も亦甚しいものであつた。當時工業の最も發達してゐた英國では、滿五歲の幼兒をして勞働に從事せしめたり、滿三歲の幼兒を母親の手傳として工場に働かしめたりしてゐたのである。一八六三年に於ても、スタッフォードシーア州の製陶所では、七歲の兒童をして每日十五時間宛の勞働に服さしめてゐた事が、議會に於いて報告された。

我國ではかゝる生產制度の輸入が遲い爲め、工場に於ける幼少年勞働者の使用は比較的最近の現象であるが、然し古來徒弟制度なるものが行はれてゐた爲め、相當の年齡に達すると、收入の爲めではなく商業乃至工業の見習の爲めに、商店・手工業親方等の下に小僧として奉公せしむることが行はれてゐた。これは近世工業における幼少年勞働者とは甚だ異つたもので、溫情的家庭的のものであつたからその弊害も比較的少なかつた。然るに近來は徒弟制度が本質的に全く崩壞し、小僧は單なる使用人に過ぎぬと云ふ傾向になつて來たので、工場に於ける幼少年勞働者の數も次第に增加して來たのである。內務省社會局の最近の調査に依ると、全國に於ける幼少年勞働者の數は約百三十九萬七千人に及び、その內譯は男七十一萬五千人、女六十八萬二千人であるとのことである。またこれを職業別にして見ると、職工が總數の三割一分、僕婢一割五分、丁稚一割一分、土方人足一割、子守七分、徒弟七分、其他二割九分の割合であると云ふ。

【保護法】幼少年勞働者の保護が歐洲に於いて行はれるに至つたのは、一八〇二年に英國で徒弟の勞働時間を十二時間と制限する法律が行はれたのを最初とする。その後勞働時間制限の運動が盛になるに伴れ幼少年勞働者の就業時間も次第に短縮され、英國では一九〇一年の法律で十二歲以下の幼童使用を禁じ、且つ十四歲迄の幼年工は（十四歲乃至十八歲）及び婦人勞働者の勞働時間の二分の一を限つて就業を許されることゝなつた。また此の少年勞働者の勞働時間は週六十時間を限度とするに至つた。其他瑞西では十四歲以下の兒童を使役する事を禁じ、十六歲までの少年工勞働時間を一日十一時間（但し學校授業時間を含む）とした。佛蘭西では十二歲以下の幼少年勞働者の使用を禁じ、十六歲までの者には十時間以上の勞働を課することを禁じた。また墺國では一八八五年の法令に依つて、十二歲以下の兒童の使用を嚴禁し、少年勞働者に對しては八時間以上の勞働を許さぬことゝし、獨逸では十三歲以下の幼年を工場に使用することを禁じ、十三歲乃至十四歲のものには六時間、十四歲乃至十六歲の者に對しては十時間を最高勞働時間と規定したのである。

我國で幼少年勞働者の保護が行はれるに至つ

たのは、大正五年に工場法が實施されてからである。卽ち工場法に依れば、（『工場法』の項參照）、十二歲未滿の者の工場使用はこれを嚴禁し（但し業務の簡易なものは十歲以上十二歲迄の幼年を使用し得る除外例がある）十五歲未滿の者は勞働時間を一日十二時間に限り（但し施行後十五年間は十四時間に延長することを許してゐる）、午後十時より午前四時迄の夜業を禁ずることとなつてゐるのである。この法令は極めて不完全なものであるから、政府は大正十年二月以來、工業勞働法案を起草し、近くこれが實施を見るに至るであらう。この法案に依れば、工業主は十四歲未滿の者を就業せしむることが出來ず、且つ十六歲未滿の者は一日八時間、一週四十八時間を超えて就業せしむることが出來なくなるのである。然し此場合にも除外例として、十二歲以上十四歲以下の尋常小學校卒業者は、これを使用することを許されるのである。

友愛會（ユーアイカイ）

『日本勞働總同盟』を見よ。

唯物論（ユイブツロン）

宇宙間に於ける一切の事象は、延長性填充性等を有し且つ運動する所の物質に還元して說明し得べしとなす純正哲學上の見解である。故にこの學說によれば、萬有の根本的要素は運動する所の物質であつて、普通物質現象とは別種と見做さるゝ意識現象の如きも此物質の運動に過ぎないものとなるのである。

唯物論が明確な形に表はれたのはデモクリトスの原子論が最初である。デモクリトスの見解によれば、萬有は延長を有し形態の差異はあれども、化學的性質は同樣なる小塊卽ち原子より成る。而して此の原子は虛空に於て、それ自身の力を以て機械的必然的の運動をする。他より力を賦與されたものでなく、目的又は意匠によつて働くものでもない。原子は若干の重さを有する故に、自ら無際限の空間を落下する。而して原子は其重さを異にし、落下速度を異にするが故に途中に於て衝突を起す。此衝突が複合して幾多の旋渦運動を起す。旋渦運動の爲めに重き原子は自ら中央に集り、輕き原子は周圍に集り、かくして幾多の原子の集團を作る。我々の棲息する世界は卽ちこの集團の一である。此集團の中に於て相互に類似せる原子は相集りて物體を作る。例へば凸凹不齊若くは鉤形の面を有する原子は酸味又は苦味の物體を作り、平滑の面を有する原子は美味なる物體を作る。靈魂は最も微細なる最も平滑輕快なる原子より成る凡ての靈魂原子が故障なく肉體内にあれば靈魂は意識的となる。その中の一定數が肉體を脫する時に睡眠が起り、意識を失ふ。その中の大部分が離れるとき氣絕失神等の現象を起す。全部肉體を離れるとき死を結果すると。

デモクリトスの原子論はエピクーロス及びルクレチユスに依つて祖述され、近世哲學史上に於てはガッセンディーによつて祖述された。ストア學派は倫理上宗教上の立場に於てはエピクロースと正反對の傾向を有し乍ら、其學理的の實體論では唯物論をとり、性質・力・事物の關係と稱するものまでも物質なりと唱へたのである。其他ホッブス、ロック、ハートレー等は唯物論を採つた學者である。十七八世紀の佛國は近世に於ける哲學的唯物論の最盛期を示した。獨逸では十八世紀末及十九世紀の初めに唯心論が全盛を極めた反動として、十九世紀の中葉頃唯物論の勃興を見た。

幾近の學界に於ては純粹な意味に於ける唯物論は餘り行はれなくなつたが、自然科學の研究が隆盛となり、殊に生物學が進歩した結果として、從來機械的說明の領域外に置かれた生活現象までも機械的な說明を下されるやうになつたので、一般の思想は冥々の裡に唯物

論的色彩に彩られてゐる。

ランゲは、カントの認識論によつて物質的の自然は主觀を待つて初めて可能なることを明かにした。爾來、唯物論は萬有全體を說明する形而上學說としては到底成立することは出來ないが、自然科學的研究法の原理としては重要な價値があるとされた。蓋し物質界の現象は有機無機を通じて機械的に說明するを得べく、毫も靈魂の如き非物質的の原理を借りて來る必要なしとする唯物論の主張は爭ひの餘地がない。自然科學はこの原理を中心として研究を進めねばならぬものであるが、然し宇宙には物質以外に精神の方面がある、この方面は到底運動と物質のみを以てしては說明し能はぬ故に、唯物論は萬有全體を對象とする形而上學上の世界觀とするには足りないといふのである。

唯物史觀說（ユイブッシカンセツ）

【概說】唯物史觀（卽ち嚴密にいへば經濟史觀說）は、剩餘價値說と共にマルクス主義の根柢をなす基礎學說である。大體マルクスの學說は、經濟學的方面と、社會學的方面と、哲學的方面との三つの領域にわたるものであつて、剩餘價値說がその經濟學的方面、唯物的辯證論がその哲學的方面の特色をなすに比し、唯物史觀說はその社會學的方面の貢獻とされてゐる。しかしマルクス及びエンゲルスは、ヘーゲル以後哲學は科學にその地位を讓つたといつてゐる如く、その哲學上の立場をなしてゐる唯物論に於いても、これを哲學として見るよりは、寧ろ唯物論を辯證法の進化的思惟方法に結びつけたところに、獨創的な發見を認められるのである。卽ちマルクス及エンゲルスの唯物論は、哲學上に於ては僅にフォイエルバッハの立場に一步を進むに過ぎなかつたが、これと辯證法と連結して、新に唯物史觀說を創見したところに、その偉大なる功績を見出される。かくの如く、唯物史觀の構成分子は、辯證法的な考へ方と、唯物論的な見方であるが故に、ディアレクチック（辯證法）の唯物論ともいはれてゐる（『辯證法』『唯物論』參照）。

然らばマルクスは五官の知覺する物質界を以つて唯一の世界なりとする唯物論と、事物に對する進化的思惟方法を採る辯證法とを、如何に結合したのであるか。唯物論者は曰く人間社會の進化及び社會制度の進化は、唯心論者（理想主義者）がいふが如く、人の思想の變化した結果でなくその社會に於ける物質的條件の發達した結果である。卽ち物質的條件が社會の眞實の根本であつて、諸種の制度はそれに適應すべく變化して行くのである。人と人との間に於ける善惡正邪の思想にせよ、人と神との間の信仰上の思想にせよ、皆な等しく人間生活の物質的條件の變化に伴つて變化するのである。テインやバックル等の唯物的史學者はかくの如く解釋する。マルクスの唯物史觀もこれと同樣である。然し彼は進んで歷史の物質的諸要素を研究した結果、物質的條件のうちでも、ことに經濟的條件が歷史的進化の根本動力をなすことを發見した。これによつて他の唯物的史學者の說明し得ざるところを說明し、以て科學的價値を與へられるに至つたのである。ここに唯物史觀の科學的價値と獨創的見解が認められる。

マルクスが物質的諸要素の中から、特に經濟的要素を選んでこれを歷史的進化の根本動力となしたのは、決して單なる思付きからなされたのではなく、物質的要素の中で變化し發達するものは、特に經濟的要素のみであつてその他の人種・地理・氣候等の如きそれ自身不變的な物質的諸要素は、決して社會を變化せしむる筈はないと說いた。ただそれが些かなりとも變化する範圍內にあつては、多少の變化を與へるものではあるけれども、それ

ら諸要素の影響は極めて微弱なるものであつて、經濟的要素の附屬たるに過ぎないことを確認した。殊にこれら諸要素の影響は、社會の進步に從つて、漸次低微に向ひつつあるが故に、歷史進化の大體を論ずるには、これを問題外に置いて差支ないとしたのである。茲にかの經濟的歷史觀（economic interpretation of history）なる名稱が下された。かくて彼は社會の制度形態は、その社會に於て如何なる物が如何にして生產せられ、又その生產物が如何に交換されるかによつて決定されるとなした。從つて社會の變遷、政體の變化等は眞理とか正義とかいふ思想精神の進步によるものではなく、生產及び交換の方法の變化に依るといふ、換言すれば、社會變化の原因は哲學にあるのではなく、ただ經濟の中にのみ存するといふ結論に達した。

【マルクスの要領記】唯物史觀に關する記述には、マルクスがその著『經濟學批判』の序文中に書いたものと、エンゲルスの名著『空想的及び科學的社會主義』中に書いたものとが求められる。殊にマルクスが『經濟學批判』の中に書いた唯物史觀の要領記は直截簡明にその要點を記したものとして貴重である。左に其全文を揭げる。

『人間が社會的にその生活資料を生產する時、或る種の必然な自己の意志から獨立した關係を作る。この關係は卽ち、その社會に於ける物質的生產力の發達程度に相應する生產關係である。この生產關係の總和が、社會の經濟的構造をなすものであつて、法律的及び政治的の上部構造を作り上げる眞實の基礎であり、又これに相應する社會的自覺を生ぜしむるものである。この物質的生活資料の產出方法こそ、社會的、政治的、及び精神的の生活過程一般を決定する。人類の意識が人類の生活を決定するものではなくて、その反對に人類の社會生活が人類の意識を決定するのである。換言すれば、この生產關係の總體こそ、而して從來ところの、財產關係と矛盾することとなる。卽ちこの生產力の發達形式たる事實から一變して、その障礙物と化してくる。茲に於て社會革命の時代が始まる。經濟的基礎が變化すると共に、その巨大なる上部構造の全部もまた、あるひは徐々に、あるひは急激に革命されゐる。

『これらの革命を考察するに就て科學的に眞實の立證をなし得べき經濟的生活條件の物質的革命と、人類がこの矛盾を意識してこれと決戰せんとするところより起る法律的・政治的・宗教的・藝術的・哲學的・これを一言にすれば精神的革命とを、常によく區別する必要がある。我々が或る個人を批判するに、決して多くその人の自ら考ふるところに依らざると同じく、我々が或る革命時代を批判するにも、決して多くその時代の意識によることは出來ぬ。我々は寧ろその物質的生活の矛盾の中からして、この意識を說明せねばならない。

『或る社會形態は、その內部に包容せる總ての生產力が十分發達した後でなければ、決して亡びるものではない。そしてヨリ進步した生產關係が出現するには、それを決定すべき物質的條件が既に舊社會の翼の下に孵化されてあらねばならぬ。故に人類は常に解決し得べき問題のみを提起するものである。ヨリ精密にこれを考察すれば、凡そ問題なるものは必ずこれを解決すべき物質的條件が既に存在するか、あるひは少くとも發生しかけてゐるところにのみ生ずる事が知られる。

『我々はアジア諸國・上古諸國・封建時代・及び近世資本制時代の各生産方法を以て、社會の經濟的進化の列次的大別となすことが出來る。而して今日の資本制的生産關係は、社會的生活過程に於ける最後の軋轢形態をなすものである。而してこの軋轢たるや、個人的軋轢の意味でなくして、各個人の社會的生活條件より生ずる軋轢である。

『然るに此資本制的社會の內部に發達したる生産力は同時にまた右の軋轢を解決せしむべき物質的條件を作る。故に資本制的社會形態と共に、人類の歷史前記が終結を告げるのである。』

【事實と思想】 以上の要領記によれば、社會的生産の或る發達程度が社會構造の基礎となり、この基礎によつてその社會を形成する個個人間に、生産及び分配の社會的過程についての、ある種の關係を生ずることが說かれてゐる。そしてその關係によつて個々人の間に於ける生産物の分配額が定まり、またそれらの結果として或る種の社會形態が定まり、或る種の社會制度が定まるといふ。すると今度は、その社會形態に適合するやうな、一般の心理狀態及び諸種の道德習慣が生じ、かくしてつひにその社會の哲學・文學・藝術等が起つてくることになるのである。故に或る社會に流行する思想は、その社會に對して強大な勢力を有する譯であるが、しかしその思想なるものは、この社會に於ける社會的事物の環境に源泉を有するものであつて、而もその環境なるものは、その社會の經濟關係の結果である。從つて政治的たると、宗教的たるとを問はず一切の思想は如何に或る社會に流行してゐるにしても、その基礎根源たる經濟狀態が變化すれば、自然にその流行が廢れて支配力を失ふことになる譯である。然し現在のやうな階級的社會にあつては、流行思想なるものは單純な經濟狀態の變化からばかりでなく、その經濟狀態のために常に優勝な地位に立つてゐるところの、或る社會階級の希望要求に應ずる結果である場合が多い。故に或る社會に於て、同時に、幾種もの相矛盾する流行思想を生ずる場合が屢々ある。のみならず、社會の生産機關を所有してゐる生産交換の機能を管理する階級は、自己の利益に適合するやう、その社會の制度習慣を作らしめるものである。然しそれをするには必ずしも强制力を用ふるものではなく、一種の說服力を働かすものである。それは支配階級が社會の精神的食物をもその手中に管理してゐるので、巧に自己階級の正と善とを一般社會成員の頭裡に鼓吹するのである。そこで多くの場合、社會の全員は支配階級の思想に感化されてしまふのである。これは或る社會に於ける不動といはれる程の勢力を有する流行思想について言ふのである。

しかし人間は發明力を有してゐる。自然界を征服する生産器具は絕えず進歩し變化してゐる。器具が變化すれば生産方法も變化する。自然界征服の方面も變化する。元よりその變化は急激に生ずるものではなく、新しい器具と新しい方法とは徐々に完成され、その器具の中に含まれた新しい經濟力は、不可抗の力を以て徐々に征服方面に延びて行く。その進歩は初めは極めて微力なものであつても、段段にその速力が加重して遂にはあらゆる障碍物を跳ね飛ばして猛進することとなるのである。故に一つの新しい器具が發明されれば、それは即ち新しい政治力がその社會に生じた事を意味する。この政治力は新しい器具が社會經濟に重要さを加ふるにつれて成長する。即ちこの政治力の把持者は新しい器具を使用する階級であつて、從來の生産機關を領有する支配階級と鬪爭することとなるのである。これ即ち階級鬪爭に外ならない(『階級鬪爭說』

參照)。此階級鬪爭の持續に依つて遂に不可避的な結果が生ずる。即ち經濟的には社會の必要貨物を獲得する、その新しい進歩した方法が急務となり、政治的にはその進歩した生産機關を運用する階級が優勢となる。そこで社會事物の新狀態が生ずる。もしその新生産方法が大いに舊方法と異つてゐる場合には、そこに舊社會と大いに變つた新社會が出現する事となる。政治上の新制度、宗教上の新信仰道德上の新意見、藝術上の新趣味、哲學上の新學說が出現する。歷史の流れはかくの如く不斷の流轉を繼續し、盛衰を繰返してゐる。かくの如く二個の經濟力及びそれを代表する二個の階級が、社會的優勝のために生存競爭をしてゐる時、强制力と說服力とは常に平行して用ひられる。その使用の方法と程度とは、地方的狀態の如何によつて多少の差違はあるけれども、追々に新經濟力が增大するにつれ從來の定說たる思想に對抗して、新興階級の獨立の思想が形成され、それが次第に借物の舊思想を排除して、多數人の頭に泌みこむ事となる。元よりこの新思想の形成は甚だ緩漫なものである。殊にその新思想が多數人の心を動かすのは一層緩漫である。然し一度或る時機が到來して、社會が經濟的に十分變革されると、その新思想は自ら社會の改革的要素となつて、舊事物の破壞を助成する。その時は經濟的變革から直接に利害を蒙る人々は元より、中間階級の人々、時としてはそれと全く利害の反した階級の人々さへも、矢張りその新たなる思想に動かされて、新社會の新事物を憧憬することとなる。何となれば、新思想は常に經濟的變革の反映であつて、その經濟的變革が社會全體の進歩を意味してゐるからである。從つて思想を物質的條件の結果と見ることは出來ないとする。殊に思想が歷史に及ぼす影響は、否定することの出來ない事實であるから、經濟的條件が歷史の主要動力となることは出來ないといつてゐる。例へばワイゼングリュンによれば、歷史なるものは全く法則を有せざるを以て、科學的にそれを取扱ふことは出來ないといふ。即ち或る時代の、或る歷史に對しては唯物史觀の說明を當て嵌める事は出來るが、文藝復興時代の如きは、高尙なる思想の影響である事を否定し得ない。從て唯物史觀說は相對的には承認出來るが絕對的には承認し得ないものだといふ。故に生産機關の技術的發達に於ける變化のみを以てしては、一切の歷史事實を說明し得るものでない。これに對して唯物史觀說を辯ずるプヂンのごときは、ワイゼングリュンが全然マルクスを誤解し經濟的條件といふ言葉と、技術的發達といふ言葉とを、混雜せしめてゐる結果だとなしてゐる。元より生産

【唯物史觀說に對する批評及辯駁】 マルクス主義に關する贊否の批評は、今日の論壇に於ける最も喧噪なる問題である。殊に唯物史觀說に於いてこの事實が認められる。最も代表的なものは、それが哲學的要素を缺くといふ點にある。これはマルクス自身が旣にフォイエルバッハの『予の哲學は無哲學なり』といふ立場を是認し、

機關の技術的變化のみが一切を決定するものではないし、生産機關の技術的發達の變化は通例社會の經濟的條件の變化に伴ふものではあるが、しかし必然的に相伴ふものではなく相互に別個の變化をなすものである。從つて生産技術の發達は社會の物質的條件の變化に對する主要な原因であるが、しかし必ずしもそれのみとは限らず、社會の物質的條件に影響する他の原因もあり、何等物質的條件に影響を及ぼさぬ生産技術上の變化もあるからマルクスは生産技術の發達が間接に歷史の進行に影響し、ただそれが人の生活する物質的條件に變化を起させる程度によつて影響を生ずるものたることを主張し、物質的條件の變化が歷史の第一動力だとなしてゐるに過ぎないと說いてゐる。

次に唯物史觀は個人の理想的活動の問題とは何等の關係をも有しないといふ非難がある。卽ち唯物史觀は個人の理想的活動の動力を說明するものでもなく、個人活動の原因を說明するものでもない。而も人間は常に利己心のみによつて行爲するものでなく、全く自己の利益に反して行爲し理想的動機によつて行爲することもある。唯物史觀はこの事實に全然觸れてゐないと說く。これに對してプヂンは理想的動機によつて行爲したと解せらるる行爲も、實はその人の屬する、或はその人の理想を產出したる階級又は團體の物質的利益のためであると見てゐる。例へば戰爭なるものを見るに、愛國心といふ理想のままに幾百萬の人間が身命を賭するけれども、戰爭そのものは或る國と他の國との物質的利害關係の結果である限り、個人の行爲としては理想的動機の結果であつても、その實は經濟的條件と經濟的利害關係とは必らずしも一致するものとは限らないが故に、唯物史觀說を以つて人間が常に利己心のみを以つて行爲すると說くが如く解するは、非常な過誤だとプヂンは說いてゐる。唯物史觀說が、個人の理想的活動の動機を無視するといふ非難は、代表的の非難とされてゐるが、マルクス主義の修正派としてレヴィジョニズムが分化したのは、この點に關する見解の相違に基き、彼等は唯物史觀に代ふるに、カントの理想哲學を以つてしたのであつた（『レヴィジョニズム』參照）。

唯心論（ユイシンロン）

唯心論とは觀念のみが眞實なる實在であると說くところの哲學上の一派の見解をいふ。古代に於いてはプラトンの學說がこれを代表してゐるが、中世に於いてはプラトンの觀念論の繼承者は、同じ概念を眞實なる實在物として考へたが故に、實在論者と呼ばるゝに至つた。然るにデカルト以後唯心論なる語はその意味を變じ、外界に於ける事物の實在を拒否するところの學說を指すやうになつた。この說によれば、外界の事物といふものは、ただ精神內に於ける表象に過ぎないものである。その後ロック及びホッブスが出でて、事物の感覺的性質は事物の本質ではなく、ただ現象にすぎないといふ經驗說を主張するに至つた。またバークレーは物質的本質とは精神以外に存するものではなく、現實世界はただ精神的本質を形成してゐるものであつて、感覺的現象と名づくものが事物そのものであるとなした。然るにカントが出づるに及び、唯心論は批評的な內容を加へた。卽ち彼によれば經驗の材料は感覺によつて與へられるものであるが、物それ自體は經驗の根源として豫定せられなければならない。また經驗の形式であるところの時空其の他の範疇は、經驗の形式であつて先天的に獨立したものとせねばならぬ。從つて我々は物それ自體を見ることは出來ぬけれども、現象のみを知ることが出來

るといふのである。これカントの批判的唯心論である。然るにフィヒテは我を以て世界の本質とする主觀唯心論を說き、シェリングは我から獨立してゐるところの實在と思惟の一致を說いて客觀的唯心論を說き、ヘーゲルに至つて初めて絕對的唯心論、卽ち一元的唯心論を主張するに至つた（『唯物論』參照）。

有價證券（ユーカショーケン）

【概說】 有價證券とは一定の物權に對する請求權を表示する證券であつて、その權利を讓渡し或は行使するには、法律上證券そのものを占有することを必要條件とするのである。卽ちこの權利と權利を表示する證券とは不可分的のものである故に、證券を構成する物質には何等の價値もないにかゝはらず、恰も證券そのものが有價値のものゝ如く見做されるに至るのである。從つて權利者が權利の行使利用を終る前に盜難その他の原因で證券を喪失した場合には、それと同時に權利を失ふ譯ではないが、權利を遂行するの便宜を失つたものと云はなければならない。從つて、更らにその證券を回復し得ぬ限りは事實上權利を失つたものとなるのである。

有價證券の性質は上述の如くであるから、單に權利證明の効力を有するに過ぎぬもの、又は、郵便切手・紙幣等の如く私法上何等の權利を有せず、而も其物自身價格を有するものは有價證券ではない。且つ指名債權の如く債權の讓渡をなすに當り債權者に對して通知を發し、又は承認を求める必要あるものを表示する所の證券は有價證券でない。

有價證券の種類は數多の種類があり、その効能は種々異なるが、大體の要點を擧ぐれば、（一）有價證券の債務者は、何人に拘らずその證券を提示した人に對して債務を果たし、證券面に記載された債權者の名に拘はる必要のないこと。（二）普通の債務では債務者は自ら債權者の住所で之れを履行する義務を有するが、有價證券は是れに反するを原則とする。蓋し有價證券は市場に轉々流通し、何人が現在の權利者であるか必ずしも判然しないからである。（三）有價證券は、提示證券なることを原則とし、その表示する權利と不可分の關係を有するものなるが故に、證券の所持人のみ權利を行使利用し得るを通則とする。

有價證券は以上の如き意義と効能とを有するものであるが、近世信用制度の發達に伴ひ著しく手形の流通が殖え、商取引の發達に伴ひ船荷證券・倉庫證券等の商業的有價證券が增加し、國際的取引が頻繁となるに從つて外國爲替手形の賣買が盛になり、株式企業の隆盛に伴ひ株式賣買が旺んに行はれ、諸國の軍備費及政費の膨脹、國家事業の增加等は相俟つて公債の發行を激增し、資本主義制度の元成は玆に膨大なる價格の有價證券を出現せしめ、その賣買のみを專業とするものが有力な地位を占むるに至つたのである。

【種類】 有價證券は、證券の表示する物件によつて貨物代表證券と、金錢代表證券とに分つことが出來る。前者は船荷證券・貨物引換證・倉庫證券等特定貨物の給付を目的とするものを云ひ、後者は、手形・公債證書・大藏省證券・社債等の如く不特定の金錢を代表するものである。次に資金證券と商業證券とに分ければ、資金證券は商取引に何等の關係なく、單に資金を支出したる權利を證するもので、公債證書・大藏省證券・株券・社債券等はこれに屬し、商業證券とは全く商取引の生んだものであつて、手形・船荷證券・倉庫證券・貨物引換證等が之に屬する。而して商業證券は不特定の金錢又は特定の貨物の給付を目的とし、概ね個人間の評價によつて取引されるに反し、資金證券は、資金の放下を證するもので、その性質として、一定の利息を生ずるか、又は不特定の利益配當を生じ、投資の目

的物として迎へられ取引所の投機目的物となり、從つて公定相場を有する。其の他期間による區別、公的證券と私的證券、記名式證券と指圖式證券、無記名式證券等種々異なつた方面から有價證券の區別を立てることが出來る。

日本で有價證券と認められる主なるものは公債證書・大藏省證券・株券・社債券・船荷證券・貨物引換證・倉庫證券・手形等である。立ち入つた説明は當該各項に讓る。

ユニオン・レーベル

ユニオン・レーベルは通常『組合票』と譯して用ひられてゐる。勞働組合によつて保有される一種の商票の如きもので、勞働組合と諒解を有する工場の商品にこれを貼付し、正當なる勞働條件の下に製造せられ、勞働組合會員はこれを良品として一般消費者に推薦するの意あることを表示するものである。ユニオン・レーベルの目的は、勞働組合に友情を有する人々に訴へて、彼等の消費を、勞働組合と好關係に在る資本家の商品にのみ限定せんとするものであつて、これは消極的な一種のボーイコットと見ることが出來るのである。

組合票は一八七四年カリフォルニアの砂糖製造工が、支那勞働者の侵入に對抗する爲めに採用したのを嚆矢とする。組合票は斯かる起源を有するもので、濠洲の如き、低級勞働者の排斥に成功してゐる所では、いまだ嘗て行にれないのである。英國では一八九三年に輸子製造工によつて採用せられた。然るにカナダ及び合衆國では、低級な生活標準に甘んずる勞働者に對抗して、白人勞働者の利益を保護する有效な武器として盛に用ひられたのである。一八七五年セント・ルイスに同盟罷工が起つた時、組合票の色彩に關して議論が起り、結局一八八〇年シカゴの組合會議に於て膏を採用することに決した。米國に於ける組合票の使用量は頗る大きなもので、一八八五年から一九〇〇年に至る間に、一億以上の數に上つた。

優生學

優生學（ユーセーガク）（Eugenics）とは人類の遺傳質の更改に關する研究、即ち肉體的及び精神的に將來の人種性を改良し、又は改惡する力を研究するものである。優生學が一個の獨立せる研究として起されるやうになつたのは、一八五九年ダーキンの『種の起源』が出版せられてや、これに暗示せられたゴルドンが一八六五年に至つて優生學の端緒を發表し、次で一八六五年に至り始めて Eugenics なる言葉を用ふるに至つた。ゴルトンの發表した主張及び方法は極く小部分に於いては變更されたが、要するに自然淘汰の慘酷なる方法に反抗しつつ、人爲的に善良の部分を增加し、將來社會に有害にして且つ多くの負擔を政府に掛けるが如き分子を、可成的に減ずるやうにするといふ目的に於いては一致してゐる。然らば優生學に於ける善良な人とは何を指すかといふに、それは普通の意味に於いて善い人であるが、それ以上に結婚してからも優生學的に善い子を持ちたいと思ひ、實際に獲んと力める人を意味する。從つて普通の意味に於いて不具なる人、精神病の人であつても、負傷或は治癒し得べくして生殖細胞に害を與へざる病氣等に起因し、遺傳質に何等の缺點もなく優生學的に善良なる子を持つ場合には、かゝる人は決して劣等といふべきではない。それと共に優生學的に劣惡なる人とは、第一に遺傳質に病根が存してゐる人で、例へば酒を飲まざるを得ないとか、又は犯罪を重ねざるを得ないとかいふ人、第二は外見上何等の缺點がなくとも、その代々劣性となつてゐて病氣の遺傳質が存してゐる人を意味する。偖て然らば優生學の實際問題は、如何にして優生學的に優良ない人を增加せしめ、優生學的に不良

な人を減少し得るかの方法を研究する點にある。この優生學的に優良な人を增加せしめんとする方法を積極的方面といひ、これに反して不良な人を減少せしめんとする方法を消極的方面といふ。故に積極的方面では、偶然出現したる天才をして、その能力を繼續せしむる事業も一手段と見られるが、かかる場合は極めて稀である。依つて優生學の實際問題としては消極的方面、即ち遺傳質の惡いものの子孫は成るべく殘さないやうにすることである。この方法は理性の發達した人に於ては、相互の意志を以て目的を達成し得るが、かゝる理性なきもの、例へば下層社會の勞働者等に於ては、生活の負擔を省略するためにも、產兒制限の必要が說かれる所以である。（『產兒制限』參照）。また低能、精神病又は犯罪性のものに對しては、法律命令を以て生殖を防止し、以て子孫を增殖せしめない方法を採ることも可能とされてゐる。例へば米國インヂアナ州で一九〇七年に手術を施して生殖產物の外界に出る道を遮り、被術者の生殖力を奪ふ方法を採つたが如きは、その代表的な一例である。尙ほ他の一例は伊太利のアオスタといふ村であるが、一九〇〇年の調査によればこの村はクレチン病患者で充たされてゐたが、隔離病院を設けて生殖期間だけ性を別離せしめた結果、後ち十年を經て僅か一人の患者を殘すに過ぎなくなつたといはれてゐる。

ユトーピア

ユトーピア（utopia）は理想鄕と通常は譯されてゐるが如く、新しい理想社會の創造に就いて、一個の物語りとして記述したものをいふ。從つてユトーピアにはその物語りの性質により、かかる理想社會を過去に置くものと、未來に置くものと、現在の遠き國に置くものとの四種がある。而してかゝる理想鄕に對してユトーピアと呼ぶやうになつたのは、トマス・モーアが一五一六年ユトーピアと題する著作を出したに由來してゐる。この書は內外に非常な影響を與へ、十七世紀に至りベーコン（英）、カムパネラ（伊）を出し、更に十九世紀に至つて多くの類似作品が出された。尤もトマス・モーア以前にかゝる理想鄕を描いたものには、プラトンの『理想國』、キケロの『共和國』、プルタークの『リクルグス傳』、アウグスチヌの『神の國』等があつたが、彼のユトーピアによつて、始めて理想鄕なるものが一般に考へられるやうになつた。蓋し、當時はコロンブスのアメリカ發見直後であつたが故に、人心が歐羅巴の大陸以外に理想社會を空想するやうになつたのである。それが十九世紀に入ると共に科學に對する興味が人心を刺戟し、且つ產業革命が生んだ社會的弊害を改革せんとして社會主義的なユトーピアが出だされたのである。故に十九世紀のユトーピアとそれ以前のユトーピアには種々な相違も窺はれる。玆に代表的なユトーピアの梗概を示すことにする。

プラトン『理想國』。プラトンの著書は多く論文と戯曲を兼ねた對話であるが、理想國もまた、その中での長篇の傑作である。即ち彼の亡師ソクラテースを一篇の主人公とし、女神ベンヂスの祭典に長老ケファロスの邸で、十人ばかりの人々が正義に就いて談論する。その結果個人と國家との關係を明白にする必要が生じ、ソクラテースが胸中に祕めた經綸を發表して理想國家を說明するといふのが筋である。その理想國家は上に治者、中に武士、下に奴隷があり、結婚は治者が適當な男女を配合し、これに適當な制限を設けて人々を調節する。生兒は政府が引き取つて共同の家屋で保育し、哺乳は一定の時間を限つて自他の生兒を區別する所なく行はれ、夫婦關係の如きも公定年限を設け（女子二十歲乃至四十歲、男子二十五歲乃至五十五歲）、それ

以外に會ふものは野合と認める。卽ち全ての財産と妻子を共有にして、國民はただ各自の職務を果たすのみである（紀元前三七五年の作）。

トマス・モーアの『ユトーピア』。モーアがユトーピアの中に書いたものは、彼がラファエルといふコロンブスのアメリカ航海への乘組員から種々の話をきく體裁にになつてゐる。ラファエルはコロンブスと分れて尙ほも旅行を續け、遂にユトーピアといふ國に辿りついた。ユトーピアとは希臘語の ou（無）topos（處）で卽ち『何處にもない』といふ意味である。然し彼の所謂ユトーピアには五十四の都市があり、首府アルモテは島の中央に位し、各市は長老三人宛を首府に送つて國事を協議させる。又各市を中心とする各縣は面積を平均しこれに附屬する土地、家屋は國民の共有であつて、一定期限の間人民は交代に耕作し、共同の家屋に住む。一家族に給與せられた土地は四十人の男女が之れを耕種し、その中二十人は二年間田園生活すると都市の男女と代ることになつてゐる。その勞働時間は一日六時間で、その他は讀書・談話・音樂・遊戲に充てられてゐる。食事は一定の時間に共同に採り結婚は當事者男女が裸體になつて缺陷のなきことを證明したる後に行はれ、生兒は共同に育てられる。その他ユトーピアの政治・法律・宗教等に就き詳しく叙述されてゐる（『モーア』參照）。

ベラミーの『回顧錄』。ベラミーが回顧錄を書いたのは一八八〇年である。新婚の主人公ウエストが催眠術をかけて貰つて、百十四年後に至り發掘されて目覺めるのが發端であつて、百年後の社會にその時代が來ることを暗示したものに外ならない。その社會では金錢の代りに切符が發行されて、それが國民に平等に分配される。銀行や商店はなく、各人は平等に勞働してゐる。それのみならず公共食堂や、學校や圖書館が澤山あつて、誰でも無料でそれを利用することが出來る。陸海軍は元より、警察も監獄もなく、議會も政黨もないが、政府の事務は簡單に運ばれてゐる。音樂の如きものはボタンを一つ押せば自由に聽かれるし、婦人は誰も美しい。主人公のウエストは全然變り果てた社會に驚ろいたり、呆れたりする。——急に喚び起されるので目が覺めたら、依然彼は催眠術に掛けられたままで地下室に横はつてゐる。南柯の一夢に醒めた社會は、依然戰爭・罷業・買占・物價暴騰等の新聞記事で埋められてゐる。その對照を最も面白く取扱つたもので、この種の著作の中では最も多く讀まれた。

モリスの『無何有鄕記』。ユトーピア物語りの中で、最も藝術的なものといはれてゐる『無何有鄕記』は一八九一年の作である。これもベラミーのと同じく物語り風に書かれたもので、前書がボストンであるに比してロンドンを舞臺としてゐる。ユトーピアを描く上に於て彼の藝術的社會主義の理想がそのままに盛られ、商業主義の俗惡を脫した美の世界を說きその新社會に於ける人間の美、政治の美を語つたものである。カベーの『イカリア航海記』。これは一八四〇年に書かれたもので、キアセドル卿がイカリア島に航海して歸り、その見聞を友人に語るといふ趣向である。これとフリエーのファランステリーに關するユトーピアは、共に空想的社會主義の理想を說いたものとして有名である。（『カベー』『フリエー』參照）。これ等著名なもののほか、カムパネラの『日の國』、ベーコンの『新アトランテス』コントの『西洋大同共和國』、リットンの『世

界人種未來記』、ヘルッカの『自由國』及び『自由國紀行』等諸種のユトーピアを始め、トルストイの『光の中に歩め』、ウェルズの『未來記』『近代的理想社會』『神は見えざる王』、アナトール・フランスの『白い石』等に至る大小數十の同種著作が發表されてゐる。日本では明治三十五年に矢野龍溪が『新社會』といふユトーピア物語を書いた。この書はトマス・モーアのユトーピアを偲ばせるものである。

ユーゼニックス

『優生學』を見よ。

優勝慾（ユーショーヨク）

優勝慾又は優越慾とは、歐羅巴語の want for difference（區別慾）、egoaltruistische Triebe（被認識衝動）等に相當するもので、人が他人に對して己れを誇示し、特別に認識せしめんとする衝動である。權勢慾、力の欲望といふが如きものも、この中に包含される。人間には種々なる欲望がある。ツガンバラノヴスキイは、人間の欲望を大別して（一）直接的の生存欲望（二）性慾（三）同情的衝動（四）優勝的衝動（五）超利害的衝動の五種に歸してゐる。此等の欲望は勿論、人に依り時代に依つて强弱を異にするものであるが、如何なる人類と雖も、何等かの程度に於いて、此等各種の欲望の發動を有しないものはない。然し此等の欲望が社會進歩の上に寄與する程度には著しき差異がある。例へば性慾の如きは、其結果に於いて寧ろ循環的反覆的であり、擴大的の傾向がないから、擴大そのことを特色とする進歩に貢獻する所は少ない。然るに優勝慾の如きは無限に擴大されて、盡くる所なく、人類社會の進歩に寄與すること極めて大である。マルクスの唯物史觀（其項參照）は、生活資料の生産力が歷史の進化を決定するといふ本來の出發點から、更らに社會進化を決定するものは、前項（一）に屬すべき生存慾（物質慾、經濟慾）のみであるとの偏局的な結論に踏み込んだのであるが、かゝる見解は普遍的には決して妥當といふを得ない。人が餓死の境地に立つ瞬間には、經濟的の欲望が決定力を有するを常とするけれども、然らざる限り他の欲望が却つて經濟慾を規制することもあり、文明が進むに從つて經濟慾の決定力は制限される傾きがある。今日資本家が巨萬の富を積まうとするのは、決して富そのものに表裏する經濟慾充足のためではなく、富に體現する所の社會的權力を得んとするのである。人の物質慾は有限である。有限なる物質慾充足のために、限りなき富を蓄積するといふことは意味をなさない。また科學者や發明家が知識上の創造に沒頭することも、これに依つて經濟上の利益を得ようとする欲望や、殊に知識そのこと、發明そのことを樂むといふ前項（五）に屬する超利害的衝動が動機となるは勿論拒み得ないが、その他にも己れの智的功績を認識せしめんとする優勝慾が可なり强く働くことも事實である。要するに優勝慾なるものは、人類の政治・科學・經濟・藝術各種の方面に强烈な擴大的影響を有するものであつて、社會進化の起動々機としては極めて重要なる位置を占めてゐる（『慾望』參照）。

Z

座(ザ)

座とは我國の中世に存在してゐた一種の同業組合であるが、その起源に就いては種々なる說が行はれてゐる。或者は鎌倉時代に發生したものであるとし、或者は室町時代に至つて生じたものであると說き、紛々として一定しないのであるが、鎌倉時代より存在してゐたものと見るのが最も妥當な見解であると思はれる。座の發達は、王朝時代の末に至つて著しく發展して來た商工業が、武士階級よりの壓迫を免かれんが爲め、當時勢力を得て居た所の社寺を中心として結合を計つたことにある。而して座なる名稱を帶びて起つたのは鎌倉時代の初めのことであつて、それが盛に行はれたのは京畿の大社寺であつた。康永二年の祇園社には、綿新座（人數六十四人）綿本座（人數四十人餘）小袖座等の外、糸綾絹布魚馬米麥等の座もあつたと云ふことである。一社に附屬する座人數は頗る多數に上つてゐた事と想像される。座は初めは單に座と稱せられてゐたのであるが、次第に發達してその數が增加すると共に、營業名を冠して絹座・綿座等と呼ぶに至り、また舊座新座の區別も生じたのであつた。

座に屬する商工業者即ち座人なるものは、社寺の保護を受くる爲めに毎年一定の年貢を納めてゐたのであつた。而して社寺は此年貢を納めたものには座人の札を與へ、座外の者が營業する場合には官に訴へて停止せしめてゐた。即ち社寺はこれによつて收入の增加を計り、商工業者は營業の獨占と營利の保護を得てゐたのである。座人たることは世襲の權利であつて、この權利を賣買賃入するものなどもあつた。而して營業は社寺をその本所としてゐたのであつたが、次第に權門勢家を本所とするものなどもあり、禁裏の諸役所を本所とするに至つた。また幕府・守護・領主等より直接に特許を受けるものなども生じ、中には樂座と稱して賦役を許さるゝものもあつたのである。

然るに寬永六年に至つて、かゝる座を組織することは嚴重に禁止された。即ち德川時代に於いては、組なるものが座と同樣の內容を以つて行はれてゐる。座なる名稱の殘存してゐるものあつたが、それは全然別の意味に用ひられてゐたのである。第一は桝座・秤座・朱座等のごとく、幕府の直接監督の下にある特殊の商人に對して專賣を許してゐたものであり、第二は幕府直營の鑄貨發行局たる金座・銀座（『錢座』『金座』『銀座』參照）の如きものである。第三は即ち幕府直營の專賣局たる銅座・錢座等の如きものであつた。これ等の座は、本來の意味における座とは全く性質を異にするものであつて、鎌倉時代に生じた座なるものは、德川時代に入ると共に滅亡したものと言ふ可きである。要するに座は歐洲の中世に於けるギルドやツンフトに甚だ類似したものであつて、商工業者の營利を擁護する爲めの自主的組合であつたのである。その發達が進み、種々なる弊害が生じて來てからは、遂に禁止されることゝはなつたけれども、座の本質は德川時代の『組』に依つて繼承されたのであつた（『中世ギルド』『ツンフト』『組』參照）。

財(ザイ)

財の意義に就いては種々なる議論があるが、最も普通に行はれてゐるのは、人類が慾望充足に用ひる資料の一切を財と解する處の說である。財は內界の財、外界の財とは、學問・才智・健康等のごとく各人が自己の內部に有するものを云ひ、外界の財とは衣服・食糧等のごとく、自己の外部に存在するものを云ふのである。但し學問・健康等のごときものは、所有者から見れば內界の財であるが、之れを外部に表はして他人の爲めに提供する場合には、他人にとつて外界の財となるのである。財はまた何等かの形態を有するものと然らざるものとに依つて、有形財と無形財に分たれる。而して此の有形財はまた自由財及經濟財の二つに分類されるのである。自由財とは日光及び空氣等のごとく、何人も自由に得ることの出來る自然物を云ひ、經濟財とは自然物に對して何等かの人間勞働を加へたものを云ふ。この自由財經濟財に就いては、學者の間に種々なる議論がある。卽ち或者は無限に存在する財と、存在に限りある財とに依つて自由財・經濟財の區別を立て、或者は占有し得るものを自由財とし、占有し得るものを經濟財としてゐるのである。經濟財は享樂財・生產財に細別される。享樂財とはこれを消費することに依つて直接の欲望が充足されるもの、卽ち食糧品の如きものを云ひ、生產財とは何物かを生產する爲めに使用せられる財、卽ち生產要具・生產原料等のごときものを云ふのである。享樂財は更に消費財と使用財とに分たれる。これは一度び欲望を充足すれば消費され終るものと、數回乃至數十回數百回反覆的に欲望を滿し得る物とで、米・酒等の如きものは前者に屬し、衣服住居等のごときものは後者に屬する。また生產財も通常不可動財と可動財とに區別されてゐる。不可動財とは土地・家屋などの如き不動の財を言ひ、可動財とは貨幣等のごとく、自由に增加し、位置を變動し得るものを云ふのである。法律上動產と言ふのは此の可動財を指し、不動產とは不可動財を指してゐるのである。

財をかくの如く分類する場合、外界の財、內界の財を共に經濟學上の財と呼ぶ可きか否かに就いて種々なる異論が生ずる。然し經濟學者の間に最も問題とされてゐるのは、經濟財のみを財と爲す說と、經濟財に併せて無形財をも財と爲す說とである。而して此の場合無形財とされてゐるのは、勞働力・貸金・權利等のごときものであるが、かゝる無形財は財の中に加へられざるものであるとの說は、今日勢力を得てゐるやうである。

然し乍ら勞働力が財であることは、それが商品となり、價値の生產者となつてゐる以上爭ふまでもない問題である。勞働力を財に非ずとする論者は、『若し勞働力を財なりとすれば、工場に傭はれて生產に從事する勞働者は、製造品といふ財と勞働といふ財とを同時に生產するといふ矛盾に陷る』と說いてゐるが、之は勞働力と勞働との觀念を明かにしてゐない爲めである。勞働は勿論財ではなく、勞働力なる財の消費である。卽ち勞働力なる財の使用價値は、之を消費することに依つて製造品を生ずる處にあるのである。（『勞働及勞働力』參照）。

また貸金・權利等のごときものが財でないと說くものは、『これ等のものが賣買の目的となり得るのは、それが財たる爲めではなく、財を得る手段たるが故である。且つこれ等のものはそれ自ら獨立して欲望充足の資料たることは出來ない』と言つてゐる。然し貸金・權利の如きものは、それによつて一定の利潤を生ずるものである。それによつて他の生產財の場合と同樣に、間接的に欲望を充足し得るものである。故に賣買の對象となり得るのであつて、これは土地が賣買の對象となることと異る筈はない。土地はそれ自身何等の價値を有して居らない。而もそれが賣買され得るのは、一定の利潤を生ずることが豫想されるからである。この事實は、貸金や權利に在つ

ても同樣たるべき筈である。兩者の異るところは、單に、外部的形態の有無だけであるから、かゝる無形財も亦財の中に包括さる可きものでなければならないことゝなるのである。

ザイデル（エミール）

亞米利加社會主義者の領袖たる彼は一八六四年アッシュランドに生れた。彼は一八八五年から九三年迄獨逸にあつて木彫を學び一八九三年市俄古市展覽會の獨逸出品の助手となつた。ウヰスコンシン州ミルウォーキーに於ける木彫組合の組織者の一人であり同地に於ける社會黨創設に貢獻する所あつた。一九〇二年にウヰスコンシン州事改選に當り社會主義者として立候補し、一九〇四年から五年間市參事會員を勤めた。一九一〇年社會主義者は當時腐敗せる市政を一掃して、ザイデルを擧げ亞米利加に於ける最初の社會主義者市長たらしめた。彼は種々の改革事業を實行し、任期の終末に再選を爭つたが、他の政黨の合同聯盟のため敗れた。一九一二年、彼は社會黨から合衆國副大統領の候補に立てられ、一九一四年再び市長に指名せられたが遂に敗れた。

財産稅（ザイサンゼー）

【概說】 財産稅とは財産に課するところの租稅であるが、課稅の對象たる財産の意義に就ては種々の說がある。卽ちプロイセンでは、財産の中生活財乃至生產財たり得るものに就いて課稅してゐるが、其他の國に於いては自由處分の權內にある一切の經濟財に對して課稅してゐる所もある。

擧理上においては、財産稅の對象たり得るものを資本財産のみに限定してゐることが多い。それは生產財中においても資本財産以外のもの、卽ち收益及び所得財産は所得稅や收益稅等を以つて課稅されてゐるものであるから、之に財産稅を課する場合には所謂重複課稅を招くことゝなるからである。然し乍らその所得收益と雖も、一度び資本の一部を形成するに至れば、これに課稅すべきことは勿論である。

尙、財産稅の一種に、補充的財産稅と稱せられるものがある。これは、財産所得をも勤勞所得と同樣に取扱ふ所得稅の補充として行はれるものであつて、生產財に課稅して、財産及び勤勞所得の負擔を平均せしめるのである。

【沿革】 古代においては財産が課稅の標準及び對象として最も簡明であつた爲め、財産稅は盛に行はれてゐた。初めは人頭稅に對して補助的なる地位を保つてゐたが、漸次それに代つたもので、中世に至つて盛に行はれ、遂には租稅の上に基礎的なる地位を占むるに至つたのである。

然るに十七世紀及十八世紀の頃に至り、財産稅は殆んど廢止されるに至つた。それは(1)財産と生產量とが一致しない事、卽ち同一面積の土地においても生產量がそれ〴〵相違してゐる事、(2)財産上の所得以外に勤勞所得が發達したこと、(3)財産のみを標準として課稅し負債をみざる時は不公平に陷ること、(4)財産の種類が增加しその評價が困難となつた事、等によるのである。

十八世紀中葉より十五世紀にかけて、財産稅は再び行はれることとなつた。然し、古代に於ける如く基本稅とされることはなく、或は戰時稅として、或は所得稅の補充として行はれたものに過ぎぬ。その後社會政策的思想が勃興するに從つて、單に財源を求むる爲めのみならず、一の社會政策たる意味に於いても、これが必要を力說されるに至つたのである。

【現狀】 財産稅の最も盛に行はれてゐるのは獨逸であり、プロイセンにおいては一八九三

年の法律に依つて一切の財産より債務並びに資本及び營業の設備に屬せざる動産を控除したもの、卽ち資本財産を課稅の對象としてゐる。而して稅率は累進法を採り、免稅は六千マルク以下の課稅價格、二萬マルクの財産價格以下を所有するもの、及び年所得九百マルク以下のもの等である。

北米合衆國及び瑞西の各州に於ける財産稅の對象となるものは、一切の動産及び不動産であるが、その制度は州によつて異り、或は所得稅を基本としこれを補助稅とするところもある。和蘭においても一八九二年以來財産稅が行はれてゐるが、これは所得稅の補充稅として行はれてゐるのである。

財政（ザイセー）

財政とは國家及び公共團體が、その存續と發達との爲めに必要とする收入支出を調べるところの經濟行爲を言ふのである。故に財政とは國家又は公共團體の經濟のことで、團體經濟又は强制經濟とも言ふことが出來る。從つて財政には必らず領土・住民・公益・權力の四條件が具はつてゐなければならないわけである。

財政は言ふまでもなく公經濟であり、私經濟とは異れる次の如きいろ〳〵の特質を有してゐる。卽ち第一に、財政は公益によつて限定され、その目的は、公共團體の主なる目的に對し、從たる地位を占めてゐるのである。この點は私經濟が私人の生活に於いて主たることと、全然反對の地位に立つてゐるのである。私人の經濟はそれ故に範圍を限られることがないが、財政は公益の爲めの經濟手段であるから、常に一定の範圍を限られてゐるのである。

第二に財政は出づるを計つて入るを制するのである。この點もまた私人の經濟が入るを計つて出づるを制するのと反對である。卽ち財政は必要なる經費の支出を目的とするものであり、これに對して收入の途を講ずる所のである。第三に財政は收入を强制するものである。私經濟においては如何に收入が不足なる場合に於ても、これを强制して收入を得ることは出來ないが、財政は必要なる場合には强制手段を用ひて人民より徵收することが出來る。これ卽ち財政は强制經濟と呼ばれる所以である。

第四に財政上の收入は第二次的なることを特徵とする。私經濟に在つては、生產行爲等による第一次的收入であるが、財政はかゝる第一次的收入のみならず、他の收入の一部をも强制的に納付せしむるものであるから、又第二次的收入と呼ばれるのである。最後に財政はその存在期間が極めて永久的であり、範圍も亦從つて廣いものである。個人には死滅があり、會社その他の私法人にも死滅があるが公共團體の存在は永久的である。從つて時間の制限がなく、その經濟的範圍も亦極めて廣汎である爲め、それが一般經濟社會の上に及ぼす影響も亦、極めて大なるものがあるのである。

財政學（ザイセーガク）

財政學とは財政に關する學、卽ち國家及びその他の公共團體が公共の目的を達する經濟行爲に就いて、其原理及び政策を論究する所の學問である。故に財政學は國家府縣市町村等の公共團體が、公共の目的を達する爲め其の行爲に要する財貨の取得・管理・使用に就き準備す可き原則を研究し、且つまたこれが實行に關する政策をも明かにせんとするものである。

財政學は一面に於いて純理の學問であると共に、一面に於いては應用の學問でもある。從つてその職分とするところは、(1)國家又はその他の公共團體が必要なる收入を得、且つ支出を爲す手段に關し、事實の觀察をなしこ

れが利害の判斷を下す事、(2)事實の觀察利害の判斷の中に、一般的原則を見出して說明すること、(3)一般的原則を基礎として財政に關する實際問題を解釋する事等である。從來財政學はその範圍極めて狹く、主として租稅と公債に就いて研究するものとされてゐたが、今日ではその範圍も擴大され、凡ゆる公共團體に於ける租稅その他の收入は勿論、一般支出及び豫算會計の諸事項にも涉ることとなつた。その結果、財政學は(1)歲出論又は經費論、(2)歲入論は收入論、(3)收支適合論又は公債論、(4)財務行政論・財務管理論又は豫算會計論等を分科として包含するに至つたのである。

稅關(ゼーカン)

稅關は關稅・噸稅及び關稅諸收入に關する事項や、船舶及び貨物の取締等に關する多くの事項を取扱ふ所の、特殊の行政官廳であつて大藏大臣の管轄に屬してゐる。卽ち稅關は其の上級官廳として大藏大臣の監督を受け關稅行政に關する法律命令を執行するものであり、必要に應じて其の管轄區域內に稅關支署及び稅關監督署を設けることが出來る。然しこれらの稅關支署及び監督署は稅關の下級官廳ではなく、稅關の一部を構成するものとなるのである。

稅關の組織權限は、稅關官制により定まるのであるが、官制によれば、稅關は稅關長一人を以つて組織する獨任制の官廳である。卽ち稅關長の意志は、稅關官廳の意志となつて發表されるのである。稅關長は奏任官であつて、稅關に關する一切の事務を管理する。稅關長の補助機關としては、事務官・監視官・監定官等の奏任官を始めとして、多くの官吏がゐる。

稅關は橫濱・神戶・大阪・長崎・門司・函館の六港に置かれてあり、その管轄區域は勅令を以つて定められる。また稅關支署の位置及び區域は、勅令によつて定められるものであり、稅關監督署の名稱位置は大藏大臣がこれを定める。臺灣における稅關は、淡水・安平の二港に置かれ、臺灣總督の指揮監督の下に、稅關長は一切の事務を掌理するのである。而してその官制は大體內地におけるものと同樣である。

錢座(ゼニザ)

錢座とは德川時代に行はれてゐた銅錢・鐵錢等小額鑄貨の發行所を云ひ、また鑄錢座とも呼ばれてゐた。錢座は始め幕府の直營であつたが、後には鑄造の特許を得たものをして支配せしめ、鑄造年額の幾分を特許稅として納付せしめてゐたのであつた。錢座が鑄造した貨幣は、法定價格を以て流通せしめられ、價格と原料及び諸費を差引いた殘額を、經營者の所得とせしめられてゐた。錢座の沿革は寬永十三年江戶芝に設けられたものを嚆矢とし、翌十四年には水戶・仙臺・吉田・松本・高田・長門・備前・豐後等にも設立を許可されたのであるが、これ等は何れも常設的のものではなく、錢の鑄造に際して、一時的に設けられたものに過ぎなかつた。故に鑄造の必要が止めば直ちに閉鎖されるものであり、鑄造の必要が生ずれば開始されるのが常であつたのである(「座」參照)。

族制(ゾクセー)

族制(organization of kinship)とは血緣關係の體制を謂ふ。血緣には自然的なるものと人爲的なるものとがある。自然的血緣とは血を分ちたるもの、關係であつて、その一形式は親と子との間に存し、或は同じ親を持つ子女の間に存する。血緣關係なる言葉の解釋はきはめて廣義にいへば、總ての人類は根本の夫婦より生じたる子孫であるといふ意味に解すべきあである。更らに生物學の說くところに依ると、自然的血緣はすべての有精動物の間

社會問題辭典 終

に存在してゐる。人爲的血緣といへば習慣若しくは法律に依つて認められた血緣關係を謂ふのである。一團體が共通の祖先より生じたとする傳說上の假定に從ふ場合や、共通のトーテム(其の項を見よ)に關係することによつて血緣を有すると爲す場合は、いづれも習慣によつて定まる血緣關係である。婚姻に依る夫婦の間に法律上の血緣關係を結び、養子に依つて生ずる親子關係、法律上の血緣關係などは、いづれも法律上から成立する人爲的血緣である。人爲的血緣の更らに擴張せられたるものに、宗敎團體に於ける兄弟關係がある。血緣關係の體系~形式上から觀察すると、母權的家族若しくは母系的家族と父權的家族若しくは父系的家族の二つの形式がある。前者は社會發達の初期に存し、後者は前者に次ぐのを常とする。人類が動物の狀態より進化するに方つて、生殖上に於ける父の役目の不明なため、家族團體を形づくるものは母と子に限られる。この時代を、母權的若しくは母系的時代と呼ぶ。生殖上に於いて父の役目が判然してくると、父はその子女との血族關係を認められ、父の權力は、漸く母權を凌駕して來るに及んで、血族の基礎は、男性に遷る。卽ち父權的若しくは父系的時代を造る。母權時代は群社會と觀、父權的時代は部族社會と觀ることができる。時代の推移や、社會の絕えまなき進化は、氏族の血緣關係より進んで、部族的となり、民的となり、さらに擴大されて世界的となつて來るのである。

ゾムバルト(ウェルナー)

ゾムバルト(Werner Sombart)は獨逸經濟學者中の偉才である。一八六三年一月十九日ハノーバー・ハルツ州エルムスレーベンに生る。ビザ及び伯林で法律學と國民經濟學を修め、一八八八年ブレーメン商業會議所書記長となり、一八九〇年ブレンタノー敎授の後任者としてブレスラウ大學に聘せられ、一九〇六年伯林高等商業學校の敎授となり現今に至る。主なる著述には『社會主義及び社會運動』(ゾムバルト著書中最も有名で、各國語に譯されてゐる)『近世資本主義論』(第一卷資本制度發生史第二卷資本制度發展論)『プロレタリア論』『猶太人の經濟生活』『何故米國に社會主義無きか』『カール・マルクスの事業』等がある。

ゾンネンフェルス(ヨゼフ)

墺太利の有名なる法學者警察學者ゾンネンフェルス(Joseph Sonnenfels)は、一七三三年モラビア州ニコルフブルグに生れた。彼れの祖父は猶太人であつたが、家計困難なるため、陸軍の兵士となり、後ち維納に歸り語學を修め、一七五四年維納大學に入り法學を研究す。卒業後、同大學の警察學講座を擔任し民衆の保護敎育に盡力して此方面に貢獻せる所少なからず、刑罰制度の改善には特に力を致した。一八〇六年維納の名譽市長となり、一八一七年死す。不朽の名著『警察原理』を遺した。

ルッソー（ワルデック——
Waldeck Rousseau）……568
ルーズベルト（セオダー——
Theodore Roosevelt）……569

——(S)——

サン・シモン（クロード・アンリ・コント・デ
——Claude Henry Comte De Saint
Simon）……584
セーニアー（ナッソー・ウヰリアム——
Nassau William Senior）……590
セリグマン（エドキン・アール・エー——
Edwin R. A Seligman）……594
シマダイチロー（島田一郎）……637
シスモンヂ（ジァン・シァール・レオナル
——Jean Charles Leonad Sismondi）…650
シュメーリング（アントン・フォン——
Anton von Schmerling）……682
シュモラー（グスターフ——
Gustav Schmoller）……682
シュルツェデーリッチ（フランツ・ヘルマン
——Franz Hermann Schulze-Delitzsch）683

——(T)——

タグチテーケン（田口鼎軒）……687
タッカー（ジォサィア——Josiah Tucker）…690
タムソン（ウヰリアム——
William Thomson）……690
ティレット（ベンジァミン——
Benjamin Tillet）……713
トインビー（アーノルド——
Arnold Toynbee）……698
トロェルストラ（Troelstra）……706
トロッキー（レオン——Leone Trotsky）‥706
トーマ（アルベール——Albert Thomas）…713
トルストイ（レオ——Leo Tolstoy）……713
トヤママサカズ（外山正一）……710

——(V)——

ヴァイアン（エドワール——
Edouard Vaillant）……722
ヴァンダーヴェルト（エミール——
Emile Vandervelde）……722
ヴィヴィアニ（ルネ——René Viviani）……722

——(W)——

ワグナー（アドルフ——
Adolf Henri Wagner）……724
ワイトリング（ウヰルヘルム——
Wilhelm Weitling）……724
ワイズマン（アウグスト——
August Weismann）……724
ワレース（アルフレッド——
Alfred Russel Wallace）……725
ワレース（グレーハム——
Graham Wallace）……725
ワシントン（ブーカー——
Booker Washington）……726
ワシントン（ヂョーヂ——
George Washington）……726
ワット（ゼームス——James Watt）……726
ウエッブ（ビアトリス——Beatrice Webb）726
ウエッブ（シドニー——Sidney Webb）……727
ウェルズ（ハーバート——
Herbert G. Wells）……727
ウヰルソン（ウドロー——
Woodrow Wilson）……727
ウォード（レスター——Lester F. Ward）…727
ウォーリング（イングリッシュ——
Wm. English Walling）……728
ウォルフ（ウヰリアム——
Henry Wm. Wolf）……728

——(Y)——

ヤング（アーサー——Arthur Yonng）…… 729

——(Z)——

ザイデル（エミール——Emil Seidel）……748
ゾムバルト（ウェルナー——
Werner Sombart）……750
ゾンネンフェルス（ヨゼフ——
Joseph Sonnenfels）……751

ゴッセン（ヘルマン・ハインリッヒ——
Hermann Heinrich Gossen）……204

——（H）——

ハーデー（ケア——Keir Hardie）……208
ハーゼ（ヒューゴー——Hugo Haase）……246
ハインドマン（ヘンリー・メイヤーズ——
H. Mayers Hyndm n）……208
ハックスレー（トマス・ヘンリー——
Thomas Henry Huxley）……210
ハンター（ロバート——Robert Hunter）…215
ハウプトマン（ゲルハルト——
Gelhart Hauptman）……219
ヘンダーソン（アーサー——
Arthur Henderson）……224
ヘルッカ（テオドル——Theodor Herlzka）224
ヘルツェン（アレキサンダー——
Alexander Herzen）……224
ヒルデブランド（ブルノー——
Bruno Hildebrand）……229
ホブソン（ジョン・アッキンソン——
John Atkinson Hobson）……233
ホッヂスキン（トマス——
Thomas Hodgeskin）……235
ヒルキット（モリス——Morris Hillquit）…246
ヒューム（デヴイッド—— David Hume）…246

——（I）——

イエヒトシンノー（舎人親王）……248
イクタクニホ（生田國秀）……250
イリー（リチャード・セオダー——
Richard Theodore Ely）……257
イシダバイガン（石田梅巖）……258
イタガキタイスケ（板垣退助）……259
イトージンサイ（伊藤仁齋）……261
イトートーガイ（伊藤東涯）……261

——（J）——

ヂョーヂ（ヘンリー——George Henry）…284
ヂョーヂ（ロイド——David loyd George）284
ジョレス（ジァン・レオン——
Jean Le'on Jaures）……284
ジェヴォンズ（ウヰリアム・スタンレー——
William Stanley Jevons）……263

——（K）——

カベー（エチエンヌ——Etienne Cabet）…285
カイバラエキケン（貝原益軒）……295
カムパネラ（トマソ——
Tommaso Campanella）……308
カンピシ（韓非子）……317
カンシ（管子）……320
カント（イマヌエル——Immanuel Kant）…320
カーペンター（エドワード——
Edward Carpenter）……321
カーライル（トマス——Thomas Carlyl）…322
カウッキー（カール——Karl Kautsky）……326
ケネー（フランソア——Francois Quesnay）333
コミヤママサヒデ（小宮山昌秀）……408
コント（オーギュスト——Auguste Comte）409
コンドルセー（ニコラス——
Nicolas Condorcet）……410
コンラッド（ヨハンネス——
Johannes Conrad）……410
コルベール（ジァン・バチスト——
Jean Baptiste Colbert）……413
コートクシュースイ（幸德秋水）……425
クマザワバンザン（熊澤蕃山）……431
クラインズ（ジェー・アール——
J. Robert Clynes）……434
クラーク（ジョン・ベーツ——J. P. Clerk）434
クリタリツリ（栗田栗里）……435
クロポトキン（ピーター——
Peter Alxeievitch Kropotkin）……435
クサマナオタカ（草間直方）……436

——（M）——

マクドナルド（ラムセー——
Ramsay Macdonald）……460
マルクス（カール——Karl Marx）……464
マルサス（トマス・ロバート——
Thomas Robert Malthus）……465

メンガー（アントン——Anton Menger）…467
ミラボー（オノレ・ガブリエル——
H nore Gabriel Riqueti Mirabeau）……471
ミル（ジェームズ——James Mill）……471
ミル（ジョン・スチュアート——
John Stuart Mill）……472
ミルラン（アレキサンドル——
Alexandre Millerand）……472
モーア（サー・トマス——Sir Thomas More）473
モンテスキュー（シァール・ルイ——
Charles Montesquieu）……474
モーリス（ウヰリアム——William Morris）475
ムッソリーニ（ベニトー——
Benito Mussolini）……476

——（N）——

ナカエチョーミン（中江兆民）……477

——（O）——

オーアンセキ（王安石）……503
オーエン（ロバート——Robert Owen）…503
オギューソライ（荻生徂徠）……504
オイケン（ルドルフ・クリストーフ——
Rudolf Christoph Eucken）……504
オーノヤスマロ（大安麻呂）……506
オッペンハイマー（フランツ——
Franz Oppenheimer）……506
オーシオヘーハチロー（大鹽平八郎）……507

——（P）——

パンカースト（クリスタベル——
Christabel Paukhurst）……512
パンカースト（エメリン——
Emmeline Pankhurst）……512
パッテン（サイモン・ネルソン——
Simon nelson Patten）……509
プライス（リチャード——Richard Price）…509
プラトン（Platon）……510
プレハノフ（ゲオルグ——
George Plehanow）……510
プルドーン（ジョセフ——
Joseph Proudhon）……511

——（R）——

ラファルグ（ポール——Paul Rafargue）……513
ラマルク（ジァン・バチスト——
Jean Baptiste Pierre Antoine de Monet
de Lamarck）……513
ラルキン（ジェームズ——James Larkin）…514
ラッサレ（フェルヂナンド——
Ferdinand Lassalle）……515
レードラー（ウェリントン——
Wellington Ladler）……517
レニン（ニコライ——Nikolai Lenin）……520
リー（アルガーノン——Argernon Lee）…521
リーブクネヒト（カール——
Karl Liebknecht）……522
リーブクネヒト（ウヰルヘルム——
Wilhelm Liebknecht）……523
リカルド（デヴイッド——
David Ricardo）……529
ロック（ジョン——John Lock）……559
ロックフェラー（ジョン・デヴィソン——
John Devison Rockfeller）……559
ローヂァース（ソロルド——
James Thorold Rogers）……569
ロムブロソー（チェザレー——
Cesare Lombroso）……569
ロンドン（ジアック——Jack London）……560
ロリア（アチル——Achille Loria）……563
ロッシァー（ウヰルヘルム——
Wilhelm Roscher）……567
ロッス（エドワード・アルスワース——
Edward Alesworth Ross）……567
ルクセンブルグ（ローザ——
Rosa Luxsemburg）……567
ルロアボーリュー（ピエール・パウル——
Leroy-Beaulieu……568
ルッソー（ジァン・ジアック——
Jean Jacques Rousseau）……568

社會問題辭典

大正十四年六月十二日 印刷
大正十四年六月十五日 發行
大正十五年五月十五日 十版

（定價五圓）

編輯者 高畠素之
東京市牛込區矢來町三番地

發行者 佐藤義亮
東京市小石川區西江戸川町二十一番地

印刷所 富士印刷株式會社

發行所 新潮社
東京市牛込區矢來町三番地
振替（東京）一、七四二番
電話牛込（區）八〇六番・八〇八番・八〇七番・八〇九番

人名索引

—(A)—

アッベ（エルンスト——Ernst Abbe）……1
アウエル（イグナツ——Ignaz Auer）……20
アヴェリング（エドワード・Edward Aveling）1
アドラー（フィクトル——Victor Adler）……1
アドラー（フリードリッヒ——Friedrich Adler）……2
アークライト（サー・リチァード——Richard Arkwright）……8
アメノモリホーシュー（雨森芳洲）……9
アンシ（晏子）……13
アヲキコンヨー（青木昆陽）……14
アライハクセキ（新井白石）……15
アリストテレース（Aristoteles）……15
アサミケーサイ（淺見絅齋）……18
アスキス（ハーバード・ヘンリー——Herbert Henry Asquith）……19

—(B)—

バーヂァー（ヴィクター——Victor Berger）…23
バクーニン（ミハエル——Michael Bakunin）23
バザール（サン・アマン——St. Amand Bazard……25
ベーベル（アウグスト——August Bebel）…26
ベーコン（フランシス——Francis Bacon）…33
ベームバヴェルク（オイゲン・フォン——Eugen von Böhn-Bawerk）……33
ベンタム（ジェレミー——Jeremy Bentham）35
ベラミー（エドワード——Edward Belamy）35
ビスマルク（オットー・エドワード——Otto Edward Leopold Bismark）……39
ブランデス（ゲオルグ——Georg Brandes）…68
ブランキー（ルイ・オーギュスト——Louis Auguste Blanqui）……68
ブレンタノ（ルヨ——Lujo Brentano）……69
ブース（ウキリアム——William Booth）……71
ビユッヒァー（カール——Karl Buecher）……74

—(D)—

ダニエル（デ・レオン——De Leon Daniel）106
ダーキン（チァールズ・ロバート——Charles Robert Darwin）……106
ダザイシュンダイ（太宰春臺）……107
デブス（ユーヂン・ヴィクター——Eugene V. Debs）……107

—(E)—

エベルト（フリードリヒ——Friedrich Ebert）……143
エンゲルス（フリードリヒ——Fredrich Engels）……139
エオンホッシ（慧遠法師）……140

—(F)—

フェルリ（エンリコ——Enrico Ferri）……183
フィヒテ（ヨハン・ゴットリーブ——Johan Gottrib Fichte）……153
フィリッポヴイッチ（フォン・フイリップスベルグ・オイゲン——Eugen Philippovich von Philippsberg）……155
フジタユーコク（藤田幽谷）……163
フクザワユキチ（福澤諭吉）……169
フランクリン（ベンジァミン——Benjamin Franklin）……170
フランス（アナトール——Anatole France）184
フリエー（フランソア・マリー・シァール——Francois Marie Fourier）……180

—(G)—

ゲーテ（ヨハン——Johan Wolfang von Goethe）……194
ゴッドキン（ウキリアム——William Godwin）……201
ゴムパーズ（サムエル——Samuel Gompers）……202
ゴーリキー（マキシム——Maxim Gorky）203
ゴールドマン（エムマ——Emma Goldman）……203

新學說大系

社會哲學

北　昤吉氏・高畠素之氏共編

第一編	唯物史觀の改造	ツガン・バラノフスキイ　高畠素之氏譯述
第二編	社會學的認識論	ラッツエンホーファー　宮崎市八氏譯述
第三編	時間と自由意志	ベルグソン　北昤吉氏譯述
第四編	田園・工場・仕事場	クロポトキン　中山啓氏譯述
第五編	富國論	アダム・スミス　神永文三氏譯述
第六編	社會生活と精神生活	オイツケン　高橋正雄氏譯述
第七編	政黨心理の研究	ロベルト・ミヒェルス　西村二郎氏譯述
第八編	社會學通俗教科書	ギデンス　神永文三氏譯述
第九編	マルクス經濟學批判	カール・カウツキー　石川準十郎氏譯述
第十編	社會學思想の人生的價値	アルビオン・ウエ・スモール　高畠素之氏譯述
第十一編	プラトン理想國	プラトー　津久井龍雄氏譯述
第十二編	財産の進化	ポール・ラファルグ　高畠素之氏譯述
第十三編	實踐倫理批判	カント　高井篤氏譯述

新四六版背布特製◆紙數一冊約二百三十頁

——定價各冊壹圓貳拾錢◆送料各冊拾錢づゝ——

高畠素之氏譯（菊判背皮全三卷・四冊）

マルクス資本論

■全然、舊版の面目を一變せる改譯■

マルクスの『資本論』は、有史以來、人類の科學的努力が產出した最大勞作の一つである。マルクスは其該博なる知識と、深刻なる論理のメスとを以つて、資本主義經濟の構造を餘蘊なく解剖し盡くし、次いで來たるべき新社會の曙光を暗示した。而して世界は今や、この科學的巨人の指示に從つて、悲壯なる改造を遂げんとしてゐる。刊行後六十年にして、時代の生命を現實的に燒熱し、時代の思潮を樞軸的に回轉せしむるもの、マルクスの『資本論』の如きは稀である。而も『資本論』は論旨深邃にして行文難解を以つて聞え、これを眞に理解せんとすれば、豐富なる原語の素養に加ふるに、克明なる思想の鍛鍊を以つてしなければならない。譯者はマルクスの研究に於いて良心的權威に卽頭する所の第一人を以つて任ずるもの、曩に滿六ケ年の全身的沒頭を以つて譯了したる『資本論』全三卷一萬枚は、譯者にとつて寧ろ悲痛の追憶を存するのみ。震災のため舊版紙型全部燒失せるを寧ろ好機とし、玆に決死の覺悟を以つて譯筆を新たにした。舊版の難澁なる筆致は科學的嚴正を傷けざる限り、玆に全部理解し易き日本文に書き改められた。難解の外國文を轉じて、飜譯臭味なき邦文の『資本論』を完成したる一點のみを以つても、譯者の勞は永久に記念せらるべきものであると自信する。

第一卷（六版）紙數千百五十頁　定價八圓五拾錢　書留小包卅六錢

第二卷（四版）紙數七百二十頁　定價六圓　書留小包廿七錢

第三卷（新刊）紙數六百三十頁　定價五圓五拾錢　書留送料廿七錢

—上—

思想·文藝講話叢書

第一編	近代思想十六講	中澤臨川氏 生田長江氏	著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
第二編	社會問題十二講	生田長江氏 本間久雄氏	著	價貳圓 郵送料拾貳錢
第三編	近代文藝十二講	生田長江氏 森田草平氏 野上白川氏 昇曙夢氏	著	價貳圓參拾錢 郵送料拾貳錢
第四編	近代劇十二講	楠山正雄氏	著	價參圓五拾錢 郵送料拾八錢
第五編	改造思想十二講	宮島新三郎氏 相田隆太郎氏	著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
第六編	日本近世文學十二講	高須芳次郎氏	著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
第七編	日本現代文學十二講	高須芳次郎氏	著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
第八編	小說研究十六講	木村毅氏	著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
第九編	婦人問題十六講	奧むめお氏	著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
第十編	社會學十二講	杉山榮氏	著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
第十一編	東洋思想十六講	高須芳次郎氏	著	價貳圓五拾錢 郵送料拾貳錢
第十二編	歐洲繪畫十二講	伊達俊光氏	著	價參圓五拾錢 郵送料拾八錢